

著作権100年史年表

伊藤 信男 編

— 著作権法施行70周年記念 —

文 化 庁

序

今年は、現行著作権法の施行（明治32年7月）70周年である。さかの
ほれば、明治2年の出版条例によってわが国の著作権制度がはじまって
以来100年にあたる。

本書は、これらを記念して、明治以来この100年の間における著作権
保護の発展の過程を顧みるため、弁護士伊藤信男氏に委嘱し、昭和35年
2月文部省から刊行した「綜合近代著作権文化史年表」を改訂増補した
ものである。

国際的な著作権保護の発展については、別に著作権制度審議会委員野
村義男氏に委嘱して「文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ
同盟の生成と発展」を作成、刊行した。

今年は、著作権法施行70周年であると同時にその著作権法の全部を改
正するための新著作権法案の国会審議が開始された年でもある。二つの
記念刊行物が、著作権保護の過去から将来への展望台として活用される
ことを希望する。

昭和44年12月

文化庁文化部長 吉里邦夫

は し が き

編者は、昭和35年2月に文部省より刊行された「綜合近代著作権文化史年表」の“はしがき”に、つぎのように記しておいた。

「……もし編者にそのときまでの余命が恵まれるならば、約8年ののちに、この書に斧鉞を加えるとともに新しい血肉を与えて、形式・内容ともに面目を一新した『著作権文化100年史年表』を作成したいと思う。」

幸いにして余命に恵まれて迎えたこの春、たまたま、文化庁当局より旧年表改訂の依頼を受けた。編者はただちに上記文章を想起し、この機に、上記文章中に表明した念願を果たすべく、単なる改訂にとどまらず、「新著作物ト看做サルヘキ」全面的な改訂増補を加えたい旨の希望を述べ、その了解を得た上で作業に着手した。諸般の事情に妨げられて約定日を更新すること再三、ようやくにして形を成すに至ったのが、この年表である。

出来上った年表そのものは、どうやら、「形式・内容ともに面目を一新した」というにはほど遠く、この点では十分に満足しうる成果ではないけれども、旧年表のばあいと異なって、今後再改訂の“余命”を期待しえないことではあり、編者なりに全精力を傾倒したつもりである。いま、9年来の念願を曲がりなりにも果たしえたということに対しては、一応の喜びと満足とを、心ひそかに禁じえないでいる次第である。

早からず遅からず、最も適切な時機に年表作成の機会を与えられ、かつ、資料の調査その他に援助を与えられた文化庁著作権課の各位に深謝の意を表するとともに、カード作成・浄書等に協力してくれた弁護士美作治夫・早稲田大学大学院学生安達常範の両君ならびに愚息瑛の労を多とするものである。

なお、年表に索引を欠くのは、いわゆる画竜点睛を欠くの憾みを免れないので、この年表についてもその作成に着手したが、時間的にとうてい間に合わないことが判明したため今回は断念せざるをえなかつた。将来できるだけ早い時期になんらかの方法で追加発行する予定であることを附記して、本年表利用者の御諒恕を求める。

昭和44年9月

編 者 識

凡 例

1 編集の目的

この年表は、明治・大正・昭和の100年間における日本を中心とする世界の著作権立法及び著作権関係・参考事項を年代順に収録排列することによって、その発達の歴史を明らかにし、かつは、著作権法の研究及び実務の便に供することを目的として編集したものである。

2 編集の方針

この年表は、特殊の目的をもつ専門的年表であるから、他の一般的年表とは異なり、その性質に応じた方針をもって編集した。すなわち、

- (1) 単に事実を羅列しただけでは利用上不十分と考え、内容的に雑然とし、冗長の嫌いは免れないけれども、ある程度説明的記事を附加した。
- (2) 収録事項のうち月を欠くもの（“この年”として表示）及び日を欠くものが相当あるが、これらは、事柄の性質上当然に月または日を欠くべきもの、原資料にその記載を欠くもの、同一事項に対する2以上の資料の日付けが食い違うためその記載を欠くことにしたものを含む。

3 収録事項の範囲

- (1) 時の面においては、慶応4年・明治元年—1868年より昭和43年—1968年までであつて、これでは101年になるが、慶応4年・明治元年の分は、前史とする建前である。
- (2) 所の面においては、日本のみにとどまらず、ひろく世界各国にわたる。ただし、日本関係に重点をおくものであること勿論で、外国関係については、単にこれによって世界的な動きを知るという意味で附け加えたにすぎないものともいえるのであり、したがって網羅的ではない。
- (3) 内容の面においては、次項の分類によって明らかなように、およそ著作権に関連する法令・条約・会議・登録・紛争・裁判事件・判例・文献等一切の事項を含むほか、これらの事項の歴史的背景ともいふべき社会及び文化界の時事を配した。ただし、100年間を通じて系統的に収録してはいない。それは、資料を欠くこと又は不必要と考えたことによる。

4 収録事項の分類

この年表は、収録事項を、(A)著作権立法・条約、(B)関係参考法令・行政事項・国際会

議、(C)著作権時事、(D)社会・文化時事の4項目に分ち、さらにこれら各項を下記のように小分類して各欄に収録した。

- (A) (a) 日本著作権法令(法規の性質を有する布告・告示・布達・通達・通告等を含む)・著作権関係法令・著作権法案
(b) 多数国間及び2国間条約(協約・協定等を含む)・諸外国著作権法令・条約案及び各国法案・条約加入脱退
(B) (a) 著作権に関する条項を含み、又は著作権と関連性をもつ日本の法律・命令・規則及び著作権法の研究上又は実務上参考となる日本の法律・命令並びに日本加入の条約
(b) 1. 国会・行政機関及び対行政機関事項(許可・認可・通達・意見書提出・陳情の類を含む)
2. 著作権審査会その他の委員会に関する事項
3. 著作権登録
(c) 条約及び諸外国参考法令並びにこれらに関する事項
(d) 各国政府及び民間団体の国際会議・委員会等の記録
(C) (a) 日本における偽作・紛争・裁判事件・著作権関係団体の記録・著作権主要判例・主要文献
(b) 諸外国における偽作・紛争・裁判事件・著作権関係団体の記録
(D) 著作権立法及び著作権時事問題を、時代的背景と関連させて把握理解するために必要ないし有益と考えられる一般社会的事件又は記録的事項(a)及び文化界に生じた時事的又は記録的事項(b)並びに外国関係事項(c)

5 収録事項の排列

- (A)欄(a)は月日順、(b)は原則として条約加入を除いて月日順
(B)欄(a)、(c)は月日順、(b)は原則として委員会開催及び著作権登録を除いて月日順
(C)欄(a)は判例・文献を除いて月日順、判例・文献は一括して掲げ、(b)は月日順
(D)欄(a)、(b)、(c)とも月日順
によってそれぞれ排列したが、収録事項によっては“月日”というものに拘泥しないで内容的に相当の場所に掲げたものもある。

6 表示方法の説明

- (1) A・B・C・Dの各欄を通じて、
(a) 外国名は、特別の場合を除いて、煩を避けるため、通例の用字に従い、かつ、若干の

国について簡略化した。例えば、グレート・ブリテンをイギリス又は英、フランス・ベルギーを仏・白とするがごとし。

- (b) []内の数字([8.6]、[5.])は月日又は月を示し(文献に限り巻号を示す、[5—8]は5巻8号)、[~6.5]は当該事項冒頭数字の示す月日より継続して6月5日に至ることを示す。
(c) 事項の末尾に附されている※に続く記載は、当該事項に附随する参考又は解説的記事である。
(d) 人名については、歴史的記述としての立場から、故人と現存者とを問わず、敬称を省略した。
(e) 団体名については、特に必要ある場合のほか、法人の称号(社団法人、株式会社、協同組合等)を省略したほか、ときには略称(例えば、民放連、映連)を使用した。
(2) A欄においては、
(a) 内外重要法令・条約にはゴシック体を用いた。
(b) 所要に応じて< >内に法令・条約の内容又は改正条項を示した。
(c) 法令の題名等片カナ使用のものをも、すべて平ガナで表示した。
(3) C欄においては、
(a) 判例の項の地裁は地方裁判所、高裁は高等裁判所、最高裁は最高裁判所を示す。
(b) 文献の項の法律専門誌(紙)は巻号を、そうでない新聞雑誌には月(日)を掲げた。
(c) 略記号は、法協(法学協会雑誌)、国家学会(国家学会雑誌)、京法(京都法学会雑誌)、時報(法律時報)、法曹会(法曹会雑誌)、民商法(民商法雑誌)、日法(日本法学)、新聞(法律新聞)に限り略称を用いた。

7 参考資料

この年表を作成するため使用した資料は、旧年表に使用したもののほか新しく多数のものを使用したが、あまり数が多いので、いちいち挙示することを省略し、ただ、

1. 文部省・文化庁発行の各種資料
2. 日本書籍出版協会「日本出版百年史年表」
3. 著作権資料協会機関誌「コピライト」及び同協会発行の各種著作権資料を掲げるにとどめる。

なお、各種資料中同一事項について食い違う記事については、編者の判断により取捨選択したものが少なくないことを附け加える。

目 次 (年号対照表)

日 本 年 号	西 紀	ページ
慶応4年・明治元年	1868年	10
明 治 2 年	1869年	12
3 年	1870年	12
4 年	1871年	14
5 年	1872年	16
6 年	1873年	16
7 年	1874年	18
8 年	1875年	20
9 年	1876年	22
10 年	1877年	24
11 年	1878年	26
12 年	1879年	28
13 年	1880年	28
14 年	1881年	30
15 年	1882年	32
16 年	1883年	32
17 年	1884年	34
18 年	1885年	36
19 年	1886年	36
20 年	1887年	38
21 年	1888年	40
22 年	1889年	42
23 年	1890年	42
24 年	1891年	44

日 本 年 号	西 紀	ページ
明 治 25 年	1892年	46
26 年	1893年	46
27 年	1894年	48
28 年	1895年	50
29 年	1896年	50
30 年	1897年	54
31 年	1898年	56
32 年	1899年	56
33 年	1900年	60
34 年	1901年	62
35 年	1902年	62
36 年	1903年	64
37 年	1904年	66
38 年	1905年	66
39 年	1906年	68
40 年	1907年	70
41 年	1908年	70
42 年	1909年	72
43 年	1910年	74
44 年	1911年	76
明治45年・大正元年	1912年	80
大 正 2 年	1913年	82
3 年	1914年	84
4 年	1915年	86

日 本 年 号	西 紀	ページ
大 正 5 年	1916年	88
6 年	1917年	90
7 年	1918年	90
8 年	1919年	92
9 年	1920年	94
10 年	1921年	96
11 年	1922年	98
12 年	1923年	100
13 年	1924年	102
14 年	1925年	104
大正15年・昭和元年	1926年	106
昭 和 2 年	1927年	108
3 年	1928年	110
4 年	1929年	114
5 年	1930年	116
6 年	1931年	120
7 年	1932年	122
8 年	1933年	128
9 年	1934年	130
10 年	1935年	136
11 年	1936年	140
12 年	1937年	146
13 年	1938年	150
14 年	1939年	154
15 年	1940年	158
16 年	1941年	162
17 年	1942年	166

日 本 年 号	西 紀	ページ
昭 和 18 年	1943年	170
19 年	1944年	172
20 年	1945年	174
21 年	1946年	178
22 年	1947年	182
23 年	1948年	186
24 年	1949年	192
25 年	1950年	198
26 年	1951年	204
27 年	1952年	210
28 年	1953年	218
29 年	1954年	222
30 年	1955年	228
31 年	1956年	236
32 年	1957年	242
33 年	1958年	248
34 年	1959年	256
35 年	1960年	268
36 年	1961年	274
37 年	1962年	280
38 年	1963年	286
39 年	1964年	298
40 年	1965年	308
41 年	1966年	318
42 年	1967年	326
43 年	1968年	340

— 慶応4年・明治元年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 28 官準ヲ経サル書籍ノ刊行売買ヲ禁ス (太政官布告第358号) 公布。 6. 8 官準ヲ経サル書類ノ刊行ヲ申禁ス (太政官布告第451号)。 6. 20 書物開版受検方 (鎮台府達 第500号)。 12. 14 書籍開版心得<私刻偽版の禁を犯すものの制裁> (行政官より京都府へ照会)。 ※京都府回答明治2年正月12日。 この年 イタリア・スイス間著作権条約締結。	6. 8 官許無之新聞刊行廃止之件 (太政官布告第451号)。

— 1868年 —

著作権時事	社会・文化時事
4. 10 福沢諭吉の著「西洋旅案内」を関西で重板 (偽版) した者があったので、同人は、中外新聞に広告を出して、重板者の住所氏名を通報すべきことを読者に求める。 4. 25 唐通居士「論=重板=」, 中外新聞に掲載。 ※唐通居士は神田孝平の変名という。 5. — 渡辺一郎「擬制竝重板を禁ずる論」, 中外新聞外篇に掲載。 この年 神田孝平, 「褒功私説」 (西洋雑誌巻4) を発表し, 新規の発明等に特許を与えるべきことを説く。	1. 7 徳川慶喜征討大号令下る。 1. 14 新政府, 王政復古を各国公使に通告。 1. 17 三職の職制を定め, 太政官内に七科をおく。 3. 14 五箇条の御誓文を発する。 4. 11 官軍江戸入城。 5. 14 彰義隊, 上野に拠って官軍と交戦。 7. 17 江戸を東京と改める。 8. 27 明治天皇即位。 9. 8 明治改元, 一世一元の制を定める。 10. 13 天皇京都から東京に移り, 江戸城を皇居とする。 2. 24 中外新聞, 江戸の洋学者柳河春三により創刊。 3. — トコトンヤレ節流行。 3. — 新政府, 仲間制度公認の布達を発し, 本屋仲間は従来どおりとなる。 4. — 福沢諭吉, 慶応元年に創立した塾を慶応義塾と命名。 4. 5 官報の前身「太政官日誌」, 政府の機関紙として京都で創刊。 4. 25 商法司を京都に設け, その支署を東京・大阪におく。 5. 30 京都商法令所より商法大意布達。 ※問屋株を廃し, 売価の自由を認めたもの。これによって株仲間の性質変わり, 従来のは枯死した形となる。 6. 26 旧幕府医学所を復興して医学校とする。 6. 29 同昌平塾を復興して昌平学校とする。 8. — 医師早矢仕有的, 丸屋善八と号して横浜に洋書店を開く。 ※明治2年東京に移り丸屋商社と改め, さらに同13年丸善と改称。 9. 12 旧幕府開成所を復興して開成学校とする。

--	--

明治2年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 27 図書開版願出方<図書重版の禁止>(行政官布告第81号)公布。※法規分類大全第1編では「行政官達」になっている。明治2年5月3日出版条例により改正。 5. 13 出版条例・出版願書雛形<図書出版者の保護・重版者の処罰・舶来図書翻刻者の保護等>(行政官達第444号)公布。※明治5年の出版条例によって全面改正。 4. 23 出版書籍重版の区別を示す(大史より京都府へ回答)。※京都府より伺4月18日。	2. 8 新聞紙学校に於て取締之件(沙汰第135号)公布。※はじめて新聞紙の発行許可、開成学校で取り扱う。 5. 14 図書開板、この年正月27日の布告により行政官から学校の所管に移る。昌平・開成両校、出版取調所を設け出版出願を受理。

明治3年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 22 書籍新刻免許自今大史にて取扱之件<出版免許事務を大史の主管とするも	11. 4 福沢諭吉、自己の著書に対する偽版続出を憤り、大阪府知事にあて取締方

	この年 欧米近代文化紹介の啓蒙書相次いで発行される。 この年 下岡運杖、アメリカの建築技師ビズンについて石版術の研究を始める。 この年 ドイツの写真師アルバート・(J'Albert)、写真製版印刷法の一つコロタイプを発明。
--	--

—1869年

著作権時事	社会・文化時事
12. 3 福沢諭吉、福沢屋諭吉の名前で書物屋組合(本屋仲間)に新加入、自ら出版業を始める。※明治5.8.2にも住所を三田2丁目として新加入の記録がある。 この年 福沢諭吉の「西洋事情」その他の啓蒙的著書の偽版各地に簇生、出版条例の制定に力を得た福沢は益々摘発追求を厳しくする。	1. 10 日独修好通商条約締結。 3. 28 京都から東京に遷都。 6. 17 版籍奉還の詔を聴し、知藩事をおく。 12. 25 東京横浜間に電信開始。 1. 24 宮中「歌会始」復活、以後恒例となる。 6. 15 大学規則を制定、昌平校を改め大学校とし、開成学校と医学校とを附属させる。 6. — 長崎製鉄所内に活版伝習所設置。 8. — 「世界国盡」(福沢諭吉)出版され、ベストセラーになる。 11. 23 京都府、諸株廃止を宣する。 12. 17 大学校を大学とし、開成学校を大学南校、医学校を大学東校とする。 この年 福沢諭吉、「西洋事情」その他の啓蒙的著書を出版し、いずれも洛陽の紙価を高からしめる。 この年 木本昌造、電気字母法および活字鋳込法を完成し、印刷機械を製出。

—1870年

著作権時事	社会・文化時事
	1. — 太政官に制度取調局を置き仏国法典を翻訳させる。

明治3年(1870)～4年(1871)

の> (太政官布告第117号) 公布。 2. 22 同趣旨 (大史へ達) 2. 22 同趣旨 (大学へ達) 6. 11 ドイツ・文学的, 美術的, 音楽的及び演劇的著作物に関する著作権法制定。 7. 8 アメリカ合衆国・特許権及び著作権に関する成文法を修正し, 強化し, 改正する法律制定。	要望の願書を差し出す。 この年 大阪地本屋仲間, 大阪府庁に「重版覚書」(好辭28点の偽版書列挙)を届け出る。
---	---

明治4年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
8. 4 出版免許自今文部省にて取扱之件 (太政官布告第393号) 公布。 ※これは明治4.8.4付文部省よりの上申(大史への移管を不当として復元を求めたもの)に基づく。 8. 4 同趣旨 (文部省へ達)	4. 7 専売略規則 (太政官布告第175号) 公布。 ※明治5年3月29日停止。 7. 19 新聞紙条例<大史より京都府へ通達> 7. 29 太政官制改正 (正院左院右院の3院制) 7. 9 司法省設置。 7. 18 文部省設置 (太政官達)。 ※同時に大学廃止。 この年 ドイツ書籍商組合大会開催 (ハイデルベルヒ), 模範著作権条約草案を作成し, 現に各国間に締結されている条約を改正して, すべてこれに則らしめようとする議起こる。

明治3年(1870)～4年(1871)

	3. 14 集議院開設。 3. — 郵便規則公布。ついで太政官達で東海道 (品川—大津, 伏見—守口) に信書郵便を開始する旨の布令が発せられる [12. 4]。 6. 8 東京府下に小学校6カ所開設。 9. 19 平民に氏を称することを許可。 9. — 政府, 江藤新平の献言により, フランス民法の訳出等民法編纂の準備に着手。 10. 20 工部省設置。 11. 13 徴兵令発布。 11. 9 雅楽局を太政官中におく。 12. 12 わが国最初の日刊新聞「横浜毎日新聞」, 横浜で創刊。 ※最初の鉛活字使用。
--	--

—1871年

著作権時事	社会・文化時事
	1. 24 東京・京都・大阪間に郵便設置。 5. — 断髪廃刀令公布 7. 14 廃藩置県断行。 10. 8 岩倉具視ら, 欧米に派遣。 11. 22 郡県制施行 (全国3府72県)。 3. — 慶応義塾, 三田に移転。 4. — 大史局, 「新刻書目一覧」刊行。 7. — 米国宣教師ゴープル, はじめて新約聖書馬太伝の訳書を印刷。さらに翌5年に馬可伝, 約翰伝の和訳本を出版。 ※わが国における聖書翻訳出版の始め。 7. — 中村敏雄, スマイルスの「セルフ・ヘルプ」を訳し, 「西国立志篇」として出版, 当時のベストセラーとなる。 11. 12 日本最初的女子留学生津田梅子ら5名, サンフランシスコに向け横浜港出発。 この年 ドイツ帝国成立, ドイツ憲法制定。

明治5年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 13 出版条例<第3条出版者の保護、第9条他人蔵版図書翻刻者の制裁、第10条舶来図書翻刻者の保護>(文部省布達無号)公布。※明治8年出版条例により廃止。 3. 22 兵書出版免許事務を陸海軍両省に属す(太政官布告第90号)公布。 3. 25 出版免許事務の担当部局を定む(陸軍省達)。 5. — 御国幅員設計等記載の図書検閲方(陸軍海軍文部教部へ達)。 7. 8 教義に関する著書出版願出方(教部省達第11号)。	3. 29 専売略規則当分の間停止(太政官布告第105号)。※専売略規則の効力を停止し、爾来明治18年の専売特許条例公布まで、発明は無保護状態におかれる(通説)。 10. 25 教部・文部2省合併。

明治6年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 30 公布類翻刻販売を許す(東京府へ指令)。 5. 10 文部省蔵版小学教科書を各地方官において刷行許す(文部省布達第68号)。 7. 27 反刻許可小学教科書書目を布達(文部省布達第107号)。	10. 19 新聞紙発行条目(太政官布告第352号)公布。 2. 17 福沢諭吉、偽版の害を説き、偽版禁制を厳重にされた旨、文部省に要求。

—1872年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 福沢諭吉の著書「学問のすすめ」初編、たちまちベストセラーになり20万以上の発行、各地に偽版続出し、その数、数十万に上ったという。※「学問のすすめ」は明治9年、17編で完結、その全発行部数約340万部。 1. — 一般商業の株仲間廃止に伴い、書籍商においても従来の本屋仲間の書林行司廃止。	8. 3 教育制度改革のため「学制」頒布(太政官告示)。 8. 3 司法省職制及び事務章程が定められ、検事及び代言人の制度設けられる。 8. 15 国立銀行として東京に第一銀行創立。 9. 12 新橋横浜間鉄道開通。 10. 2 芸娼妓解放令公布。 11. 9 暦制改正、大陰暦を廃し、太陽暦採用。 1. — オーストリア博覧会賛同出品勧誘の官令に初めて「美術」の語を使用、「音楽画学像ヲ作ルノ術詩学等ヲ美術ト云」と注を加える。 2. 21 東京日日新聞創刊。 2. — 福沢諭吉、「学問のすすめ」初編出版。 6. 1 郵便報知新聞創刊。 6. — 浅野長勲、抄紙機械をイギリスに注文しローゼルス技師とともに輸入、日本橋で操業開始。※わが国洋紙製造のはじめ。 8. 2 福沢諭吉、その著書を自費出版し、本屋仲間から苦情が出たので、福沢屋を名乗り本屋仲間に加え、この旨東京府に届出。

—1873年

著作権時事	社会・文化時事
4. 29 福沢諭吉著「啓蒙手習」及び「改暦弁」を偽版した愛知県の出版者等、著者の申告により「入檻」、「年寄預け」等の処分を受ける。 この年 福沢諭吉はその著「西洋	1. 10 徴兵令制定。 2. 7 復讐厳禁。 2. 15 政府、キリスト教(切支丹邪宗門)の禁を解く。 3. 7 紀元節を定める。 4. 30 日清条約成立。 6. 24 集議院廃止。

12. 8 反刻許可小学教科書書目を追加布達(文部省布達第140号)。	5. 31 文部省蔵版小学校教科書の翻刻、地方官に許可。
12. 1 アメリカ合衆国・著作権法制定。 ※合衆国民又は住民にのみ適用されるもの。	11. 10 内務省の新設発令(太政官布告第375号)。※11月29日大久保利通参議、内務卿を兼ねる。 この年 福沢諭吉、「版權論」を翻訳して東京府に提出。※このときコピライト(Copyright)の訳語として「版權」の語を創始。 この年 工業所有権の国際的保護に関する国際会議(ウイン会議)開催(ウイン)、速かに特許保護に関する国際条約を締結することを要望する旨決議。※これは同年同地開催の万国博覧会を直接の契機とするもの。1878年のパリ会議を経て、1880年のパリ会議に至る。

— 明治7年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 31 出版図書中内務省主管事務を載せたるものは同省の意見を聞き許せしむ(陸軍海軍文部教部四省へ達)。 5. 5 神道各宗管長へ出版免許願の書式を励行せしむ(教部省達書乙第16号)。 10. 14 文部省蔵版書籍自由出版目録(文部省布達第25号)布達。※全42冊の書名リスト。	

事情」の偽版を出版した大阪の出版業者数名を告訴、結局売得金22両2朱と226文を偽版者から出金させて解決。	10. 24 西郷隆盛ら、征韓論に敗れ官を辞す。 11. — 仏法学者ボアソナード来日、明治初年の立法事業に貢献。 5. — イギリス人W・F・バターソン、製本技師として印書局に雇われ、製本、罫引術を伝える。 この年 森有礼・福沢諭吉・神田孝平・西周らにより明六社設立。※翌7年2月「明六雑誌」発刊。 この年 政府、一般商業界の株仲間を解散させ、「束縛の旧習」を打破して商業を人民の自由に任じ、「他の業態を妨げず公平至当に基き勝手に営業すべきこと」を宣言。これによつて従来の株仲間はすべて廃滅、ただ書物屋関係の株仲間のみ、出版条例によつて任命され保証された年行事の役が存続。 この年 小林重助、会議所に対し人力車の発明に専売の許可を与えんことを建議。
---	--

— 1874年 —

著作権時事	社会・文化時事
2. 20 福沢諭吉編集「世界国尽」を偽版した高田義甫、広瀬為政の両名、出版条例及び不応為律により、板本製本取揚げの上それぞれ贖罪金1円50銭及び2円25銭に処せられる。※これは福沢の再三にわたる請求によつて行なわれたものという(新聞雑誌204号掲載)。	1. — 板垣退助・江藤新平・副島種臣・後藤象二郎ら、民選議院設立の建白書を政府に提出。 2. 4 佐賀の乱起る。 3. 24 全国戸籍成る(人口33,110,825)。 4. 4 台湾征討の役起こる。 1. 12 歌会始に庶民一般の和歌詠進を認める。 1. — 西村勝郎、左院に対し、速やかに発明者に専売免許を与うるの制を定めることを建白。 6. 26 三田演説会開く。※演説会の創始。 1. 2 読売新聞創刊。

明治8年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 27 地図を写真により翻刻する者に対する出版条例第8条の適用に関する指令(司法省日誌第30号、兵庫裁判所伺)。 6. 19 文部省蔵版書籍の翻刻を許可す(文部省布達第9号)。 ※自今悉皆翻刻を許可する旨指示。 6. 22 太政官布告<出版に関する行政事務を内務省の所管に移す>公布。 6. 28 衛生准刻事務を内務省の所管とす(太政官布告第112号)。 7. 9 出版免許証書様式を定む(内務省第一第二第三局伺定)。 7. 20 納本並蔵本は内務省へ差出すべきこと(内務省達乙第93号)。 7. 22 出版免許願書には草稿を添付せしむ(内務省達乙第95号)。 9. 3 出版条例<第2条版権の定義、期間30年、版権免許願書を差出して免許を請うこと、第20条製本3部の納本、免許料の納付、第22条版権売買の自由、第28条彫画の類には版権を与えず>公布。 ※同日明治5年出版条例廃止、他の出版に関する従前の布告布達等一切取消し。なお、この条例は明治20年版権条例の独立公布に伴って改正され、爾後は純然たる出版取締法となる。 9. 3 出版条例罰則<偽版者等の処罰>公布。 ※上記出版条例に附属するもの。 9. 27 教義に関する著書出版願手続を廃す(教部省達書第38号)。 9. 29 出版成規は外国人に及ぼさず(内務省伺)。 ※指令明治8. 11. 15. 外務省参答明	2. 27 写真版に関する“司法省日誌第30号兵庫裁判所伺”に対する指令。 ※地図を写真によって翻刻する者は出版条例に“照準”しない旨。 6. 28 新聞紙条例(太政官布告第111号)公布。 6. 28 文部省管理の准刻及び衛生に関する事項を内務省の所管に移す(太政官布告)。 10. — 版権書目、内務省編輯により創刊。 ※明治16. 6. 第27号で廃刊。

—1875年

著作権時事	社会・文化時事
1. 6 朝吹英二の「偽版の始末」と題する投書、東京日日新聞に掲載。 ※福沢諭吉の著書に対する偽版事件の処置について述べたもの。 9. — この年公布された出版条例により地本問屋その他の書物屋関係の問屋組合はその存立の基礎を失い、江戸時代以来の仲間制度、終焉を告げる。 この年 頼山陽の後嗣、日本外史の板株を登録して多数の収入を得たという。 ※これは出版条例が既刊の板株でも登録を受ければ30年間専売の権を与えることを定めたによるもの。	4. 14 大審院をおき、上告を審理させる。 4. 14 元老院設置。 5. 7 樺太千島交換条約、ロシアとの間で調印。 ※8月22日批准、11月10日太政官布告。 6. 28 讒謔律制定。 11. 10 千島樺太交換条約締結。 この年 イタリアの銅版彫刻の名手エドワルド・キヨソネ、日本政府の招きで来朝、明治15年まで紙幣寮および印刷局で主として凹版、凸版の彫刻に従事。 この年 全国の市町村に小学校ほぼ設置、24, 225校に達す。 この年 米国レミントン会社、タイプライター製造。 この年 ビゼー(仏)、オペラ「カルメン」初演。

明治8年(1875)～9年(1876)

治8. 10. 24. 法制局議案明8. 11. 8。 10. 9 出版願書^の早期措置に関する指令 (内務省准刻局議定)。 11. 5 出版条例附則中書式雛形改正之件 ＜版權願書式及び版權免許証の雛形の改正＞ (内務省達乙第161号)公布。※法規分類大全では太政官布告第171号と記載。 5. 13 イギリス・国際著作権に関する法律制定。 ※1844. 5. 10の国際著作権に関する法律 (フランスとの条約実施に関するもの)の修正法律。 5. 22 ノルウェー・脚本及びその他の著作物の興行権に関する法律制定。 この年 ハンガリー・商法＜出版権規定515～533条＞制定。	
--	--

— 明治9年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 12 出版図書納本添書式(内務省布達第2号)。 ※納本添書式に定価捺印のものを定める。 1. 13 各庁蔵版の書籍発売のものに定価を記入せしむ (内務省通達一院省使庁)。 1. 28 従前発行図書届出の期限を延ぶ ＜版權願出の期日を延期＞(太政官布告第6号)公布。 2. 9 出版条例中を改正追加す＜第29条、第30条＞ (太政官布告第12号)公布。 ※版權売買、改題の場合。 5. 29 版權願は出版届と共に差出さしむ (内務省布達第20号)。 5. 29 出版条例以後出版届のみの図書の版權願出の期限 (内務省布達甲第23号)。	この年 太政大臣三条実美の名をもつて商標条例制定の旨布告案作成、ただし施行に至らず。 ※この条例には不正競争防止のための種々の規定が設けられていたという。 1. 11 ドイツ・意匠法制定。 1. 11 同国・雛型及び模倣の創作権(Urheberrecht)に関する法律制定。

明治8年(1875)～9年(1876)

--	--

— 1876年 —

著作権時事	社会・文化時事
8. 3 文部省、「百科全書」など同省発行図書の偽版類出のため「文部省蔵版の図書を翻刻し又は活字を以て印刷する者はその表題の上に翻刻の文字を記載すべし」と告示したが偽版は後を絶たず。 12. 5 植木枝盛、富山義安の匿名で「世ノ翻訳先生ニ告グル文」を郵便報知新聞に発表、翻訳家が原書を示さず、濫りに省略することを非難し、無分別な訳出を戒める。	3. 28 廃刀令を定める。 5. 2 内務省に図書局設置。 9. 12 府県裁判所を改め、地方裁判所設置。 10. 24 神風連の乱起こる。 2. 20 毎日新聞、大阪で創刊。 11. 一 工学校(翌10年に工部大学校と改称)に美術学校を設置、イタリア人ラクウザを彫刻科の教師として招聘。 ※西洋彫刻術のわが国に入った最初という。 12. 2 中外物価新報創刊。 ※現在の日本経済新聞。 この年 エジソン、ナショナル・フォノグ

5. 31 出版条例中に追加す<第31条> (太政官布告第81号)。※版権返納の場合の手数料規定。 6. 17 写真条例 (太政官布告第90号) 公布。 ※明治20. 12. 28写真版権条例(勅令第79号)により改正。 7. 10 従前出版図書の版権を出願する期限を定む (内務省布達甲第23号)。 8. 4 蔵版移転の届書式<版権所有者の他府県移動の場合の届出> (内務省布達甲第30号) 公布。 11. 10 版権免許証返納願出之件 (内務省布達甲第41号) 公布。 11. 18 従前出版の書籍図書官私版共届出しむ (内務省達乙第131号)。 1. 9 ドイツ・造形美術に関する著作権法制定。 1. 10 同国・写真の保護に関する著作権法制定。 1. 11 同国・工業的意匠及び模型に関する著作権法制定。 6. 8 ノルウェー・文学的著作権保護に関する法律制定。	
---	--

— 明治10年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 7 文部省出版図書を改竄出版方 (文部省布達第4号) 公布。 9. 19 文部省蔵版書籍翻刻出願方 (指令) ※明治10. 9. 11文部省伺に対する回答。 12. 28 版権免許の指令書を印刷す (内務省図書局伺定)。	この年 国際文学会議、アンペルスにて開催、各国に課せられるべき統一的基础に立つた法制を支持する旨の希望表明。

	ラーフ・カンパニーを、家庭用蓄音機製造の意図で設立。
--	-----------------------------------

— 1877年 —

著作権時事	社会・文化時事
	2. 15 西郷隆盛、鹿児島に兵を挙げ、西南の役起こる。(~9. 24) 2. 10 江草斧太郎により有史閣創業。まもなく有斐閣と改称。 4. 12 東京開成学校と東京医学校とを合併して東京大学とし、4学部 (法・文・理・医) をおく。

明治11年(1878)

5. 12 ノルウェー・美術的著作物の保護に関する法律制定。	
5. 12 同国・写真の保護に関する法律制定。	
8. 10 スウェーデン・文学的著作物の複製に関する法律制定。	
8. 10 同国・美術的著作物の複製に関する法律 (1867.5.3) を拡張する法律制定。	

— 明 治 11 年 —

著 作 権 立 法 ・ 条 約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 19 写真の複製及び建物庭園の写真の版權免許に関する指令 (山梨県より内務省へ伺)。	6. 28 ヴィクトル・ユーゴーを会長として国際文芸協会 (L' Association litteraire International), パリに創設。※1884年に国際文芸美術協会と改称, 著作権の国際的保護のため大いに力を尽し, ベルヌ同盟創設の原動力となる。
4. 1 版權の免許料に関し内務省より東京府へ指令。	11. 30 フランス・政府, 委員会を設け, 美術的著作権に関する法律の立案などに着手。
5. — 出版条例罰則中の売得金の性質及び其徴収方(司法省指令)。 ※明治11.5東京府よりの伺に対する回答。	
5. 27 版權所有人組合中除名者ありたる時裏書書式(内務省図書局回答)。 ※明治11.5.27大阪府よりの照会に対する回答。	
9. 26 有版權書と無版權書と令綴届出方取扱手続(内務省指令)。 ※明治11.9.26東京府よりの伺に対する回答。	
12. 21 我が有版權の図書にして外国人の翻刻に係るものは内国人民に於て販売不相成之件 (内務省達乙第90号一府県) 通達。	

明治11年(1878)

	7. — 「講学余談」(第3号)に筆者不詳の「専売免許法を論ず」掲載。
	8. 12 アメリカ人トーマス・エジソン, 錫箔円筒式蓄音器を設計し, ジョージ・ケルシーに試作させる。 ※8.15完成。
	12. 22 フォノグラフ, はじめて公開実験。 ※12.27特許出願。
	この年 チャイコフスキー (露) のバレエ「白鳥の湖」初演。

— 1 8 7 8 年 —

著 作 権 時 事	社 会 ・ 文 化 時 事
	5. 14 大久保利通暗殺。 この年 総人口約3,587万。
	2. 4 春陽堂創業。
	3. 28 商法会議所において, 英国人エドウィン, 紳士多数を前に自製の蓄音機を実験, 説明。
	8. — フェノロサ, 東京大学の教師として来朝, わが学界思想界に大きな影響をあたえる。
	10. — 織田純一郎の「欧州奇事, 花柳春話」5冊, 32年4月にかけて出版され, 大いに世に迎えられて明治翻訳文学の大勢を一変させる。 ※この書を明治翻訳文学の祖という。
	この年 雅楽稽古所 (式部寮附属) にて音楽演習会を公開し, 従来の舞楽管絃に新たに伝習した洋楽を交える。 ※わが国洋楽公開演奏ならびに音楽会のはじめという。
	この年 長唄「元禄花見踊」初演。
	2. 19 エジソンの発明, 米国特許局に200521号で登録される。 ※一説には1月ともいう。

明治12年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 21 文部省蔵版書籍の改竄出版方手続を廃す(文部省布達第1号)。 2. 21 文部省出版の図書を改竄出版するを禁ず(文部省布達第2号)。 4. 25 版權を分版したときの届の形式(内務省布達第8号)。 10. 8 出版条例中版權侵害に関する疑義を質す(司法省指令)。※明治12.8.26滋賀県よりの伺に対する回答。 11. 24 官版書籍の版權を人民に分与したときの取扱方(内務省図書局回答)。※海軍省事務課よりの照会に対する回答。 1. 10 スペイン・知的所有権に関する法律制定。 この年 キューバ・知的所有権に関するスペイン法適用。 ※同法第59条による。	この年 パリ会議開催、特許権保護に関する最終草案作成。 この年 パリ会議で Edouard dunet, 欧州各国及び欧州以外の国との間に美術的著作物の所有権に関し、一般的統一同盟を組織すべきことの希望を表明。

明治13年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 17 出版書籍中其大本版權を有するときは小本も之に準ぜしむ(内務省図書局伺定)。 8. 23 出版条例中原主の意義を解す(法制局回答)。※8月13日内務省よりの質問に対する回答。 3. 5 フィンランド・著作者及び芸術家はその著作物につき取得する権利に関する命令制定。	7. 17 刑法, 治罪法公布。 10. 12 新聞紙雑誌禁止停止布告改正(布告第5号)。 5. 17 大阪書林組合により設置された大阪書籍商仲間、自主的に「偽版取締規則」を作る。 11. 4 パリ会議開催、工業所有権保護条約完成18カ国の代表出席〔~20〕。

—1879年

著作権時事	社会・文化時事
	1. 29 万国電信条約加盟, 公布10月13日。 9. 29 学制を廃し, 教育令公布。 1. 25 大阪朝日新聞創刊。 6. 4 島剛, 郵便報知新聞に「発明権論」を掲載。 10. 7 音楽取調掛, 伊沢修二の掲唱で文部省に設置される。※音楽伝習生を募集教育, 明治18年7月に第1回生卒業。 10. 11 蓄音機の原理および構造, 幻燈を用いて説明される(浅草)(~10.14)。 この年 浪花節の名称がはじめて用いられ, 東京浪花節組合創設, 東京府知事より桜川善吉ら4名に鑑札下附。

—1880年

著作権時事	社会文化・時事
この年 アメリカ合衆国・最高裁判所, 不正競争防止の判例を確立。 この年 ドイツ・法律学者ジ。セフ・コーラー, Aut orrecht の中で, 著作権二元説を説く。	4. 5 自由民権論昂揚され, 政府, 集会条例を発して弾圧。 6. 5 書画および諸製造物の巧芸美術にかかるもの, 無税輸出を許可。 7. 1 東京府書籍館を文部省所属に復し, 東京図書館と改称。 8. — 松永貞次郎, バイオリンを製作。※洋楽器製作のはじめという。 10. 25 「君が代」楽譜改定委員会, 林廣守

明治13年(1880)~14年(1881)

6. 9 フランス・エルサルバドル間知的及び美術的著作物の著作権保護相互条約締結。 6. 16 フランス・スペイン間知的及び美術著作権相互保護条約締結。 6. 28 イタリア・スペイン間文学的科学的及び美術的著作権に関する条約締結。 8. 9 スペイン・ポルトガル間著作権条約締結。 9. 3 スペイン・知的所有権に関する1879.1.10の法律を適用する規則制定。 9. 3 キューバ・知的所有権に関する1879.1.10の法律を適用する規則制定。 この年 スペイン・ベルギー間著作権条約締結。	この年 国際文芸協会リスボン大会において、キニンハ・ベレム (Cumha Bellem) の代表、国際条約作成の必要を唱える。
---	--

明治14年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 29 免許料上納之件(内務省布達第1号)公布。 3. 10 文部省出版の図書を翻刻するときは文部省の検査を受けしむ(文部省布達第1号)。※同日文部省達号外—3府37県。 3. 10 文部省出版図書を翻刻発売する者の届出義務(文部省達号外—3府37県)。 9. 10 無版権の書籍の要領又は其章句を抜抄して出版する者及僧侶其宗意を述ふる為め配布する印刷物届出方(内務省指令)。※9月10日山梨県よりの伺に対する回答。 10. 14 他人の遺墨を出版するとき其所持の理由確然たる以上は筆者相続人の連印を要せず(内務省指令)。※10月14日福島県よりの伺に対する回答。	4. 一 農商務省新設、その事務章程のうち工部局の部に所管事項として専売特許局を司る旨明記。※この頃発明の保護を要求する声強く、立法に対する政府の態度ようやく真剣となり、各種の条例案を作成。 3. 3 アメリカ合衆国・商標条例制定。

明治13年(1880)~14年(1881)

	の作曲を採用、エッケルト和声を付し11月3日天長節に演奏。 10. 一 東京上野博物館落成、明治15年3月20日開館。
--	---

—1881年

著作権時事	社会・文化時事
	10. 12 明治23年を期し国会開設の大詔下る。 10. 29 自由党結成、総理板垣退助。 4. 8 三省堂創業。 11. 一 小学唱歌初篇(文部省)。 この年 この頃より古書の翻刻予約出版流行、数年間に大部の出版行なわれる。 この年 書生節流行。

明治15年(1882)～16年(1883)

6. 28 オランダ・著作権を規定することを目的とする法律(法令集第124号)制定。 この年 スウェーデン・ノルウェー間著作権条約締結。	
---	--

明治15年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
11. 15 翻訳図書出版届及版權願に題名等記載方(内務省達乙第60号府県)。 6. 20 ノルウェー・出版物の登録簿の設備及び大学図書館に印刷物を供給すべき義務に関する法律制定。 9. 19 イタリア・著作権法(勅令第1112号)制定。 この年 イギリス・著作権(音楽的作品)条例制定。	5. 23 国際文芸協会、ローマ第4回年次大会において、文学美術上の所有権保護を目的とする万国同盟条約を成立させることを決議。 ※ベルス同盟条約締結の端緒となる。 5. 23 国際文芸協会ローマ会議に、ローマの弁護士 MACHI より外国人著作権保護のモデル法案を、ドイツの出版者グループより2回同盟条約のモデルとして役立つ条約草案を各提案。

明治16年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 15 偽版未遂は出版条例の間ふ所に非ず(司法省内訓)。 ※明治15. 12. 27熊谷始審裁判所よりの請訓に対する回答。 5. 1 他人著訳の片仮名交り文を漢文に訳する等は出版条例第10条に依らしむ(内務省指令)。 ※4月14日新潟県よりの伺に対する回答。 5. 28 版權免許の図書は官報を以て広告す(内務省図書局伺定)。	4. 16 新聞紙条例(太政官布告第12号)公布。 1. — 外務卿井上馨とイギリス・ドイツ・フランス等西欧15カ国代表委員との間の条約改正予備会議において、列国委員は「商標専売免許及び版權免許を附与すべきこと」を提議〔～7〕。 6. — 内務省、「版權書目」廃刊(第27号)。

明治15年(1882)～16年(1883)

--	--

—1882年

著作権時事	社会・文化時事
	1. 4 軍人勅諭頒布。 3. 16 立憲改進黨結成、総理大隈重信。 12. 16 郵便条例(太政官布告第59号)公布。 2. 15 東京府下劇場取締規則を定め、劇場を10座に制限。 3. 1 福沢諭吉ら、「時事新報」創刊。 10. 21 大隈重信、東京専門学校創立。 ※明治35年9月2日早稲田大学と改称。 この年「君が代」、太政官令により国歌と定められる。

—1883年

著作権時事	社会・文化時事
この年 わが国最初の民法草案起草者ボアソナード(Borssonade)、草案第506条に「無体ナル者トハ智能ノミニテ理會スルモノヲ云フ」として「著述」を掲げる。 6. 9 バリ控訴院の命令、著作者に著作物の公表権を認める。 この年 アメリカの作家マークトウエン、著作権の消滅した自己の著作物を他人が発行するに当たつて、自己の筆名の使用	11. 28 鹿鳴館落成開館し、いわゆる鹿鳴館時代を迎える。 この年 これまで、布告類は京橋港山町の朝告社より発行したのを改めて官報を発行し、これに掲載することになる。 この年 イギリスの著作者協会(The Authors Society)、サー・ウォルター・ベサ

明治16年(1883)~17年(1884)

6. 29 出版条例中改正<図書・彫画出版の届出と罰則>(太政官布告第21号)。 9. 19 版権の相続又は製本改式の時裏書の方法を定む(内務省指令)。※9月7日新潟県よりの伺に対する回答。 4. 23 スイス・文学的及び美術的所有権に関する連邦法律制定。 この年 ドイツ・フランス間及びドイツ・ベルギー間各著作権条約締結。	3. 20 パリ会議開催、工業所有権保護に関するパリ同盟条約調印。※調印国11, 11カ国批准1884. 5. 6, 発効同年7. 7。 9. 10 国際文芸協会、スイス国ベルヌに代表の会議を開き、同盟条約の基礎となるべき事項を審議して草案10か条を定め、これをスイス国政府に送付するとともに、これに基づいて条約案を作り正式会議の議に附すべきことを要請〔~13〕。 12. 3 スイス連邦政府、各国政府に対し公式覚書をもってベルヌ文学的会議で採択された国際条約案と議事録を送付し、翌1884年9月に条約草案審議のための代表委員を派遣すべきことを要請。 この年 イギリス・特許商標条例制定。
--	--

明治17年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 28 出版図書納本方(内務省告示甲第5号)。 6. 23 スペイン・エルサルバドル間文学的科学的及び美術的著作物の著作権保護条約締結。 7. 9 フランス・イタリア間著作権条約締結。 この年 イギリス・外国人著作権保護に関する特別法制定。 この年 フランス・イタリア間著作権条約締結。 この年 ドイツ・イタリア間著作権条約締結。	6. 7 商標条例(布告第19号)、商標登録願手続公布。 6. 6 パリ工業所有権条約批准。※発効7. 7。 6. 9 農商務省工務局中に商標登録所設置、所長に高橋是清就任。 9. 8 スイス政府、著作権国際条約案審議のための外交会議をベルヌに招集(第1次ベルヌ会議)、修正条約案作成〔~18〕。※14カ国参加。

明治16年(1883)~17年(1884)

を禁ずる旨の訴訟を起こして敗訴。 この年 イタリア著作者及び出版者協会(SIAE—Societa Italiana degli Autori ed Editori) ミラノ市に設立。	ントにより創立。※相互扶助と利益擁護とを目的とするイギリス著作者の代表機関。
---	---

—1884年

著作権時事	社会・文化時事
	7. 7 華族令公布、公侯伯子男の5爵位設定。 10. 28 太政官達により、会計年度を毎年4月1日より翌年3月31日までと規定。 3. — 「法学協会雑誌」創刊。 5. — 坪内逍遙、シェークスピアの「ジュリアス・シーザ」を浄瑠璃体で翻訳、「談叢奇談、自由太刀余波鋭鋒」と題して刊行。※わが国で西洋戯曲が紹介された始めという。 6. — 鹿鳴館で毎週月曜日に舞踏練習行なわれ、毎月外国人を招待して本式の舞踏会が催され始める。

明治18年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 7 版権の返納は出願に及ばず単に届出しむ(内務省告示第8号)。 3. 18 版権願に指令を附するを止む(内務省通知)。 5. 23 新聞紙に他の新聞紙の論説を転載する者の取扱手続(内務省達甲第17号)。 7. 1 出版図書納本方改正(内務省告示第28号)。 10. 8 ハイチ・文学的及び美術的所有権に関する法律制定。 11. 28 スペイン・コロンビア間著作権条約締結。	4. 18 専売特許条例(布告第7号)及び専売特許規則公布。 ※専売略規則、このとき正式廃止。実施7月1日。 7. 17 海底電線保護万国聯合条約及び追加条約公布。 ※加入明治17. 4. 12, 発効明治21. 5. 1。 4. 20 農商務省に専売特許所を設置, 特許事務掌理, 所長に高橋是清就任。 8. 14 わが国最初の特許7件決定。 ※この年の特許出願数は425件, 特許は99件。 11. — 専売特許所長高橋是清, 商標及び特許制度調査のため洋行。 9. 7 第2次ベルヌ会議, 前年に引き続きスイス政府の会議室で開催, フランス政府提出の修正意見につき討議して最終的同盟条約草案を採択, ただし未調印のまま散会〔～9. 18〕。 ※16カ国参加。

明治19年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 22 ベルギー・著作権法制定。 3. 27 同国・著作権法第4条, 第11条の施行に関する法律制定。 4. 3 同国・登録に関する省令制定。 6. 25 イギリス・国際及び植民地関係著作権に関する法律(国際著作権に関する法律)制定。 ※方式に関する従前の諸規定の適用を廃止。	5. 1 教科用図書検定条例公布。 8. 11 登記法(法律第1号)公布。 2. — 農商務省官制中に専売特許局を置く。初代局長に高橋是清就任。 この年 特許出願件数1384件, 特許件数250件。

—1885年

著作権時事	社会・文化時事
	1. 9 朝鮮と講和条約締結。 4. 18 天津条約締結。 12. 22 太政官を廃し内閣制度定められ, 第1次伊藤(博文)内閣成立。 2. — 尾崎紅葉ら, 硯友社結成。 9. — 坪内逍遙, 「小説神髓」, 「当世書生気質」刊(～明治19年1月)。 この年 専門学務局内に図画取調掛が設けられ, アーネスト・フェノロサ, 岡倉覚三(天心), 小山正太郎ら委員となり図画教科書の選定, 一般美術教育調査に当たる。 この年 翻訳出版数453点, 前年の約1.5倍。この頃より翻訳出版盛んとなる。

—1886年

著作権時事	社会・文化時事
	5. 1 外相井上馨, 各国公使と第1回条約改正会議開催。 6. 1 万国赤十字条約加盟。 3. 1 帝国大学令公布, 東京大学を帝国大学に改組。 この年 陸奥宗光, 蓄音機を持参して米国より帰る。 ※蓄音機舶来の始め。

9. 9 文学的及び美術的著作物保護万国同盟条約創設に関する条約(ベルヌ条約) <21カ条, 追加条款, 終局議定書7カ条>調印。 ※日本加入明治32.7.15。	9. 6 スイス国ベルヌで著作権保護同盟創設会議開催, 12カ国委員を派遣, 日本と米国を除く10カ国調印(9.9)。日本より, オブザーバーとして在イタリア公使黒川誠一郎出席。米国は決議に加わったが国内事情から調印せず, 他日加盟の意思を表明したが今日まで未加入。 この年 第1回工業所有権改正会議, ローマで開催, 条約の改正不成立。
---	--

明治20年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
12. 28 版權条例(勅令第77号)公布。 ※版權保護が出版取締から分離した最初の法規である。明治26年の版權法により廃止。 12. 28 脚本楽譜条例(勅令第78号)公布。 ※明治32年の著作権法により廃止。 12. 28 写真版權条例(勅令第79号)公布。 ※明治32年の著作権法により廃止。 8. 3 エグアドル・文学的・美術的所有権法制定〔〜8.8〕。 9. 8 フランス・ボリビア間著作権保護宣言。 11. 28 イギリス・ベルヌ条約実施に関する勅令制定。 12. 5 ベルヌ条約(創始規定)発効。 ※署名国10カ国中リベリア共和国を除く9カ国, 9月5日批准。	5. 7 教科用図書検定規則(文部省令第2号)公布。 12. 25 特許局官制(勅令第73号)公布。 ※これにより従来の専売特許局, 特許局と改称, 局長に高橋是清就任。 12. 28 出版条例(勅令第76号)公布。 12. 28 新聞紙条例(勅令第75号)公布。 この年 イギリス・商品標条例制定。

--	--

—1887年—

著作権時事	社会・文化時事
6. 15 大橋佐平, 博文館を創業。「日本大家論集」を発行して雑誌界空前という売行きを示し, 博文館の基礎を築いたが, これは諸新聞雑誌の記事を勝手に転載したものであったため世の非難を受ける。 この年 版權条例によって学術雑誌の登録を許すことになったのは, 博文館が「日本大家論集」に引続いて「日本の女学」「日本の数学」など, 他社雑誌の論説を無断で転載して発行したので, 各雑誌社が内務省に制裁規定を設けることを迫ったためといわれる。 ※このため博文館は原稿を買入れて続刊したが, まもなく廃刊。 文献 木下広次「著作者の権」(読売新聞, 明治20.12.27)。	7. 29 外相井上馨, 条約改正会議の無期延期を各国公使に通告。 12. 25 保安条例公布・施行。 ※条約改正反対の壮士を帝都3里外に追放。 この年 東京電燈会社(前年設立)開業, 東京市中に電燈が点じられる。 1. — 「国民の友」, 徳富蘇峰の民友社より発刊。 4. 20 鹿鳴館で仮装舞踏会開催, 物議を醸す。 ※この頃, 上流社会に欧化思想瀰漫。 5. 21 学位令(勅令第13号)公布。 8. — 反省会発足, 「反省会雑誌」発行。 ※明治32年1月, 社名を中央公論社, 誌名を「中央公論」と改む。 10. 5 音楽取調所を東京音楽学校と改称。 10. 5 文部省学務局の中の図画取調掛を改めて東京美術学校創立。 11. 6 東京の出版業者, 従来の東京書籍商組合及び地本問屋組合を解消, 東京書籍出版営業 者 組 合 創 立。 11. 22 ドイツ系米人エミール・ベルリナー, 蓄音機平円盤(ディスク型)を発明, グラモフォン (Gra-

明治21年(1888)

--	--

— 明治21年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 24 諸願届手続(内務省令第1号)公布。※出版条例、版權条例、脚本楽譜条例、写真版權条例等に関する諸願、届の書式を定めたもの。 4. 2 旧出版条例による版權免許に関する手数料、免許料規定(内務省令第3号一題名なし)公布。 6. 9 フランス・エルサルバドル間著作權保護相互条約締結。 7. 10 エクアドル・メキシコ間友好通商航海条約<著作權条項>締結。 この年 イギリス・著作權(音楽的作品)条例制定。	11. 30 日本・メキシコ間通商条約締結。※最初の対等条約。 12. 20 特許条例(勅令第84号)・意匠条例(勅令第85号)・商標条例(勅令第86号)各公布。 ※各施行明治22年2月1日。 この年 東京府庁、バレンス社発行「ニュー・ナショナル・リーダー」を無断翻訳した出版業者20名に対し、「改裝」を命令。 この年 特許局長高橋是清、欧米諸国に出張して各国制度調査の上、特許・意匠・商標の各条例を立案。 1. 1 ベルヌ同盟事務局開設。 1. 15 ベルヌ同盟事務局、月刊機関誌「著作權」("L'Ed'Auteur")創刊。

明治21年(1888)

	mophone)と命名し米国政府に特許申請。 この年 横浜貿易新報に外国向け郵便封筒の写真、網目版で掲載。 ※新聞紙上に写真網目版初の登場。 この年 出版図書(納本)数10,455 内翻訳692 編集6,135 反刻875、年末新聞雑誌総数471。
--	---

— 1888年 —

著作権時事	社会・文化時事
この年 版權条例違反人員9名。	4. 25 市制町村制(法律第1号)公布。 4. 30 枢密院官制(勅令第22号)公布、枢密院設置。 ※5月8日開院式挙行、帝國憲法及び皇室典範各草案の審議に着手。 10. 27 皇居を宮城と改称。 1. 7 益田孝の出資により時事通信社創立。 ※わが国最初の通信社。 5. 7 学位令による最初の博士号、加藤弘之ら25名に授与。 7. 10 朝日新聞社、「めざまし新聞」を買収、「東京朝日新聞」創刊。 8. 7 読売新聞、写真師吉原秀雄撮影の磐梯山噴火の現地写真を銅版写真にて掲載。 ※新聞紙上に銅版写真初登場。 11. 20 大阪毎日新聞創刊(大阪日報改題)。 この年 国歌「君が代」の制定を各国に通告。 この年 東京音楽学校編「箏曲集」、五線譜で表記(俗曲改良のため)。 この年 川上音二郎の俗曲オペケペー節、人気を博す。

明治22年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 11 文学的及び美術的所有権に関するモンテビデオ条約締結(南アメリカ同盟)。※第1回南アメリカ国際私法会議の際締結。当初は南米7カ国間に成立(批准5カ国)、欧州からもフランス・イタリー・オーストリア・ドイツ・スペイン・ハンガリー等が参加したが、これを認めない国もある。 2. 27 モナコ公国・美術的及び文学的著作物の保護に関する勅令制定。 6. 15 チュニス・著作権法制定。	2. 11 大日本帝国憲法公布。 2. 11 議院法、衆議院議員選挙法、貴族院令公布。 3. 14 国税徴収法(法律第9号)公布。 12. 24 内閣官制(勅令第135号)公布。 この年 日米和親通商航海条約調印。

明治23年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 25 明治21年内務省令第1号及び同第3号改正(内務省令第1号)。※版權登録料等の納付方法及び版權登録願書式を定む。 12. 8 版權法案、第1回帝國議会で提出。※提出者末松謙澄、衆議院修正可決、貴族院審議未了。この法案は旧帝國議會における議員提出法案第1号である。	4. 21 民法財産篇、財産取得篇(12章まで)、債権担保篇・証拠篇(法律第28号)公布。※明治26.1.1を施行期日と定めたが、有名な民法典論争起り、ついに施行されず、明治29年の民法(法89)の制定により廃止。 4. 21 商法(法律第32号)公布。 4. 21 民事訴訟法(法律第29号)公布。

—1889年—

著作権時事	社会・文化時事
6. 27 森鷗外、「文学上の創造権」を読売新聞に載せて、著作権を尊重すべきことを説く。 この年 版權条例違反人員1名。	1. 1 東京一熱海間公衆電話の試行開始。 4. 19 大隈外相の条約改正案、ロンドンタイムズに掲載、これに関し世論沸騰、反対論者の投獄、筆禍事件頻発。 7. 1 東海道本線開通。 1. 20 農商務大臣井上馨、駐米公使陸奥宗光より受贈の蝸管蓄音機グラモフォンを鹿鳴館で公開。 2. 16 東京に俳優の組合結成(つづいて大阪でも結成)。 この年 内閣官報局長高橋建三、外遊中マリノニ型新聞輪転機2台を購入して帰朝。これより輪転機使用始まる。 この年 小川一真、わが国最初のコロタイプ製版工場を開く。 この年 幻燈流行。関西地方に自転車流行。 10. 6 トーマス・エジソン、フィルムに撮られた写真によって運動を再現するキネトスコープ(Kinetoscope)を発表。

—1890年—

著作権時事	社会・文化時事
この年 版權条例違反有罪人員8名。 この年 アメリカ合衆国・ウォーレンニブランダイス、「プライバシーの権利」(The Right to Privacy)を、ハーバード法律雑誌に掲載して、新しい人格権の創生を説く。	7. 1 第1回衆議院議員総選挙実施。 9. 15 立憲自由党結成。 10. 20 元老院廃止。 10. 30 教育勅語発布。 11. 25 第1回帝國議會召集。 2. — 徳富蘇峰によって「国民新聞」創

明治23年(1890)～24年(1891)

3. 29 メキシコ・ドミニカ間友好通商航海条約<著作権条項>調印。	6. 30 行政裁判法(法律第48号)公布。 10. 6 法例(法律第97号)公布。 10. 6 刑事訴訟法(法律第96号)公布。 10. 7 民法財産取得篇(13章以下)及び人事篇(法律第98号)公布。 この年 明治18年専売特許条例公布以来この年に至るまでに「五千百有余ノ発明ヲ審査シ一千有余ノ発明ニ特許ヲ与ヘタ」という。 7. 2 アメリカ合衆国・シャーマン法(不法な制限及び独占から取引及び商業を保護する法律)制定。 この年 この年より翌年にかけて工業所有権条約第2回改正会議(マドリッド)開催。
---	--

明治24年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
11. 30 版權法案, 第2回帝国議会で提出。 ※提出者末松謙澄, 衆議院で審議未了。 3. 3 アメリカ合衆国・著作権法一部改正。 ※これはチェイス法(Chace Act)による改正で, 同法は国際著作権法ともよばれ, (1)登録, 表示, 寄託, (2)製造要件を条件として, 相互主義による保護を外国人著作物にも与えるもの。 7. 1 同国・ハリソン大統領, 相互的条件のもとに, イギリス, フランス, ベルギー, スイス等の欧州諸国の著作権保護を認める旨の宣言。	4. 14 貨物の原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定締結。 ※修正1911. 6. 2ワシントン, 1925. 11. 6ヘーグ, 1934. 6. 2ロンドン。 4. 14 製造標又は商標の国際登録に関するマドリッド協定締結。 ※修正は上記協定と同じ。 この年 ドイツ・実用新案保護法制定。

明治23年(1890)～24年(1891)

	刊。 9. — 「音楽雑誌」創刊。 ※わが国最初の音楽専門誌。 11. 20 渋沢栄一らにより帝国ホテル建設開業。 この年 フランスのマリノニ式巻取紙用活版輪転印刷機輸入され, 印刷局, 東京朝日及び東京日日新聞の各工場に設置。
--	--

—1891年

著作権時事	社会・文化時事
この年 版權条例違反有罪人員3名。 2. 1 1883年ミラノに設立されたSIAE(イタリア著作者及び出版者協会), 勅令第53号によつて法人となる。	1. 25 東京商業会議所設立。 3. 3 政府, 条約改正方針を決定。 5. 11 大津事件(湖南事件)起こる。津田三蔵, ロシア皇太子を襲い負傷させ, 全日本に衝動を与える。 8. — 前年制定の民法に反対する穂積八束の論文「民法出デテ忠孝亡ブ」, 法学新報8月号に掲載され, 民法典論争盛んとなる。

— 明治25年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 6 版權法案, 第3回帝国議会上に提出。 ※提出者末松謙澄, 衆議院修正可決, 貴族院審議未了。 3. 14 明治21年内務省令第1号<諸願届手続>改正(内務省令第3号)。 11. 30 版權法案, 第4回帝国議会上に提出。 ※提出者元田肇ほか。 1. 15 ドイツ・アメリカ合衆国間著作権の相互保護に関する協定成立。 10. 28 アメリカ合衆国・大統領, イタリアに対しアメリカ法を適用すべき旨宣言。	

— 明治26年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 24 版權法案成立。 ※衆議院修正可決 2. 14, 貴族院修正可決(2. 24)。 4. 13 版權法(法律第16号)公布。 ※本法により明治20年の版權条例廃止, 明治32年の著作権法により本法廃止。 4. 14 出版及版權に関する願出手段(内務省令第7号)。 ※本省令により明治21. 1内務省令第1号, 明治23. 1同省令第1号, 明治25. 3同省令第3号廃止。 1. 12 イタリア・アメリカ合衆国との間に締結された著作権に関する協定を承認する勅令制定。 3. 25 スペイン・ガメラ間著作権条約締結。	3. 4 弁護士法(法律第7号)公布。 4. 13 出版法(法律第15号)公布。

— 1892年 —

著作権時事	社会・文化時事
この年 岡本義治なる者, 内務省の許可をとったと称して演芸人より浪花節の脚本料を取り立てようとし, 二代虎吉らの反撃を受け, 裁判に持ち込んだが敗訴。 この年 錦絵の偽作流行し, 米・英・仏などの諸外国に輸出される。 この年 森鷗外, 春陽堂から「美奈和集」を出版する際印税制を主張し, 25%の印税を受ける。 ※わが国最初の印税制採用といわれる。 この年 版權条例違反有罪人員5名。	2. 15 第2回衆議院議員総選挙に際し, 内相品川彌二郎による選挙干渉行なわれ, 政争激化, 死傷者多数出る。品川内相引責辞職〔～3. 11〕。 11. 21 民法商法施行延期法(法律第8号)の成立により, 民法典施行は明治29年12月31日まで延期される。 この年 陸軍省陸地測量部, 5万分の1地形図作成のため測量開始。 この年 亜鉛平版印刷, 外国より10年おくれ, はじめて試みられる。

— 1893年 —

著作権時事	社会・文化時事
	2. — 法典調査会規則制定, 内閣に法典調査会をおく。 7. 26 東北本線開通。 1. 22 河竹黙阿弥歿。 2. 5 東京九段靖国神社で大村益次郎の銅像除幕式挙行。 ※東京における最初の銅像。 6. 25 同日発行の「音楽雑誌」に「蓄音器」という言葉使用。 1. 16 アメリカ海兵隊, ハワイに上陸翌日共和政府樹立, 王政廃止。 ※11月14日アメリカのハワイ国合併問題につき, 在留邦人保護のため軍艦浪速をハワイに派遣。

明治26年(1893)～27年(1894)

4. 24 イギリス・オーストリア＝ハンガリア間通商航海条約＜著作権条項＞締結。 5. 8 アメリカ合衆国・大統領、デンマークに対しアメリカ法を適用すべき旨宣言。 5. 19 スペイン・外国においてスペイン語をもって印刷してスペイン国内に輸入したる著作物の納付に関する行政命令制定。 7. 20 アメリカ合衆国・大統領、ポルトガルに対してアメリカ法を適用すべき旨宣言。 11. 14 スペイン・コスタリカ間著作権条約締結。 この年 ノルウェー・納本制廃止。※爾後著作権保護に何も方式を必要としないことになる。	
--	--

— 明治27年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
7. 16 日英通商航海条約＜著作権条項＞及び議定書＜著作権条項＞調印（ロンドン）。※8. 25批准交換，施行明治32. 7. 17。 8. 11 文部省版權所有圖書翻刻出版に関する規定（文部省令第22号）公布。 11. 27 日米通商航海条約＜著作権条項＞調印。※ワシントンで調印，施行明治32. 7. 17。 12. 1 日伊通商航海条約＜著作権条項＞調印。※施行明治32. 7. 17。 1. 12 アメリカ合衆国・印刷条例制定。	5. 12 ドイツ・商標法制定。

明治26年(1893)～27年(1894)

--	--

— 1894 年 —

著作権時事	社会・文化時事
この年 欧米各国との間の不平等条約改正交渉が妥結し，この年より逐次各国との間に改正条約が調印される運びとなる。 ※各条約（議定書）とも同型の著作権条項を含む。例えば日英条約では，条約で著作権及び特許権等の相互保護を約し，附屬議定書で日本は治外法権撤廃に先だって著作権及び工業所有権保護条約に加入すべきことを約している。 この年 版権法違反事件有罪人員11名。 この年 イギリス・"陛下"と題する書き下しの新喜歌劇の稽古中，その梗概が雑誌	6. 4 朝鮮東学党の乱起こる。 8. 1 清国に宣戦布告，日清戦争始まる。 9. 17 聯合艦隊，黄海で清国北洋艦隊撃破（黄海の大海戦）。 8. 31 川上音二郎，浅草座で戦争物の際物芝居「壮絶快絶日清戦争」を上演。 11. 11 東京音楽学校で在留外人による歌劇「ファウスト」（グノー曲）第1幕上演。 ※歌劇上演のはじめ。 この年 坪内逍遙，戯曲「桐一葉」を早稲田文学に発表。

明治28年(1895)～29年(1896)

--	--

— 明 治 28 年 —

著 作 権 立 法 ・ 条 約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 8 日露通商航海条約<著作権条項>調印。 ※公布9月10日, 施行明32. 7. 17。 10. 21 日本・デンマーク通商航海条約<著作権条項>調印。 2. 9 フランス・1895年2月9日の法律—美術的著作物に関する詐欺—制定。 8. 11 ハイチ・刑法<著作権規則違反 §347～351>制定。 8. 21 フランス・ガテマラ間文学的及び美術的著作物相互保護条約締結。 12. 25 チェコスロバキヤ・著作権法制定。 12. 26 オーストリア・文学的, 美術的, 写真的著作物の著作権に関する法律制定。	この年 国際文芸及び美術協会ドレスデン会議開催, 各国著作権法における方式の撤廃を主張し, 文芸及び美術上の所有権に関する法律の国際的統一のための模範条約研究を開始。

— 明 治 29 年 —

著 作 権 立 法 ・ 条 約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 27 登録税法<§10> (法律第27号)公布。 ※ § 10は版権登録の登録税を規定。	3. 28 登録税法(法律第27号)公布。 4. 27 民法第1～3篇 (法律第89号) 公

明治28年(1895)～29年(1896)

に掲載され始めたのに対し, 裁判所は, 稽古に立会う者は作者の許可を得ないで外部にその筋を洩らしてはならないという信義上の義務を負う旨判示して, 禁止命令を出す。	この年 堀井新治郎, 謄写版を発明。 この年 剣舞節大流行, 軍歌続々と生まれる。
--	---

— 1 8 9 5 年 —

著 作 権 時 事	社 会 ・ 文 化 時 事
4. 4 文部大臣西園寺公望を被告とする版權侵害要償事件で, 大審院は上告人(一審原告)の上告を棄却。 この年 版権法違反有罪人員4名。 この年 ドイツ・法学者ギールケ, Deutsches Privatrecht 中で著作権一元論を唱える。	4. 17 日清講和条約, 下関で調印。 ※4.20批准, 5.10(勅令)公布。 11. 8 遠東半島還付条約調印。 12. 22 日清条約調印。関東州租借権をロシアより日本に譲渡することを清国承諾。 1. — 小説挿絵, 読売新聞にはじめて登場。 10. 6 博報堂創業。 この年 豊田佐吉, 自動織機を発明。 この年 イタリア人グリエルモ・マルコニー, 無線電信の実験に成功。 この年 フランス人ルイ・リュミエール及びオーギュスト・リュミエールの兄弟, シネマトグラフ (Cinematographe) をリオンで発表。 ※比較的良好にスクリーンに写された最初の映画という。

— 1 8 9 6 年 —

著 作 権 時 事	社 会 ・ 文 化 時 事
この年 版権法違反有罪人員10名。	4. 27 民法第1～3篇の公布に伴い, 旧民法(明治23年公布)の財産・財産取得・

4. 4 日独通商航海条約及び議定書<著作権条項>調印。 ※批准交換11.20, 施行明治32.7.17。 5. 2 日本・スウェーデン通商航海条約及び議定書<著作権条項>調印。 ※公布5.22., 施行明治32.7.17。 8. 4 日仏通商航海条約及び議定書<著作権条項>調印。 ※公布明治31.3.30, 施行同32.8.4。 9. 8 日本・オランダ通商航海条約及び議定書<著作権条項>調印。 ※施行明治32.7.17。 11. 30 日本・スイス通商航海条約<著作権条項>調印。 ※施行明治32.7.17。 12. 22 日本・ベルギー通商航海条約<著作権条項>調印。 ※公布12.28。 1. 31 スペイン・外国人の著作物の登録の廃止並びに「ベルヌ」条約に調印した諸国に属する著作物の権利の確認に関する律令。 2. 27 アメリカ合衆国・大統領、メキシコに対しアメリカ法を適用する旨の宣言。 5. 4 ベルヌ条約追加議定書(パリ追加規定)及び解釈宣言(パリ解釈宣言)調印(パリ)。 ※日本加入は明32.7.15。 5. 25 アメリカ合衆国・大統領、チリに対しアメリカ法を適用する旨の宣言。 6. 3 モナコ・一切の方式を廃止する命令制定。 6. 27 コスタリカ・知的所有権法制定。 7. 31 オーストリア・鑑定委員会に関する命令制定。 8. 28 コスタリカ・フランス間著作権条約締結。	布。 7. 21 日清通商航海条約調印。 11. 20 日独通商航海条約の批准交換により、工業所有権関係規定のみ即日実施のため、同日よりドイツ人の発明、意匠及び商標をわが国内にて保護することとなる。 ※他の国との条約についても同様に、工業所有権関係規定のみ批准と同時に発効。 4. 15 ベルヌ条約第1回改正会議開催(パリ), 13カ国出席。 5. 27 ドイツ・不正競争防止法制定。 この年 国際文芸美術協会パリ会議開催、ベルヌ大学教授エルネスト・レートリスベルグ、方式主義廃止の必要を強調。
---	---

	債権担保・証拠簿は施行されないまま廃止。 1. 27 御木本幸吉、半円真珠養殖法の特許を受ける。 3. — フランス人リュミエールの映写機「シネマトグラフ」輸入され、福地桜痴居士、これを「活動写真」と命名。 7. 10 佐藤義亮、新声社から雑誌「新声」を創刊。 ※今日の新潮社及び雑誌「新潮」の前身。 9. — 東京美術学校にはじめて洋画科設置。 11. 17 神戸又新日報、「小松宮 活動写真御覧」と報道。 ※活動写真の語使用の始め。 11. 23 樋口一葉歿。 11. 25 エジソンのキネトスコープ(のぞき眼鏡式活動写真)が輸入され、神戸の貸席神戸港倶楽部で初公開。以後大阪・東京・函館等で興行、人気を呼ぶ。 この年 蓄音機(平円盤)、横浜のF・W・ホーン商会の手により、初めて商品として輸入。 この年 イタリアのマルコニー、無線電信法発明。
--	--

9. 8 日本・オランダ通商航海条約<著作権条項>締結。	
11. 7 コスタリカ・(著作権)登録規程制定。	

明治30年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 12 日本・スペイン通商航海条約<著作権条項>調印。※公布9. 16。	3. 24 日米工業所有権保護協定公布。
12. 15 日本・オーストリア通商航海条約<著作権条項>調印。 ※公布明治31. 9. 9, 施行同32. 8. 4。	3. 24 改正新聞紙条例公布。
4. 13 スイス・連邦に属する美術的著作物の模写の許容に関する規則制定。	3. 26 国稅徴収法(法律第21号)公布。
この年 アメリカ合衆國・著作権法改正。	9. — 日本・ベルー共和国間通商航海条約<工業所有権条項>締結。
※著作家及び作曲家の公開演奏権を、著作権を取得した音楽作品にまで拡張。	この年 特許、商標、意匠の相互保護に関する日英議定書調印。
9. 9 ベルヌ条約パリ追加規定及び解釈宣言、10カ国により批准。	11. — 内務省参事官水野鍊太郎、著作権に関する各国法制及び事情調査のため欧米各国に出張。 ※明31. 6 帰朝。

--	--

—1897年

著作権時事	社会・文化時事
6. — 東京書籍出版 営業者組合、頭取小柳津要人の名義で、東京商業会議所頭取波沢栄一に対し、万国著作権保護同盟加入に際しては特別条約を締結し、翻訳出版の自由を確保しうよう斡旋方依頼する文書提出。	この年 労働者の階級意識昂揚、労働争議急激に増加(この1年、約100件)。
この年 版権法違反 有罪人員2名。	1. 1 尾崎紅葉「金色夜叉」、読売新聞に連載開始。
文献 ①山田三良「版權保護同盟に就て」(法協、15—5. 7. 8)、②同「外国版権法抄訳」(法協、15—7)、③ブットハイム「万国版権は書価を増加することなし」(法協、15—9)。	2. — 吉沢商店・稲畑勝太郎・荒井商会等によつてバイスタコブおよびシネマトグラフ輸入され、前者は大阪新町演舞場で、後者は大阪南地演舞場で各公開、ついで3月には東京でも公開。
	4. 27 帝国図書館官制公布。
	この年 伊東忠太の提唱により、従来の「造家学」を「建築学」と改称。 ※明治19年に工科大学に設置された造家学科、建築学科と改称。
	この年 鳥山啓作詞・瀬戸口藤吉作曲「軍艦」(軍艦行進曲)発表。
	この年 「デカンショ節」、一書生によって作られ、この年以降流行。
	この年 日本橋の小西六商店フランスのゴーモン会社の撮影機輸入。
	この年 はじめて外国人の特許出願現われる。合計60件。 ※31年は68件、32年は225件、33年は239件と逐年漸増し、わが発明界に問題を投げかける。
	この年 ロスタン(仏)の「シラノ・ド・ベルジュラック」初演。

明治31年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 9 フランス・ニクアドル間文学的及び美術的著作権相互保護条約締結。※追加議定書1905, 補足議定書1952。 5. 10 ルクセンブルグ・著作権に関する法律制定。	2. 3 日本・亜爾然丁間修好通商航海条約調印。 6. 15 万国郵便条約調印。 6. 21 法例(法律第10号)公布。 6. 21 民法第4・5篇(親族・相続篇)(法律第9号)公布。 12. 26 内務省官制(勅令第259号)公布。 ※同時に外務, 大蔵, 文部, 逓信省等各官制公布。 この年 日本・白耳義間工業所有権の相互保護に関する宣言書調印。 この年 水野鍊太郎, 赤司鷹一郎・小倉正恒を助手とし, 箱根湯の沢温泉にとじこもって著作権法案の起草にあたる。 ※この際同人は, 従来の「版権」に代えて「著作権」の語を案出し, 版権法を著作権法としたほか, 「複製」, 「翻案」, 「偽作」, 「興行」などの新語を案出。 9. — 国際文芸美術協会第20回総会開催(イタリア国トリノ府), 各国著作権法の統一を図る目的で起草された国際模範著作権法草案を可決し, これを各国に勧奨すべきことを決議。

明治32年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 13 著作権法案, 第13回帝国議会で政府提出。※貴族院(先議)修正可決2.7, 衆議院可決2.22。	2. 7 供託法(法律第17号)公布。 2. 23 不動産登記法(法律第24号)公布。 3. 2 特許法(法律第36号)・意匠法(法

—1898年

著作権時事	社会・文化時事
2. — 鳩山和夫, 雑誌「太陽」誌上に, わが国がベルヌ条約加盟を約した「不用心」を, 泰西の新知識を翻訳によって注入することを必要とする立場から, 米国不加入の例をひきつつ「嘆惜」するとの論説発表。 この年 版権法違反有罪人員なし。 文献 水野鍊太郎「万国著作権保護同盟に就て」(国家学会, 12—141, 142)。	6. 24 保安条例廃止。 7. 1 岡倉天心, 橋本雅邦, 横山大観らの東京美術学校脱退派, 日本美術院結成。 7. 5 神田孝平歿。 11. 29 徳富蘆花「不如帰」, 国民新聞に連載開始。 12. 18 東京上野の西郷隆盛の銅像除幕式挙行。※若工明治29年。 この年 義太夫節の女太夫豊竹呂昇上京初公演, 人気を集める。

—1899年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 著作権法案の議会審議に際し, ベルヌ条約加入による翻訳権の拘束について, 外国文化輸入上の見地より反対意見	2. 8 高等女学校令公布。次いで中学校令, 実業学校令(3.7), 私立学校令(8.3)各公布。

3. 4 著作権法(法律第39号)公布。
※6月28日勅令第313号をもって7月15日より施行、これと同時に版権法、脚本楽譜条例、写真版権条例廃止。
3. 4 登録税法中改正法律<著作権の登録税額\$10>(法律第83号)公布。
4. 18 ベルヌ条約創設規定及びバリ追加規定加入。 ※公布7.13。
6. 22 著作権法を台湾に施行するの件(勅令第301号)公布。 ※施行7.15。
6. 28 著作権法施行に関する件(勅令第13号)公布。 ※施行期日を7.15と定めたもの。
6. 28 著作権法施行に関する件(勅令第314号)公布。 ※検印申請及び届出等を定めた経過規定。
6. 28 著作権法施行令に依る検印申請及び届出等に関する件(内務省令第26号)公布。
6. 28 著作権者不明の著作物に関する件(内務省令第27号)公布。 ※昭6.8.1廃止。
6. 28 著作権登録に関する規定(内務省令第28号)公布。 ※明治43年内務省令第23号によつて廃止。
7. 17 英・米・独・伊・白その他欧米各国(仏・奥を除く)間との通商航海条約<著作権条項>施行。
8. 4 仏・奥両国間との通商航海条約<著作権条項>施行。
10. 19 アメリカ合衆国・大統領、コスタリカに対しアメリカ著作権法を適用する旨の宣言。
11. 20 アメリカ合衆国・大統領、オランダ著作物に対しアメリカ著作権法を適用する旨の宣言。

- 律第37号)・商標法(法律第38号)各公布。
※各施行7月1日。
3. 8 登記法中特許意匠及商標の登記に関する規定を廃止する法律(法律第44号)公布。
 3. 9 商法(法律第48号)公布。
 6. 9 特許代理業登録規則(勅令第235号)公布。
 7. 13 万国工業所有権保護に関するパリ同盟条約及び附属議定書(勅令無号)公布。 ※外務省告示第9号をもって7月15日より加入の効力発生の旨告示。
 7. 一 「改訂条約実施方法ニ就キ注意ノ件」(内閣訓令第1号)公布。 ※これより先、6月30日に条約改正実施の勅諭が発せられている。
 1. 7 東京書籍出版業者組合、内務大臣に対して「万国版権同盟ノ件ニ付御願」と題する文書を提出し、要望及び疑義説明を要請。1月13日内務省参事官水野鍊太郎と組合側委員と会談。
- この年 日英・日伊・日露・日丁・日独・日瑞(西)・日蘭・日瑞(東)・日白・日西・日奥の各通商航海条約(または修好居住条約)の実施期を定める(勅令第215号)。
※仏・奥を除き7.17より施行。仏・奥は8.4より施行。
- この年 日本が工業所有権保護同盟条約に加入しながら、これと密接不可分の関係にあるマドリッド協定に加入しなかったことに対してフランス政府から抗議、スイス・イギリス等よりも加入方の勧奨。政府、各国との間の条約上の義務ではないことを理由として加入を拒否。

- も出て盛んに質疑応答が重ねられたが、治外法権撤廃という大國策の前に圧殺され、結局、貴族院修正案が成立。※このことは民間においても同様(国家学会雑誌13巻146号108ページ掲載の「翻訳」と題する無署名記事参照)。
- この年 版権法・著作権法違反事件なし。
- 文献 ①水野鍊太郎「著作権法要義」(有斐閣・明治堂)、②同「我著作権法と国際著作権法草案」(国家学会、15—174)。

7. 17 改正条約実施(外国人の内地雑居許可、法権を回復)。 ※8月5日帝国ホテルで盛大な祝賀会挙行。
 7. 29 万国平和會議条約調印。
 1. 一 反省会雑誌を「中央公論」と改題続刊。
 6. 20 最初の日本製映画、柴田常吉ら撮影の「日本半先活動大写真」、歌舞伎座で公開。
 6. 一 東京浅草で三光堂蓄音機店開業、輸入磁管器と磁管の販売を行なう。のち浅草公園六区の藤棚の下に蓄音機レコードの「立聞きの店」を設け、聴取料1本5銭〜10銭で聴かせる。※「立聞きの店」、興行師仲間に珍重される。
- この年 「不如帰」の成功を契機として、「己が罪」はじめ多くの家庭小説隆盛となる。
- この年 大和田建樹「鉄道唱歌」第1集、作曲者上真行、多岐雅。
- この年 弁理士現在人員137名。
- この年 さのさ節流行。
- この年 トルストイ(露)「復活」完成。

	この年 第1回パン・アメリカン会議開催、モンテビデオ条約を承認し、パン・アメリカン諸国のこの条約への加入を勧告。 ※加入勧告に応ずる国がないため、1902年の第2回パン・アメリカン会議の際、著作権条約(メキシコ条約)が起草署名される。
--	--

—明治33年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 19 キューバ・外国著作物の保護に関する軍事命令制定。 6. 2 エルサルバドル・文学的著作権法制定〔～8〕。 11. 15 スペイン・エクアドル間文学的、科学的及び美術的著作権保護条約締結。	12. 14 万国工業所有権保護同盟条約改訂ブリッセル会議、条約改正規定調印。 ※この条約会議初の帝國代表委員として特命全權公使本野一郎参列。 この年 国際文芸美術協会のパリ大会に山田三良自費で参加し、東西両洋間の翻訳は自由であるべきことを強調。 ※ベルヌ国際事務局発行 DROIT D'AUTOUR(1901. 10), この主張を「日本と著作権の保護」中に詳細に紹介。 この年 国際文芸美術協会パリ大会、著作権に関する模範草案完成。 この年 万国学芸会議(パリ)の席上、ヨーロッパ出版業者、米国著作権法(米国内で同時発行を要するとの規定)の改正を要望。 この年 発明者協会万国大会(パリ)、科学的所有権の保護を求める趣旨の決議を可決。

--	--

—1900年—

著作権時事	社会・文化時事
5. 1 海軍軍楽隊長瀬戸口藤吉、「軍艦行進曲」を作曲。 ※その著作権は、大正14年5月12日妹尾幸次郎に譲渡、昭和6年9月2日妹尾よりポリドールに譲渡、ポリドールは昭和13年1月13日海軍省に献納、現在普通国所有財産として関東財務局の台帳に登載(各譲渡登録も完了)。 この年 著作権法違反有罪人員なし。 2. 1 フランス・パリ控訴院のルコック事件に対する判決、著作権は所有権の目的とならず、著作権は民法上の動産でも不動産でもなく、その性質は属人的であるから当然には夫婦財産契約による所得財産には加わらない旨判示。	2. — 東京大阪間電話開通。 5. 29 北清事変起こり、日本からも出兵。 9. 15 立憲政友会結成、総裁伊藤博文。 1. — 日本楽器(株)、「ヤマハピアノ」の製造開始。 5. 9 福沢諭吉の多年にわたる教育の功に対し、御沙汰書及び金5万円下賜。 この年 「東雲節」、「鉄道唱歌」、「楠公の歌」など流行。

— 明治34年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 19 ドイツ・文学的及び音楽的著作物に関する著作権法、出版権に関する法律各制定。 9. 13 同国・文学的及び音楽的著作物のための鑑定委員会の組織及び職務に関する規則制定。	2. 16 著作権法実施以来、著作権（興行権）侵害を名として興行場に対し恐喝を行なう者続出し、各地に被害が発生したので、警保局長より取締りの通牒（秘甲第27号）を各府県に発出。 3. 22 東京書籍出版業者組合、「清国ニ対スル版權保護ノ儀ニ付請願」を外務・内務両大臣に提出。 4. 15 2月16日付通牒同趣旨の通牒（秘甲第74号）再び発出。 この年 第4回国際出版者会議開催（ライプツヒ）、出版者著作権連盟書記長ブットナム、アメリカ著作権法における外国人著作権に対する厳格な制限を緩和するための一部改正法案提出。

— 明治35年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 27 文学的及び美術的所有権保護に関するメキシコ条約締結。※これはメキシコで開催された第2回パン・アメリカン同盟会議で調印されたもので最初のパン・アメリカン条約。調印国はアルゼンチンほか16カ国、批准国は7カ国。	8. 18 万国工業所有権保護同盟条約を修正する追加条約（勅令無号）公布。 3. 11 前年に2回発出されたと同様の著作権侵害に名をかりた恐喝事件取締の警保局長通牒（秘甲第46号）、三度府県知事

— 1901年 —

著作権時事	社会・文化時事
この年 宇都宮吉造なる者、「実用会社営業標本」と題する小冊子を内務省に登録（6月）、全国各銀行を著作権侵害で訴える。各地で敗訴。 この年 「日本楽譜著作権合名会社」なる者、都々逸、浪花節の著作権所有を主張し、千葉県銚子町の芸妓、寄席経営者等3名に対し、著作権侵害による損害賠償請求の訴えを八日市区裁に提起。 この年 東京深川座で河竹黙阿弥作「弁天小僧」が無断興行され、著作権問題起こる。※坪内逍遙、裁判所の依頼で鑑定。 この年 著作権法違反有罪人員なし。 文献 ①水野錬太郎「日本と著作権の保護」（国家学会、15—167）、②同「著作権に関する方式を論ず」（法協、19—8）、③同「著作権法の統一と模範著作権草案」（国家学会、15—174）、④山田三良「万国工業所有権保護同盟条約に就て」（国家学会、19—12）。 この年 ドイツ・新音楽著作権法、1886年のドイツ帝国裁判所の判決を否認して、既刊音楽著作物を機械的楽器に写調することを適法とする規定を設ける。	1. 12 教科書採定に関する不正行為、厳重取締。 3. 1 第15回帝国議院に衆議院から「小学校教科書の国定に関する建議」提出。 2. 3 福沢諭吉歿。 3. — 英国グラモフォン会社、日本に技師派遣、東京築地明石町で謠曲、雅楽等の録音盤を製作。 7. 1 光永星郎、日本広告株式会社設立。別に日本電報通信社創業。※明治40.8.1、両社合併、株式会社日本電報通信社設立。 この年 演歌衰退。「美しき天然」など流行。 この年 「荒城の月」の楽曲、東京教育音楽協会発行「中学唱歌」に掲載発表。

— 1902年 —

著作権時事	社会・文化時事
この年 峰岸伝次郎ほか1名が河竹黙阿弥の「弁天娘女男白波」を盗上演した事件で、坪内逍遙は裁判所の命令により鑑定。※同人が鑑定した訴訟事件は一生のうち7回に上ったという。 この年 著作権法違反有罪人員2名。	1. 30 日英攻守同盟協約、ロンドンで調印。 12. — 教科書疑獄事件発生。 1. — 松竹合名会社設立。 8. — 東京明治座で「発声活動写真」公

3. 11 フランス・著作者、作曲家、画家及び図案家の所有権に関する1793年7月19日～24日の緊急命令改正。 7. 22 イギリス・音楽的著作物の著作権に関する法律を改正する法律(1902年の音楽著作権法)制定。 この年 アメリカ合衆国・外国人著作権保護制限緩和の改正法案提出。※出版印刷業者の反対により審議未了。	あて発出。 この年 第14回国際文芸美術協会総会開催(ナポリ)、機械的楽器への音楽の写調を自由にしたベルス終局議定書第3の廃止を決議。
--	---

明治36年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 20 文部省に於て著作権を有する教科用図書の発行に関する保証金の件(勅令第104号)公布。 6. — 著作権に関する登録簿閲覧日(内務省令第73号)公布。※内務省警保局発行「出版関係法令集」(昭和2年)も、日の記載を欠く。 10. 8 追加日清通商航海条約<著作権条項>調印(上海)。※批准12.9,公布明治37.1.20。 4. 15 ジャム・著作権保護法制定。 10. 8 清・米間通商関係を拡張する条約<著作権条項>締結。 12. 29 イタリア・キューバ友好通商航海条約<著作権条項>締結。	4. 29 小学校教科用図書翻刻発行規則(文部省令第22号)公布。

文献 ①水野鍊太郎「本邦著作権法の沿革」(法協20—8)、②同「欧州に於ける著作権法の沿革及び其国際的關係の由来」(内外論叢、1—5)、③同「知能権に就て」(法政新誌6—59)。	開。 ※レコードに口上を吹き込んだもの。 9. 19 正岡子規歿。 12. 24 高山樗牛歿。
--	--

—1903年

著作権時事	社会・文化時事
12. — 江見水蔭、「オセロ」の脚本料として金1,000円受取り評判となる。 ※「オセロ」は2月11日より川上音二郎らにより明治座で上演。 1. 26 水野鍊太郎、「著作権の基礎及性質」及び「著作権保護に関する模範的法案と日本」の二論文によって、法学博士の学位を東京大学より授与される。 この年 著作権法違反有罪人員1名。 判例 矢田部藤吉著作権法違反事件、原審無罪のため検事より上告、大審院原判決を破毀して自判、罰金100円(6.8)。 文献 水野鍊太郎「著作権の性質に就て」(法協、21—7—9) 5. 4 フランス・パリ民事裁判所、国が著作物を取得し、これに部分的な改作(一部削除)を施して博物館に展示した場合、美術家に訴訟する権利を認める旨判決。 この年 ドイツ・リヒアルト・シュトラウス及びフリードリッヒ・レルシュの尽力によって、音楽著作権の行使を目的とするドイツ最初の団体であるドイツ作	4. 13 小学校教科書を国定にするため小学校令一部改正公布。 5. 21 第一高等学校生徒藤村操、「巖頭の感」を遺して日光華厳滝に投身自殺、その後厭世の模倣者続出。 6. 29 滝廉太郎歿。 7. 13 西園寺公望、政友会総裁に就任。 7. 23 東京音楽学校生徒の歌劇研究会、グリュック作「オルフェウス」を公演。 ※邦人歌劇上演の始め。 10. 1 浅草電気館、日本最初の映画常設館として開館。 10. 30 尾崎紅葉歿。

明治37年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 20 追加日清通商航海条約<著作権条項>公布。 ※調印明治36. 10. 8 (上海), 批准同年12. 9。 7. 26 明治32年内務省令第26号改正 (内務省令第11号)。 ※第4番式中改正。 2. 1 ニカラグア・民法<著作権条項> 724～867) 制定。 この年 エルサルバドル・刑法<著作権侵害に対する罰則>制定。 この年 アメリカ合衆国・暫定著作権制度を設けるための法律。 ※ルイジアナ購入品博覧会が外国著作物を輸入できるように1891年法の厳格な製造条項を避けるための臨時立法。	3. — 内務省より東京書籍出版業者に對し, 同組合が明治34年に要望した清国における著作権の保護に関して通達。 ※清国が通商条約に規定した版権登録局を設置するまでの暫定措置として, 在上海日本領事館で版権登録を受理することになった旨のもの。 7. — 著作権法附則による猶予期間の5年がこの年の7月15日に当たるため, 出版業者は製品をこの期日までに警視庁に運び, 1冊毎に検印を受ける。 9. 13 警視總監より内務大臣に対し, 東京市内の演劇興行に對し自己に著作権ありと称して興行承諾料を要求し, これを支払わないときは区裁判所に仮執行を申請する徒を生じ, 取締り中である旨中絶 (検発甲第89号)。 この年 アメリカ合衆国・大統領, 著作権法修正案に関して, 著作権局起草の修正案を次期議会に提出する旨報告。
明治38年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
11. 10 日米間著作権保護に関する条約調印(東京)。 ※この条約は翻訳の自由を認め	2. 16 実用新案法(法律第21号)公布。

曲家組合 G D T (Genossenschaft Deutscher Tonsetze) と音楽演奏権保護施設 A F M A (Der Anstalt Für Musikalisches Recht), ベルリンに設立。	
—1904 年	
著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員6名。 判例 ①大塚周吉著作権法違反被告事件, 上告棄却判決(6. 13), ②羽田三四郎著作権法違反被告事件, 上告棄却判決(9. 1)。 文献 ①水野鍊太郎「米国著作権法に就て」(法協22—11), ②同「日清通商追加条約中版権に関する規定に就て」(法協22—5)。 6. 2 フランス・パリ民事裁判所, 著作物を歪曲する拙劣且つ不正確な複製物が公に普及されることを防止するための監視権を著作者に認める判決言渡。	2. 10 ロシアに宣戦布告, 日露戦争始まる。 4. 1 国定教科書の使用開始。 5. 5 佐藤義亮, 新声社を新潮社として再興, 「新潮」創刊。 5. 5 農商務相清浦奎吾らにより工業所有権保護協会設立。 ※今日の財団法人発明協会の前身。 この年 ドイツ人コルン, 写真伝送を發明。 この年 ブッチャーニ作曲「蝶々夫人」初演。
—1905 年	
著作権時事	社会・文化時事
7. 7 東京地裁, 岡谷繁実編述「皇朝編年史」につき, 東京帝国大学「大日本編年	5. 27 連合艦隊, 日本海でロシアのバルチック艦隊を破る(日本海海戦)。

明治38年(1905)～39年(1906)

る。批准明治39.4.28, 公布同年5.11, 昭和28.4.28廃棄確定。 11. 10 日米条約の解釈に関する交換書翰。 ※明治39.5.11告示。 3. 3 アメリカ合衆国・著作権法一部改正。 10. 20 アイスランド・著作権法制定。 ※改正1943.4.14及び1947.5.23。	2. 20 アメリカ合衆国・商標法大改正。 3. 3 同国・著作権法における外国人著作物の保護に対する制限を緩和する一部改正案ようやく議会を通過して公布。 ※米国内における同時発行の要件撤廃。 3. 一 同国・著作権局, 上記改正法公布に伴い施行手続規定を發表。
---	--

— 明治39年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 11 日米間著作権保護に関する条約(勅令無号)公布。 ※調印明治38.11.10。 5. 11 日米間著作権保護に関する条約調印の際該条約第3条の解釈に関し両国全権の間に交換したる書翰告示。 1. 25 イタリア・ニカラグア間友好通商航海条約<著作権条項>締結。 8. 4 イギリス・音楽的著作権法制定。 8. 23 発明特許・図案・工業的意匠・商標並びに文学的及び美術的所有権の保護に関するリオデジャネイロ条約締結。 ※第2回目のパン・アメリカン条約で署名国20, 批准国は9カ国あるが効力制限的。 9. 16 イタリア・著作者の権利の相互保	10. 25 特許弁理士令(勅令第300号)公布。

明治38年(1905)～39年(1906)

史」の偽作として、岡谷に罰金100円を言渡。 この年 著作権法違反有罪人員3名。 判例 ①上告人杉本勝二郎被告上告人内務大臣芳川顕正ほか2名間の著作権侵害要償事件につき大審院上告棄却判決(5.5) 文献 水野錬太郎「万国著作権協会第26回会議の議決」(法協23—6)。 この年 ベルギー・大審院, 音楽的著作物の機械的楽器への写調は偽作とならない旨判決。	9. 5 ポーツマスで日露休戦議定書調印。 9. 5 日比谷公園で開催の日露講和条約反対の国民大会暴動化し, 内務大臣官邸, 国民新聞社などを襲う。 11. 17 日韓協約調印。 11. 23 京城に総監府設置。 1. 一 夏目漱石「我輩は猫である」, ホトトギスに連載開始。 9. 一 「戦友」(真下飛泉作詞, 三善和喜作曲)発表。 この年 清国向けの図書出版増加。 この年 バイオリンを伴奏とする「残月一声」現われる。 ※神長睦月のくふうによるという。
--	--

— 1906 年 —

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員15名。 文献 水野錬太郎「著作権保護に関する日米条約に就て」(法協24—6)。 6. 27 フランス・セイヌ裁判所, 未完成著作物の差押えを禁ずる判決。	2. 17 坪内雄蔵(逍遙)の率いる文芸協会, 発会式を紅葉館で開催, 雅劇「妹背山」, 「香水山孤城落月」を試演。 ※楽劇公演の始め。 3. 20 帝国図書館, 上野公園に新築開館。 4. 一 夏目漱石「坊っちゃん」, ホトトギスに掲載開始。 この年 浪花節勃興, 次第に隆盛に赴き, 桃中軒雲右衛門など有名になる。 この年 「松の声」, 「ラッパ節」, 「チャカホイ節」など流行。 12. 24 米国マサチューセッツ州ブラントロットに設置したウェスティングハウス

護のためイタリア・ポルトガル間に締結された協定に完全な効力を生ぜしめる勅令制定。	
--	--

明治40年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 9 ドイツ・美術、写真著作物及び活動写真映画に関する著作権法制定。 5. 10 同国・造形美術的及び写真的著作物の鑑定委員会の組織及び職務に関する規則制定。 この年 ワシントン条約（中部アメリカ同盟条約）調印。 この年 フランス・同国行政研究学会（La Société d'Etude législative）のフランス著作権法草案発表。	4. 24 刑法（法律第45号）公布。※施行明治41.10.1。 3. 29 樺太に施行すべき法令に関する法律（法律第29号）公布。 この年 イギリス・特許意匠条例制定。 この年 翌1908年との両年、国際文芸美術協会会議開催（ニューシャテル及びメイヤンス）、ベルヌ同盟条約の第2次改正の準備を進め、1908年のベルリン改正会議を実現させる。

明治41年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 19 清国に於ける発明意匠商標及著作権の相互保護に関する日米条約（著作権条項\$2.3.8）調印（ワシントン）。※公布8.13（条約5号）。 8. 12 韓国著作権令（勅令第200号）公布。※韓国が日本の保護国となったことに伴って	3. 28 刑法施行法（法律第29号）公布。 6. 23 国際無線電信条約公布。 8. 12 韓国特許令（勅令第196号）、同意匠令（勅令第197号）、同商標令（勅令第198号）、同商号令（勅令第199号）各公布。

	社の実験用無線局、世界最初のラジオ試験放送実施。 この年 米国、ラジオ通信一般を統制する国内法として最初の無線通信法制定。
--	---

—1907年—

著作権時事	社会・文化時事
この年 夏目漱石、朝日新聞社入社に際し、新聞掲載その他の著作物の“版權”を保有し出版することを許されるや否を文芸部長池辺三山に問合せ、同人より“差支えなし”との返事を得て入社を決定。 この年 著作権法違反有罪人員4名。 判例 ①著作権法違反及之に附帯する私訴事件（公訴上告人小西乙吉ほか3名、公訴私訴上告人筒井九郎左衛門、私訴被上告人通信大臣山県伊三郎）につき大審院上告棄却（3.18）。 文献 ブリック「著作権を論ず」（法協25—2～3）。	3. 21 小学校令改正。義務教育年限、6カ年に延長。 5. 8 華族令公布。 4. 1 夏目漱石、第一高等学校その他の教職を辞し、東京朝日新聞入社。 6. 7 本郷座の桃中軒雲右衛門の浪花節興行、1ヵ月満員の記録を作る。 8. — 尾崎紅葉、「金色夜叉」を春陽堂より発行。 10. 25 文部省第1回美術展覧会（文展）開催。 10. 30 日米合弁による日本蓄音器製造株式会社設立。レコードの国内製造開始。※後に日本蓄音器商会と合併し、日本コロムビア蓄音器株式会社となる。

—1908年—

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員なし。 文献 ①水野鍾太郎「著作権保護に関するベルヌ条約の改正」（法協26—2）、同「文学的及び美術的著作物保護万国同盟条約に関する伯林会議事項並に本邦の提	3. 12 米国に日本人排斥問題起こる。 9. 29 内務省、警察犯処罰令公布。 12. 2 清国新皇帝溥儀、北京で即位式。 1. 20 吉沢商店、東京目黒に日本最初の撮影所設立。

制定。廃止明治43年(勅令338号)。 8. 12 関東州及帝国が治外法権を行使することを得る外国に於ける特許権、意匠権、商標権、商号権及著作権の保護に関する件(勅令第201号)公布。 ※明治44年勅令167号により廃止。 8. 13 韓国に於ける発明意匠商標及著作権の保護に関する日米条約公布。 3. 14 コロンビア・スイス間友好通商条約<著作権条項§2, 7>締結。 11. 13 ベルヌ条約修正ベルリン規定調印。 ※批准明治43. 5. 20. 公布明治43. 9. 8。	7. 13 東京書籍商組合長小柳津要人、ベルリン会議帝国代表水野鍊太郎に対し、「伯林会議に対する翻訳権及翻訳出版に関する意見書」を提出。 ※日本としての特殊事情を明らかにして、翻訳の自由を強調。 12. 11 東京書籍商組合、大蔵大臣に請願書を提出し、外国図書の翻訳許諾に際して、付属図画の原版などの高額の買取りを強要される事例に対し、これらの関税免除を要請。 10. 14 ベルヌ条約改正ベルリン会議開催〔～11. 14〕、席上〔11. 13〕帝国代表水野鍊太郎は「翻訳自由」の主張をしたが、翻訳権を著作権と同一視するドイツの提案に敗れたので、会議の最終日に翻訳権に関する留保を声明。 ※「翻訳自由」の主張は各国委員の「喝采」を博したという。
---	---

明治42年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
9. 14 清国に於ける発明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日仏条約(東京)調印。 ※批准明治43. 3. 2, 公布明治44. 5. 20。 10. 2 小学校教科用翻刻発行に関する規程(文部省告示第254号)公布。 3. 4 アメリカ合衆国・著作権に関する諸条例を改正統合する条例制定。 5. 11 ノルウェー・写真の権利に関する法律制定。 6. 1 アメリカ合衆国・1906年の著作権法第25節の下における訴訟手続に関する最高裁判所規則制定。	4. 2 改正特許法(法律第23号)、同意匠法(法律第24号)、同商標法(法律第25号)、同実用新案法(法律第26号)各公布。 5. 6 新聞紙法(法律第41号)公布。 10. 2 小学校教科用図書翻刻発行に関する規程(文部省令第254号)公布。 10. 23 韓国特許令、同意匠令、同商標令、同実用新案令(勅令第304～307号)各公布。 10. 25 特許登録令、実用新案の登録に関する件、意匠の登録に関する件、商標の登録に関する件(勅令第294～297号)各公布。

案」(国家学会22—7)、②佐々木惣一「出版と著作」(京法3—4～5)、③菊池駒次「清韓両国に於ける発明、意匠、商標及び著作権の保護に関する日米条約釈義」(国際法雑誌7—2)。 (外国判例)①フランス・大審院、音楽の機械的楽器への写調は偽作とならない旨判決、②ドイツ・ニーチュの手紙の公刊に対するニーチュの妹(相続人)よりの差止請求事件において、裁判所は、このような手紙は著作権法の保護の対象となる旨判決(RGZ 69, 401)、③アメリカ合衆国・最高裁判所、ホワイトスミス楽譜出版会社対アポロカムバニー事件につき、ミュージック・ロール及び蓄音器レコードは、それ自体は著作権保護の可能な著作物の複製物ではない旨判示。	4. 21 白丸屋(明治40年創業)、フレーベル館と改称。 6. 23 国木田独歩歿。 10. 1 東京・大阪の朝日新聞社、合併して朝日新聞合資会社設立。 11. 1 有楽座開場式挙行。 ※純洋風劇場の始め。
---	--

—1909年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員2名。 判例 ①東京地裁、三浦理对本多浅次郎事件につき、原告の損害賠償請求を認め、被告に175円50銭の支払いを命ずる判決言渡(10. 6)、②大審院、検常之助対丸岡桂著作権確認並発行差止請求事件につき上告棄却(12. 24)。 文献 ①水野鍊太郎「伯林に於ける著作権保護同盟万国会議の顛末」(国家学会23—5)、②同「欧米諸国と日本との間に於ける翻訳自由に関する本邦委員の説明」	10. 26 満州巡遊中の枢密院議長伊藤博文、朝鮮独立運動の志士安重根にハルビン駅頭で暗殺される。 2. 11 野間清治、大日本雄弁会を始め、雑誌「雄弁」発刊。 6. 2 東京両国に相模の常設館として国技館開館。 7. — この頃活動写真の常設館増加、東京市内だけでも70館余。 9. — 国定小学校教科書の翻刻発行の権利があまりに独占的であるとの建議が衆議院で採択され、文部省、翻刻規定を改

11. 13 ポリビア・著作権法制定。	1. 29 東京書籍商組合及び中等教科書協会、教科書の註解書、練習問題の解答書等の続出阻止のため、著作権法の改正を求める請願書を内務大臣に提出。
12. 16 ギリシャ・演劇脚本の著作権に関する法律制定。	7. 14 フランス・意匠及び雛形法制定。 この年 ドイツ・不正競争防止法制定。 この年 アメリカ合衆国・両院委員会、クレーユー法案(H. R. 28192)の部分的修正に同意。修正法案は3.3下院、3.4上院可決、同日大統領の承認を受け、パブリック・ロウ349、1909年の著作権法として公布。

明治43年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 14 著作権法中改正法律<第1次改正—§1. 11. 15. 20. 21. 32ノ2. 39. 41. 42. 52>(法律第63号)公布。 ※この改正はベルス条約ベルリン規定の批准に伴って行なわれたもの。	4. 14. 関税定率法(法律第54号)公布。 4. 15 予約出版法(法律第55号)公布。 ※昭42. 8. 1, 法律第120号により廃止。
6. 15 著作権に関する登録手続(内務省令第23号)公布。 ※改正大正12年(内務省令1号), 昭和2年(内務省令48号), 廃止昭和6. 8. 1(内務省令18号)。	8. 29 韓国の国号を改め朝鮮と称する件(勅令第318号)公布。 ※同日朝鮮総督府設置に関する件(勅令)公布。
8. 29 著作権法を朝鮮に施行することに關する件(勅令第338号)公布。 ※この勅令は旧憲法第8条に基づく緊急勅令で、明治44年3月帝國議會の承認を得たもの。なお、この勅令の前に同日(8. 29)付け勅令第335号をもって、著作権法を朝鮮に施行する件が定められたが即日廃止(8. 29には3勅令が制定)。上記勅令第338号によって韓国著作権令廃止。	8. 29 特許法、意匠法、実用新案法、商標法を朝鮮に施行(勅令第335号)。 ※即日勅令第336号、同第337号をもって廃止。
	1. 29 東京書籍商組合及び中等教科書協会、著作権法改正に際し、「教科用ノ為著作シタル図書ノ字引註解書類ヲ発行スル者ハ偽作者ト看做ス」との一項を挿入された旨の「著作権法修正ニ付請願」を内務大臣に提出。

(国家学会23—8), ③同「翻訳自由に関する本邦委員の説明に対し委員会議長ルノー博士の批評」(国家学会23—9), ④同「著作権保護万国会議の成果と内国法」(法協27—10～11)。	正。これに伴い既設の日本書籍株式会社解散、新たに日本書籍・東京書籍・大阪書籍の3会社が設立され、国定教科書共同販売所にその販売が許可される。
この年 ドイツ・ライプツヒのドイツ楽譜出版業者組合とバリのレコード映画綜合国際協会との合作によって、レコード製造業者に対して作曲家並びに楽譜出版業者の利益を擁護するための「有限会社音楽享調権擁護施設」(AMMRE)、ベルリンに設置。	この年 横田商会、尾上松之助主演映画「基盤忠信」製作、以後松之助映画の評判高まり、「目玉の松ちゃん」の愛称で親しまれる。

—1910年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員なし。	6. 1 幸徳秋水らの大逆事件起こる。
文献 水野錬太郎「著作権保護万国会議の決議に対する論評」(法協28—4)	8. 22 日韓併合条約調印。
	この年 映画館で伴奏にはじめて管弦楽団を使用。
	この年 横浜オデオン座、日本最初の洋画専門館として開館。
	この年 「ハイカラノーエ節」、「何て間がいい節」流行。

9. 8 ベルヌ条約修正ベルリン規定(条約第5号)公布。※岡印明治42.11.13,批准5.20,批准書寄託(ベルリン)6.9。 6. 9 同規定批准書寄託(ベルリン)に際し,翻訳権に関する規定及び音楽的著作物の演奏に関する規定の留保宣言。 9. 8 上記批准書保管覚書公布。 4. 9 フランス・1910年4月9日の法律—美術的著作物の複製に関する著作者の権利の保護—制定。 5. 8 トルコ・著作権法制定。 5. 22 ドイツ・文学的及び音楽的著作物に関する著作権法改正。 5. 22 同国・造形美術的及び写真的作品に関する著作権法改正。 5. 22 同国・出版権に関する法律改正。 5. 22 同国・文学的及び美術的著作物の保護に関する修正ベルヌ条約の施行に関する法律制定。 8. 11 文学的及び美術的所有権保護に関するブエノスアイレス条約調印。 ※第3回目のパン・アメリカン条約,リオデジャネイロ条約加入国の大部分及びベネズエラ署名。	
---	--

--	--

明治44年—

—1911年

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 25 関東州及帝国が治外法権を行使することを得る外国に於ける特許権,意匠権,商標権及著作権の保護に関する件(勅令第167号)公布。※施行5.28明治41年勅令第210号の改正。	4. 6 広告物取締法(法律第70号)公布。 8. 19 農商務省,不正競争禁止法案を發表。 2. 21 日米修正通商航海条約調印。 4. 3 日英通商航海条約調印。

著作権時事	社会・文化時事
この年 浪花節レコードの無断複製盤が売られ始め,桃中軒雲右衛門のレコード吹込みと重なって次第に増加,業界はその対策に頭を悩ませる。 この年 著作権法違反有罪人員なし。	1. 18 大逆事件につき大審院判決官渡,幸徳秋水ら死刑。 8. 24 文部省,教科用図書定価標準発表,検定出願教科用図書の定価標準制告示。

- 3. 30 スイス・債務法<出版契約 § 380~392>制定。
- 4. 9 フランス・1910年4月9日の法律—美術的著作物の複製に関する著作権保護に関する法律—制定。
- 4. 17 ボリビア・エクスアドル間友好条約<著作権条項>締結。
- 5. 13 デンマーク・写真的著作物の独占権に関する法律—制定。
- 5. 14 中華民国(国民政府)・著作権法及び同法施行規則制定。 ※民国17年。
- 5. 22 ドイツ・修正ベルヌ条約の施行に関する法律制定。
- 7. 12 同国・修正ベルヌ条約の施行に関する命令制定。
- 7. 17 同国・写真の独占権留保の届出に関する布告。
- 7. 17 文学的及び美術的所有権に関するカラカス条約(ボリビア同盟)調印。
※調印国5, 批准国3。
- 12. 16 イギリス・著作権に関する法律を改正統合する条例制定。 ※1956年著作権法により廃止。
- 12. 16 同国・美術的著作権法改正。
※基本法は1862. 7. 29制定。
- 12. 16 インド・著作権に関する法律を統合する法律制定。
- 12. 16 カナダ・著作権に関する法律を統合する法律制定。
- 12. 22 リベリア・著作権に関する条例制定。

- 6. 24 日独通商航海条約調印。
- 7. 12 日伊通商に関する暫定協定調印。
- 7. 13 第3次日英同盟条約調印。
- 8. 19 日仏通商航海条約調印。
- 6. 2 第4回工業所有権保護同盟条約改正ワシントン規定及びマドリッド協定調印。 ※日本はワシントン規定にだけ調印, マドリッド協定には不調印。日本代表として在米大使松井襄四郎, 特許局長中松盛雄参列。
この年 フランス・意匠法制定。

この年 アメリカ合衆国・最高裁判所, ハーバー兄弟対クロー事件において, 脚本の著作権は当該著作物を映画化する排他的権能を含む旨判決。

- 6. 1 平塚雷鳥ら, 青鞥社設立, 9月1日機関誌「青鞥」創刊。
- 10. — 大阪の立川文明堂, 立川文庫発刊, 第1回「一休禅師」好評, 以後大正にかけて多くの読者を得る。
- 11. 3 野間清治, 大日本雄弁会のほかに講談社を起こす。
この年 ブダペスト, ストックホルム, ローマの各地で日本美術展開催。
この年 出版図書数23, 623, 内翻訳91, 年末新聞雑誌総数2, 077。
この年 「磯節」, 「デカンショ節」, 「ドン・ドン節」等流行。

明治45年・大正元年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 30 アメリカ・ハンガリー間著作権条約締結。 4. 1 デンマーク・文学的及び美術的著作物に関する著作権法制定。 4. 9 フランス・ギリシャ間演劇的著作物の興行の保護に関する条約締結。 6. 7 イギリス・著作権使用料方式（一般）規則制定。 6. 7 同国・著作権使用料方式（機械的楽器）規則制定。 6. 19 同国・1911年著作権法第14条の施行規則制定。 6. 24 同国・ベルリン条約に関する命令制定。 7. 25 パナマ・スペイン間文学的科学的及び美術的著作権に関する条約締結。 9. 9 セイロン・著作権布告。 9. 23 オランダ・著作権の新法規を包含する法律制定。 11. 20 オーストラリア・著作権に関する条例制定。 この年 インドネシア・オランダ著作権法適用。 ※1932年改正まで継続。	この年 日露間工業所有権保護条約締結。 6. 26 イギリス・意匠に関する規則制定。 この年 デンマーク・不正競争防止法制定。

—1912年

著作権時事	社会・文化時事
この年 のちに“脚本版権屋”と称された長谷井文吉一派、この頃より活動を盛んにし、全国各地の興行場を相手に著作権（興行権）侵害を理由とする損害賠償請求訴訟をしきりに起こして法廷を賑わせる。 6. 8 長谷井文吉（原告・控訴人）の著作興行権侵害損害要償事件、大阪控訴院、原判決を破毀し、控訴人の請求を認める判決言渡。 ※損害金222円を認める。これは稀有の例で、差戻審では敗訴。 6. 23 坪内逍遙、「春色 梅開 暦」・「松山実記」・「二蓋笠柳生実記」・「箱崎文庫」等の脚本に関する訴訟事件につき、東京区裁判所に鑑定書提出。 11. 11 桃中軒雲右衛門の浪花節レコード盤複写による著作権法違反事件、東京地方裁判所より被告人島口与茂作等4名にいずれも罰金刑言渡。 この年 桃中軒雲右衛門、ドイツ・ライロホン（三光堂）との間に専属的契約をもちながら日本蓄音器商会と二重契約を結んだため、ライロホンより訴えられる。 判例 ①レコード不法複製事件に対する東京地裁判決、被告人島口与茂作に罰金200円、他の2名に同70円を言渡す。 この年 オランダ・オランダ著作権協会（BUMA）、著作権法第30条に基づき、政府の許可を受けて仲介業務を開始。 この年 アメリカ合衆国・アメリカ著作権	1. 1 清国・国号を中華民国と改め、孫文、臨時大總統に就任、宣統帝退位。 1. — 東京市の人口162万。 3. 12 ジャパン・ツーリスト・ビューロー（JTB）創立。 ※日本交通公社の前身。 7. 30 明治天皇崩御。大正と改元。 7. — 美濃部達吉「憲法講話」をめぐって同人と上杉慎吉との間に憲法論争起こる。 12. 21 第2次桂内閣成立。これを機として第1次憲政擁護運動起こる。 この年 内地人口5,252万余、台湾321万余、樺太2,150。 4. 13 石川啄木歿。 6. 1 小川菊松、鯉文堂創業。大正15年株式会社新光社を設立、昭和10年4月30日両社合併。 6. 15 博文館、創業25周年の祝賀会開催、「太陽」発刊。 9. 10 吉沢商店等4社の合併により日本活動写真株式会社創立。 ※日本の映画企業を始め。昭和20年11月日活株式会社と改称。 この年 大正初年代にかけてレコード会社設立相次ぐ。

大正2年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
11. 22 ニュージーランド・著作権に関する条例制定。	4. 11 工業所有権保護パリ条約ワシントン規定(条約第2号)公布。 12. 26 ギリシャ・不正競争防止法制定。

連盟、ニューヨーク州法により、非営利法人として設立。 ※現在著作権ギルド、劇作家ギルド、ラジオ作家ギルドの3グループを有する。	
—1913年	
著作権時事	社会・文化時事
10. — 坪内逍遙、「松山実記」に関する訴訟事件について、横浜区裁判所に鑑定書提出。 12. — 東京書籍商組合、古紙型、木版等を利用しながら新書店名、新著作者名を附して販売する事例について、組合員に注意書を送付。 この年 著作権違反有罪人員8名。 この年 前年の浪花節レコード事件に関する東京地裁の判決を契機として、学者の間にレコードの著作権問題に関する論議しきり。 判例 ①佃要三郎等著作権法違反被告事件(仮装著作事件)に対する大審院判決、原判決を破毀し被告人3名無罪(6. 3)、②浪花節レコード事件の控訴審判決、控訴人の控訴棄却(12. 9)。 文献 ①市村光恵「レコードの著作権」(法学新報23—3)、②織田万「蓄音器と著作権」(京法8—1)、③佐々木惣一「信書の保護」(京法8—6)、④荒木虎太郎「蓄音器平円盤の告訴事件を論ず」(法律新聞837)、⑤同「法理上より蓄音器平円盤事件を論ず」(法律新聞854、856)、⑥水野鍊太郎、「万国著作権同盟条約創立二十五年の回顧」、⑦木村寛太郎「仮装著作者の承諾と発行者の制裁」(法律新聞896)、⑧佐々木惣一「仮装著作者の承諾について」(法律新聞901)。	6. 29 第2次バルカン戦争起こる。 4. 8 全国新聞通信社70余社が参加して日本新聞協会創立。 5. 3 石山賢吉、ダイヤモンド社創業、「ダイヤモンド」創刊。 6. — 「講談倶楽部」への寄稿をめぐって講談師と講談社との間に紛争起こる。※講談師は浪花節の除外を要求、講談社これを拒否。 7. 15 宝塚唱歌隊設立。※12月に宝塚歌劇養成会、昭和19年1月宝塚音楽歌劇学校と改称。 8. 5 岩波茂雄、岩波書店創業。※開業当初は古本売買、大正3年に漱石の「こころ」を処女出版。 9. 2 岡倉天心歿。 この年 卓犖な著作物の刊行多く、風俗騒乱のかどで出版法で処分された件数1,096に達する。※翌年は673件。

大 正 3 年—

著 作 権 立 法 ・ 条 約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 20 ベルヌ条約追加議定書(ベルヌ追加規定)調印(ベルヌ)。 ※日本批准大正4.2.3,公布大正4.4.17。 2. 22 フランス・映画に関する行為、約定及び番組の公表に関する法律制定。 2. 24 パキスタン・著作権法制定。 2. 24 インド・著作権法制定。 ※改正1958.8.1。	3. 30 戸籍法(法律第26号)公布。 8. 23 独逸国に宣戦の詔勅及び内閣総理大臣告示(内閣告示第4号)。 10. 15 アメリカ合衆国・不当な制限、独占及び他の目的のためのクレイトン法制定。

—1914 年

著 作 権 時 事	社 会 ・ 文 化 時 事
5. 13 坪内逍遙、東京区裁判所において、「柳生二蓋笠実記」につき鑑定。 7. 4 桃中軒雲右衛門浪花節レコード複写事件の上告事件において、大審院(第二刑事部・裁判長横田秀雄)、被告人らに無罪、附帯私訴棄却の判決を言渡し、レコード業界に大衝動を与える。 この年 大審院の無罪判決によってレコード複製業者の意気上り、その営業活動は烈しさを増し、また、この判決をめぐる学者の論議も盛んとなる。 この年 著作権法違反有罪人員2名。 判例 ①原告長谷井文吉の著作興行権侵害損害賠償請求事件に対する名古屋区裁判所判決、原告の請求棄却(2.13), ②控訴人長谷井文吉の損害賠償請求事件に対する福岡地裁の判決、控訴棄却(6.25), ③レコード不法複製の著作権法違反竝に之に附帯せる私訴事件に対する大審院第二刑事部の判決、原判決を破毀し公訴私訴上告人島口与茂作ほか2名、公訴上告人神田新平ほか2名、全部無罪・私訴請求棄却(7.4), ④東京地裁、著作権登録抹消及び発売頒布禁止請求事件につき原告勝訴判決(7.4), ⑤原告長谷井文吉の被告桃中軒雲右衛門(岡本峰吉)ほか3名(歌舞伎座・新富座・東橋亭等の興行場所所有者)に対する興行権確認並に損害賠償請求事件に対し、東京地裁、原告の請求棄却の判決(7.23), ⑥控訴人長谷井文吉の興行権確認並損害賠償請求事件に対し東京控訴院控訴棄却の判決(11.12)。 文献 ①泉二新熊「著作権法と蓄音器」(法学志林16—1), ②渡辺竜一郎「裁判上より現はれたる著作物に関する諸問題」(法律新聞968), ③泉哲「工業所有権	1. — シーメンス事件(海軍疑獄)起こる。 6. 28 オーストリア皇太子夫妻暗殺。 7. 28 オーストリア、セルビアに宣戦。 8. 23 日本、ドイツに宣戦布告して第一次世界大戦に参加、8月25日オーストリア、日本に宣戦布告、9月2日日本軍、山東省に上陸、9月13日膠州占領、10月31日青島攻囲軍、総攻撃開始。 3. 24 東京雑誌組合結成。 6. 12 下中彌三郎、平凡社創業。 10. 2 東京図書出版協会創立。大正7年3月1日に東京出版協会と改称。 この年 ニッポノホン・レコード、神長暇月の流行歌「松の声」発売。 ※流行歌という言葉の使用始まる。 この年 「まっくらけのけ」、「カチューシャの歌」、「青島節」等流行。 8. 15 パナマ運河正式開通。 この年 五輪マーク、近代オリンピックの創始者ピエール・クー

大正4年(1915)

--	--

—大正4年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 17 ベルヌ条約追加議定書（ベルヌ追加規定）（条約第1号）公布。 2. 5 ベルー・（著作権の登録に関する）最高決定公布。※同国の著作権法制定は1849.11.3。 5. 30 イタリア・音楽的著作物の保護に関するイタリア・アメリカ合衆国の協定の効力を発生せしめる命令制定。 この年 イギリス・著作権（イギリス博物館）条例（法律第38号）制定。	6. 19 法人の役員処罰に関する法律（法律第18号）公布。 6. 21 無線電信法（法律第26号）公布。

大正4年(1915)

及著作権保護条約は戦争の為に消滅するや」(日本経済新誌16—2)。 2. 13 アメリカ合衆国・ジョージ・マックスウェルとナサン・バーケンを先鋒とするアメリカ作曲家・作詞家・出版者の小グループ、演奏権団体ASCAP(アメリカ作曲家・作詞家・楽譜出版者協会—The American Society of Composers, Authors and Publishers.)を組織。※ニューヨーク州法による任意法人非営利団体。	ベルタンによってはじめて呈示される。
---	---------------------------

—1915年

著作権時事	社会・文化時事
2. — 博文館、スマイル原著中村敬字訳「西国立志篇」(明治4年刊)を縮刷版として重刊し、その印税該当分金額を訳者遺族に贈って美談と伝えられる。 9. — 複写盤レコードの氾濫により打撃を受け減資までした日本蓄音器商会は、対策として、全国から総数40万枚の片面レコードを集め、これらをスクラップして各種の商標を「ニッポノホン」に整理統一。 この年 著作権法違反有罪人員3名。 判例 ①大審院、演劇脚本著作権侵害損害賠償請求事件につき上告人中西脩二の上告棄却(3.8)、②大審院、損害賠償請求事件につき上告人長谷井文吉の上告棄却(3.23)、③東京控訴院、原告長谷井文吉等被告桃中軒雲右衛門(岡本峰吉)等間の興行権確認並に損害賠償請求事件につき、大正4.1.19暫渡の同院欠席判決維持(5.29)、④大審院、上告人長谷井文吉の著作興行権確認並損害賠償請求事件につき原判決破毀差戻判決(9.13)。 文献 ①水野錬太郎「戦争と著作権」(法協33—1)、②山田三良「敵国臣民の無体財産権(殊に特許権及び	1. 18 駐華公使日置益、袁世凱大總統に対し21カ条の要求を提出。 4. 6 内閣統計局、大正2年末現在人口5291万1800と発表。 この年 下半期より大戦景気はじまり、出超1億7500万円に達し、通貨膨張、物価騰貴。※明治33年を100として127。 この年 年末現在の自動車1244、自転車61万7184、人力車12万3776。 5. 20 三浦環、ロンドンのオペラ・ハウスで「蝶々夫人」を初公演、大好評。 10. — 杉本京太、邦文タイプライターを発明、日本書字機商会を創立。 この年 日活映画「カチューシャ」、2年越しのヒットとなる。

大正5年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 1 ブラジル・民法<著作権条項§649~673. 1346~1362>制定。 4. 7 南アフリカ連邦・発明の特許状付与、特許、意匠、商標、著作権の登録に関する法律を修正統一する条例制定。 6. 23 モロッコ・文学的及び美術的著作物保護に関する1916年6月23日の命令制定。 8. 22 パナマ・管理法<BOOKIV第5章文学的及美術的著作権>制定	この年 印紙模造取締規則(大蔵省令第18号)公布。 この年 日本蓄音器商会・米国ビクター・フレーザー株式会社その他の蓄音器製造業者、花井卓蔵の示唆により、不正複写盤防止のための著作権法改正請願書を総理大臣大隈重信及び司法大臣尾崎行雄に提出。

著作権)」(法協33—1)。 この年 ドイツ・音楽演奏権利用組合 GEMA (Die Gesellschaft für Verwertung Musikalischer Aufführungsrechte), ベルリンに設立。	
—1916年	
著作権時事	社会・文化時事
3. — 東京図書出版協会、2月に会員発行図書の定価を2割値上げしたが、この原因は紙価の暴騰によることから、印税の増額をきたさないよう印税額の据置きを著作者に要請する文書を作成し、これを関係方面に配布。 10. — 複写レコード盤対策として、日本蓄音器商会は前年度の対抗策に引続き、定価の半額にダンピングを行なう。 ※これらの対策が功を奏して6年1月には売上げ3倍に増加。 この年 著作権有罪人員3名。 判例 ①上告人長谷井文吉ほか3名被上告人桃中軒雲右衛門(岡本峰吉)ほか3名間興行権確認並損害請求事件につき、大審院上告棄却の判決言渡(1.19), ②控訴人長谷井文吉の興行権確認損害賠償請求事件につき、千葉地裁控訴棄却の判決言渡(1.27), ③東京控訴院、大正4.9.13破毀差戻を受けた控訴人長谷井文吉の興行権確認並に損害賠償請求事件につき控訴棄却の判決言渡(本判決掲載。法律新聞発行日付け7.3), ④原告日高歌太被告合資会社広文庫刊行会間の詐害行為取消請求事件につき、東京地裁原告の請求棄却の判決言渡(12.25)。 文献 白井茂「著作権の移転及侵害に就いて」(国家及国家学5—3)。	2. 21 ベルダン攻防戦始まる。 この年 大戦の影響により化学工業、鉄鋼機械工業の新設多く、前年に引き続く輸出超過で正貨増加、物価高騰(明治33年を100として、154)、労働争議も多発し108件に上る。 この年 戦争の好景気により投機熱高まり、「成金」の語が使用され始める。50万円以上の資産家、明治33年の441名に対し2200名に激増。 4. — 風俗破乱の雑誌増加、発禁処分頻々。 11. 7 桃中軒雲右衛門歿。 12. 9 夏目漱石歿。 この年 デモクラシーの主張高まる、民衆芸術論、遊蕩文学撲滅論が唱えられ、労働文学起こる。 この年 チャップリンの映画、相次いで上映され人気の的となる。 この年 映画と実演による連鎖劇流行。

大正6年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
11. 10 フランス・1917年11月10日の法律—機械的楽器の製造販売に関する1866年3月16日の法律を廃止する法律—制定。 ※1866年法は、機器の製造販売は音楽的剽窃の事実を構成しない旨規定。 12. 29 ソビエツト連邦・国家出版に関する件制定。 ※10月革命後における最初の著作権改令。革命前の帝政ロシア時代に成立した著作権はその存在を認める。	7. 14 活動写真興行取締規則制定。 7. 20 工業所有権戦時法(法律第21号)、同施行令(勅令第141号)、同登録令(勅令第142号)各公布。

大正7年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 17 ポルトガル・文学的所有権の登録に関する規則制定。 12. 26 ロシア共和国・科学的、文学的、音楽的及び美術的著作物を国有財産に認定する件(ロシア人民委員会議令)制定。	12. 6 大学令(勅令第388号)公布。 ※同日高等学校令も公布。 この年 小学校教科用図書翻刻発行に関する規程中〈利益配当に関する条項〉改正。

—1917年

著作権時事	社会・文化時事
この年 東京出版協会、発行権擁護運動を起こし、外国立法例並に出版契約の様式調査に着手。 この年 宇都宮著作権実用会社なる者、銀行帖簿(通帖を含む)の著作権を有すると称し、その帖簿と同様の帖簿を使用した村井銀行に対し著作権侵害を理由として損害賠償を請求し、同銀行より金一封を受け取り、その後さらに各銀行にも同様の請求を繰り返す。 この年 著作権法違反有罪人員なし。 判例 ①大審院、著作権法違反恐喝被告事件につき、上告人小西栄三郎ほか1名の上告棄却。 この年 アメリカ合衆国・最高裁、レストラン経営者ジャンレーを相手取り音楽演奏使用料支払いの請求訴訟を起こしたビクター・ハーバートに勝訴の判決を与え、これによって米国における作曲をコントロールする権利確定。	この年 労働争議激増、398件、人員5万7309、小作争議85件。 4. 18 沢田正二郎、倉橋仙太郎ら、新国劇を結成、第1回公演新富座。 10. — 佐々紅華ら、東京歌劇座を結成して浅草日本館で公演、さらに翌年3月原信子らの歌劇団、伊庭孝らの歌舞劇協会、鈴木康義らの東京少女歌劇団など結成。大正8年にかけて浅草オペラの全盛時代策かれる。 この年 井上正夫、映画「大尉の娘」など製作、この頃より活動写真を映画と言いはれる。 この年 「さすらひの歌」、「酒場の唄」、「安来節」、「七里ヶ浜」等流行。 2. 3 アメリカ大統領ウィルソン、ドイツと国交断絶を声明、2.5オーストリアとも断絶、4.6ドイツに宣戦布告。 11. 11 ロシア革命成り、労働政府成立。レーニン首班となる。

—1918年

著作権時事	社会・文化時事
3. — 「蓄音器世界」の調査によれば、肉声録音盤製作会社5社、製作盤計1803種に対し、不正複写盤の分布は5社2735種に達し、複写盤製作を適法とした大正3年7月4日の大審院判決の影響の著大な	4. 5 日英両国陸戦隊、ウラジオストックに上陸開始、4.6ソビエツト政府、全シベリアの戦争状態を宣言。 8. 3 米師暴騰、富山県下の米屋襲撃に端を発した米騒動全国各地に起こり、参

--	--

大正8年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 3 フランス・著作権保護期間の延長を認める法律制定。 ※1920年以後の発行物について、戦争の空白期間(6年152日)に相当する期間の延長を認めるもの。	4. 9 史蹟名勝天然記念物保存法(法律第44号)公布。
4. 1 ホンジュラス・特許法<著作権条項>制定。	6. 28 対独平和条約及び附属議定書調印(ベルサイユ)。 ※批准11.7, 公布大9.1.10 条約第1号。
5. 30 スウェーデン・文学的音楽的著作物の権利に関する法律, 美術的著作物の権利に関する法律, 写真的著作物の権利に関する法律各制定。	

ことを示す。 9. 18 蓄音器音盤偽作事件につき、大審院は前判例を踏襲して上告人日本蓄音器商会上告を棄却。 この年 著作権法違反有罪人員なし。 判例 ①大審院、上告人日本蓄音器商会の蓄音器音盤複製製造販売の停止並損害賠償請求事件の上告を棄却(9.18)。 この年 ポーランド・文学者及び作曲家の一体により、著作権及び著作者の利益を保護する目的のもとに「演劇作家及び作曲家同盟(略称ザイクス-ZAIKS)」, ワルシャワに設立。 ※1935年新たに規約を作成し、活動範囲を拡大。 この年 アメリカ合衆国・連邦裁判所、INS対AP事件において、APの新聞や掲示板の報道を自社の新聞に掲載発行したINSに対し、不正競争防止の見地より差止命令を出す。	加者70万以上、各地に軍隊が出動し、死傷者続出。 2. — 中里介山「大菩薩峠」刊行(玉流堂)開始。大正10年6月完。 4. — 紙価をはじめ印刷費、製本代値上りのため出版物の定価急上昇。 この年 「安来節」の人気全国的となる。「活動節」、「ノンキ節」、「コロケの歌」、「宵待草」、「浜辺の歌」流行。 1. 18 米大統領ウイルソン、平和原則14カ条発表。 11. 11 連合国、対ドイツ休戦条約に調印、第1次世界大戦終る。
--	--

—1919年

著作権時事	社会・文化時事
6. 20 東京地裁、職業別電話帖に著作権を認める判決言渡。	2. 7 小学校令, 中学校令, 帝国大学令各改正公布。
この年 著作権法違反有罪人員1名。	1. 1 山本実彦, 改造社創立。4.3「改造」を創刊。
この年 アメリカ合衆国・アメリカ映画館経営者連盟(MPTOA), ASCAPの許可料金支払問題に対抗するため、闘争資金や無料音楽局を設置するなど	4. — 日本評論社創業。
	6. 10 島田清次郎「地上」第1巻, ベストセラーとなる。
	8. — 杉本京太, 邦文モノタイプを発明。特許を受ける。
	8. — 北一輝, 「国家改造案原理大綱」を脱稿。
	9. 6 帝国美術院設置。10.14～11.20, 第1回美術

5. 30 同国・修正ベルヌ条約に加盟することに関する命令制定。	
----------------------------------	--

— 大正9年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 10 同盟及連合国と独逸国との平和条約(条約第1号)〈著作権条項§306, 309, 310〉公布。	3. 3 平和条約の実施に伴う流通証券及び工業所有権に関する件(法律第1号)公布。
1. 10 波蘭国に関する条約(条約第2号)〈著作権条項§19〉公布。	7. 31 所得税法(法律第11号)公布。
7. 9 著作権法中改正法律案, 第43回帝国議院に提出。※提出者鳩山一郎, 衆議院修正可決7.20, 貴族院可決7.27。	
8. 20 著作権法中改正法律〈第2次改正§1.32ノ3〉(法律第60号)公布。	
5. 20 フランス・1920年5月20日の法律—美術家保護のため美術品の公売に料金を課する法律—制定。※改正1922.10.27。	
5. — フランス・代議院に科学者の発見を保護する法案提出。	
7. 16 ギリシャ・文学的所有権法制定。※改正1944.11.23～12.7ほか。	
12. 17 フランス・美術品の公売につき美術家のための権利を設定する1920年5月20日の法律の適用に関する命令制定。	

の手段をとる。	展覧会開催。 この年 「パイノパイ節」, 「デモクラシー節」, 「金色夜叉」, 「平和節」等流行。 1. 18 第1回講和会議, バリのベルサイユ宮殿で開催。 1. 25 バリ講和会議, 国際聯盟に関する決議案可決。 この年 アメリカ合衆国の蓄音機製作会社200社に達し, 200万台, 1億5868万6000ドル相当の蓄音機製作。
---------	---

— 1920年 —

著作権時事	社会・文化時事
1. — 日本活動写真協会, 興行権法案を作成。	1. 13 東京帝国大学助教授森戸辰男の「クロボトキンの社会思想の研究」(経済学研究創刊号)が問題となり, 休職, 編集者大内兵衛と共に起訴され(1.13), 禁錮2カ月の判決(3.3)。
7. 29 蓄音器業者の運動により, 衆議院議員鳩山一郎は不正複写盤防止のための著作権法一部改正法案を帝国議院に提出, 貴衆両院を通過成立, これによって爾後不正レコードは影をひそめる。	5. 1 上野公園でわが国最初のメーデー行なわれる。
この年 日本演劇株式会社の代表者天野為春なる者, 各種演劇脚本の著作権を有すると称し, 各地興行場を告訴したり損害賠償訴訟を起こしたりするが全部不起訴又は請求棄却となる(2月12日, 松竹・中村雁治郎を相手とする損害賠償請求, 大阪地裁にて請求棄却の判決, 3月26日掛川区検事局にて不起訴処分等)。	8. 24 尼港虐殺事件起こる。
この年 著作権法違反有罪人員1名。	10. 1 第1回国勢調査実施。内地人口5,596万余人, 外地人口2,102余人。
判例 ①大阪控訴院, 抗告人日本演劇株式会社被抗告人松竹合名会社間の演劇興行停止仮処分申請事件について抗告却下(3.17), ②原告小林愛雄诉被告玉置真吉	1. — 「松竹合資社」, キネマ部創設。
	2. 5 早稲田大学及び慶応義塾大学, 大学令による最初の私立大学として設立認可(26年迄に他に20校認可)。
	5. 8 山本有三らの主唱により, 劇作家の権利擁護を目的とする職業組合, 劇作家協会創設。※大正15年小説家協会と合体。
	5. 17 全国書齋商組合連合会創立。
	6. — 帝国キネマ演芸株式会社創立。
	7. 5 学位令(勅200)公布。

※同省令12.17。 この年 オーストリア・文学的、美術的及び写真的著作物の著作権に関する1920年の法律制定。	
--	--

大正10年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 4 オーストリア・著作権登録に関する命令制定。 6. 4 カナダ・著作権法の修正及び統一に関する法律制定。 ※改正1950ほか。 6. 25 ベルギー・文学的著作権法制定。 6. 25 同国・売却せられた著作物の著作者の利益のため美術的著作物の公売に料金を課する法律制定。 ※施行令(勅令)9.23。 7. 11 同国・戦争により必要となった文学的及び美術的著作権の期間延長に関する法律制定。 7. 11 ブルガリア・新著作権法制定。 12. 29 ハンガリー・著作権法制定。 この年 フランス・マルセル・ブレイザ	3. 15 台湾に施行すべき法律に関する法律(法律第3号)公布。 4. 30 改正特許法(法律第96号)、同実用新案法(法律第97号)、同意匠法(法律第98号)、同商標法(法律第99号)各公布。 4. 30 弁理士法(法律第100号)公布。 12. 15 特許法施行令(勅令第460号)公布。 12. 16 特許登録令(勅令第461号)公布。

問の損害賠償請求事件につき、東京区裁、原告の請求を認め被告に金50円の支払いを命ずる判決言渡(5.24)、③大阪地裁、原告日本「御封宝」の内容を剽窃して「御重宝」と題する冊子を印刷発売した者に対し略式にて罰金50円(12.17)。 文献 ①末川博「著作権の本質」(法学論叢6—2)、②嶋山秀夫「レコードに関する意見書」(蓄音器世界大9.6)。 この年 アメリカ合衆国・ナショナル映画劇場会社対ファウンデーション映画会社事件において、裁判所は全く別の原作に原告の使用した題名「青春の盲目」と同じ題名をつけようとした被告に禁止命令を出す。	9. — 山田耕作、日本楽劇協会を興す。 11. 27 「新日本音楽」の名称創始(宮城道雄・本居長世・吉田晴風らの演奏会)。 10. 6 黒岩辰香歿。 1. 10 国際聯盟発足。11.15第1回総会、1.16第1回理事会。 10. 27 米国ウェスティングハウス電気会社のビッツバーグ放送局、米国最初の放送免許を受ける(KDKA)。世界最初の放送局。 ※正式電波送出11.2。
--	---

—1921年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員なし。 判例 ①大阪控訴院、控訴人塩原葛四郎の損害賠償請求事件の控訴棄却(5.7)、②名古屋区裁、原告日本演劇株式会社との損害賠償請求事件の請求棄却(6.17)、③大審院、原告人塩原葛四郎の損害賠償請求事件の上告棄却(8.10)。 文献 ①末川博「出版契約論」(法学論叢6—2.6)、②中川善之助「著作権法改正前に於ける演奏歌唱」(「判例民法」大正10年度)。	4. 12 度量衡法改正公布。メートル法採用。 ※大正13年7月1日施行。 11. 4 総理大臣原敬、東京駅で中岡良一に刺殺される。 1. — 全国映画館数548、劇場数1623、寄席数368。 7. 16 菊池寛ら中心となり、小説家協会創立、文芸家の職能団体。 ※大正15年劇作家協会と合体して文芸家協会となる。 この年 本堂平四郎、東京麴町の白粋堂から本邦最初の実験放送を行なう。 この年 栗島すみ子、松竹入社、女優第1号。

ン(Marcel Plaisant), 著作権法改正案を 下院に提出。 ※ フランス下院公報に発表。	
---	--

— 大正11年 —

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 17 レバノン・シリア及びレバノンに おける商業的及び工業的所有権の規則を 定める命令<第7部文学的及び美術的著 作権>制定。	1. — 官報, 法令全書, 職員録, 官庁刊 行図書目録等の発行に関する件(閣令第 1号)公布。
2. 7 ハンガリー・(著作権)登録官の職 務に関する命令制定。	4. 20 信託法(法律第26号), 信託業法 (第65号)各公布。
3. 7 同国・(著作権)登録手続きに関す る命令制定。	4. 24 破産法(法律第71号)公布。
6. 4 カナダ・著作権に関する条例制 定。	7. 7 ノルウェー・不正競争防止法制 定。
8. 12 ベルギー・(著作権の登録に関する) 最高決定制定。	8. — 国際聯盟, 知的協力増進の目的で 知的協力国際委員会(International Insti- tute of Intellectual Co-operation)を設 置, 学術・科学・芸術の問題を研究するた め各国の著名文化人を委員に任命して発 足, 第1回総会開催。 ※本委員会は著作 権の分野に関係深く, 大きな足跡を残す。
9. 26 ブラジル・ポルトガル間文学的 美術的著作権保護条約締結。	
11. 11 ハンガリー・(著作権)鑑定委員会 に関する命令制定。	
12. 7 スイス・文学的及び美術的著作物 の著作権に関する連邦法律制定。 ※改 正1955. 6. 24。	

この年 イタリア歌手エンリコ・カルーソ (8. 2死亡)の遺産相続人は, 1921年～5年 の5年間に100万ドルの歩合を受け取る。	この年 「船頭小唄」, 「枯れすすき」等流 行。
この年 アメリカ合衆国・MPTOA (ア メリカ映画館経営者連盟), ASCAP に対抗するためランバート法案(著作権 法改正案)を立案。	この年 世界ペンクラブ, 英国のドウ ン・スコットの提唱により成立。
この年 同国・1914年に成立したASCAP P, この年始めて8, 833ドルを会員に分 配, これまではASCAPの仕事の大半 は演奏権侵害に対する法廷闘争にさかれ ていたもの。	この年 フランス, RTF定時放送開始。

— 1922年 —

著作権時事	社会・文化時事
2. — 山本有三の戯曲「女親」の 帝劇上演中, 大倉帝劇社長の観 劇会に際してその命令によつて 筋を一部変更したため, 作者・ 劇作家協会より抗議, 帝劇側陳 謝して解決(女親事件)。	2. 5 日・英・米・仏・伊の5カ国, 海軍軍縮条約 調印。
この年 著作権法違反有罪人員な し。	7. — 日本共産党, 非合法結成。
判例 ①大審院, 約束(著作物不 使用)履行請求事件において, 上告人高橋市作の上告を認め, 原判決破毀差戻の判決(7. 12)。	2. 27 浜地常康に対し, 実験用としてわが国最初の 無線電話施設を逓信大臣より許可。
文献 ①有馬忠三郎「不正競争論」 (弘文堂), ②花井卓蔵「蓄音器 に関する法律上の観察」(台法月 報16—5—6)。	2. — 大阪朝日新聞社より「旬刊朝日」発刊, 4月に 「週刊朝日」と改題。 ※週刊誌のはじめ。
	3. 29 東京朝日新聞社に対し, 逓信大臣が特に必要 と認めた無線電話施設許可, 春の平和記念東京博覧 会で公開実験を行なう。
	7. 9 森鷗外歿。
	この年 ラジオの実験放送盛んとなり, 個人または新 聞社による放送各所に起こる。
	この年 国際通信記者栗屋関一, Broadcastingを「放 送」と訳す(推定説)[または前年]。
	この年 電燈使用789万9718戸(普及率70%)。
	10. 30 伊国王・ムッソリーニに組閣を命令, 翌31日

--	--

大正12年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 10 著作権登録手続（明治43年内務省令第23号）中改正に関する件（内務省令第1号）公布。 3. 15 ハンガリー・（著作権）登録手数料に関する命令制定。 5. 11 チェコスロバキア・出版契約に関する法律制定。※1952年著作権法に統合。 6. 28 ルーマニア・文学的及び美術的所有権に関する法律制定。	12. 20 放送用私設無線電話規則（逓信省令第98号）公布。 9. — 国際聯盟理事会、科学的財産権保護に関するフランスのルッフィニー（F. Ruffini）の提案を国際聯盟に提出することを決定。 11. 26 オーストリア・不正競争防止に関する連邦法律制定。 この年 ハンガリー・不正競争防止法（書籍の題号、目録等）制定。

	ファシスト政権成立。 12. 30 ソビエット社会主義共和国連邦（ソ連邦）成立。 この年 前年7月頃よりこの年4月頃までの間にアメリカに新設された放送局は286局。 この年 英・仏・独などに多数の放送局設立。 この年 「籠の鳥」、「馬賊の歌」、「流浪の旅」等流行。
--	---

—1923年

著作権時事	社会・文化時事
8. 6 東京区検事局、葉多野太兵衛が著作権を有する山岡万之助の著作物の内容を盗用した上、山岡万之助述刑法総論、同刑法各論と題する本を発行した者に対し、告訴取消により不起訴処分。 10. 23 東京区検事局、「大東京焼失区域町各被害状況一覧東京市全図」に多少の修正増減を加えて発行した者に対し不起訴処分。 この年 著作権法違反有罪人員2名。	9. 1 午前11時50分、関東地方に大震災起こり、火災を併発して被害甚大、戒厳令施行され、朝鮮人虐殺事件、甘粕大尉事件等起こる。 1. — 「文芸春秋」、菊池寛らによって創刊。 1. — 「船頭小唄」を主題歌とする松竹映画「船頭小唄」（栗島すみ子主演）ヒット。※小唄映画演劇の始め。 3. — 浜地常康、実施用私設無線電話施設の許可を受ける。※わが国最初の公認施設。 4. — マキノ映画製作所、牧野省三により創立（11月マキノキネマと改称）、俳優阪東妻三郎所屬。 7. 6 有島武郎歿。 9. — 山田耕筰の日本交響楽団、第1回演奏会開催。 12. — 逓信省令「放送用私設無線電話規則」により「放送」の語、公用語として確立。 この年 米人建築家フランク・ライト（Frank Lloyd）、帝国ホテル（昭和43年撤去当時の旧館）を設計。 この年 「煙草のめのめ」、「復興節」等流行。

大正13年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 10 日本国暹羅国通商航海条約<著作権条項 § 16>調印(バンコク)。※批准11. 17, 公布12. 24(条約第17号)。 1. 2 ブラジル・著作権者の権利の定義その他の規定を含む政令第4790号制定。 ※演奏権の保護, 使用料の差押えを規定。 1. 17 シリア及びレバノン・著作権法制定。 2. 26 ベルギー・スペイン間文学的, 科学的及び美術的所有権の保護条約締結。 3. 6 フィリピン・知的所有権を保護する条例制定。 3. 21 イスラエル・著作権条例(1911)をパレスタインに拡大適用する(イギリス国王)命令制定。 ※6. 15著作権政令(パレスタイン高等弁務官)。 3. 24 アメリカ合衆国・著作権法全面改正法案, H. R. 1877号として下院に提出。 ※下院議員ダリンジャー提出, その修正案, 5. 9にH. R. 9137として提出。 5. 31 フランス・1924年5月31日の大統領令一公売に移れる美術品の売価に関する追料金の追徴一制定。 10. 10 ハンガリー・音楽的著作物の演劇以外における公の演奏に関する著作権者のための交付金の規定に関する命令制定。	8. — 放送事業経営者は公益法人に限る旨の政府方針発表。 この年 学芸協力国際委員会事務局, フランスの寄付金によって国際聯盟に設置。

—1924年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権法違反有罪人員2名。 文献 ①内務省警保局編「著作権に関する法制参考書」, ②藤田和夫「著作権法第20条の誤謬」(法律新聞2333)。 この年 スイス・チューリッヒ高等裁判所, 俳優の氏名と肖像をタバコの広告に使用した者に対し, 被告に損害賠償と肖像撤回を判決。	1. 7 清浦奎吾内閣, 貴族院研究会を母胎として成立(清浦超然内閣), 各党, 護憲運動を展開。 5. 5 普通選挙法公布。 7. 1 アメリカ合衆国, 排日移民法実施, 日本国内に反米運動起こる。 11. 12 大審院, 虎の門(大逆)事件の難波大助に死刑判決。11月16日執行。 2. — 日活・松竹・帝キネ・マキノの4社加盟により, 日本映画製作者協会設立。 3. 20 谷崎潤一郎「痴人の愛」, 大阪朝日に連載始まる。 6. 13 小山内薫・土方与志ら築地小劇場創立, 6. 14第1回公演。 10. 16 各放送無線電話出願団体代表者, 逓信省の方針ののっとりラジオ放送のため公益法人を組織することとし, その設立総会を開き定款を決定, 総裁に後藤新平を推す。 11. 29 社団法人東京放送局の設立許可され(同時に放送用無線電話施設も許可), 創業資金30万円で発足。 この年 放送施設出願者数, 全国で64件。 この年 直木三十五・白井喬二・大仏次郎などにより, 大衆文学興り, 次第に隆盛に赴く。 この年 帝キネ映画社, 「籠の鳥」を製作。これより小唄映画流行。 この年 「籠の鳥」, 「ストロン節」, 「月は無情」等流行。

大正14年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 30 ソビエツト連邦・著作権立法の原則制定。 1. — アメリカ合衆国・議会在著作権法改正のパーキンズ法案提出。 3. 17 テリ・著作権法制定。※改正1949. 12. 28。 3. 19 同国・著作権登録に関する規則制定。 3. 19 同国・知的所有権登録局規程制定。 5. 19 フランス・1925年5月19日の法律一納本に関する法律一制定。 7. 8 パラグアイ・スペイン間文学的、美術的及び科学的著作権条約締結。 7. 31 イギリス・1925年の演劇的及び音楽的著作保護条例制定。 8. 8 同国・外国著作権登録に関する命令制定。 9. 12 フランス・美術的著作物の鑑定に関する行政命令制定。 9. 26 スイス・アメリカ合衆国間著作権保護相互条約公布。 11. 7 イタリア・著作権に関する規定を制定する緊急勅令(第1950号)制定。 この年 アメリカ合衆国・著作権法全面改正法案、下院に提出。※提出者下院議員パーキンズ。	5. 26 活動写真「フィルム」検閲規則(内務省令第10号)公布。※検閲官庁が必要と認めるときは、「フィルム」の興行権を証する書類の提出を命じうる旨を規定。 11. 6 工業所有権保護パリ同盟条約ヘーグ修正規定調印。 ※不正競争防止規定新設、同時にマドリッド協定も修正、昭和11. 1効力発生。 11. 6 工業的意匠又は雛形の国際寄託に関するヘーグ協定調印。 ※1934年ロンドン、1960年パリで各改正。1961年モナコ、1967年ストックホルムで各補足。 この年 国際無線法律委員会、パリの会議でベルヌ条約にある知的所有権は無線放送に適用される旨決議。 この年 国際文芸美術協会パリ会議、国際無線法律委員会の定めた原則を確認し、すべての法制がこの原則を採用することを希望する旨決議。

—1925年

著作権時事	社会・文化時事
2. 28 2.26帝劇で封切上映のドイツ映画「モンナ・ヴァンナ」は自己のもつ興行権を侵害するものとして、横浜の映画輸入業者平尾商会より仮処分を申請し、[2.28]仮処分執行、帝劇は公開中止。 6. — 山本有三の戯曲「坂崎出羽守」を松竹が改ざんの上無断映画化したため、作者より提訴して争ったが和解で解決、松竹は謝罪し賠償金を支払う(坂崎出羽守事件)。 ※山本有三は賠償金中訴訟費用を除いて残額を劇作家協会に寄付。 9. — 東京出版協会、発行権法案を作成して内務省と懇談。 ※12月代議士有志と懇談。 この年 著作権法違反有罪人員3名。 判例 ①大阪地裁、マキノキネマ株式会社製作の映画フィルム「血桜」ほか数巻を複写して著作権を侵害した者等に対し、1名は判決で、他の1名は略式で各罰金100円を判決(2.28)、②京城地方法院、村海黙(李王職祭監)・金東緒(書籍商)に対する著作権法違反被告事件で両名に各罰金100円を判決(5.26)、③大津区裁、映画著作権確認並に上映興行禁止請求事件で原告日本活動写真株式会社の請求を認容(8.21)、④松山地裁、米國ユニバーサル・ピクチャー・コーポレーションが著作権を有する映画「死の猛獣狩」を複製偽作した者に対し、罰金50円を判決(9.14)、⑤東京地裁、原告平尾栄美対被告帝国劇場株式会社間の興業権確認並損害賠償請求事件において、原告の請求を棄却する中間判決言渡(11.18)。 文献 ①荒木虎太郎「日本著作権法要論」(コスモズ社)、②藤田和夫「映画の興行権について」(法律新聞2382号)、③河井榮蔵「ラジオは著作物の複製なり」(法律新聞2434号)。	1. 1 講談社、「キング」発刊、77万部突破して話題となる。 3. 1 東京放送局(JOAK)から「試験送信」としてわが国最初の放送業者による放送、出力220Wで開始。 ※仮放送開始は3.22、このときまでの聴取申込数5000、7.12芝罘愛宕山に移り、出力1KWで本放送開始。 3. — 山田耕柝・近衛秀麿ら、日本交響楽協会を創立、ロシアより交響楽団を招いて全国巡演。 5. 10 大阪放送局、試験放送開始、仮放送開始6.1。 7. — 皆川芳造、発声映画システム(フォノ・フィルム)のpatentを買取り発声映画製作、短篇16を東京で公開。 この年 映画検閲、全国統一実施。 この年 吉住小三郎、田中正平の指導により洋式五線譜を用いた長唄楽譜を作成刊行。 この年 東京新橋演舞場でド・フォレスト博士のフォノ・フィルム(トーキー映画)公開。 この年 浜松高工教授高柳健次郎、テレビ研究開始。 この年 ラジオ普及、聴取契約者、東京13万1373、大阪4万7942、名古屋1万4290。

--	--

大正15年・昭和元年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 16 著作権法中改正法律案, 第51回帝国議会上に提出。 ※提出者内ヶ崎作三郎ほか3名, (文芸家協会立案), 衆議院審議未了。 3. 20 発行権法案, 第51回帝国議会上に提出。 ※提出者星島二郎ほか6名, (東京出版協会立案), 衆議院審議未了。 2. 23 キューバ・定期刊行物の登録に関する法律制定。 3. 29 ポーランド・著作権に関する法律制定。 3. — アメリカ合衆国・著作権法改正案(ベスタル法案, H. R. 10434 号)第69議会上に提出。 ※提出者下院特許委員会ベスタル委員長, この後1928. 1, 1929. 12, 1930. 5にも提出。	3. — 第51回議会上に政府より提出された出版物法案, 審議未了。 4. 30 日本学芸協力国内委員会, 国際聯盟協内に設置。 ※委員長山田三良。 この年 東京書籍商組合(大倉保五郎組合長), 現行著作権法は発行者の利益保護の規定を欠くので改正されたい旨の請願を衆議院に提出, 採択。 ※提案は, 著作権法1条1項中に, 出版業者の発行した著作物の著作権は著作者発行者の共有に属する旨の但し書きを加えること, その他数点。

2. — フランス・セヌ民事裁判所, シャルル・カモアン対フランス事件において, カモアンの捨てた画を修復して競売に付して売却したカルマ及び他の画商に対し各5,000フランの支払いを命ずる判決言渡。 5. 1 フランス・レコード録音は演奏ではなく, 広い意味における出版とみなされる旨判決。 5. 5 ドイツ・中部ドイツ無線放送会社と文壇の巨匠フォンホッフマン及びハウプトマン両劇作家との間に放送禁止の訴訟事件起こり, ベルリン地裁, 著作者側の主張を認める。 この年 アメリカ合衆国・巡回裁判所の判決で, 無線放送は著作権法上の営利のための公演であることが認められる。	この年 ヒットラー「わが闘争」刊行。
---	---------------------------

—1926年

著作権時事	社会・文化時事
この年 東京, 京都, 静岡その他の各地に再び多数の複写盤レコードの製造業者発生し, 廉価レコードを製造して市販する。 この年 著作権民事事件受理3件, 刑事事件有罪人員1名。 判例 ①朝鮮高等法院, 著作権法違反被告事件有罪判決言渡(7. 15)。 文献 ①有光金兵衛「出版著作法令釈義」(大同書院), ②藤村専一「著作権雑記一文芸家協会の著作権法改正案」(1~4)(法律新報70~73), ③藤田和夫「文芸家協会の著作権法改正案を読む」(1~4)(法律新報75~78), ④藤村専一「再び文芸家協	12. 25 大正天皇崩御, 摂政裕仁親王踐祚し, 大正を昭和と改元。 この年 全国自動車台数2万6444(大正8年5553)。 1. 7 小説家, 劇作家両協会合併して文芸家協会創立。 1. — 川端康成「伊豆の踊子」, 文芸時代に掲載。 5. 1 東京府立美術館開館式。 8. 6 東京(JOAK)・大阪(JOBK)・名古屋(JOCK)の三放送局合同, 社団法人日本放送協会の設立総会東京で開催, 即日許可。 11. 2 杉野芳子, ドレスメーカー女学院開設。

8. 12 タンジール・著作権法制定。 11. 24 チェコスロバキア・文学的、美術的及び写真的著作物に関する著作権法制定。	
---	--

昭和2年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 19 著作権法中改正法律案、第52回帝国議会上に提出。※提出者内ヶ崎作三郎ほか6名、(文芸家協会立案)。再び衆議院審議未了。 2. 24 出版権法案、第52回帝国議会上に提出。※提出者星島二郎ほか9名、(東京出版協会立案)。再び衆議院審議未了。 12. 5 著作権登録手続(明治43年内務省令第23号)中改正に関する件(内務省令第48号)公布。 2. 16 モロッコ(スペイン領)・著作権法	2. — 議員提出の出版権法案に関連して、政府は法案の趣旨に同意し、自ら調査立案して提案すべきことを表明(～3.) 7. 28 チェコスロバキア・不正競争取締法制定。 この年 国際無線法律委員会のローマ第3回会議、パリ条約に「放送事業者の予めの許可なくして無線放送に利用すること」を§10条の2第3節に第3項として補足挿入することの希望決議を採択。※これは工業所有権による保護を求めたもの。

会の著作権法改正案に就て」(1～3)(法律新報80～82)、⑥中島弘道「科学的財産権」(法曹会雑誌8—7)。 この年 ドイツ・ドイツ破毀院、著作者にラジオ放送の許諾権を認める判決言渡。 この年 フランス・各国の音楽著作権管理団体の国際連合体であるC I S A C (作詞者作曲者組合国際連合=Confederation Internationale der Sociétés d'Auteurs et Compositeurs)、パリに設立。※昭和35年現在32カ国61団体加入、5フェデレーションの構成。 この年 リンドバーグ(米)、大西洋無着陸横断飛行に成功、英雄視される。 この年 米国ゼネラルエレクトロニクス社、テレビの事業的見通しを発表。	12. — 改造社より「現代日本文学全集」発行、予想外の大成功を収めたところより円本時代現出。この年より数年間は各種の円本が競って出版される。 この年 大衆文学さかん、吉川英治「鳴門秘帳」、大仏次郎「照る日曇る日」その他「大衆文学」創刊、サンデー毎日大衆文学賞設定。 この年 年末のラジオ契約台数258, 570。 この年 「ヨサホイ節」、「関の五本松」、「国境警備の歌」等流行。 この年 尾上松之助歿。 この年 リンドバーグ(米)、大西洋無着陸横断飛行に成功、英雄視される。 この年 米国ゼネラルエレクトロニクス社、テレビの事業的見通しを発表。
---	---

—1927年

著作権時事	社会・文化時事
2. 14 東京出版協会、出版界関係の代議士6名を招待し、発行権法案について懇談、出版権法案と改称して第52回議会上に提出を打合わせる。 2. — 久米正雄が「女性」2月号に掲載した「安南の晩鐘」は、自分が預かっていた若い作家の作品に手を入れたものであるとして問題化。 11. 10 宇都宮吉造、再びしゅん助、著作権侵害で訴訟を起こす	2. 21 中華民国、武漢に国民政府樹立。 3. 15 金融恐慌始まり、東京・京阪地方の諸銀行休業、3月21日日銀非常貸出実施。 1. — 皆川芳造、初のトーキースタジオ、昭和キネマ設立。 3. — 文芸春秋3月号に、徳富蘇峰を主賓とし、芥川竜之介、山本有三、菊地寛を聴き手とする“座談会”、菊地寛の案により掲載。※座談会の雑誌掲載の始め。 5. 10 銀座十字屋と阿南商会によって株式会社日本ポリドール蓄音器商会設立、独グラモフォンと提携

制定。 2. 17 チェコスロバキア・著作権法施行令制定。 5. 20 アイルランド自由国・発明の特許、意匠、商標登録及び著作権保護に関する条項を規定する条例制定。 5. 27 ポルトガル・文学的、科学的及び美術的著作権に関する法律制定。 6. 3 フィンランド・知的著作物の著作権に関する法律制定。 6. 3 同国・写真的肖像の著作権に関する法律制定。 この年 知的協力国際委員会科学的財産権専門分科会、「科学的財産権保護に関する国際条約案」採択。 この年 アメリカ合衆国・著作権法一部改正。※映画著作物につき著作権登録をなしうることを明定。	
--	--

昭和3年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 28 著作権法を樺太に施行するの件(勅令第90号)公布。※明治40年法律第29号に基づいて制定されたもの。	11. 8 国際無線通信条約(条約第8号)公布。

旨の通知を各銀行に発送の上提訴。 ※各地で敗訴を重ねる。明治34年の項参照。 12. — 東京出版協会、出版権法制定運動のため「出版権法案、出版権法案参考資料」を作成して会員に配布。 この年 著作権民事事件受理2件、刑事事件有罪人員1名。 文献 榛村専一「伊太利著作権法」(法曹会雑誌5—10)。 5. 17 フィンランド・国裁判所、著作物をラジオ放送することは著作権侵害になるとの判決。 この年 フランス・マルセイユ裁判所、著作者に排他的な無線放送権を認める旨の判決。 ※フランスの法廷としては初めての判旨。	携。 5. 14 大仏次郎「赤穂浪士」、東京日日に連載始まる。 6. 18 日独文化協会設立(会長後藤新平)。 6. 25 最初の舞台中継として、帝国劇場より「玄治店」放送。 6. — アルス(日本児童文学)と興文社、文芸春秋社(小学生全集)の新聞広告合戦、北原白秋対菊地寛の論戦に発展、話題になる。 7. 10 岩波書店、岩波文庫を創刊、反響大きく、文庫本の新出版方式を作る。 7. 24 芥川竜之介自殺。 8. 13 大阪中央放送局、初のスポーツ実況中継(全国中学校優勝野球大会)放送。 9. 13 米国ビクターの全額出資により、日本ビクター蓄音器株式会社設立。 9. 18 徳富蘆花歿。 この年 ド・フォレスト博士のフォノ・フィルムの権利を獲得した皆川芳造、ミナトーキーの名でトーキー映画「黎明」、次いで「楽楽落」製作。 この年 年末のラジオ契約台数 390, 129。 この年 最初の本格的トーキー「ジャズ・シンガー」完成公開。 この年 「パレンシア」、「出船」の歌等流行。 1. 1 イギリス・国王の勅許による公共団体としてイギリス放送協会(B. B. C. =British Broadcasting Corporation)誕生、従来の民営イギリス放送会社に代って放送開始。
---	---

—1928年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権民事事件受理2件、刑事事件有罪人員1名。	2. 20 第16回総選挙(初の普通選挙)政友会からうじて第一党となる。 3. 15 日本共産党員関係者ら1600余名検

8. 30 日本帝国・ラトビア共和国間通商航海条約<著作権条項§21, 22> (条約第4号) 公布。 ※調印1925. 7. 4ベルリン。
2. 18 ハバナ条約 (第6回パンアメリカン会議で改正された文学的及び美術的所有権保護に関するブエノスアイレス条約) 調印(ハバナ)。 ※ブエノスアイレス条約加入国中、ベネゼラが脱け、ボリビアが加わる。
2. 24 フィンランド・修正ベルヌ条約の保護を享有する著作物に対する第1条及び第2条についての法律の適用に関する命令制定。
4. 1 メキシコ・著作権法施行規則公布施行。
4. 10 カナダ・ベルヌ条約ベルリン規定加入。 ※イギリス国王の通達により、ベルヌ同盟の独立の構成国となる。
5. 16 ソビエト・ロシア連邦・著作権の保護に関する中央執行委員会及び人民委員会の共同決議 (著作権の基本原則) 制定。
6. 2 ベルヌ条約修正ローマ規定調印(ローマ)。 ※28カ国調印。
6. 14 イタリア・芸術的実演の放送に関する規定 (法律第1352号) 制定。
6. 28 ベネゼラ・著作権に関する法律制定[~7. 13]。
8. 3 イギリス・著作権命令を確立する (機械的機器印税) 条例制定。
9. 15 キューバ・スペイン国の著作家の保護に関する命令制定。
9. 19 ニュージーランド・郵便局、電信局及び郵政省に関する州議会の条例を統合する法律<電信著作権>制定。
4. 5 弁理士会、著作権事務を特許局に移管し、その代理業務を弁理士に行なわせるよう政府に建議。
5. 7 ベルヌ条約改正ローマ会議開催、修正条約案に調印。 ※帝国代表として松田道一・赤木朝治出席。日本は従来の留保につき、演奏権は放棄、翻訳権はからうじて維持 (会議直前までの留保国は、演奏権12カ国、翻訳権6カ国、無留保国19カ国)[~6. 2]。
5. 7 ベルヌ条約改正ローマ会議、「実演芸術家の権利の保護」に関し希望表明[~6. 2]。
6. 1 ベルヌ条約改正ローマ会議、次回会議を1935年ブラッセルで開催することを決定。

文献 ①中松盛雄「科学的所有権の現状」(特許時報43~51)、②内務省警保局「著作権に関する法制参考書・補冊」、③伊藤田三郎「預金通帖の著作権侵害問題」(銀行論叢3. 6)。

2. 2 イタリア・ノチエラ地方裁判所、寺院内で宗教儀式のためグノーの「メッセ」特に「グドレー」を演奏した事件につき、寺院は何人にも開放された場所であるから公の場所である旨判決。この年 オーストリア・裁判所、放送に著作物を使用する場合、著作家の事前許諾を必要としない旨判決。 ※同国はドイツと同一の著作権法制下にあるもの。

挙、労働団体の解散(4. 10)に次いで治安維持法の改正(5. 29)、特別高等警察の設置(7. 3)実施。

6. 4 奉天で張作霖爆死事件(満洲某重大事件)起こる。

6. 29 議会で審議未了となった治安維持法改正法案を緊急勅令として公布。死刑、無期懲役刑を追加。

7. 19 婦人雑誌に性愛記事はらん、婦人団体、内務省に取締り請願。

8. 27 バリで不戦条約調印(15カ条)、「人民の名において」の語句政治問題化。

10. 20 大正14年国民所得総額133億8200万円、一人当たり年取224円と内閣統計局発表。

1. 21 北原白秋・野口米次郎・島崎藤村等により、共済機関として詩人協会成立。 ※昭和6. 1. 26解散。

5. 21 野口英世、西アフリカで歿。

5. 一 浜松高工高柳健次郎教授のテレビジョン公開実験成功。

8. 15 株式会社オリオン社創業。

10. 一 松竹興行株式会社、松竹台名の営業を継承して設立。 ※資本金700万円、社長に大谷竹次郎就任。

12. 25 小山内薫歿。

この年 NHKの全国中継連絡放送網完成。

この年 「波浮の港」、「モンバリ」、「鉾をおさめて」、「アラビアの唄」等流行。この頃より流行歌のレコード化盛んになる。

この年 雑誌発行部数年間約4500万。

この年 年度末ラジオ契約台数564, 630。

10. 8 ソビエット・ロシア連邦・著作権に関する全露中央執行委員会及びソビエット・ロシア社会主義共和国連邦人民委員会の連合決定公布。 ※1929.1.1実施。	
10. 9 ニュージーランド・著作権法制定。	
10. 26 リヒテンシュタイン・文学的及び音楽的著作権に関する法律制定。	

昭和4年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
11. 16 関東州に於ける特許権、実用新案権、商標権及著作権の保護に関する件(勅令第324号)公布。 ※施行12.1。	3. 27 国宝保存法(法律第17号)公布。
1. 14 バイエロ・ルンアン共和国・著作権に関する人民委員会の決定公布。	4. 2 改正特許法(法律第47号)、同実用新案法(法律第48号)、同意匠法(法律第49号)、同商標法(法律第50号)各公布。
2. 6 ウクライナ共和国・著作権に関する全ウクライナ中央執行委員会及び人民委員会の決定公布。	3. 16 大日本活動写真協会、興行権確立に関する意見を取りまとめ、興行権法の制定を内務省に陳情。
4. 10 ソビエット・ロシア連邦・音楽、演劇及び他の著作物の公演並に無線電話により伝達する権利に関する中央執行委員会及び人民委員会の共同規則制定。	11. — 内務省、議会提出予定の著作権法の根本的改正要綱発表。
6. 7 パチカン市国・法の根源に関する条例制定。 ※同国はこの条例によりイタリアの立法を採用、著作権法もイタリアの立法適用。	2. 20 商標と商号保護のためのパン・アメリカン条約、ワシントンで調印。
7. 26 スペイン・(映画フィルムに登録に関する)勅令制定。	6. 4 国際文芸美術協会のブタペスト会議に、同協会ドイツ支部より「放送著作権に関する報告書」提出。
8. 29 フランス・トルコ間通商航海条約<著作権条項>締結。	
この年 ソビエット連邦・社会教育人民委員会及び同通商人民委員会、1928年の「著	

—1929年

著作権時事	社会・文化時事
3. — 本年度日本放送協会の決算によれば、東京ほか6放送局の直接維持経営に要する費用は約390万円、うち放送諸謝礼(出演料、著作物使用料、出演者報酬料等)約67万円。 この年 著作権民事事件受理3件、刑事事件なし。	4. 16 日本共産党員全国的大檢舉。
判例 ①名古屋区裁、中山晋平作曲「波浮の港」その他を流行歌集に収載して発表した者に対する著作権法違反事件において、1名に罰金200円、他の1名に同50円の判決、②神戸区裁、米国フェーマス・ラスキー・パラマウント・フィルム・リミテッドが著作権を有する映画「弥次喜多海軍の巻」を複製偽作した被告人4名に対し、1名は判決で罰金80円、2名は略式で罰金80円、残り1名は同じく50円を言渡す(7.31)。	1. — 勅使河原蒼風、庶民の生け花を創始、主婦の友に発表、草月流の発端をひらく。
文献 ①内務省警保局「著作権に関する法規沿革集」、②同「帝国議会著作権法制速記録」、③同「同補冊」④柳井義男「活動写真の保護と取締」(有斐閣)、⑤水野銀太郎「著作者人格権の国際的承認」(法協47—10)。	3. 4 沢田正二郎歿。
	4. — 島崎藤村、「夜明け前」第1部を中央公論に連載。
	4. 5 最初の本格的発声映画の興行始まる。新宿武蔵野館、浅草電気館でアメリカ映画「進軍」封切。
	6. 30 邦楽座、トーキー設備完了のため楽士の解雇発表、7月武蔵野館でも争議起こる。
	7. 10 浅草水族館でエノケンこと榎本健一らのカジノフォーリー発足。
	この年 松内則三アナウンサー、スポーツ放送に活躍。
	この年 アメリカ・トーキー映画の輸入始まる。

昭和5年(1930)

作権の原則」26条に基づいて「標準出版契約」を確認。	
----------------------------	--

昭和5年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 14 アイルランド・著作権(外国)命令制定。 2. 15 オーストリア・ドイツ間著作権及び工業所有権の相互保護条約締結。 2. 24 ドイツ・イラン間美術的及び文学的著作権、発明、商標、商号及び意匠の相互保護に関する条約締結。 3. 27 ドイツ・トルコ間通商条約<著作権条項>締結。 5. 30 ノルウェー・知的著作物に関する法律制定。 11. 4 ドミニカ・スペイン間著作権条約締結。 11. 23 ソビエト・ロシア連邦・注文によつて製作された建築学、機械学及び他の技術的プラン・製図及びデザインの注文者の持つ権利に関する中央執行委員会及び人民委員会の共同規則制定。	12. 20 内務省、前年来立案中の著作権法改正案を決定、その要綱を非公式に発表。 この年 私法統一国際協会(在ローマ)、国際聯盟の依頼によってベルヌ・汎米両条約の比較研究を遂げ、その結果を国際聯盟に報告。 この年 映画製作者協会国際連合会、パリに創設、数カ国加盟。

昭和5年(1930)

この年 ドイツ・レコード製造者が拳闘試合の放送を録音して関係者に無断で販売したことを不正競争防止法違反に擬し、販売差止め、損害賠償を命ずる判決。 この年 B I E M (機械的写調権国際事務局=Bureau International de L' Edition Mecanique.), 機械的複製権の行使を目的とする著作権管理団体としてパリに設立。 ※設立当時はフランス・ドイツ・イタリアの主要レパートリーのみを管理、現在はヨーロッパ全域にわたる。	この年 「東京行進曲」、「君恋し」、「紅屋の娘」等流行。
---	-------------------------------------

—1930年

著作権時事	社会・文化時事
2. — プロ作家岩藤雪夫の中央公論2月号及び改造5月号発表作品が他人の作品の「盗作」であること判明、問題化。※これが端緒となって「文芸戦線」分裂。 3. 16 大阪中央放送局は、川村花菱脚色「新金色夜叉」を脚色者の許諾をうけて放送したところ、原作「金色夜叉」の著作権所有者泉鏡花より抗議を受け、泉鏡花に金50円の原資料(別に川村にも金50円)を支払って解決。 5. 16 札幌放送局は、大山団州ほか3名によりラジオドラマ「維新と江戸児」を放送したところ、後に岡本綺堂作「相馬の金さん」の改作と判明、6月23日に至り上漬料として金30円を支払って解決。 8. 1 菊池寛の税金滞納につき麹町区役所、「第二の接吻」以下93種の著作物の著作権を差し押えて競売に付する旨発表、8月19日(競売前日)完納して解決したが、前例のないこととて著作者、出版界に衝撃を与える。 8. — 司法省刑事局調査によれば、大正9年1月より本年8月までの著作権法違反被告事件処分結果は、起訴人員16名、うち略式6、公判5、微罪又は公訴棄却5であり、不起訴は112人、うち微罪処分1で、他は全部告訴取消しによるもの。	1. 21 日・英・米・仏・伊の5か国によるロンドン軍縮会議開会。 3. 1 谷口雅春、「生長の家」開教。 3. 30 内務省、労働争議件数600、参加人員7万8000と発表(最高記録)。 4. — ロンドン条約締結に関し、統帥権干犯問題起こる。 11. 14 総理大臣浜口雄幸、東京駅で佐郷屋留雄に狙撃され重傷、のち死亡。 12. 10 国勢調査(10.1)の結果、失業者概数32万2000と発表。 この年 世界的恐慌のため争議続発、失業者激増。 4. 29 島田清次郎歿。 6. — 大阪のカフェー東京に進出、濃厚サービスで盛況。エロ、グロ、ナンセンスの語、流行、出版物もこの風潮を追う。

--	--

8. 27 婦人公論に広津和郎が連載中の「女給」のモデル問題につき、菊池寛が中央公論社に送った抗議文を、同社が無断改題して広告に利用したことに端を発し、両者間に告訴合戦が起こったが、8月27日広津の斡旋により円満解決。 9. 25 文芸家協会、「女給」問題に関し、各雑誌社に対して、著作物の改題、改ざん防止につき注意を喚起する文書を送付。 12. — 文芸家協会は講談社に対し、協会規定の最低原稿料厳守、著作権の共有問題、改ざん又は書き直しの廃止等について要求書を送付。 ※12. 13講談社了承を回答。 この年 早稲田大学教授林癸未夫の講義をめぐってプリント問題起こる。 この年 著作権民事事件受理7件。 文献 ①榎村専一「著作権法」(現代法学全集29. 30. 32. 33巻所収)、②小林尋次「著作権法の改正を論ず」(警察研究1—1. 2. 6. 8—10)、③太田實時「欧州各国における不正競争防止の法制及取締の実情」(正義68—11)。 4. 30 ポーランド・著作権者作曲者協会と放送協会との間に放送使用契約締結。 11. 10 フランス・破産院、レコードの製造は複製(刊行)であって興行ではないとする判決。 この年 イギリス・BBC, PRS (The Performing Right Society) と音楽著作物の放送に関して使用契約を締結。	10. — 講談社、キングレコードの名称でレコード製作を開始、翌5年1月第1回新譜発表。 ※昭和11年キングレコード(株)として独立。 この年 警視庁、エロ、グロ演芸取締規則を各署に通牒、股下2寸のズボース、肉じゃばら等禁止。 この年 年度末ラジオ契約台数778,894。 この年 「酋長の娘」、「祇園小唄」等流行。 この年 映画製作者国際連盟、パリに創設。 この年 米国の蓄音器レコード事業、不振に陥る。
--	---

昭和6年—

—1931年

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 3 著作権法中改正法律案、第59回帝国議院に提出。※提出者政府、貴族院修正可決2.27、衆議院可決3.20。 3. 3 出版権法案、第59回帝国議院に提出。※提出者山根俊重ほか4名、衆議院可決3.25、貴族院審議未了。 5. 30 著作権法中改正法律<第3次改正—§1, 11, 15, 18, 20, 20ノ2, 22ノ2～5, 32ノ2, 35, 36ノ2, 39, 41>(法律第64号)公布。※施行8.1(勅令第202号)。 7. 10 ベルヌ条約修正ローマ規定公布。※批准6.5, 批准書寄託(外務省告示第588号)7.10(ローマ), 発効8.1。 7. 18 ベルヌ条約ローマ規定中の翻訳権条項につき、従前の留保の利益を引続き保持する旨の宣言(外務省告示第589号)告示。※この宣言は、7.18の批准書寄託に際し、在伊帝国大使によってなされたもの。演奏権留保は放棄。 7. 18 国際事務局の経費分担額に関し第1等に列せられたき希望並に音楽著作物の公の演奏に関し1910.6.9になした留保を放棄する旨の声明の通告(外務省告示第60号)。※在スイス帝国公使矢田七太郎よりスイス連邦政府になされたもの。 7. 28 著作権法施行規則(内務省令第18号)公布。※施行8.1, 本規則施行の日に明治32年内務省令第27号, 同43年内務省令第23号各廃止。 8. 1 著作権に関する登録原簿の様式及其の記載例(内務省告示第76号)告示。	1. 6 中里介山主宰の隣人之友社、「著作物のラジオ放送を自由にするのは、著作権法の根本義を破壊するものなりやの疑あり」として、内務省に反対の陳情書提出。※改正法案には、かかる趣旨の規定含まれておらず、§22ノ5Ⅱの法定許諾規定の誤解と推測される。 2. 2 文芸家協会、政府提出予定の著作権法中改正法律案の原案第18条に但し書きが附せられていることに反対し、2月2日代議士団(清瀬一郎、山本実彦その他)と会見して修正意見を陳情して了承を得る。※但し書きは「但し著作者、名譽声望ヲ害セザルトキハ此ノ限リニ在ラス」と定めたもの。 2. 3 著作権法中改正法律案、第59回議院(貴族院先議)に政府より提出され(2.3), 2月7日の本会議で修正可決、衆議院でも3月2日の本会議で貴族院修正どおり可決。※主としてベルヌ条約ローマ規定の批准のための措置[~3.21]。 9. 21 国税徴収法に基づき著作権の公売処分があった場合の登録方法に関する西宮税務署長よりの照会(9.16)に対し、内務省、税務署長より登録の嘱託をなすべきものではなく、競落者よりその事実を証明するに足るべき書面を添付して登録申請すべきものと回答。 1. 13 アメリカ合衆国・新「ベスタル」法の否決を契機として、ベルヌ条約加入の是非をめぐる論議起こる。

著作権時事	社会・文化時事
2. 11 浅草宮戸座で瀬戸英一「新門と浅草小僧」を無断で上演したため、作者より仮処分を申請し、11日朝東京地裁より仮処分命令が出されたが、宮戸座は依然興行を続けたので、「著作権法の威信」が問題とされる。 2. 12 文芸家協会より講談社に対する要求(昭和5年12月)につき双方の代表者会見、講談社は協会の要求全部を受諾して解決。 2. — 東京劇場上演の「改訂金色夜叉」が「武者小路実篤作」として発表されたところより、作家道徳の問題として批判される。 5. 20 理学博士牧野富太郎、「日本植物図鑑」著述の費用として千葉県人から金500円を借り受けたが、期日になっても返済しないため東京区裁判所に図鑑の著作権差押えを請求される。 11. — 松内則三AKアナウンサーの早慶戦実況放送の速記を文芸春秋に掲載したことに対し、日本放送協会は実況放送の著作権の存在並びにこれを協会が所有することを主張、文芸春秋社はこれを認めず紛争を生じたが、結局手続の問題として文芸春秋社側で許可願を提出することとして解決。 この年 日本放送協会、放送権を法認した改正著作権法の施行に伴い、大日本作曲家協会・日本作歌者協会・文芸家協会の3団体と著作物の放送使用に関する団体契約を締結。 この年 訟廷日誌に対し新たに法曹日記が発行されたため、訟廷日誌側より訴訟を起こし、この年7月24日の東京地方裁判所判決を嚆矢とする計8の判決を数えるに至る。※上記東京地裁判決及び12月12日の大阪地裁判決とも、いずれも原告訟廷日誌発行者竹内重圓敗訴、大阪分についてのみ控訴。 この年 ドイツ人ドクトル・ブラーゲ、東京麻布三河	9. 18 柳条溝事件を端緒として、満洲事変起こる。 10. 24 国際聯盟理事会、満洲撤兵勧告案を13対1で可決。 10. — 上海で排日、抗日運動起こり、暴動化。 8. 1 日本最初の本格的トーキー「マダムと女房」(松竹映画作品。封切り) 9. 1 赤尾好夫、欧文社(のち旺文社と改称)創業。 9. 1 帝国キネマの代行業社として、新興キネマ設立。 この年 日本映画のトーキー化始まる。 この年 「酒は涙か溜息か」、「丘を越えて」、「女給の歌」、「巴里の屋根の下」等流行。 この年 米国シカゴ、デイリー・ニューズ社のWGXP局、ウェスタン・テレビ会社のWGXA局、毎日3時間のテレビ・プログラム放送(実験放送)実施。 ※この年シカゴには約1000台のテレビ受像機存在。 この年 欧州蓄音器レコード事業、不振に陥る。

1. 13 アメリカ合衆国・新ベスタル法案、議会に提出。※著作権に関するアメリカ国内法のすべてを改正したのち、合衆国のベルヌ同盟加入を許すべしとするもの、下院は185対34で可決、上院は不採決。	この年 ドイツ・従来新聞雑誌の題号の商標登録を認めてきたドイツ特許局、これを否定する判例が出たため、一時登録を拒否していたが、この年に至り再び従前の立場に戻り、ウルシュタイン出版社のため、新聞題号「フォンシエツァイツォング」の登録を許可。
6. 9 カナダ・仲介団体の報告義務と所管大臣の監督権を規定する法律制定。	6. 9 カナダ・米国作曲家著作家及び出版者協会 ASCAP (American Society of Composers, Authors and Publishers) と放送局との間の訴訟事件の後、カナダで仲介業務を行なう団体に対し、所管大臣に一定事項の報告を行なう義務を課し、総督に必要な場合に仲介団体の一定の活動を制限する権限を付与する法律、議会通過。
6. 16 シェム・文学的及び美術的著作物保護のための条例制定。	
ベルヌ条約ローマ規定加入	
2. 4 ルクセンブルグ	
8. 1 イギリス・スウェーデン・スイス・オランダ・イタリア・ハンガリー・ノールウェー・フィンランド・ユーゴスラビア(ユーゴスラビアの諸国語への翻訳権留保)、ブルガリア・インド・カナダ・リヒテンシュタイン・マルタ・セイロン・サイプラス。	

台に事務所を設け、外国著作権団体等の代理人として日本国内における無断翻訳、興行を摘発追究、その要求金額の高額と法的手段の厳重な点より、一部に怨嗟の声もあがり、「ブラーゲー旋風」の異名をもってわが文化界に衝動を与え、混乱を生ぜしめる。

この年 著作権民事事件受理6件。

判例 ①訟廷日誌事件に対する東京地裁の判決、原告竹内重固(訟廷日誌発行者)・被告大内洋之助(法曹日記発行者)間の偽作物発売頒布禁止及び損害賠償請求事件で、訟廷日誌の著作権を否認して原告の請求棄却(7.24)。②同じく訟廷日誌事件(被告は小川通次)の大阪地裁判決、原告の請求棄却(12.12)。

文献 ①石原五十雄「著作権法改正案を讀みて」(法律新聞3214～5)、②三島誠也「著作権法改正の大綱」(警察研究2—45)、③小林母次「著作権法中改正法律について」(法律時報3—9)、④杉村楚人冠「名称の登録」(東京朝日昭和5.5.22～24)。

昭和7年—

—1932年

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 12 オランダ・音楽的著作権に関する仲介に関する1912年の著作権法の改正法制定。	10. 4 外務次官より内務次官に対し、ドイツ国ドレスデン市の美術品商社より、同社が「版權」を有し日本に輸出販売中の壁飾用各種美術画につき、東京・大阪・神戸の各地で偽作品を廉価販売する者ありとして取締り方を要望してきた旨を伝達。
2. 25 ギリシャ・ベルヌ条約ローマ規定に加入。	3. 1 アメリカ合衆国・国会特別委員会、音楽演奏権仲介団体 ASCAP を「ゆすり」行為として調査開始、新著作権法
3. 10 アメリカ合衆国・著作権法改正法案(シロビッチ法案—H. R. 10364)、議会に提出。※提出者下院議員シロビッチ。	
3. — 同国・著作権法改正法案(デイル法案)議会に提出。※提出者上院議員デ	

著作権時事	社会・文化時事
2. 22 東京区裁判所、借入金返却不能のため訴えを起こされた大正一切経刊行会に対し、その所有する著作権の競売命令を出す。	1. 28 上海で日本海軍陸戦隊と十九路軍とが衝突、第1次上海事変起こる。
4. 1 NHK、改正著作権法の施行に基づいて、音楽作品に対する放送使用料支払いの便宜上、大日本作曲家協会・日本作歌者協会・日本仏教音楽協会の3団体と団体契約を締結。	3. 1 満洲建国宣言。※日本は9月15日日満議定書に調印、新国家として承認、3月9日建国式典、溥儀執政就任。
4. 14 平凡社発行「釈宗演全集」中の「碧巖録」後編は、釈宗演「碧巖録講話」の改ざんであるとして、その著作権者光融館主今立裕より東京区検に告訴、平凡社社長及び編輯長は略式命令で罰金100円の	3. 5 三井合名会社理事長団琢磨、血盟団員菱沼五郎に射殺される。
	5. 15 陸海軍将校、士官候補生

イル。 7. 12 イギリス・博物館条例 (British museum Act) 制定。 12. 8 フランス・出版契約法案、下院事務局に提出。※民間より提出、出版業者に関する16カ条より成る。 この年 ドイツ・文学、美術、写真著作物に関する著作権法草案発表。※ドイツ司法省 (ベルリン) 立案。	案に放送事業者その他の音楽使用者の保護をはかる規定をおくことを計画。
---	---

判決を受け、両名ともこれを不服として正式裁判申立て。 5. 20 春陽堂、東京劇場第一狂言「乳姉妹」(菊池幽芳原作) に対し、無断上演であるとして抗議を申し入れる。 8. — 中央公論 8月号掲載の末弘敏太郎「著作権問答」に端を発し、映画主題歌の作成権の所在につき、帝キネ映画「女給」の原作者広津和郎と末弘敏太郎との間に中央公論誌上で論戦が交わされる。 9. — 誠文堂発行「桜井忠温全集」中の「肉弾」の巻を単行本の形式で発売するに際し、同社は全集中の他の巻の返品本貼付の検印紙を「肉弾」に再貼付使用したため著者より抗議、訴えにまで発展したが和解成立により取り下げ。 12. — 日本放送協会、カルテル代理人ブラーゲとの間に、同人の代理する楽曲全部に対する放送使用契約を締結。※月決め一括料金月金600円支払い。カルテルは英・独・仏・伊・奥5カ国著作権管理組合より成る「作詞、作曲、文芸著作権管理組合連盟」。 この年 不払い原稿料請求の訴訟、加藤武雄ら十数名の文士、評論家から原稿料債権の譲渡を受けた文士岡下一郎から東京地裁に提起。※出版年鑑によれば、これがわが国最初原稿料請求訴訟の由であるが、判決にまで至ったか否かは不明。 この年 ドクトル・ブラーゲ、次第に活動分野を拡げ、その勢威も逞しくなり、文化界の被害総出。 この年 著作権民事事件受理9件。 判例 ①原告講談社野間清治対被告平凡社下中弥三郎間における佐藤紅緑「ああ玉杯に花うけて」の著作権侵害事件に対する大審院判決 (5.27)、上告人(被告)の上告棄却、②大審院、著作権法違反被告事件(兵衛出版事件)の被告人和田忠次郎(書籍出版販売業者)の上告棄却 (7.9)、③原告若月紫蘭対被告菊池寛・楠山正雄・佐藤義亮・小川菊松等の間に	ら、首相官邸を襲撃し、犬養毅首相を暗殺(5.15事件)。 7. 19 東京府、貴族院多額納税者の互選入資格を発表、講談社長野間清治、直接税11万544円で府下番付のトップ。 11. — 録音放送開始。 この年 東京音楽協会創立。 この年 「影を慕いて」、「涙の渡り鳥」等流行。 12. 10 マドリッドで締結された国際電気通信条約によって国際電気通信連合 International Telecommunication Union=ITU 結成(1865年パリで創設された万国電気連合の後身)。 この年 国際蓄音器工業連合会 (IFPI) 設立。
--	--

おける「青い鳥」の翻訳権をめぐる事件に対する東京地裁の判決(11.10)、原告の請求棄却、④東京地裁、原告福島常雄・被告岸本福太郎間の損害賠償請求事件の請求棄却(12.21)。

文献 ①末弘巖太郎「著作権問答」(中央公論昭和7.8)、②広津和郎「主題歌は広告文か、末弘博士の『著作権問答』を駁す」(中央公論昭和7.9)、③末弘巖太郎「『著作権問答』について、広津和郎氏への答へ」(中央公論昭和7.10)、④司法省調査課「科学的原則の発見者に与える財産権」(法曹会雑誌10—5—6)、⑤川島武宣「著作権法第十五条に所謂『第三者』の意義」(法協50—12)。

3. 26 ドイツ・前年のラジオのレコード放送禁止の判決より始まった「レコード争議」、ラジオ会社は毎月20時間以内のレコード番組放送可能」との条件による調停で終結。※レコード会社はレコードの無償提供、放送会社はレコードのマークと整理番号放送の義務を負う。

4. 15 アメリカ合衆国・ASCAP、放送事業者に対し著作権使用料を300%引上げ。

10. 19 ドイツ・ベルリン控訴院、ドイツ音楽会組織者組合対演奏権擁護協会間の訴訟事件において、GEMA、COT及びAKM等の諸協会は、音楽放送を利益の目的とするラジオスピーカーによる受信に対し、その権利使用料を請求する権利をもたないと判決。

昭和8年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 26 出版権法案、第64回帝国議会に提出。※提出者原夫次郎ほか6名、(東京出版協会立案)、衆議院修正可決、貴族院特別委員会付託審議未了。	3. 15 意匠法中改正法律(法律第10号)公布。
3. 16 イギリス・著作権(ローマ条約)命令制定。※改正1951.3.31。	3. 28 外国為替管理法(法律第28号)公布。
4. 23 スペイン・ベルヌ条約ローマ規定に加入。	3. 31 重要美術品等の保存に関する法律(法律第43号)公布。
4. 26 デンマーク・著作者及び芸術家の著作権法制定。	4. 10 弁護士法(法律第53号)公布。
6. 1 ブラジル・ベルヌ条約ローマ規定に加入。	4. 10 法律事務取扱の取締に関する件(法律第54号)公布。
6. 9 モナコ公国・ベルヌ条約ローマ規定に加入。	12. 28 国際電気通信条約公布。
7. 4 ドイツ・音楽演奏権の仲介に関する法律制定。※わが国の「著作権=関スル仲介業務=関スル法律」の範となったもの。	1. 26~この日第64議会に議員提出された出版権法案、2月4日衆議院本会議に上程され委員付託となったが、文芸家協会の猛烈な反対運動により、3月9日に内務当局を交えて合同協議会が持たれ修正案作成、衆議院可決のうえ貴族院に回付上程、特別委員付託となるも、結局、貴族院で擱り潰しとなる。
9. 2 アルゼンチン・著作権法制定。	4. — 内務省、出版権法案の基礎案を決定。※上記出版権法案審議の際における次期議会に政府より提案する旨の旨明によるもの。
9. 12 アメリカ国民の文学的及び美術的著作物の保護に関する命令制定。	9. 22 ドイツ・同国の音楽演奏権仲介団体STAGMA、本年9月22日制定のドイツ文化院法によってナチス政府の宣伝省が文化統制を実施するに及んで、ライヒ文化院の一院であるライヒ音楽会議所の第6部に所屬。
9. 16 デンマーク・ベルヌ条約ローマ規定に加入。	12. — モンテビデオの第7回パン・アメリカン会議、著作権保護に関する原則宣
10. 21 ドイツ・ベルヌ条約ローマ規定に加入。	
12. 22 フランス・同条約加入。※応用美術の著作物に関して留保。	
12. 22 チュニジア・同条約加入。※応用美術の著作物に関して留保。	
12. 24 レバノン・同条約加入。	

—1933年

著作権時事	社会・文化時事
2. 11 文芸家協会、臨時理事会を開き、出版権反対運動を起こすことを決定、2月14日反対趣意書を作成して運動を展開。	3. 27 国際聯盟脱退の証書発布。
6. 1 中等学校用教科書自習書の偽版防止問題につき、東京出版協会・中等教科書協会、連名で各地の書籍商組合に対し、「偽版不売」の実行要望を通牒。	5. 10 鳩山文相、瀧川幸辰教授の休職を総長に要求、休職発令(5.26)、法学部長以下抗議して辞表提出(京大事件又は瀧川事件)。
7. 13 上記通牒に対し、全国書籍商組合連合会は、偽版書の書名の通知を要望し、両協会より連合会に書名を通報。	8. 9 第1回関東地方防空大演習実施。
8. — 中央公論8月号掲載の蔣介石「動乱の波に漂う支那及び日本」と改造9月号掲載の鳩山一郎「鳩堂雑筆」は、ともに偽筆であることが判明、雑誌界に波紋を起こす。両誌は各次号で取り消して陳謝。	この年 左翼思想に対する弾圧強まり、作家の検挙相次ぐ。
11. 6 琴曲楽譜事件に対し、福岡地方裁より判決言渡、独創式作譜方式の著作権を認める。	9. 21 宮沢賢治歿。
この年 ビクターレコード「島の娘」の映画化をめぐり、映画化権を得た松竹と日活・河合映画等の間に紛争発生。	この年 夏、東京音頭の盆踊り熱狂的流行、全国に波及して昭和10年に及ぶ。
この年 著作権民事事件受理8件。	この年 「島の娘」、「サーカスの歌」、「十九の春」等流行。
判例 ①大審院、著作権法違反被告事件の上告人齊藤市平の上告を棄却(3.28)、②福岡地裁、原告渡辺宇蔵・被告伊藤順子間の著作権不存在確認及登録抹消手続請求事件(琴曲楽譜事件)において、一部を除き原告の請求棄却(11.6)。※原告控訴。	1. 30 ドイツ・ヒットラー政権を握り、内閣を組織。
文獻 ①榎村専一「著作権法概論」(巖松堂書店)、②末弘敏太郎「著作権と出版権」(法律時報5—9)、③藤田知治「出版権制定の必要とその制定運動の経過」(法律時報5—9)、④林田英雄「出版権法案に対する文芸家の対抗運動」(法律時報5—9)、榎村専一「著作者の人格権の移転性」(法律時報5—9)、	3. 13 ドイツ・啓蒙宣伝省、ナチス政権樹立後初の新設省として設置され、ゲッベルス大臣就任。
	5. 10 ドイツ・ナチス党员、マルクス等の著書を焚刑に処する(焚書事件)。
	9. 22 ドイツ・ナチス政権、国音楽院・国造形美術院・国演劇院・国著述院・国新聞院・国ラジオ院・国映画院の7院を統合して国文化院を設置、文化統制

	言を採択、また、予定されているベルヌ条約ブラッセル会議以前に著作権条約統一案を作成すべきことを決議。 12. — アメリカ国際法協会、1931年以来ベルヌ・汎米両条約の比較研究を進め、その結果を上記パン・アメリカン会議に報告、同会議は両条約を調和した条約案作成準備のため委員会を設置。
--	--

昭和9年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 13 著作権法中改正法律案、第65回帝国議会に提出。※貴族院修正可決3.22、衆議院可決確定3.25。 5. 1 著作権法中改正法律<第4次改正—§2, 15, 18, 22ノ6, 22ノ7, 28ノ2～11, 30, 32ノ2, 32ノ3, 35, 36ノ3>(法律第48	3. 8 出版納付法案、貴族院に提出。※審議未了。 3. 27 不正競争防止法(法律第14号)公布。※改正昭13(法2)、昭25(法29)、昭28(法26)。 3. 27 商標法中改正法律(法律第35号)公

⑤末弘巖太郎「著作権は差押へ得るか」(中央公論昭和8.8)、⑥浜野英一「著作権問題種々相」(文芸春秋昭和8.10)、⑩石原五十雄「音楽に関する著作権問題」(音楽世界昭和8.3～4, 6～7)、⑪戒能通孝「著作権法概論」〔書評〕(法協51—9)。 4. 15 アメリカ合衆国・NAB, ASCAP非加盟の作曲家・出版者の著作権作品を放送可能にするため番組プール制度を組織。 7. 1 同国・NAB提供のラジオ番組プール制度、12万3000曲の放送権獲得。 7. 4 ドイツ・1933.7.4の音楽演奏権の仲介に関する法律により、従来のGEMAはSTAGMAすなわち音楽著作権利用国認会社に変更。 9. 15 アメリカ合衆国・ASCAP, NABより非合法団体として解散要求を受ける。 この年 ドイツ・ドイツ破毀院、1週間の放送予告番組は著作権で保護するだけの精神的著作物と認められない旨判決。 この年 イギリス・グラモホン会社、1911年法§19Iの規定がレコードの公演権を含むか否かについて、カワルダイン会社を相手取りテスト・ケースとして訴訟を起こしたところ、裁判所はこれを積極的に解してグラモホン会社勝訴。	の基礎を築く、総裁にゲッペルス就任。 この年 アメリカ合衆国、ラジオの大衆化に伴い新聞の発行部数及び広告収入激減。
---	---

—1934年

著作権時事	社会・文化時事
2. 17 東京音楽学校が日比谷公会堂で演奏会を開催した際、外国作品を演奏したことに対しブラーゲより抗議、学校側は一般民間における演奏会とは性質を異にする等の理由を挙げて拒否したので、ブラーゲ提訴、数日後学校側より示談を申し入れて解決(—10.31)	2. 3 5.15事件の民間側被告橋孝三郎(無期)・大川周明(懲役15年)その他に判決言渡。 6. 6 蓑田胸喜、東大教授末弘巖太郎を治安維持法違反、不敬罪、国憲素乱罪で告発。

- 号)公布。 ※施行昭10.7.15(勅令第189号)。
5. 2 登録税法<§10, 10ノ2>改正。
※著作権法中改正法律附則による改正, §10は著作権登録, §10ノ2は出版権登録の場合の登録税の規定。
2. 15 ドイツ・音楽演奏権の仲介に関する法律施行令制定。
2. 15 オーストリア・音楽演奏権の仲介に関する法律の実施に関する命令制定。
7. 23 コロンビア・刑法<偽作罪>制定。
7. 23 カンボジャ・刑法<著作権侵害§515, 516>制定。
10. 7 ベルギー・ベルヌ条約ローマ規定加入。
11. 20 イタリア・ニカラグア間文学的, 美術的, 科学的著作権条約締結。
11. 20 スペイン・ニカラグア間文学的, 美術的及び科学的著作権条約締結。
11. 25 モロッコ・ベルヌ条約ローマ規定加入。
12. 13 ドイツ・著作権保護期間の延長に関する法律制定。
12. 13 ドイツ・文学的及び美術的著作物に関する著作権法, 造形美術的及び写真の著作物に関する著作権法各改正。

布。

7. 27 工業所有権保護に関するパリ同盟条約ロンドン修正規定公布(外務省告示第113号)。
2. 13 東京出版協会・日本雑誌協会, 著作権法改正法案につき, 内務省の構想に異議がない旨内務大臣に報告書提出。
3. — 第65回帝国議会貴族院著作権法中改正法律案特別委員会において広田弘毅外務大臣及び山本達雄内務大臣, ベルヌ条約脱退論に反対して加入を継続する政府方針を言明。

2. — プラーゲ旋風の猛威に堪えかねて, ベルヌ条約脱退論, 文壇・楽壇人で組織されている学芸自由同盟によって提唱される。
3. — 日本放送協会, 「著作権法中改正法律案 = 関スル陳情書」を作成配布し, 同改正法案中レコード放送に関する規定に対する反対論を駁し, 同法案の推進を図る。
4. — 「諺語大辞典」の著者文学博士藤井乙男, 中野吉平「俚語大辞典」は自著の偽作物であるとして中野を東京地検に告訴, 中野は検事局における対質問中藤井博士の専門的質問に答えることができず, 一旦起訴と決定したが, 偽作の事実を認めて示談成立(7.17), 日刊新聞に謝罪広告掲載(7.26), かつ販売中止, 絶版等の措置をとることによって解決。
7. 7 日本放送協会, カルテル(非演劇的実演著作権協会連盟)代理人プラーゲとの間に音楽著作物使用に関する契約を締結, 約1年間にわたり停止していた外国音楽の放送を再開。
9. 5 “春峰庵”所蔵の浮世絵名作の公売入札(5.14)に際し, 文学博士笹川臨風はこれを絶賛推称したが, まもなく偽作であることが判明したため問題化(春峰庵事件)。 ※笹川博士はその責を負って社会より隠退, 葬られた形となる。
9. — 石井鶴三が「大菩薩峠」新聞連載中の挿絵を集め「石井鶴三挿絵集第一巻」として出版したことに対し, 小説作者の中里介山, 挿絵の著作権は小説の作者と画家との共有であるとして抗議, 9月に至って介山の鶴三に対する告訴にまで発展, 新聞紙上を賑わせる。
9. — バンジャマン・クレミウ原著増田篤雄訳「不安と再建」(小山書店発行)に対し, プラーゲより翻訳権侵害として5000フラン(当時の邦貨で約1200円)の支払い請求, 400円支払い, 残本400部(発行部数1500)及び紙型の提供で示談成立。
10. 24 東京音楽協会, プラーゲが「日本音楽家諸君
1. 29 内務省警保局長松本学・直木三十五ら, 文芸懇話会結成のため初会合(3.29結成), 菊地寛・吉川英治・三上於菟吉ら参加。 ※昭12.7.16.解散。
2. 24 直木三十五歿。
4. 11 国際文化振興会設立。
6. 1 文部省思想局設置。 ※学生部昇格。
12. 17 文芸家協会, 文部大臣より社団法人許可。
- この年 雑誌発行部数約6200万部。
- この年 「国境の町」, 「赤城の子守唄」, 「鹿兒島おはら節」, 「会津磐梯山」等流行。
3. 1 満洲国, 帝政実施, 溥儀執政の皇帝改任式挙行, 康德と改元。

へのお知らせ」と題する文書を10.24付け各方面に配布したのに対し、反駁文を会員その他に配布。

11. — 東京の医師石井正文(31歳)、五輪マークを使用した意匠の登録を出願、翌10年2月に登録、以後約50種の同様意匠を登録。

この年 著作権民事事件受理10件。

判例 ①古賀政男がその作曲になる「酒は涙か溜息か」を改ざんした「夢は涙か思い出か」のレコード盤製作者(オーゴンレコード)に対し損害賠償等を請求した事件において、東京地裁より原告勝訴(一部棄却)の判決(4.14)、②琴曲楽譜事件控訴審(長崎控訴院)判決、原審判決維持、③原告カザ・ムジカレ・ソソゾオニヨ株式会社(イタリア国ミラノ市)、被告東京市(市長小橋一太)と日本歌劇聯盟間の無断興行による損害賠償請求事件において、東京区裁は東京市に罰金200円、聯盟専務理事に罰金100円の判決。 ※これはドクトル・ブラーゲ事件の冰山の一角。

文献 ①中里喜一「著作権法改正の要点」(警察研究5—5)、②小林母次「最近の立法例に現はれたる著作権法制の新傾向」(警察研究5—11)、③三宅正太郎「著作権の限界」(「法官余談」所収)、④末川博「著作権の両面」(「法学余録」所収)、⑤中里介山「創作及著作権とは何ぞや」(隣人之友社)、⑥榛村専一「挿絵の著作権に関する一考察」(法律新報379—380)、⑦同「小説と挿絵の問題」(都昭和9.10.9—10)、⑧土屋正三「出版権小論」(警察研究5—6—7)、⑨同「出版契約の実際」(警察研究5—9)。

2. 15 ドイツ・スタグマ(STAGMA)、音楽著作物の演奏に関する仲介業務の営業を独占的に行なう地位を、1933年の演奏権の仲介に関する法律の施行令の制定により認められる。

この年 イギリス・レコード会社の権利(レコード公演権)行使のため、PPL(Phonogram Performance

昭和10年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
7. 9 著作権法施行に関する件（勅令第190号）公布。※施行7.15. 7. 9 著作権法施行規則改正（内務省令第46号）公布。 7. 9 著作権審査会官制（勅令第191号）公布。※施行7.15, 改正昭16.4.29（勅令第308号），昭22.5.10（政令第39号），昭和25.8.9（政令第257号），廃止昭27（政令第178号）（著作権審議会令）。 7. 26 著作権審査会議事規則決定。※第1回著作権審査会で議決したもの，昭和27年に著作権審議会議事規則と改称。 1. 10 チリー・国立劇場の管理部の組織に関する法律（興行に対する著作権使用料§14~18）制定。 5. — アメリカ合衆国・著作権法改正法案（ダフィー法案），議会に提出。 10. 24 デンマーク・著作権仲介業務法制定。 10. 24 ダンテッヒ自由市・著作権仲介業務法制定。 この年 アメリカ合衆国・下院，著作権条約加入法案可決。※上院が協賛を与えなかったため不成立。 ベルヌ条約ローマ規定加入 1. 28 オーストラリア。 5. 27 南アフリカ連邦。	9. — 本年秋（昭和10年—1935年）開催予定のベルヌ条約ブラッセル会議を明11年9月に延期する旨のベルギー国政府よりの通告，日本政府に到着。 2. 14 ベルギー・意匠及び模型の保護に関する勅令制定。 6. 15 アメリカ合衆国・ワシントン州，憲法違反を理由として音楽著作権仲介団体 ASCAP の同州内における音楽放送使用料取立てを制限する規則を作成。 9. 16 国際聯盟総会，国際知的協力委員会と私法統一のためのローマ委員会に対し，“ベルヌ条約とハバナ条約との結合によって，二大陸間における知的著作物の有効な保護を確保するに適當な一般的取極を作成すること”を委託。※この決議に従って同委員会は専門委員会任命。 この年 アメリカ合衆国・図書館，博物館等における書籍，定期刊行物の写真的複製方法の使用に関し，調査資料合同委員会と全国図書出版業者協会との間に協定成立。

—1935年	
著作権時事	社会・文化時事
1. 25 日本作歌者協会，昭和7年以降今日までの間，レコードに関する決議（昭和7.3.26），出版物に関する原則（同7.11.12），オペラ使用料に関する決議（同9.1.27），放送使用料に関する決議（同9.1.27），トーキー使用料に関する決議等を定める。 1. 28 ブラーゲ・東京音楽学校の演奏に対し，著作権侵害として告訴，示談解決。 4. 1 東京府美術館・この日より開催の同館10周年記念総合展出品作品の絵ハガキを出品者に無断で業者に製作させたため，同作品の著作権者より，美術館当局に抗議，当局は善後策に苦慮。 7. — 改正著作権法の施行（7.15）により，著作権審査会が設置されたところ，これを政府の文化統制とする議論起り，この頃の文化統制機運並びに大物委員の人選と絡んで，議論と関心の的となる。 7. 15 同法の施行により，NHK，放送レコードにつき出所の明示を始める。※7.15第二放送0時5分のレコード放送（コロムビアレコードの「アルルの女」）が嚆矢。 7. — 翻訳権問題協議会開く。 10. 3 版画家川瀬巴水と渡辺版画店，不動貯蓄銀行が巴水作渡辺出版の「芝増上寺」の版画を無断で宣伝パンフレットに石版刷りにして使用したとして，印税，慰謝料，謝罪（芸術作品を石版刷りとしたことに対して）を請求する訴えを東京民事地裁に提起。この年 内務省調査によれば，本年までにブラーゲが起こした訴訟事件は，民事7件，刑事65件。※告訴状や訴状自体にはブラーゲの名前は出ていない。この年 日本放送協会の著作物（歌詞，楽曲，文芸，	2. 18 菊池武夫，貴族院で美濃部達吉の天皇機関説を攻撃，天皇機関説事件，次第に重大化，4月9日憲法撮要等3著書発禁，9月18日貴族院議員辞任，起訴猶予。 8. 3 「国体明徴」に関し，政府声明。 8. 12 陸軍省軍務局長永田鉄山，歩兵中佐相沢三郎に刺殺される（永田事件）。 10. 1 第4回国勢調査，内地人口6925万4148，外地人口2844万3407。 1. — 文芸春秋社，芥川賞と直木賞の設定を文芸春秋新年号で発表。 2. 28 坪内逍遙没。 11. 7 社団法人同盟通信社設立許可，12月17日創立総会。 11. 8 財団法人大日本映画協会設立。 11. 26 日本ペンクラブ，島崎藤村を会長として創立，昭和22年再建，会長志賀直哉。 この年 「二人は若い」，「野崎小唄」流行。

6. 11 アイルランド。
8. 1 ポーランド。
9. 12 パチカン市。

外国物) 使用料合計額は金 70,843 円 40 銭, その内訳は歌詞 13,392 円 20 銭, 楽曲 23,240 円 01 銭, 文芸 22,211 円 19 銭, 外国物 12,000 円の割合。

この年 ブラーグ旋風に絡み、ベルヌ条約(ブラッセル)改正会議を控えたこの年の秋頃より翌11年春頃にかけて、条約脱退の是非が頻りに論議されるに至る。※この頃の新聞雑誌から脱退論者と非脱退論者の名前を拾い上げてみると、脱退論—長与善郎・中島健蔵・前田意則、反対論—樫村専一・穂積重遠・塩入龟輔。

この年 チャップリンの名作「キッド」の日本語版「涙の孤児キッド」の製作者朝日映画社、チャップリンの日本代表より訴えられる。

この年 東京銀座に大日本著作権株式会社なるもの出現(正規の株式会社か否かは不明)、内務省登録「音曲軍談うかれ節(浪花節)」の著作権を所有するとして、これを行行使することによって生ずる利益で「国家社会事業」を遂行することを掲げたが、幾許もなくして消え去る。

この年 著作権民事事件受理 5 件, 刑事事件旧受 7 件 新受 20 件(うち起訴 1, 不起訴 19, 中止その他 7)。

判例 ①大審院, 著作権法違反事件上告人和田忠次良の上告を棄却(5.24), ②東京控訴院, 著作権譲渡登録無効確認等請求事件において控訴人(原告)折戸庄吉の控訴を棄却(10.16), ③東京民事地裁, レマルク原著早坂二郎訳「世界大戦は誰が製造したか」(原名ユリ・フィールツェン=Juli"14)の無断翻訳改題による損害賠償請求事件において、原告の請求金額無断翻訳分 1 万円, 無断改題分 1 万円計 2 万円に対し、前者につき 116 円 20 銭, 後者につき 100 円計 216 円 20 銭だけを認め、他は請求棄却(12.7)。

文献 ①勝本正晃「挿絵集による著作権侵害問題」(民商法 1—3), ②奈良正路「挿絵集の著作権について勝本博士に答ふ」(民商法 1—5), ③佐中茂, 「書籍, 新聞, 雑誌商標年表—大正, 昭和」(書物展望昭和 10.

--	--

昭和11年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. — アメリカ合衆国・著作権法改正法案(ダリー法案), 議会に提出。	6. 15 不穏文書臨時取締法(法律第45号)公布。
2. — 同国・著作権法改正法案(シロビッチ法案), 議会に提出。	7. 1 日本国満洲国間工業所有権相互保護に関する協定(条約第6号)公布。
3. 13 ボリビア・著作権相互保護に関するスペインとの文書交換。	1. — ベルヌ条約改正ブラッセル会議を本年9月7日より開催する旨のベルギー
3. 30 イラン・著作権に関する国教育省	

5), ④河合篤「ラジオ放送に関する著作権問題」(法律新聞3848～3851. 3853. 3855), ⑤金川義之「ラジオ放送と改正著作権法」(放送昭和10. 9～11), ⑥樫村専一「著作権審査会の成立について」(東京朝日昭和10. 7. 22～24), ⑦末延三次「英米法に於ける秘密の保護」(法協53—11～12)。

4. 15 アメリカ合衆国・新設のアメリカレコード芸術家協会, レコードの放送使用請求。

5. 9 ドイツ・ベルリン地方裁判所21民事法廷, レコード会社の放送機関に対するレコード放送の損害賠償請求訴訟を棄却。

5. 27 アメリカ合衆国・調査資料合同委員会・全国図書出版業者協会理事会間に, 写真的複製方法の使用に関する「紳士協約」成立。

7. 1 同国・ワーナーブラザーズ, ASCAPの営業の40%を持っている音楽出版社5社を, ASCAPより脱退させると言明。

この年 同国・リゲット・アンド・マイヤーズ・タバコ会社対マイヤー事件において, 原告は, 「店頭広告として使用する独創的な広告方法」を提示し, 報酬を請求したが, 被告はこれを支払わないで広告方法を使用しているとして報酬を請求, 1審は原告の請求を認め, 2審もこれを支持。

—1936年

著作権時事	社会・文化時事
2. — 吉田紘二郎の作品を宗教家朝日融溪が十数年にわたって剽窃使用していたこと判明, 問題となる。	2. 5 日本職業野球連盟結成(7チーム)。
4. 7 翻訳家協会, プラゲ旋風の対策として翻訳家と出版業者とを糾合し, 国際著作権協議会を設立することを決定。	2. 26 皇道派青年将校, 部隊を率いて斉藤実・高橋足清等重臣を襲撃殺害, 永田町一帯を占拠して昭和維新国家改造を叫ぶ(2. 26事件)。27日東京市に戒厳
5. 2 国際著作権協議会, 第1回総会を開催, 翻訳	

- の回状〔又は3.31〕。 ※著作権侵害の処置、出版契約、蒐集物の著作権について定めたもの。
4. 4 キューバ・社会防衛法<著作権侵害に対する処罰 § 392> 制定〔及び10.7〕。
4. 9 オーストリア・文学的及び美術的著作物の著作権に関する連邦法律（連邦法律公報第111号）制定。
4. 9 同国・著作権仲介業法制定。
4. 9 同国・言語著作物及び音楽著作物の公演権、上演権又は放送権の利用のための企業に関する1936年4月9日の連邦法（連邦法令集第112号利用団体法）制定。
4. 24 チェコスロバキア・著作権仲介業法制定。
4. 25 著作権保護のための統一条約草案（専門家委員会案）作成。 ※これはパリで開催された私法統一羅馬国際協会及び学芸協力国際事務局により共同組織された著作権統一法規研究のための専門委員会によって起草されたもの、昭和13年7月ベルギー政府よりベルヌ条約加盟の各国政府あて送付。
4. 30 ドイツ・映画報道を容易ならしめるための法律制定。
5. 16 モンテビデオ米州委員会、著作権条約草案を作成。
5. 29 ベルギー・民法<出版契約、放送契約、映画化及び演劇の興行に関する契約 § 1665~1685>制定〔~6.3〕。
7. 1 オーストリア・著作物の（実名）登録に関する連邦教育省命令制定。
8. 13 フランス・著作権法及び出版契約草案（1936年、1164号法案）、政府より発表。
10. 24 コロンビア・刑法<知的著作物の国政府及びベルヌ同盟事務局の正式招請状、日本政府に到着、政府は全権団の人選並びに提案の準備を開始。
3. 16 出版権の法認を含む著作権法改正の実現に刺激されて、映画業者の間に興行権の確立を望む声が強くなったため、大日本活動写真協会代表者、内務省に立法を要望。
5. 11 日本図案家聯盟（理事長和田三造）、「図案、著作権=関スル意見書」を内務省に提出、かつ担当官と会見して図案の著作権の保護の実現を陳情。
5. 23 内務省、東京出版協会・日本雑誌協会その他出版、文芸関係諸団体の代表者を招き、9月開催予定のベルヌ条約改正ブラッセル会議に対する日本政府の提案事項を説明して意見を求める。
5. 31 ベルギー国大使より外務大臣に対して、ブラッセル会議の無期延期が決定した旨通告。 ※6.3延期理由通告。
6. 6 ベルギー国政府、各国政府に重ねて通告書を送り、すでに招請されたベルヌ条約修正会議を延期するとともに、将来その開催の機会に、著作権保護の世界的条約を締結するため別個の国際会議を開催すべき旨を通告。
6. 16 外務大臣、ブラッセル会議無期延期の決定に対する抗議書を、ベルギー国外務大臣あて送付。
4. 1 国際聯盟より著作権統一法規の研究を依頼された専門家委員会（学芸協力国際事務局と私法統一ローマ国際協会の合同体）、パリに第一回会議を開き、ベルヌ、パンアメリカン両条約統一草案（専門家委員会案又はパリ案）起草

- 家、出版業者のほか内務省、外務省の係官も出席、運動方針を決定。
8. — オリンピック報道戦クライマックスに達し、東京大阪の有力紙が同盟の通信を焼き直して「本社特電」を偽装して使用する例続出、同盟及び地方各紙より非難起こる。
8. — 国際著作権協議会、「わが翻訳界の実情」と題する仏文パンフレットを作成し、これをヨーロッパ各国に発送して「翻訳の自由」を強調することを決定。
9. 15 ブラーゲ、1月にベルリンより帰国したのち、自ら事務所を開設して仲介業務を行なうこと、原著権者には訳者と同額のローヤリティを支払うべきこと等を各関係方面に通知。
10. — 挿画家の組織する挿画院、新聞小説の映画化に対する挿画家の権利を主張、各映画会社とその旨を通告。
11. 19 国際著作権協議会、発展的解消して新たに日本翻訳家協会を組織することを決定、10.24準備会を開いたうえ、11.19創立総会を開催、規約並びにブラーゲの提案を拒否することを決定。
12. 28 東京区裁判所（藤島判事）、「お蝶夫人の幻想」無断上演事件において、ブラーゲには告訴権なしとして、公訴棄却の判決を言渡す。 ※本件判決に対して検事控訴をなすべきか否かについて担当検事は大審院検事次長監野季彦の指揮を求め、同人の裁断により検事控訴をしないことに決定。
- この年 オリンピック東京大会（予定）に備え、帝国ホテルが増改築の計画をたてたことに対し、設計者フランク・L・ライトは米国から抗議を寄せ、国内一部建築家がこれを取り上げて反対運動を起こす。
- この年 日本放送協会の著作権使用料は85,029円80銭。
- この年 本年末ブラーゲ関係の告訴事件の手持ち50件を超える。
- この年 著作権民事事件受理5件、刑事事件54件（旧令、29日反乱軍帰順。
7. 5 陸軍軍法会議、2.26事件関係者17名に死刑宣告、7.12、15名の死刑執行。
7. 10 平野義太郎・山田盛太郎ら講座派学者、左翼文化団体関係者ら、一斉検挙（コム・アカデミー事件）。
11. 25 日独防共協定、ベルリンで調印。
1. — 日本電報通信社と新聞聯合社合併して同盟通信社設立。
4. — 日本映画監督協会創立。 ※昭和18年解散。
5. — 井口基成・小森重太郎・鯨井孝らにより日本演劇家連盟結成。
7. — BBC、イギリス最初のテレビ放送実施。
11. 24 時事新報廃刊。
- この年 大日本雄弁会講談社レコード部、キングレコードK.K.として独立、テレフンケンと吹込契約締結。
- この年 本年度末ラジオ契約台数2,904,823、映画上映日本物529、外国物343。
- この年 「忘れちゃいやよ」、「あゝそれなのに」、「東京ラブソング」、「男の純情」等流行。

マークに対する侵害 § 286 制定。 12. 23 ユーゴスラビア・著作権に関する法律、著作権に関する仲介人の職務に関する命令及び補充規則各制定(1937. 1. 26 官報掲載)。 この年 オーストリア・利用団法に定められた仲裁委員会に関する連邦大臣の協賛を得た連邦法務大臣の命令(連邦法令集1936年第188号)。 ベルヌ条約ローマ規定加入 7. 1 オーストリア。 8. 6 ルーマニア。 11. 30 チェコスロバキア。	〔-4. 2. 4. 25〕。 5. 5 ドイツ実用新案法・商標法制定。 この年 イラン・文部省、著作権に関する回章。
--	--

受7, 新受47, うち起訴1)。 判例 ①琴曲楽譜事件上告審判決[1. 24], 適用法条は異にするが原告の請求の認容については原審判決を支持, ②訟廷日誌事件控訴審判決[5. 19], 控訴人の請求棄却(一審と同じ), ③原告小川通央(法曹日記)诉被告竹内重団(訟廷日誌)間の損害賠償請求事件の判決[11. 10], 原告の請求棄却(これは法曹日記が竹内重団によって仮処分を受けたことによる損害の賠償を請求したもの), ④松竹専務城戸四郎を被告とする「お蝶夫人の幻想」事件の判決[12. 28], 公訴棄却。 文献 ①東季彦「信書」の所有権に就て」(法学志林37—9—10), ②片山謙二「独想的作譜方式に依る楽譜と著作権」(法と経済5—6), ③江川英文「独創的作譜方式に依る楽譜と著作権」(法協54—6), ④勝本正晃「独創的作譜方式に依る楽譜と著作権」(民商法雑誌4—1), ⑤浜野英一「題名保護の問題」(文芸春秋昭和11. 10), ⑥横田正俊「ベルヌ条約の改正」(法曹会雑誌14—8—9), ⑦川上太郎「万国著作権法草案」(国民経済雑誌61—5), ⑧伊藤信男「著作権法第二十七条を論ず」(日本法学2—5. 7), ⑨山口亀之助「レコード文化発達史」第1巻(録音文献協会), ⑩河合篤「ラジオ聴取に関する法律問題」(民商法雑誌3—1), ⑪藤村専一「著作権法概論」(改訂版)(巖松堂)。 2. 15 アメリカ合衆国・NAB, 音楽放送権の自主組織機関設置の計画を復活させ, 準備に着手。 7. 7 スイス・連邦裁判所最終審判決, 放送局とレコード会社との間のレコード放送権の有無を争う事件において, レコードの放送は著作権法4条Ⅱによって保護される旨判示。 8. 1 アメリカ合衆国・ワーナーブラザーズ, 違法訴訟を放棄してASCAPに復帰。 11. — ドイツ・レコード放送に対するレコード会社の損害賠償請求を否認した1935年のベルリン地裁の	
---	--

--	--

昭和12年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 26 ユーゴスラビア・著作権に関する仲介業務に関する命令制定。	2. 11 文化勲章令(勅令第9号)公布。
2. 18 イタリア・蓄音器製造業の製品の保護に関する勅令(第595号)制定。※1941.4.22廃止。	6. — 帝国芸術院官制(勅令第280号)公布。
6. 3 アルゼンチン・オランダ国民著作権者及び芸術家の保護に関する大統領命令制定。	3. 10 国際文化振興会の主催により「著作権問題座談会」開催、山田三良・姉崎正治・佐藤醇造・関係官庁及び民間団体代表ら出席。
6. 11 スウェーデン・ベルヌ同盟国及びアメリカ合衆国における著作物の保護に関する命令制定。	3. 31 昭和11年度著作権・出版権登録件数 相続28 譲渡164 著作年月日75 出版権設定4 質権設定2 計273
7. 29 ポルトガル・ベルヌ条約ローマ規定加入。	5. 11 日本放送協会、内務省に対して、「歌曲ニ付テ一括掲載ノ署名ノミヲ以テ登録セラレタル場合」の登録の効力に関して照会、内務省、登録の効果は個々の著作物に及ばないと解する旨回答。
11. 5 デンマーク・シャム間友好通商航海条約<著作権条項>締結。	10. 26 内務省、日本放送協会に対して、「著作権法第二十二條ノ七ノ解釈ニ関スル件」回答。 ※「其ノ機器ニ付テノミ著作権ヲ有ス」の意味に関するもの。
11. 15 ノールウェイ・シャム間友好通商航海条約<著作権条項>締結。	11. 18 第2回著作権審査会開催、議題は、ベルヌ条約ブラッセル改正会議に関する件(延期の事後報告)。
11. 13 アメリカ合衆国・シャム間通商航海条約<著作権条項>締結。	12. — 旧満洲国(治安部警務司検閲科),
11. 17 ウルグアイ・文学的及び美術的著作権に関する法律制定。	

判決は、高裁もこれを支持したが[1936.2.10]、大審院はこれを破棄してレコード産業の請求を認める。	
12. 15 フランス・ロシア出身の歌劇歌手シャリヤービン(在パリ)、自叙伝が在パリのソビエト通商部によってパリに輸入されていることを著作権侵害として訴え、1審2審とも勝訴、破産院もシャリヤービンの請求を認めて通商部の上告を棄却。	

—1937年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 帝国ホテルの増改築問題に対する設計者ライトの抗議に応じ、著作権擁護の声、文化団体の間より起こる。	3. 30 文部省、「国体の本義」発行、全国各学校・官庁・団体等に配布。
5. 10 山野千枝子・山脇敏子ら女流洋裁家、洋裁デザインにも印税制度を設けること等を主張して、洋裁家連盟を組織。	4. 5 防空法(法律第47号)公布。
5. — 文芸家協会、物価騰貴に対応する原稿料の改善運動を起こし、まず講談社・文芸春秋社の了解を得、ついで有力雑誌社10及び18新聞社と交渉。	7. 7 蘆溝橋で日華両軍衝突、日華事件の発端となる。7月9日撤兵協定成立したが、7月10日再び衝突事件起こる。7月11日現地協定成立。
5. — プラーゲ、春秋社の家庭音楽全集、世界音楽全集約1万冊を著作権侵害の理由で仮差押え執行、のち示談で解除。	8. 3 暴利取締令改正公布。
6. — 真理運動の友松円諦の論文「社会経済思想」(岩波書店発刊「東洋思潮」収載)、大島長三郎の論文の一部を無断転用していることを指摘され、同人は大島に陳謝の上「学的粗瀆」(友松論文は門弟の代作であったための「手違い」?)の責任を痛感して一切の公職を辞する。 ※7月15日大阪毎日「受難所懐」を發表。	8. 14 陸軍省、2.26事件民間側関係者の判決発表、北一輝・西田稔死刑。
7. — 北米新聞連盟より中央公論社あて、「連盟が著作権を有するニューヨークタイムス掲載の蒋介石に関する記事が中央公論に掲載されているが、穏便に済ませたいので適当な金額を送金せよ、然らざれば然るべき処置をとる」旨申し入れ。 ※中国・米	8. 15 政府、中華民国に断固たる措置をとる旨声明、全面戦争に突入。
	9. 25 情報委員会、内閣情報部に改組。
	10. 12 72団体の参加により、国民精神総動員中央連盟結成。
	10. 18 陸地測量部発行の地図、東京・横浜・大阪・神戸近郊の1万分の1をはじめ大都市の近

12月1日の日本の治外法権撤廃に因ずるため著作権法制定の議を生じ、8月に治安部警務司検閲科事務官野間忠蔵を内務省に派遣して調査研究をさせた上、12月には内務省警保局図書課員伊藤信男を治安部嘱託として招いて法案を立案させる。

※このとき作成された「著作権法草案骨子」は、関東軍の「時機尚早」という反対に遭遇して廃案になる。

この年 国際無線法律委員会、第8回パリ会議において、著作権に附帯する権利が著作権と明確に区別されて保護される必要を認め、この権利の保護が国際条約の対象となることを希望。

6. 15 国際文芸美術協会第39回大会開催(パリ)、ベルヌ改正会議に対する各国政府の提案・反対提案に対する希望を表明。

7. — 学芸協力国内委員会第2回聯合總會開催(パリ)、日本代表山田三良提出「学芸協力と翻訳権」を採択して学芸協力国際委員会に付議すべきことを決議。

※この提案は東西両洋間における「翻訳の自由」を強調。

とも非ベルヌ条約国、かつ、日米間は翻訳自由。

10. 11 大審院、タイプライターによる文書の無届出版事件において、タイプライターによる文書も印刷物と認める解釈をとり、有罪を判決。

10. — 菊池寛、林長二郎(長谷川一夫)の東宝移籍を無節操とし、東宝に許可してあつた「藤十郎の恋」の製作中止を申し入れる。※東宝では林長二郎に主演させることを計画。

この年 著作権事件民事受理なし、刑事事件41(旧受18, 新受21, うち起訴なし、不起訴26, 中止その他15)。

判例 ①「シラノ・ド・ベルジュラック」の改竄上演事件で原告辰野隆、鈴木信太郎は松竹興行株式会社に対し謝罪広告を請求、東京民事地裁は全面的にこれを認容〔7.5〕, ②大審院、訟廷日誌事件において、上告人(原告)の上告趣旨を容れ、原判決破棄、原審(大阪控訴院)差戻しの判決〔11.20〕, ③書画偽造による署名偽造印章偽造私文書偽造被告事件において、大審院は著作権法の適用を求めた被告人等の主張を斥け、刑法により有罪判決〔9.16〕。

文献 ①東季彦「出版権の譲渡及質入」(法学志林38—9—11), ②美濃部達吉「著作権法の偽作と書画の偽造」(「昭和12年公法判例評釈」所収), ③竹田直平「絵画の偽作と偽造罪」(法と経済8—6), ④伊藤信男「判例著作物法」(日本法学3—4—5), ⑤同「帝国ホテル増築は著作権侵害なりや」(警察新報昭12.3), ⑥国塩耕一郎「蓄音器レコードの演奏と著作権」(警察研究8—11—12, 9—1), ⑦東季彦「出版権の譲渡に就いて」(「山岡博士在職二十五年記念論文集」所収)。

4. 21 アメリカ合衆国・チャップリンの「モダン・タイムス」は、ルネ・クレール監督の名作「自由を我等に」からアイデアを盗ったものとして、その製作会社であるフランスのドビス会社、ワシントン裁

傍地図の発売停止。

11. 6 日独防共協定にイタリア参加して日独伊防共協定成立。

11. 18 大本営令公布。

12. 13 日本軍、南京占領。

12. 15 山川均・加藤勘十・鈴木茂三郎ら日本共産党、労農派等の関係者約400名検挙(第1次人民戦線事件)。

この年 物価騰貴顕著、東京卸売物価指数、前年より21%上昇。

4. 28 第1回文化勲章、長岡半太郎ら9名に授与。

4. — 松竹キネマ・松竹興行合併し、松竹株式会社設立。社長に大谷竹次郎就任。

6. 24 帝国美術院を廃止して帝国芸術院設立。

8. — 日本文化中央聯盟結成。

9. — P. C. L. 写研、東宝配給の三社合併して東宝株式会社創立。

11. 15 信時潔作曲「海ゆかば」刊。

この年 内閣情報部、国民歌(愛国行進曲)の楽曲募集、12月26日入選歌の演奏発表会。

この年 日支事変勃発後思想文化に対する統制次第に強化。人民戦線派、教授グループ等の検挙相次ぎ、発売禁止も頻発。

この年 時局を反映して、雑誌増加(266点)、誌面には事変関係記事多く7月より12月迄に約6,500篇を数え、書籍にも時局物

--	--

昭和13年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 9 日本暹羅国間友好通商航海条約<著作権条項§16>(条約第2号)公布。 ※調印1937.12.8バンコック。 2. 1 オランダ・ジャマ間友好通商航海条約<著作権条項>締結。 2. 7 ルーマニア・著作権仲介業法制定。 4. 21 ウルグアイ・著作権法に属する規則に関する布告公布。 5. 27 カナダ・著作権仲介業法制定。 6. 11 オーストリア・オーストリア地方における音楽上演権の仲介に関する法律の施行に関する命令制定。 7. 21 ドイツ・適当な映画収益を保障するための指令を改正補充する第3指令(映画貸賃価格決定基準)制定。 12. 5 イタリア・芸術的演奏の録音放送に関する特別措置を規定する勅令(第2115号)制定。 ※1941.4.22廃止。	3. 8 不正競争防止法改正法公布。 4. 1 国家総動員法(法律第55号)公布。 6. 1 内務省(警保局図書課)、著作権の仲介に関する法律(仮称)要綱案作成。 7. 27 工業所有権の保護に関するパリ条約修正ロンドン規定(条約第5号)公布。 11. 1 内務省、著作権保護の行為に関する法律(仮称)案作成。 11. 15 文化協力に関する日独協定公布。 11. 29 特許取用令(勅令第52号)公布。 1. 末 音楽著作権仲介団体設立準備のため、内務省当局者(国塩耕一郎・伊藤信男)と音楽団体(東京音楽協会・大日本作曲家協会・現代日本作曲家聯盟・日本演奏家聯盟)有志と初会合、仲介団体設立の基本方針決定。 ※この日以後2.27, 3.26, 4.1, 4.23, 5.7に会合して協議。 2. — 国家総動員法を審議中の法制局、原案§14<使用・取用し得る財産権>の中より「著作権・出版権」を削除修正。 3. 18 内務省当局、著作権仲介団体を文

判所に「モダン・タイムス」の全収益を引渡すことを請求する訴えを起こす。 11. — 同国・シカゴ音楽家連盟、なま演奏音楽家の雇傭に対する録音音楽の脅威を阻止する運動として、特殊の場合を除き全員のレコード製作を禁止。	増加して約1,000点に及ぶ。 この年 統計、①本年末ラジオ契約台数3,584,462 ②映画、日本物上映562本、外国物295本、輸出映画プリント439本。 この年「背い背広で」、「人生劇場」等、流行、事変発生後「軍国」の母」、「進軍の歌」、「露営の歌」など軍歌続々発表。
---	--

—1938年

著作権時事	社会・文化時事
1. 10 ポリドール蓄音器株式会社、瀬戸口藤吉「軍艦行進曲」(軍艦マーチ)の著作権を海軍省に献納。 ※著作権譲渡登録完了。 1. — 東京帝国大学(法学部)教授我妻栄の民法講義をプリント業者が著書の形式で発行したことに端を発し、法学部長田中耕太郎ら21教授、各プリント業者にプリントの無断発行を禁止する旨通告。 1. 21 上記法学部教授の通知に続いて、経済学部教授河合榮治郎も、業者4社に対して「ファシズム論」のプリント頒布禁止を通告。 1. 25 社団法人大日本作曲家協会、「楽譜出版に関する規定」を作成して関係方面に配布。 1. — プラーゲが大日本音楽作家出版者協会を設立し、音楽家たちに加入を勧誘し始めたことに危機を感じた音楽家有志(作曲家聯盟・演奏家聯盟中心)は、内務省当局と対策を考究した上、著作権仲介団体を自ら設立することに議を決し、内務	1. 16 政府、中華民国との和平交渉打ち切りを通告し、「爾後国民政府を相手とせず」との声明を発表(第1次近衛声明)。 2. 1 大内兵衛、有沢広巳、美濃部亮吉ら教授グループその他他換(第2次人民戦線事件)。 3. 3 ドイツ、オーストリア併合。 4. 1 国家総動員法公布によって戦時体制強化。 4. 10 燈火管制規則実施。 7. 12 張鼓峯事件起こる。 9. 29 英、仏、独、伊、四国のミュンヘン会談でミュンヘン協定成立。 10. 27 日本軍、武漢三鎮完全占領。 11. 3 東亜新秩序建設に関する政府声明発表(第2次近衛声明)。 この年 各種物資統制始まる、戦時体制下の緊迫強まる。 1. 3 女優岡田嘉子、演出家杉本良吉と樺太国境より越境、ソ連に亡命。 2. — 日本浪曲家協会結成。 ※大正13年創

芸部門にも設置することに対する意向打診のため、文芸家協会及び翻訳家協会の理事数名を招致して保官(国塩・伊藤)会談。全員、団体設置に賛成。

3. 31 昭和12年度(昭和11.4~同12.3)著作権・出版権登録件数 相統28件 譲渡164件 著作年月日75件 出版権設定4件 質権設定登録2件。

5. 10 内務省当局、著作権仲介団体(文芸部門)設立について、文芸家協会会長菊池寛はじめ各理事と会談、協会側より速やかな設置を要望。

6. 1 内務省警保局図書課、「著作権ノ仲介ニ関スル法律」要綱案作成、文芸家協会に送付。

6. 28 文芸家協会、内務省立案の仲介業務法律案要綱に対して賛成の答申。

7. 9 内務省警保局、内閣情報部に音楽関係団体代表者会議を開催し、日本音楽著作権保護同盟(仮称)設立の打合せ。

7. 下 1933年のモンテビデオ会議によって設立されたパン・アメリカ委員会の決定した著作権保護統一草案(パン・アメリカ案)及び著作権統一法規の研究のための専門家委員会起草にかかる著作権保護統一草案(専門家委員会案)、日本政府に到着。

9. 8 第3回著作権審査会開催、議題ベルヌ・ハバナ両著作権条約の統一草案に関する件。※両条約統一のための外交会談において「翻訳の自由」を主張する方針決定。

10. 6 政府、ベルギー国政府よりの5.23付照会(統一草案のための特別外交会議参加の意思の有無及び既成の統一法案に対する意見)に対する回答書発送。

12. 27 国際文化振興会の主催により、第

省当局協力のもとに発起人の初顔合せを行ない、著作権保護同盟設立協議会の結成並びに団体設立の根本方針を決定。

4. 15 日仏両文芸家協会間にフランス文学の日本語翻訳に関する協定成立し、日本側菊池寛・島崎藤村・林房雄・フランス側ジョルジュ・ボノー(フランス文芸家協会駐日代表)調印。

4. 29 新興キネマ系封切映画、早川雪洲主演「国を護る者日蓮」に対し、磯村野風は自己作品の著作権侵害であると主張、東京区裁判所にポスター差押え並に興行禁止仮処分命令を申請した上、29日東京地裁に著作権確認並に損害賠償請求の訴えを提起。

6. 4 パールバック原作新居格訳「大地」(第一書房発行)の表紙に福田眉山の「支那大観」中の画が無断で使用されたため、同人より大阪地裁に謝罪広告請求の訴訟を提起、その後曲折を経て和解で解決。

7. 9 音楽関係団体及び内務省係官、内閣情報部会議室において、著作権仲介立法及び仲介団体設立に関する初の公的会合を催す。

8. 一 東宝映画「未完の告白」(東宝映画製作)の映画化に対し、原作者アンドレ・ジイドより著作権侵害と抗議、その後作品スティールを見たジイドは、その出来栄に感じて抗議撤回。

11. 一 菊池寛「少年日本武将合戦物語」中に、陸軍大将の正装を誹謗し、かつ、楠正成・源義家・源義経等の記述に真実でない個所があるとして、東京憲兵隊が同人を取調べたところ、真実の執筆者は安藤健(著述業)であること判明、憲兵隊

立の東京浪花節協会解消。昭和15年に日本浪曲協会として新発足(技芸証は本協会を通じて下付)。

2. 一 石川達三「生きてゐる兵隊」(中央公論3月号発表)2月18日発禁、8月4日起訴。

5. 一 内務省、雑誌浄化運動を起こす。

8. 31 日活映画「五人の斥候兵」(田坂具隆)、第6回ベニス国際映画祭で文化大臣賞を獲得。※日本映画はじめての国際賞受賞。

10. 16 野間清治歿。

12. 一 全国35都市に放送局建設。

この年 雑誌発行部数約7,550万部。

この年 「麦と兵隊」、「別れのブルース」、「支那の夜」、「旅の夜風」、「日の丸行進曲」等流行。

	2 回専門家委員会に出席した高柳賢三・鈴木竹雄・佐藤醇造らの報告会開催、各関係官庁・団体代表者出席。 3. 3 ドイツ、映画会議所レーニッヒ総裁、第2回大会における演説中、著作権に言及して、著作権法改正は1937年中にその準備が行なわれ、大体完成を見た旨言明。 6. 19 ドイツ国ライブチッヒで開催された第12回万国出版者会議は著作権及び出版権の問題につき討議〔～6.24〕。※日本より東京出版協会代表者出席。 10. 19 著作権統一契約専門家委員会の第2回会議、ブラッセルで開催〔～21〕、パリ専門家委員会案に対する各国政府の回答付議、日本より高柳賢三・鈴木竹雄・佐藤醇造の3名出席、席上、高柳委員より「翻訳の自由」を提唱。 この年 イギリス・映画フィルム条例制定。
--	---

は両名より始末書を徴して解決。 この年 著作権事件 民事受理7件、刑事受理44件(旧受11, 新受33, 新起訴3, 不起訴24, 中止その他17)。 判例 ①宝塚少女歌劇による外国曲無断上演事件に対し、神戸区裁判所は略式により1名に罰金80円、5名に同50円を言渡す(8.29)。※各被告人正式裁判申立、ブラーゲ旋風の被害。 文献 ①内務省警保局「帝国議会著作権法制速記録輯」(第二輯)、②伊東雅二「著作権法上の諸問題」(司法研究報告書第2輯3)、③伊藤信男「訟廷日誌と著作権」(日本法学4—2)、④山田三良「学芸協力と翻訳権問題」(国家学会52—2)、⑤国塩耕一郎「翻訳権に関する史的考察」(警察研究9—6～7.9)。 この年 イギリス・イギリス出版学会、「印税契約の手引」(印税形式による出版契約書の雛型)刊行。	
--	--

昭和14年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 10 著作権に関する仲介業務に関する法律案、第74回帝国議会に提出。※衆議院可決3.18, 貴族院可決3.25。 4. 5 著作権に関する仲介業務に関する法律(法律第67号)公布。※施行12.15(勅令第834号)。 12. 13 昭和14年法律第67号第1条第3項の規定に依り著作物の範囲を定むるの件	3. 23 文化的協力に関する日本国伊太利間協定調印。 4. 4 映画法(法律第66号)公布。 1. 21 著作権仲介団体(文芸部門)につき、内務省係官と出版協会及び雑誌協会との間で懇談会がもたれ、両協会出席者は団体設立の構想に賛同、さらに、内務

—1939年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 日活映画「大岡政談、魔像茨右近」(林不忘原作、阪東妻三郎主演)の主役茨右近の衣裳について、挿画家小田富弥は著作権を主張し、日活に対して損害賠償を請求。 3. 29 東季彦、「出版契約論」の論文により日本大学から法学博士の学位を受ける。 4. 24 パールバック原作「大地」(第一書房発行)には訳者として新居格の名前が附せられていたが、実	1. 25 警防団令公布、4月1日施行。 2. 24 満州国承認及びハンガリアの日独伊防共協定参加に関する議定書署名。 3. 25 軍用資産秘密保護法公布。 3. 27 スペインの日独伊防共協

(勅令第835号)公布。 ※附則により昭和14.12.15より施行。

12. 13 著作権に関する仲介業務に関する法律施行規則(内務省令第43号)公布。 ※施行12.15。

3. 31 イタリア・サンマリノ共和国間友好及び善隣条約<著作権条項>締結。

6. 26 キューバ・1879年1月10日の法律の適用に関する規則改正。 ※独立後スペイン領当時適用されていた上記規則の一部を修正してそのまま効力を存続させたもの、従って基本法はスペイン領時代の上記法律ということになる。

7. 29 文学的及び美術的著作物保護に関するベルヌ条約に附属する条約草案(A 実演芸術家並びにレコード及び類似の機器の保護を保障する条約、B ラジオ放送の保護を確保する条約)作成[~31]。
※スイス国サマダンで開催されたサマダン著作権専門家委員会によって起草されたサマダン草案。

7. 31 イギリス・演劇的及び音楽的芸能家の保護に関する法律制定。

11. 9 ブラジル・民法の設置する公共登録に関する業務の実施を規定する大統領命令<§ 297~311>(第4857号)制定。
※著作権の登録に関する規定。

この年 チェコスロバキア・音楽著作物の公の実演に際しての著作権の保護に関する規則制定。

この年 イギリス・特許、意匠、商標及び著作権(緊急)条例制定。

省係官、文芸家協会理事全員と会談、法案及び具体的方針について説明。

2. 13 第4回著作権審査会開催、著作権仲介業務法案について協議。 ※席上高柳賢三教授より第2回著作権統一専門家委員会の状況報告。

3. 16 プラーゲ、著作権仲介業務法の施行によりその仲介業務の継続が不可能となるため、同法による仲介業務の許可を内務大臣に申請。

6. 13 内務省、著作権仲介業務法の成立に伴いその実施方法を議するため音楽団体代表者と第1回懇談会を開催、大綱をきめる。

12. 20 内務大臣、社団法人大日本文芸著作権保護同盟及び社団法人大日本音楽著作権協会の設立許可。

12. 28 内務大臣、社団法人大日本文芸著作権保護同盟及び社団法人大日本音楽著作権協会に対し、著作権仲介業務の実施許可。

4. 4 ルーマニア・労働及び社会保険大臣ミハイル・ラレーヤ、カール皇帝の恩召によって作家達に恩給制度を実施する旨声明、5月より5段階の恩給支給。

5. 一 工業所有権保護パリ条約改正ロンドン会議開催。

際の訳者は深沢正策であり、両者間に印税配分をめぐって争いを生じたところより、深沢は新居を著作権侵害で警視庁に告訴するに至る。

5. 17 プラーゲ、日本放送協会・東京映画・東宝劇場・阪神急行電鉄等を相手取り、著作権侵害による損害賠償合計額2万8000円の支払い請求訴訟を東京民事地裁に起こす。

8. 14 8.16より封切りのフランス映画「美しき青春」に使用されているフランス作曲家マルセル・ラッテーの作曲使用料及び日本における上映使用料の支払い請求が、プラーゲの代理人より東和商事になされたが、放置しておいたところ、14日に至り東京民事地裁より仮処分命令が出され、上映禁止となる。

9. 一 新作浪曲の著作権確立を目的として、浪曲作家が中心となって浪曲作家協会を組織することとなる。

11. 18 大日本音楽著作権協会、創立総会を開いて定款を決定。

11. 21 大日本文芸著作権保護同盟、創立総会を開いて定款、役員、事業計画等を決定。

この年 著作権事件民事受理4、刑事事件45(旧受11,新受34,うち不起訴33,中止その他12)。

判例 ①訟廷日誌事件の第二次控訴審判決、大阪控訴院、再び訴訟日誌の著作権を否認して原告の請求を棄却、②「シラノ・ド・ベルジュラック」事件の控訴審判決、控訴棄却。 ※松竹側上告せず、判決確定。

文献 ①水野銀太郎「著作権法起草の前後」(中央公論昭和14.7)、②高柳賢三「翻訳の自由」(法律時報11-1)、③伊藤信男「翻訳自由の理論と実際」(日本法学5-5~7)、④鈴木竹雄「著作権法統一運動の現況」(法協57-2)、⑤勝本正晃「独仏著作権法草案の比較」(比較法雑誌1)、⑥国垣耕一郎『著作権=関スル仲介業務=関スル法律』の解説(警察研究10-5,7-9)。

定参加に関する議定書署名。

5. 11 ノモンハン事件起こる。
5. 22 万国郵便条約調印。
7. 8 国民徴用令公布。
7. 26 アメリカ合衆国、日米通商条約の廃棄を通告。
8. 21 日英会談決裂。
この年 物資次第に窮迫し、経済統制強化。

1. 10 ラジオ契約数400万突破。
1. 一 警視庁、映画・演劇・脚本などの事前検閲を強化。

2. 22 新聞界・雑誌界を母胎として評論家協会設立、名誉会員、徳富蘇峯・三宅雪嶺。

3. 1 岡本綺堂歿。
3. 17 日本児童絵本出版協会結成、絵本の統制開始。

3. 27 日本放送協会技術研究所、国産テレビの実験放送に成功。

7. 6 第1回聖戦美術展開催。

9. 7 泉鏡花歿。

9. 一 警視庁、ロシア・オペラ・バレエ団の上演を禁止(外国劇団の上演、不能となる)。

10. 一 国際文化振興会の韓旋による日独図書交換の第1回分、ヒットラー「わが闘争」など88点到着。

この年 節約国策のため新聞雑誌の整理統合進められ、全国の廃刊届500余件。 ※この年の新聞雑誌の総数8,676種。

この年 「父よあなたは強かつ

--	--

3. 16 フランス・パリ控訴院、映画の作者がその著作者である旨判決。 9. 15 アメリカ合衆国・NAB 特別著作権協議会、音楽自給組織設立募金 150 万ドルを満場一致で可決。 9. — 同国・上記自給組織即ち放送のための音楽供給をする目的で、BMI (Broadcasting Music Inc) 設立。 9. — アメリカ合衆国・ニック・アースタイン (元俳優) とその先妻のファニー・ブライス (元俳優) の両名、20世紀フォックスを相手取って、同社映画「ワシントン広場の薔薇」の中に現われるタイロン・パワーとアリス・フエイの扮装が、ニック・アースタインらの10年前の舞台姿を無断で真似したものと、その慰謝料及び科白の盗用に対する賠償金計 5 万ドルを請求する訴訟を提起したが、直ちに却下されてしまう。	た」、「太平洋行進曲」、「上海の花売娘」等流行。 9. 1 ドイツ陸海軍、ポーランド進撃を開始。 9. 3 英・仏両国、ドイツに宣戦布告、第2次世界大戦始まる。9月5日、アメリカ中立維持を声明。 9. 21 汪兆銘、新中央政權樹立を声明。
---	---

昭和15年—

—1940年

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. — アメリカ合衆国・著作権法改正法案(トーマス法案)、議会上院に提出。 5. 12 ドイツ・造形美術及び写真的著作物に関する著作権法改正。 5. 12 ドイツ・写真の著作権に関する保護期間の延長に関する法律制定。 9. 25 スイス・著作権料徴収に関する連邦法律制定。 ※施行1941. 2. 15。 12. 7 ブラジル・刑法<知能的財産権に対する侵害 § 184~186>制定。	3. 31 所得税法(法律第24号)公布。この年 興行取締規則(警視庁令)制定。 ※興行者・芸芸者・演出者について許可制をとり、警視庁より芸芸証交付、3月施行。 2. 29 内務大臣、社団法人大日本文芸著作権保護同盟及び社団法人大日本音楽著作権協会に対し、各著作物使用料規程認可、両協会3月1日業務開始。 ※大日本音楽著作権協会の信託者数188名。 11. 30 内務大臣、社団法人大日本文芸著作権保護同盟及び社団法人大日本音楽著作権協会に対し著作物使用料規程の一部

著作権時事	社会・文化時事
2. 15 三笠藩邸、マーガレット・ミッチェルの「風と共に去りぬ」の題号について商標登録を受ける。 3. — プラーゲ、旧満州国奉天市に東亜コピーライト事務所を設け、声明書を日本の各方面に送付。 ※著作権仲介業務法の施行により同人の仲介業務は違法となるため、東京より満州に事務所を移したものの。 3. 14 プラーゲ、日本放送協会に対し、カルテルとの間の契約を解除する旨並びに今後の使用についてはコピーライト事務所に交渉すべきことを通告。 3. 27 プラーゲ、仲介業務法違反の疑で警視庁に召喚されて取調べをうけ[3. 27]、書類送致[5. 25]、起訴の上裁判に付され、東京区裁判所より罰金 600 円(求刑 1,000 円)の判決を受ける[7. 15]。	1. 26 日米通商航海条約失効、日米間無条約状態に入る。 2. 2 斎藤隆夫、衆議院で対中国問題を批判して問題化。 ※37議員除名。 7. 22 第2次近衛内閣成立。 8. 15 立憲民政党解党、全政党的の解党終了。 8. 28 救世軍、救世団と改称、万国救世軍本部と絶縁。 8. 29 キリスト教各派合同し、純正日本キリスト教会として再出発を決定。

変更認可。

この年 外国著作物の使用に関する裁定3件(上演, 放送, 写調各1件)。 ※裁定第1号は6月の三浦環の申請分。

この年の著作権審査会開催状況

第5回 2. 20 著作権仲介団体の著作物使用料規程につき審議。

第6回 6. 5 三浦環, 日本放送協会その他より申請された外国著作物使用裁定申請につき審議。 ※著作権法第27条適用の最初のケース。

第7回 6. 22 外国著作物の写調に関する件。

(審査会の開催はこの回まで, 第8回以後の裁定申請事件の審議は, とくに審査会を開催することなく, 審面審議を例とするに至る。)

第8回 11. 28 著作物使用料規程につき審議。

4. 12 大日本音楽著作権協会理事会, 同協会会長に水野銀太郎を推すことを決定, 同会長就任。

5. 3 日本劇場は5月1日初日で三浦環の「マダム・バタフライ」を上演する予定のところ, 権利者の許諾を受けていなかったため, プラゲより差止めを受け, 上演を中止, 5月3日の各紙に「急告」としてその旨の広告を出す。 ※裁判所より仮処分命令も出たもよう。

6. 12 旧満州国奉天市の東亜コビライト事務所勤務の女子事務員, 東京地検よりの手配により, 仲介業務法違反の疑で大和警察署に拘引され, 警視庁への出頭を命じられる。

統計 ①11月末現在日本音楽著作権協会信託者数436名, 15年度取扱使用料28,201円61銭, ②著作権事件, 民事受理数6件, 刑事事件数32件(旧受10, 新受22, うち不起訴28, 中止4)。

判例 ①訟廷日誌事件につき2回目の大審院判決, 再び原審判決を破棄して大阪控訴院に差戻し[5.18]。 ※3回目の大阪控訴院の判決は報道されていないので, 本件差戻しに対する処置不明。 ②「お蝶夫人の幻想」事件民事判決, 被告松竹株式会社に損害金の支払いを命令[6.14]。 ※刑事事件では公訴棄却となったもの。 ③横浜地裁, 原告村井健之助対被告愛国無尽株式会社間の著作権侵害禁止並金員請求事件で無尽掛金表の著作権否認, 原告敗訴。

文献 ①勝本正見「著作権法」(新法学全集35巻所収), ②同「日本著作権法」(巖松堂書店), ③飯塚半衛「無体財産法論」(巖松堂書店), ④渡辺宗太郎「著作権法の全体性と個人性」(法学論叢42—4), ⑤末川博「出版物の模倣剽窃と著作権の侵害」(民商法雑誌12—5), ⑥美濃部達吉「編輯物に関する著作権侵害」(国家学会54—11), ⑦折茂豊「出版物の模倣剽窃と著作権の侵害」(法協58—11), ⑧岩田新「肖像権論」

9. 26 アメリカ, 翌月16日以降全等級の屑鉄輸出禁止発表, 日本これに抗議申入れ,[10.7]。

9. 27 日独伊三国同盟調印。

10. 12 大政翼賛会発足, 文化部長に岸田国士就任。

11. 10 紀元2600年式典挙行。

12. 6 内閣情報部, 情報局に昇格, 文化統制の中樞となる。

1. 31 紀元2600年奉祝芸能祭式典挙行。

2. 10 津田左右吉の諸著発禁又は一部削除処分, 3月8日出版法違反で岩波茂雄とともに起訴。

4. — 陸軍省, 川端竜子ら12画家を大陸戦線に派遣, この頃画家の従軍多し。

5. 10 4新聞社のニュース映画を統合して, 社団法人日本ニュース映画社設立。

5. 29 ラジオ聴取契約数, 500万突破。

7. 10 大衆作家の新体制として国防文芸聯盟設立(戸川貞雄・竹田敏彦・角田喜久雄ら)。

10. 1 紀元2600年奉祝展開催[前期10.1—10.22, 後期11.3—11.24]。

11. 28 ノーエル作, 山田耕柞作曲, 「夜明け」(黒船)初演(日本楽劇協会第8回公演)。

12. 19 日本雑誌協会その他の出版団体を統合して日本出版文化協会設立。

--	--

昭和16年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 6 著作権法中改正法律<第5次改正—§36ノ3>改正。※委員会等の整理に関する法律(法律第35号)による改正、施行4.1(勅令第306号)。 3. 28 著作権審査会官制改正(勅令第308号)。 3. 29 著作権法施行規則改正(内務省令第7号)。 2. 7 スイス・著作権使用料徴収に関する連邦法の施行規則制定。※改正1936.12.21。 4. 22 イタリア・著作権及びその行使と関連する他の権利の保護に関する法律(法律第633号)制定。	1. 11 新聞紙等掲載制限令(勅令)公布。 11. 15 文化的協力に関する日本国・ブラジル国間条約(条約第5号)公布。 12. 13 新聞事業令(勅令第1107号)公布。 12. 19 言論、出版、集会、結社等臨時取締法(法律第97号)公布。 12. 23 敵産管理法(法律第99号)公布。 3. 11 内務大臣、日本音楽著作権協会に対し、管理手数料規程の一部変更認可。 11. 27 情報局及び出版文化協会、翻訳に関する暫定措置を發表。※悪書の防止と翻訳手続の簡易化(使用料の供託制採用)を目的とするもの。 11. 29 内務大臣、社団法人大日本文芸著

(法律新報50—9～10)、⑩国塩耕一郎「ブラーゲ問題について」(東京朝日昭15.4.3,5～6)。

2. 15 アメリカ合衆国・BMI、事業開始を宣言[2.15]、放送事業者と正式契約締結の段階に入り[4.1]、MMコール音楽出版社のカatalogを獲得[5.1]、放送業者の音楽貯蔵の第一歩を踏み出す。

3. 21 同国・ASCAP、放送事業者に1941.1.1以降のASCAP音楽の使用に関する新契約条項(使用料倍額を意味するもの)を提示、放送側はこの申し入れを拒絶。

この年 同国・ヘミングウェイ対アライアンス事件において、裁判所は、アライアンスに対し、その製作した「第5縦隊」と同一の題名がすでにヘミングウェイの有名な戯曲の題名として使用されていることを理由として、同題名の使用を差止め。

この年 「曉に祈る」、「荒鷲の歌」、「隣組」、「紀元二千六百年」、「蘇州夜曲」等流行。

3. 30 汪兆銘、南京に中華民国新国民政府樹立、南京還都式挙行。

5. — ドイツ軍、ベルギー・オランダ・フランスに侵入。

6. 10 イタリア、英・仏に宣戦、直ちに南フランスに侵入。

6. 14 ドイツ軍、パリ入城、22日仏軍降伏。

—1941年—

著作権時事	社会・文化時事
2. — ラジオ東京(KR)より放送された村松梢風作「残菊物語」は著者の許諾をうけていなかったため、著者より抗議、KR陳謝して解決。 7. 15 ブラーゲ、著作権に関する仲介業務に関する法律違反により起訴され、東京区裁判所より罰金600円(求刑1,000円)の判決を云渡される。 8. — 日本出版文化協会、社団法人大日本文芸著作権保護同盟に代って、翻訳権に関する仲介業務を執行すること決定。 8. 19 飯塚半衛、「無体財産法	3. 7 国防保安法(法律第49号)制定。 3. 10 治安維持法改正。 4. 16 駐米大使野村吉三郎・国務長官ハルの間で日米交渉正式に始まる。 7. 26 イギリス、日英・日印・日緬(ビルマ)通商条約破棄を通告。 7. 28 日本軍、南仏印に侵入開始。 10. 18 東条英機内閣成立。 11. 26 米国務長官ハル、野村・来栖両大使と会談、日本提案を拒否したハル・ノート手交。 12. 8 日本軍、真珠湾を奇襲攻撃し、大東亜戦争起こる。 この年 文芸家協会を中心として文芸戦後運動開始。 1. 1 ニュース、文化映画の統制上映、全国で実

著作権保護同盟及び社団法人大日本音楽著作権協会に対し、著作物使用料規程の一部変更認可。

この年の著作権審査会開催状況

第9回 3.22 外国著作物の翻訳発行に関する裁定の件。

第10回 4.8 第11回 5.29 外国著作物の放送に関する裁定の件。

第12回 8.11 第13回 9.1 第14回 9.30 外国著作物の翻訳発行に関する裁定の件。

第15回 11.25 著作物使用料規程の認可に関する裁定の件。

第16回 11.28 外国著作物の翻訳発行に関する裁定の件。

この年の外国著作物の使用に関する裁定13件(放送2, 翻訳出版11)。

論」によって法学博士の学位を授与される。

この年 大日本音楽著作権協会初年度(昭和15年度)業務報告によれば、利用者238, 利用件数約2万件, 使用料28,201円62銭。

※業務開始昭和15.3。

この年 著作権事件, 民事刑事ともになし。※「著作権事件」の項, 民事統計年報より消え, 以後民事件数不明となる。

1. — アメリカ合衆国・1月以降10月に至る間, 全米放送業者はASCAP管理楽曲をバイロットして使用を避ける〔〜10〕。

2. 5 同国・ASCAP, 反トラスト法違反で法務省より告訴され, これに屈して2.26に至り同意判決(承諾命令)に署名。

5. 19 同国・NAB, 放送業者はBMIによることを勧告, MBSにASCAPより脱退するよう勧める。

5. 26 BMI拡大し, 加盟出版社190, 放送局メンバー690に達する。

5. 29 スイス・非演劇的演奏権を管理する免許, 5.29の命令に基づき, 聯邦議會によってSUISA(Société Suisse des Auteurs et Editeurs)に与えられる。

この年 アメリカ合衆国・アメリカ図書館協会, 会員によって順守されるべき規則として, "Reproduction of material Code" を採

施。

1. 3 大日本雄弁会講談社, 財団法人「野間奉公会」を設立し「野間賞」設定。

1. — 日・伊放送協定締結。

2. 8 日本演劇協会結成。

2. — 日・独図書6,000冊交換。

5. 1 社団法人日本映画社設立。

5. 5 出版配給統制機関として, 日本出版配給会社, 創立総会を開いて発足。

5. 26 日本文学報国会創立総会開催。

5. 28 社団法人日本新聞連盟設立。

6. 6 日本編輯者協会と東京編輯者協会, 合併して日本編輯者協会創立。

6. 9 情報局の監督下に日本移動演劇連盟結成, 発会式挙行。

6. — 内務省・警視庁による従来の雑誌の統合改廃状況, 映画雑誌25誌を9誌に, 経済誌121誌を33誌に, 写真11誌を4誌に, 医学95誌を29誌に統合。

7. 10 内務省, 左翼出版物130余点の発禁処分及び映画, 紙型の押収その他の処分を行なう。

8. 22 東京出版協会, 臨時総会を開いて解散を決議。

8. 23 新築地劇団・新協劇団, 当局の弾圧により解散。

9. 1 「東京朝日新聞」・「大阪朝日新聞」・朝日新聞に題号統一。

9. 18 音楽挺身隊結成, 隊長山田耕柝。

9. 19 情報局の統制により, 劇映画製作会社10社を松竹・東宝・大映の3社に統合することを決定。

10. — 日本文芸中央会結成。

11. 1 地図発行業者による統制会社として日本統制地図株式会社創立(著作権はそのまま, 出版権を一律に5,000円に評価して現物出資)。

11. — この頃から年末にかけて文士の徴用始まる。

12. 1 音楽之友社, 音楽雑誌の第1次統合により設立。

--	--

昭和17年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
8. 31 ハイチ国のベルヌ条約脱退に関する外務省告示(第19号)。	2. 24 戦時刑事特別法(法律第63号)、戦時民事特別法(法律第64号)各公布。
5. 18 イタリア・著作権及びその行使と関連する他の権利の保護に関する法律の適用のための規則制定。	7. — 敵性特許処理要綱(閣議決定)実施。 ※この要綱に基づいて8. 28特許取消し234件を指定。
7. 10 スペイン・知的所有権によって保護される著作権の性質を蓄音器的著作物に附与する命令制定。	4. 1 特許局、内閣直轄となる。
11. 19 チリ・情報教育総管理者の義務及び活動に関する命令<公衆芸術基金への印税支払い\$8.9>制定。	11. 30 内務大臣、社団法人大日本音楽著作権協会に対し著作物使用料規定の一部変更認可。
11. 23 ギリシャ・文学的所有権法の条項	この年の著作権審査会開催状況 第17回 1. 13 著作物の翻訳発行に関

扱。 ※図像による写真複製に関するもの。	12. 8 米国映画8社に閉鎖命令。 12. 9 日本音楽文化協会発会式挙行、会長徳川義親、副会長山田耕作就任。 12. 23 大日本言論報告会結成式挙行。 12. 23 日本少年国民文化協会発足。 12. — 日独交換放送協定締結。 この年「めんこい小馬」、「長崎物語」、「そうだその意気」等流行。 4. 13 日・ソ中立条約、モスクワで調印。 6. 22 ドイツ軍、ソビエットに進撃し、独ソ戦勃発、イタリア、ルーマニアも対ソ宣戦布告。 この年 NBC—RCAのWNBT、商業放送として最初の許可をうけ、スポンサー提供番組を放送した。 統計 映画館2466(戦前最高)、特許数6686(戦前最高)。
-----------------------------	--

—1942年

著作権時事	社会・文化時事
3. 13 明治天皇肖像画の著作権をめぐる高木背水対主婦之友社間の謝罪広告等請求事件で敗訴した原告高木背水、直ちに東京控訴院に控訴したが、審理に入るに先だって病死。 この年 大日本音楽著作権協会の昭和16年度著作物管理手数料改正。演奏20% 上演30% ラジオ放送12% 出版15% 映画化15% 写調2% その他15% この年 著作物の法定許諾(裁定)件数192。	1. 2 大詔奉戴日(毎月8日)決定。 1. 2 日本軍、マニラ占領。 2. 2 愛国婦人会・大日本国防婦人会・大日本聯合婦人会を統合して大日本婦人会結成。 2. 15 日本軍、シンガポールを攻略(イギリス軍降伏—山下・パーシバル会見行われる。)、2月17日昭南と改称。 4. 18 アメリカ空軍16機、東京・名古屋・神戸等日本本土初空襲。 8. 7 アメリカ軍、ソロモン群島、ガダルカナル島に上陸、対日反攻開始。 12. 31 日本軍、ガダルカナル撤退決定。

の追加に関する行政命令制定。

する裁定の件。

第18回 2. 9 第19回 3. 7 著作物の興行及び翻訳発行に関する裁定の件。

第20回～第30回(月日省略) 著作物の翻訳発行に関する裁定の件。

第31回 11. 26 著作物使用料規程認可の件、音楽著作物の放送に関する裁定の件。

第32回 11. 25 第33回 12. 23 著作物の翻訳発行に関する裁定の件。

この年の外国著作物の使用に関する裁定

3月まで 41件(翻訳発行)

7月まで 83件(翻訳発行)

この年 著作権刑事事件なし。

判例 ①東京民事地裁、原告高木誠一(背水)・被告主婦之友社の明治天皇肖像画の著作権侵害事件(謝罪広告並損害賠償請求事件)、原告の請求を棄却[3.13]。

文献 東季彦「定期刊行物への寄稿について」(日本法学8—2)。

8. 1 アメリカ合衆国・アメリカ音楽家の労働組合アメリカン・フェデレーション・オブ・ミュージシャン(AFM=アメリカ音楽家聯盟)は、1928年以來レコード音楽業者と争いを続け、本年6月に組合員にストを訴え、レコード業者には1枚につき5セントの印税支払を要求したが拒否されたため、8月1日ストライキに入り、レコード録音は不能となる。

1. 10 大日本映画株式会社、新興キネマ・大都映画・日活(製作部門)の合併により設立。※昭和22年3月大映と改称。

1. 28 日本出版貿易株式会社創業。

1. 5 新聞事業令による新聞統制団体として日本新聞会設立総会開催、会長に田中都吉任命。

3. 19 日本画家報国会結成。

3. 21 日本出版文化協会、4月より全出版物の発行承認制実施を決定。

3. — 陸海軍、それぞれ戦争記録画製作のため藤田嗣治・中村研一・宮本三郎・川端竜子・小磯良平その他の南方各地派遣を決定、4～5月出発。

4. 30 社団法人日本蓄音機レコード文化協会発足。

※全国蓄音機レコード製造協会発展的解消。昭和19年に日本音盤協会、さらに同24年に日本蓄音機レコード協会と改称。

5. 26 社団法人日本文学報告会結成。※この会は文芸家協会が中心になっていたので、同協会はこの会の結成後間もなく解散。

6. 18 日本文学報国会発会。

7. 24 新聞統合の大綱を閣議で正式決定。

7. — 警視庁、清元・常盤津の歌詞改訂を提唱。
〈年増〉〈双面〉〈お夏〉〈夕立〉〈喜撰〉
〈文屋〉の9篇。

8. 23 竹内栖鳳歿。

10. 1 全国各地の日刊一般紙、内務省の新聞の全面的整理統合方針により、54社に統合。※昭和12年の日華事変発生当時は約1200紙。

11. 2 北原白秋歿。

11. 3 第1回大東亜文学者大会開く。

11. 20 日本文学報国会、〈愛国百人一首〉の選定発表。

12. 3 第1回大東亜戦争美術展開催[～27]。

12. 23 大日本言論報国会結成、会長徳富蘇峯、発会式昭和18.3.7。

この年 東京丸の内、銀座、四谷、下谷の各電話局管

昭和18年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
8. 25 著作権法施行規則改正(内務省令第60号)。 10. 7 著作権に関する仲介業務に関する法律施行規則改正(内務省令第66号)。 4. 27 中華民国・著作権法改正。 9. 5 中華民国・著作権法施行規則改正。 11. 29 ギリシャ・著者等によって直接に販売された著作物の売価に対する販売者の最高利益率を制限する法律制定。	2. 18 出版事業令(勅令第82号)公布。 3. 23 工業所有権戦時特例法(法律第109号)公布。 3. 23 特許発明等実施令(勅令第159号)公布。 3. 31 内務大臣、大日本文芸著作権保護同盟に対し、定款変更認可。※名称を大日本著作権保護同盟に変更、取扱い範囲を音楽以外の全部に拡張。 10. 1 特許局、行政機構改革により技術院に統合。 この年の著作権審査会開催状況 2.1 2.15 3.16 3.23 4.6 4.30 5.11 7.14 10.1 著作物の翻訳発行に関する裁定の件。

内に無線放送実施。 ※無線放送実用の始め。 この年「月月火水木金金」、「空の神兵」、「新雪」等流行。	
—1943年	
著作権時事	社会・文化時事
統計 ①著作権法 定許諾(裁定) 135件, ②著作権刑事事件 1件。 文献 城戸芳彦「著作権法研究」(全音楽譜出版社)。 8. 9 アメリカ合衆国・AFM アメリカ音楽家聯盟のストを終らせるため、放送業者は音楽レコード放送の場合にはユニオンに実演料を支払うこと、著作権はレコード芸術家とレコード会社の双方に認める立法の計画など提示、10月25日に録音業者4社とAFMと調印。	2. 1 日本軍、ガダルカナル撤退開始。 4. 6 東京六大学野球聯盟解散。 4. 18 聯合艦隊司令長官山本五十六大將、南太平洋で戦死。 5. 29 アッツ島日本軍、全員玉碎。 7. 1 東京都制施行、初代長官大達茂雄。 10. 26 中野正剛自殺。 12. 1 第1回学徒兵一斉入学(学徒出陣)。 1. 1 大阪毎日新聞、東京日日新聞合併、題号を毎日新聞に統一、社名を毎日新聞社と変更。 1. 13 情報局約1,000曲の米英楽曲の演奏禁止発表、ジャズレコード禁止。 3. 11 出版事業令による特殊法人日本出版会設立總會開催、理事長久富達夫。 ※日本出版文化協会解散、3.26設立認可。 3. 13 ラジオ契約数700万突破。 5. 18 社団法人日本美術報国会創立總會開催、会長横山大観。 5. 18 社団法人日本美術工芸統制協会創立總會開催。 8. 21 各社レコードの一元配給のため日本音盤配給株式会社設立。 8. 22 島崎藤村歿。 8. 25 大東亜文学者決戦大会(第2回大東亜文学者大会)開催。 10. — 音楽演奏会、許可制となる。 11. — この頃、情報局の指示により、第2次雑誌統

--	--

昭和19年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
12. 20 チリ・著作者の小権利 (Smole Right) の徴収規程制定。	5. 10 日独文化協定にもとづき、日独両官憲同意の上、大日本著作権保護同盟とドイツ書籍仲介部との間に翻訳協定成立、ベルリンで調印。 12. 5 ドイツ著作物の翻訳複製を容易ならしめる方法について、日独両政府間の意見が一致した旨情報局より発表。※翻訳権料につき供託制採用。

	合始まり、演劇・映画・音楽・美術など各2—3種になる。 11. 30 大日本映画協会、社団法人に改組し、国策機関として再出発。 12. 16 出版事業整理、残存の出版社は195社。 12. — 日本音楽文化協会、全音楽家に枢軸国以外の外国演奏家との共演禁止を通達。 この年 出版図書数・普通出版物数17,818, 年末新聞雑誌数5,302 (創刊1,382, 廃刊9,303)。 この年 「若鷺の歌」、「予科練の歌」、「勘太郎月夜」、「湯島の白梅」等流行。 2. 2 スターリングラードのドイツ軍降伏し、東部戦線の戦局逆転。 7. 22 イタリア首相ムッソリーニ、失脚し逮捕され、翌日バドリオ内閣成立。 10. 13 イタリア、ドイツに宣戦布告。 10. 14 フィリピン共和国独立宣言。
--	--

—1944年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権刑事事件なし。 判例 「少年動物記」事件に対し、東京民事地裁より原告勝訴の判決[3.9]。	2. 25 決戦非常措置要綱決定。 7. 18 東条内閣総辞職、後任首相小磯国昭。 8. 4 閣議、国民総武装決定。 8. 20 B29の大群、北九州地区に来襲。 8. 23 学徒勤労動員令公布。 11. 24 マリアナ基地のB29約70機、東京を初爆撃。 11. — 防空情報開始。 この年 後半よりB29の各都市無差別爆撃熾烈化、次第に中小都市に及ぶ。 この年 物価騰勢顕著、東京卸売指数は前年より13%上昇。 1. 29 中央公論、改造の編集者選挙、さらに11月日

--	--

昭和20年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 15 ポリビア・著作権法改正法制定。 6. 18 同国・著作権規則(大統領命令)制定。 7. 20 イタリア・著作権法により保護される知的著作物及び製作物の保護期間の延長に関する立法命令制定。 9. 16 メキシコ・著作権登録料規則制定。 10. 30 同国・音楽的著作物の興行法制定。	9. 13 連合国と枢軸国財産の保護に関する件(連合軍最高司令部発日本政府あて覚書)発出。 9. 20 「ボンダム」宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件(勅令第541号)公布。 9. 20 「ボンダム」宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件(勅令第542号)公布。 9. 20 「ボンダム」命令の受諾に伴ひ発する命令に関する件施行に関する件(勅令第543号)公布。 9. 22 金融取引の統制に関する件(連合軍最高司令部発日本政府宛覚書)発出。 9. 29 新聞、映画、通信に対する一切の制限法令を撤廃の件(連合軍最高司令部

	本評論社等の関係者、昭和20年4～6月多数の言論人各検挙(横浜事件)。 4. 1 日本音楽文化協会、米国製楽器編成の楽団禁止。 4. 1 歌舞伎座・日劇・帝劇等閉鎖。 4. 20 情報局、日本出版会統制規程の一部改正を認可、企画、編集者の公的性格を明確にするため登録制を設け、未登録の任用を禁止。 4. 28 中里介山歿。 7. — 中央公論・改造廃刊。 9. 28 情報局、美術展覧会取扱要綱発表、各会派の解散するもの相次ぐ。 この年 映画製作ますます減少し、総数46本となる。 この年 「炭坑節」、「南から南から」、「長崎物語」等流行。 この年 フランス・テレビ放送開始。
--	--

—1945年

著作権時事	社会・文化時事
この年 著作権刑事事件なし。 この年 イギリス・スポーツ著作権会社(Association for the Protection of Copyright in Sport)生れる。※著作権法改正に際し、スポーツ・イベントに著作権を認めさせることを目的とするもの。	1. — この年の始めより8月14日までの間、米軍の空襲連日のごとく、全国の都市は大と中小を問わず次第に焦土化。 3. 10 B29大群、東京を無差別爆撃、死傷12万、12日に名古屋、14日に大阪、17日に神戸を大空襲。 4. 1 米軍、沖縄本島に上陸。 8. 6 米軍、広島に原子爆弾投下、8月9日、長崎にも投下。 8. 8 ソ連、対日宣戦布告、ソ満国境より侵入。 8. 15 天皇、「終戦の大詔」を放送し、連合軍への降伏を受諾。 ※降伏文書の署名9. 2。 9. 4 終戦後最初の第88回臨時議会開催、総理大臣は施政演説で戦争中秘匿されていた数字を示して敗戦の真相を明らかにし、全国民に大きな衝動を与え

- 発日本政府あて覚書) 発出。
10. 12 治安維持法, 国防保安法, 軍機保護法, 不穏文書臨時取締法, 言論集会結社等臨時取締法等廃止 (勅令第568号)。
11. 5 工業所有権戦時法により取り消された特許又は商標の登録に「関する件 (勅令第620号) 公布。
9. 20 文部省, 教科書局設置。 ※昭和29年廃止。
9. 21 GHQ, 新聞には「日本に与える新聞準則」(プレスコード)[9.21], ラジオには「日本に与える放送準則」[9.22]の各覚書を発出。
9. — 技術院の廃止に伴い特許標準局新設, 発明関係行政事務移管。 ※特許標準局は昭和23. 8 特許局, 昭和24. 5 特許庁と改称。
11. 4 GHQ, 内務省警保局検閲課及び各地方庁保安課検閲関係の廃止を指令。
11. — 日本出版協会と連合軍総司令部民間情報局係官との間に, アメリカ書籍の著作権の利用に関する諒解事項成立。
12. 11 GHQ, 日本放送協会の再組織に関する覚書発出。
- この年の著作権審査会開催状況
11. 30 著作物の翻訳発行に関する裁定の件・著作物使用料規程変更認可に関する件。
12. 27 著作物の翻訳発行に関する裁定の件。
8. 27 ブラジル・工業所有権法典<1工業的意匠及びひな型, 2商標, 3不正競争>(法令第7903号) 制定。

- る。
9. 10 連合軍最高司令官マッカーサー, 日本管理方針発表。
11. 1 第6回国勢調査実施, 総人口7199万6477 (11月21日発表)。
11. 6 GHQ, 財閥解体を指令。
- この年 各政党の結成相次いで行なわれる。11月2日日本社会党, 11月6日進歩党, 11月9日日本自由党
3. 1 地方紙の一県一紙主義更に強化, 日本新聞公社設立。 ※9.26日本新聞連盟に改組。
6. 1 映画配給社・大日本映画協会を統合して社团法人日本映画公社設立。
6. 10 出版非常措置要綱発表。
6. 15 社团法人能楽協会設立, 8月5日結成式。 ※能楽師協会解散。
8. 15 この日までの戦争による文化財被害 国宝293件, 史蹟, 名勝, 天然記念物44件, 重要美術品134件。
8. 17 高村光太郎の詩「一億の号泣」(朝日)発表。
9. 10 GHQ, 新聞, ラジオの検閲開始。
9. 15 文部省, 「新日本建設, 教育方針」発表 (国体護持, 平和国家建設等強調)。
9. 27 日本新聞公社社員総会, 日本新聞連盟結成を決定。
10. 1 光文社創業。
10. 9 日本音楽文化協会解散, 日本音楽文化連盟結成を決定, 12月25日創立総会開催。
10. 10 日本出版会解散, 社团法人日本出版協会設立。
10. 11 初の戦後企画映画「そよ風」の主題歌「りんごの歌」大流行。
10. 12 同盟通信社解散, 共同通信社設立。
10. — 日蓄工業, 蓄音器, レコードの生産再開 (昭和21年4月1日社名を日本コロムビア株式会社と改称)。
11. — 新日本活動写真株式会社, 社名を日活と改称。

	11. 16 ユネスコ憲章（国際教育科学文化憲章）調印（ロンドン）。 ※発効昭和21. 11. 16。 この年 スイス・不正競争防止法制定。
--	--

昭和21年一

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
7. 8 日本における外国映画の調査に関する件（連合国最高司令部発日本政府あて覚書）発出。 7. 27 外国映画の調査等に関する省令（内務省令第31号）公布。 8. 29 登録税法中一部改正法律< §10 >（法律第14号）公布。	1. 28 GHQ、映画検閲に関する覚書発出。 11. 3 日本国憲法公布。 11. 16 「現代かなづかい」の実施に関する件（内閣訓令第8号）告示。 1. 1 内務大臣、社団法人大日本音楽著

	11. 一 大日本映画製作株式会社、社名を大映株式会社と改称。 12. 8 文芸家協会創立総会開催、日本文芸家協会として再発足、昭和21年7月27日社団法人許可。 12. 10 日本映画製作者連合会結成。 ※昭和22. 3日本映画連合会と改称。昭和32. 6. 1改組して日本映画製作者連盟と改称。 12. 25 日本音楽連盟創立総会開催。 この年 連合軍、戦争記録画を接收。 この年 9月下旬より年末にかけて民間放送への胎動、東京・大阪・名古屋の各地で起り始める。 この年 「お山の杉の子」、「同期の桜」、「勝利の日まで」等流行。 2. 4—11 米・英・ソのヤルタ会談開催。 4. 27 ムッソリーニ、民衆義勇軍に逮捕、4月28日銃殺。 4. 30 ヒットラー、愛人とともに自決。 5. 7 ドイツ軍、連合軍への無条件降伏文書に署名。 7. 26 ボツダム宣言、連合軍（米・英・中）により発表。 10. 24 国際連合憲章、20国の批准完了、国際連合正式成立。
--	---

—1946年

著作権時事	社会・文化時事
3. 31 放送のための原作使用に関する文芸家協会・日本民間放送連盟間の覚書交換、同時に諒解事項及び演述放送についての申合せ成立。 4. 11 大日本音楽著作権協会会長水野練太郎辞任。 6. 一 「漱石全集」の発行をめぐり岩波書	1. 1 天皇、年頭の詔書によって、「人間宣言」をし神格化否定。 1. 4 GHQ、軍国主義者の公職追放、超国家主義団体の解散を指令。 2. 17 金融緊急措置令公布（緊急勅令）、新円発行。 4. 10 戦後初の総選挙、自由党第一党。

10. 8 「書籍出版許可」に関する覚書（連合国最高司令部発日本政府あて覚書）発出。
10. 17 日本における外国人所有の著作権に関する件（連合国最高司令部発日本政府あて覚書）発出。
11. 29 日本における不法所有の外国映画に関する件（連合国最高司令部発日本政府あて覚書）発出。
11. 30 「連合国民の特許並に著作権使用料となされた銀行供託金」に関する件（連合国最高司令部発日本政府あて覚書）発出。
12. 17 連合国人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権使用に関する件（連合国最高司令部発日本政府あて覚書）発出。
2. 26 レパノン・（映画及音楽的著作権の利用に関する）法律制定。
3. 7 オランダ・海軍大臣又はその代理によって出版された水路図又は書籍の著作権保護に関する命令制定。
5. 25 ユーゴスラビア・著作権の保護のための法律制定。
6. 22 文学的、学術的及び美術的著作物の著作権者の権利の保護に関する米州条約（ワシントン条約）締結。 ※パン・アメリカン同盟を組織する21カ国によって署名、ワシントン。
7. 19 ルーマニア・出版契約及び文学的著作権に関する法律制定。
10. 11 フランス・文学国民金庫の設立に関する法律制定。
11. 2 米華友好通商航海条約及び附属議定書〈著作権条項〉調印。 ※翻訳の相互

著作権協会に対し、著作物使用料規程一部変更認可。

1. 7 アメリカ新聞雑誌記事の転載、引用の限界は400字まで、原文400字までのものは150字までと、GHQスポーツマンの談話発表。
1. 15 一般アメリカ書籍の翻訳権を取得する手続、GHQ（新聞課）より発表。
3. 18 内務大臣、日本音楽著作権協会管理手数料規程改正の件認可。
6. — イギリス連絡庁との間に、イギリス著作権の利用に関する了解成立。
7. 29 内務次官より警視總監、地方長官あて外国映画の調査等に関する件と題する通牒（警第78号）発出。
8. 1 内務次官より地方長官あて 官庁所在外国映画の調査に関する件と題する通知発出。
12. 15 「外国の雑誌、書籍、映画ニュース、写真等の輸入及弘布」と題する総司令部回状第12号、連合国各使節団に通達。 ※外国著作物導入の許可制を定めたもの。

この年の著作権審査会開催状況。

1月30日、2月26日、3月30日、4月21日、6月29日、30日、8月8日、10月1日、11月30日、いずれも著作物法定許諾に関する申請中の償金額に関する件（ただし、11月30日の分は、大日本音楽著作権協会使用料規程変更の認可に関する件を含む）。

6. 22 パン・アメリカン同盟ワシントン条約調印。
7. 5 アメリカ合衆国・商標法を改正するランハム条例（Lanham Act）成立、こ

店と桜菊書院との間に紛争発生、漱石著作権の保護期間満了の直前に新しく桜菊書院との間に全集の長期的出版契約を結んだ漱石遺族の態度が一部で非難されたが、内務省当局の斡旋により解決。 ※この事件により、これまで漱石・岩波間に何の契約書もなかったこと判明。

7. 15 日本演劇協会・日本民間放送連盟間、放送作品の委嘱、既成作品の使用に関する覚書交換。
9. 1 大日本音楽著作権協会会長に国塩耕一郎就任。
11. 16 日本著作家組合、印税基準を定め、出版社その他に印税支払いを申し入れる。 ※出版界は一時の混乱より回復したが、なお無断出版横行のため。
12. 17 資格審査に際し、問題とされた過去の著作物は門弟の代作であることを自ら明かにして粉料を続けていた東大教授土屋秀雄、東大を辞任。
12. 24 文芸家協会・日本映画製作者連合会間において原作の映画化に関する事項を定めた協約書調印。
- この年 文芸家協会・日本映画製作者連合会間において、終戦前の旧作品から新版映画を作成することに関する「旧作の新版作成に関する申合せ事項」成立。
- この年 著作権刑事事件 1件。

文献 伊藤信男「著作権に関する当面の問題」（日本法学12—9—11）。

4. 12 アメリカ合衆国・今次戦争中敵国人著作権使用料として150万ドルが供託された、とニュース・ウィーク誌報道。 ※前大戦時は25万ドル。

婦人議員39名当選。

5. 13 A級戦犯に対する極東軍事裁判開始。
5. 22 第1次吉田内閣成立。
7. 6 政府、国名を「日本国」と改めることを決定。
- この年 物価高騰、年末の物価は昭和12年と比べると、小売公定価格20.2倍（日銀物価指数）、ヤミ物価は136.5倍（物価庁調査）。なお、卸売物価指数1627、東京小売物価指数1893（昭和34年～36年平均＝100）。
1. 24 出版界肅正問題起こる。
1. 29 日本出版協会による自主的肅正措置を不満とする20余社、脱退して新団体設立を声明。
2. 11 岩波茂雄に文化勲章授与。
2. 12 文部省、修身、国史、地理教科書の回収につき通達（6月29日地理の授業、10月12日国史の授業再開許可）。
4. 15 日本出版協会を脱退した出版社、自由出版協会創立。 ※6.29 社団法人許可。
4. 25 岩波茂雄歿。
5. 26 三浦環歿。
7. 23 社団法人日本新聞協会の創立総会開催。
7. 23 新聞倫理綱領、日本新聞協会により制定。
8. — 学習書協会設立。
9. 5 第1回芸術祭挙行（～9.10）。
10. — 翻訳出版懇話会設立（日本出版協会内）。
11. 28 一般文筆家の職能組合として日本著作家組合設立。
- この年 空前の出版ブーム現出し、出版社激増、4,000社を超える。

的自由を認める。 11. 4 アメリカ合衆国・中華民国間友好通商航海条約<著作権条項§5>調印。 ※附属議定書5C中、翻訳につき、自国民に対しても同一であることを条件として、翻訳の自由を認める規定。 12. 12 オーストリア・利用団体の移管に関する1946年12月12日の連邦法(利用団体移管法)制定。 12. 26 コロンビア・著作権法制定。 この年 ユネスコによって世界的な著作権条約の準備進められる。※条約草案作成の下準備のため各国政府に対し、各国の著作権制度に関する詳細な質問書送付。	れによってサービス・マークの法律的保护実現。 8. 31 オーストリア・社団法人ウイン作家・作曲家・音楽出版社協会(AKM)に対する業務許可の付与に関し連邦教育省告示。 11. — 第1回ユネスコ総会開催(パリ)、著作権に関する諸問題を研究することを決議。 この年 ワシントンで開かれた著作権専門家アメリカ会議、締約国が厳正な著作権協会の設立すること、その活動の準則を設定する手段をとることを勧告する決議を採択。
--	--

昭和22年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 20 外国人の著作権の調査に関する省令(内務省令第4号)公布。 ※この省令は、GHQの指令(昭21.10.17)に基づき大正14.1.1～昭和16.12.8に許諾を経た外国著作権の状況調査を目的としたもので、2.28までに報告を強制、廃止昭和27.4.12。 2. 6 外国人の著作権についての調査に関する省令(内務省令第7号)公布。 ※廃止昭和27.4.12。 5. 10 内務省官制の一部を改正する件(政令第39号)公布。 ※これによって、従来内務省警保局の所管になっていた著作権引務文部省(社会教育局)に移管。 6. 10 特許、実用新案、意匠及び著作権に対する指令適用に関する覚書(連合国総司令部発日本政府あて覚書)公布。 12. 12 著作権に関する仲介業務に関する	1. 31 聯合国人の特許発明等の実施状況調査に関する件(勅令第36号)公布。 3. 31 教育基本法(法律第25号)公布。 3. 31 学校教育法(法律第26号)公布。 3. 31 所得税法(法律第27号)公布。 ※全面改正。 4. 7 労働基準法(法律第49号)公布。 4. 14 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(法律第54号)公布。 4. 16 裁判所法(法律第59号)公布。 ※最高裁判所発足。 5. 3 日本国憲法施行。 5. 30 特許権の処分制限等に関する件(商工省令第20号)公布。 10. 25 刑法(法律第124号)公布。 12. 22 民法第4篇(親族)第5篇(相続)(法律第222号)公布。 ※施行昭和24.1.1。

この年 スウェーデン・控訴院、レコード製造者がレコード上に表示した「放送禁止、公演禁止」のラベルの効力を否認。

この年 「鳴くな小鳩よ」、「東京の花売り娘」等流行。

統計 ①NHK 73局、ラジオ契約台数5,705,468 ②出版社数2,429(戦前の最高をはるかに超える) ③映画会社数6、製作本数67本、外国物上映数43本、映画館1,505。

10. — アメリカ・テレビ受像機の製造販売の禁止令を解く。これをきっかけにFCCに120の開局申請が出され、うち4局許可。

12. 12 ソ連・テレビ本放送開始。

—1947年

著作権時事	社会・文化時事
3. 21 「劇団なでしこ」、木村恵吾の脚本を無断使用して「歌ふ狸御殿」(昭和17年11月映画化)を大阪府下で上演、木村の告訴により座長・団長の2名起訴、京都簡裁の裁判で罰金2,500円求刑。 7. 16 日本作家組合、印税基準につき各出版社等に再度申し入れ。 7. 25 翻訳出版懇話会、翻訳権無視の不法出版の是正と自粛について声明書発表。 9. 3 日本出版協会、漱石商標問題の発生を契機として、著作権法改正その他の対策を発表。 12. 23 大日本音楽著作権協会会員総会において、名称より「大」の字を削ることを決議、爾後「日本音楽著作権協会」となる。	1. 15 新宿帝都座、初のマードシャー「ヴィナスの誕生」開演。 2. 2 日本音楽著作権組合、結成総会開催、委員長に堀内敬三就任。 2. — 日本ペンクラブ再建、志賀直哉会長に就任。 3. — 株式会社新東宝映画製作所、東宝より分裂して創立。 3. — 日本映画製作者連合会、日本映画連合会と改称。 3. — 田村泰次郎「肉体の門」(群像)、竹山道雄「ビルマの堅琴」(赤とんぼ)発表。 4. 1 6.3制教育実施。 4. — 劇作家組合結成。 7. 5 「鐘の鳴る丘」放送開始、「とんがり帽子」の歌愛唱される。

法律<§14>改正。 ※この改正は「民法の改正に伴う関係諸法律の整理に関する法律」(法律第223号)によつて行なわれたもの。

3. 17 ドミニカ・著作権の保護及び登録に関する法律制定。

7. 15 ソヴィエト・ロシア・印税に関する閣議決定。

7. 30 アメリカ合衆国・著作権法(成文法典17条)制定。 ※改正1955.9.16。

9. 18 フィリピン・著作権請求の登録に関する施行規則制定。

10. 22 中華民国・著作権法施行規則改正。

12. 12 ノールウェイ・公衆及び学校図書館法<著作者への印税§12>制定。

12. 31 メキシコ・著作権法制定。
この年 フランス・著作権法草案(1947年青年・芸術・文学者知的所有権委員会法案)発表。

この年 ハンガリー・著作権法改正草案発表。

ベルヌ条約ローマ規定加入

7. 5 パキスタン。

9. 7 アイルランド。 ※アイルランド語への翻訳権留保。

12. 4 ニュージーランド。

12. 26 内務省官制廃止(法律第238号)。

1. — 内務省、レマルク「凱旋門」、イーヴ・キューリー「野塵の旅」をはじめ翻訳権無視の出版に対する取締り開始。

1. 4 東京出版協会と総司令部民官情報教育局係官、連合国人著作権の使用に関して会談、連合国人の著作権使用に関する両者間の諒解成立。

1. 31 社団法人日本音楽著作権協会の改正定款実施。

2. 21 著作権審査会、著作物使用料規程の変更認可に関する件を審議。 ※書面審議。

3. 8 内務大臣、日本音楽著作権協会申請の著作物使用料規程の変更認可。

3. 8 日本出版協会、漱石商標出願事件につき特許標準局長に具陳書を提出し、漱石商標の登録に反対の意向を表明。

6. 27 商標公報第985号に夏目漱石全集・「坊ちゃん」・「吾輩は猫である」・漱石・金之助など、漱石の著作物の題号、著作人名を対象とする69種の商標出願公告掲載、出願人の漱石遺族に対して批判集まる。

7. 12 著作権事務が内務省より文部省に移されたことに伴い、社会教育局に著作権室設置。 ※文部省訓令による。

8. 29 日本出版協会、漱石商標事件に鑑み、衆議院文化委員会との懇談会を催し、その席上、出版権法案の議案を提示。

11. 14 内務省解体決定。 ※12.31実施。

11. 15 著作物題号の商標登録上の取扱いに関して特許庁意匠商標課より通達。

12. 30 死亡の横光利一の相続税上の著作権の評価150万円。 ※死後5年間の実際の収入345万円。

この年 著作権刑事事件 1件。

文献 ①勝本正晃「商標権と著作権の関係」(法律時報19~11)、②林徹「漱石商標問題」(法律新報740)。

8. 24 ドイツ・演奏権仲介団体スタグマ(STAGUMA)の活動、連合国管理機関の政治報道委員会理事会によって承認される。同時に名称をゲマ(GEMA)に変更。

11. 10 フランス・破産院判決、映画の中の音楽又は文学作品の利用は、法律及び伝統的な判例に従わなければならないことを確認。

この年 アメリカ合衆国・演奏権管理団体ASCAP、使用料の大巾値上げに端を発し、25カ国の類似団体と相互契約を結ぶことによって音楽における国際的な企業連合の一部をなすものとの訴追を受ける。 ※1950年に同意判決。

9. 11 文部省昭和24年度より、教科書検定制実施を発表(国定と検定の二本立て)。

9. — 音楽出版協会設立(会長目黒三策)。

9. — 笠置シズ子の「東京ブギウギ」大流行。

9. — 映画作家協会改称し、シナリオ作家協会として再組織。

この年 森正蔵「旋風20年」、尾崎秀実「愛情はふる里の如く」、パンデ・ベルデ「完全なる結婚」等ベストセラーとなる。

この年 「炭坑節」、「夜のプラットホーム」、「港が見える丘」等流行。

12. 22 イタリア共和国憲法、制定会議可決、48年1月1日実施。

この年 国際民族音楽会議(I.F.M.C) ロンドンに設立、49年ベネチアで第1回国際民族音楽舞踊祭開催。

この年 ジューク・ボックス、米軍キャンプ用として持ちこまれ、日本に初めて登場(SP専用機)。 ※キャンプを出て一般の目にふれるようになったのは昭和25年頃という。

	2. 8 第2次大戦の影響を受けた工業所有権の保存、回復を目的とするニューシヤテル協定、ヨーロッパ27カ国間に成立。 7. 17 オーストリア・社団法人ウイン文学利用協会(L. V. G.)に対する営業許可の付与に関する1947. 7. 17の連邦教育大臣の告示。 9. — 万国著作権条約制定準備のためユネスコによって設置された臨時著作権専門委員会、各国著作権法制、著作権事情等を比較研究するため、質問書の送達その他の事項をユネスコに勧告。 9. 15 ベルギー国政府、ブラッセル会議招請状を各国政府に発送。 10. 2 国際電気通信条約署名。※会議開催アトランティック・シティ、日本加入通告 11. 25, 公布12. 20。 11. — ユネスコ第2回総会(メキシコ・シティ)に開催、著作権に関する質問書の作成発送その他の勧告を決議として採択。
--	--

昭和23年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
7. 7 登録税法<§10.10の2条>改正。 ※所得税法の一部を改正する等の法律(第66)による改正で、著作権・出版権の登録税を引上げたもの。 8. 30 著作権に関する指令の適用に関する件(連合国最高司令部発日本政府あて覚書)発出。※102冊の「著作権侵害」翻訳図書を掲げ、定価の10%以上の印税の徴収を命じたもの。 9. 22 同上標題の覚書発出。※5冊の図	2. 9 国立国会図書館法(法律第5号)公布。 6. 18 放送法案、第2国会に提出。※わが国初めての民間放送を認める規定を設けたものの審議未了(両院とも閉会中審査)。 6. 30 国有財産法(法律第73号)公布。 7. 10 刑訴訴訟法(法律第131号)公布。 7. 10 教科書の発行に関する臨時措置法(法律第132号)公布。 7. 10 日本学術会議法。

--	--

—1948年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 日本音楽著作権協会、定款を改正、従来の信託者を全部会員とする。 2. — 音楽之友社、著作権・出版権相談室設置、弁護士石原五十雄担当。 3. 6 この日死去の菊池寛の相続税上の著作権の評価120万円。※死後5年間の実際の印税収入は156万円。 5. 4 日本音楽著作権協会会長に中山晋平就任。※定款改正に基づくもの。 5. 23 この日死去の美濃部達吉の相続税	1. 4 追放令、言論・出版界に適用拡大。 3. 10 民主・社会・国民協同三党連立の芦田均内閣成立。 3. 15 自由党・同志クラブ合同、民主自由党結成(総裁 吉田茂)。 4. 28 夏時刻法(サマータイム)公布。 ※昭和27. 4. 4廃止。 9. — 昭電疑獄、中央政財界に波及し、大野伴睦(9. 19)・栗栖勉夫(9. 30)・西尾末広(10. 6)ら各逮捕。

- 書名を挙げて印税の徴収を命じたもの。
10. 2 同上標題の覚書発出。 ※3冊の図書名を挙げて印税の徴収を命じたもの。
10. 18 商標及び著作権に関する指令適用の件(連合国最高司令部発日本政府あて覚書)発出。
1. 4 ビルマ・著作権法改正。 ※従来インド著作権法(1914)の翻案であったものを、独立の日である1.4改正
1. 13 中華民国・著作権法改正
5. 25 コスタリカ・(著作権)登録に関する政令制定。
6. 26 ベルヌ条約修正ブラッセル規定調印。 ※調印国32, 日本は占領下のため、オブザーバーを派遣未調印。
7. 25 アメリカ合衆国・裁判所及び裁判所手続法典<著作権事件の管轄>制定。
11. 5 イタリア・ギリシャ間友好通商航海条約<著作権条項>締結。
11. 24 モナコ公国・文学的美術的著作物の保護に関する法律制定。 ※改正1949. 11. 17
12. 29 アメリカ合衆国・著作権局規則制定。 ※改正1955. 9. 16(注か)
7. 28 事業者団体法(著作第191号)公布。
12. 10 世界人権宣言<法律権条項>。
※国際連合第3回総会で採択。
12. 18 罰金等臨時措置法(法律第251号)公布。
12. 20 国際電気通信条約(条約第3号)公布。
12. 20 日本国有鉄道法(法律第265号)公布。
12. 20 日本専売公社法(法律第255号)公布。
12. — 電気通信省設置。 ※外局に電波庁を置く。
1. 30 文部大臣, 日本音楽著作権協会の定款変更認可。 ※昭和22. 12. 23申請。
2. 9 文部省, 教科用図書検定基準を告示。
5. 1 日本放送協会, 著作権課設置。
5. 15 CIE, 日本出版協会は総司令部民官情報教育局のため, その指導によって翻訳出版に関する事務細則を取扱うことになった旨発表。
5. 19 CIE提供の英米書100冊の翻訳出版の第1回入札制実施発表。 ※6. 5競争入札実施。
6. 14 翻訳出版の競争入札(6. 4)の結果, CIEより発表, 落札書91点(55社), 入札最高額はグルーの「落日十年」印税率定価の36%(平均15%)。
6. 18 漱石商標登録出願(商標公報公告)に対する異議申立が認められ, 特許標準局審査部により, 登録拒否の査定。
6. — 著作権審査会開催, 議題は, 著作権使用料規定の変更認可に関する件。
7. 18 GHQは外書全般にわたる邦訳を

- 上の著作権の評価90万円。
6. 4 日本文芸家協会, 教科書転載・最低翻訳料・名作解説・最低印税率・作品課税などの諸事項について決議, 国会・出版業界への運動開始を決定。
6. 23 翻訳出版懇話会, CIE提供外書100冊の翻訳入札(6. 14)に示された高額の落札印税率に対し, 反省的意見を表明。 ※落札最高印税率36%, 平均15%に達したもの。
7. 1 日本音楽著作権協会・日本放送協会間に, 著作物使用料に関する新契約成立。
7. 1 戦争中海軍省に献納された瀬戸口藤吉作曲「軍艦マーチ」, 新国有財産法施行に伴い国有財産となる。
11. 末 NHK, 8月8日の「のど自慢」で歌われた作詞, 作曲者不明の「異国の丘」の作詞, 作曲者を探している旨放送, 申し出78通, 作詞作曲とも増田幸治1位, 吉田正2位, 調査の結果吉田正が真の作曲者と判断される。
12. — 平沢貞通のさんげ録「未完の告白」の出版に対し, 同書は筆者川本不二夫の創作であり虚偽のものとする平沢の妻の攻撃もあり, 告訴問題に発展。
12. — 著作権法改正に関する勝本正晃の試案発表。 ※文部省の依頼によって作成されたもの。
12. — 日本出版協会, GHQの要求により, 入札制による翻訳出版の翻訳の正確を期するため, 翻訳出版委員会を設置。
12. — 小説「太宰治」の出版に対し, 太田静子より発行所ハヤ書房に抗議。
※他人の執筆したものに一旦名前を貸すことを承諾したが, 後取消したのに発行が強行さ
11. 12 極東軍事法廷のA級戦犯25被告に対する判決発表。 ※東条英機ら7名に絞首刑宣告, 木戸幸一ら16名に終身禁錮刑, その他。 12. 23処刑。
3. 6 菊池寛歿。
3. 14 教科書協会, 教科書会社80社により創立。
3. 20 文筆家270名の公職追放発表。
5. 1 社団法人日本ユネスコ協会連盟, 各地のユネスコ協会によって結成。
5. 1 美空ひばり, 横浜国際劇場より歌手としてデビュー。
5. 23 美濃部達吉歿。
5. — 出版連盟設立。
6. — チャールズ・E・タトル商会(翻訳権仲介業者)創業。
6. 13 太宰治歿。
8. 19 東京地裁, 争議中の東宝砧撮影所に仮処分執行(武装警官, 米軍戦車出動), 10月19日争議解決。
9. 15 ラジオ聴取契約者700万を突破, 戦前の状態に戻る。
11. 3 日本映画監督家協会(第2次), 発会式開催。
12. 23 教科書懇話会, 創立総会を開く。
※教科書発行者の団体。
- この年 日本ペンクラブ, コペンハーゲンの世界大会で国際復帰を認められる。
- この年 ベストセラー, 太宰治「斜陽」, レマルク「凱旋門」, 吉川英治「新書太閤記」。
- この年 「異国の丘」, 「湯の町エレジー」, 「憧れのハワイ航路」等流行。
- この年 映画, 劇映画製作本数123, 輸入97, 社数12, 興行館2, 120。

- 解禁した旨、外務省特殊財産局より発表。
7. 28 原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定に加入。
7. — 日本著作家組合、著作権法の改正に関する請願を衆議院に提出。
8. 1 商工省特許標準局、特許局と改称。
8. 20 文部大臣、日本音楽著作権協会申請の著作物使用料規程一部変更を認可。
10. 12 日本放送協会編成局長、文部省教科書局長に対して、文部省唱歌(「一年生のおながく」～「六年生の音楽」)の使用許可を申し入れる。 ※昭和24.5.30付け文部省より、無償のものと著作権者の許諾を要するものとを指示。
10. — 文芸家協会、「著作権相続税に関する請願」を衆参両院議長らに提出。
12. — 文芸家協会、著作権保護に関する請願を衆議院に提出。
12. 5 著作権審査会開催、議題、著作物使用裁定の償金額に関する件。
12. 28 GHQ指令(8.30)に対する日本政府の意見書、GHQに提出。 ※これは覚書A表の指令に反意したもので、指令を実行することを事実上拒否。
12. — 本年度の著作権法第27条による著作物使用に関する裁定は出版・レコード各1件。
6. 5 ベルヌ条約改正ブラッセル会議開催、35カ国審議に参加[～28]。
6. — ベルヌ条約改正ブラッセル会議、実演家、レコード製造者、ラジオ放送機関の保護に関して、各国政府の考究を促す旨の希望決議を採択。
6. — 上記会議、同盟事務局を補佐するため、12カ国より成る常任委員会を設置

- れたもの。
- この年 著作権刑事事件 7件。
- 文献 ①東季彦「出版契約の実際」(能加美出版株式会社)、②勝本正晃「著作権をめぐる諸問題」(法律タイムズ昭和23.10)、③高野雄一「管理下の著作権問題」(日本管理法令研究20)、④勝本正晃「著作権法改正の諸問題」(法文社)。
10. 1 ドイツ・1948.10.1より1949.12.31までの期間における演奏権管理団体ゲマGEMAの使用料収入2206万6019.46マルク、うち、放送収入534万7872.34マルク。
- この年 オランダ・演奏権管理団体ブマBUMAの本年1年間の使用料収入2.001フロリン。
- この年 同国・アムステルダム法廷、クイン・ウイルヘルミナの譲渡式の実況放送の中、クインの演説だけをレコードに録音して売出した者を訴えた事件において、かかる行為は不法行為とはならない旨判示。
- この年 ベルギー・ブラッセルの音楽裁判所、レコード製造者がレコード上に表示した放送禁止、公演禁止のラベルの対世的効力を否認。
- この年 アメリカ合衆国・映画製作者と映画俳優組合との間に基本協定(映画フィルムのテレビ利用に対する禁止条項)成立。
- この年 同国・レコードの公演権がないという理由で、音楽家たちストライキに入り、レコード吹込み停止。

7. 17 大韓民国樹立の宣布式挙行、大統領に李承晩就任。
9. 9 北鮮人民共和国成立、首相に金日成就任。
- この年 米国テレビ受像機35万台——推定——テレビ局許可済27局、開局準備中91局。

	して、毎年1回会合を開くことを決定。 11. — ユネスコ第3回総会開催(ベイルート)、質問書に対する各国政府の回答を比較検討し、その結果を専門家委員会で審議することを決議。
--	--

昭和24年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 4 日本における外国人所有の著作権の登録及び保護に関する件(連合国最高司令部発日本政府あて覚書)発出。 5. 31 文部省設置法<著作権関係§12, 24>(法律第146号)公布。※同時に文部省組織規程(文部省令第21号)公布。本法により文部省官制廃止。 5. 31 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(法律第149号)公布。※同法施行に関する政令(政令第271号)。 7. 16 外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令(政令第272号)公布。※廃止昭和27.4.12(法第86号)。 7. 21 外国人に移転された著作権の登録原簿の様式及びその記載例(文部省告示第162号)告示。 7. 30 文部省著作教科書出版権設定に関する入札規則(文部省令)公布。 2. 15 イタリア・レバノン間友好通商航海条約<著作権条項>締結。 3. 24 チェコスロバキア・書籍、楽譜及び非定期刊行物の出版及び配布に関する法律制定。 5. 5 コロンビア・著作権登録規則制定。	4. 28 当用漢字字体表の実施に関する件(内閣訓令第1号)告示。※ほかに当用漢字に関する訓令として、昭和21.11.16内閣訓令7, 昭和23.2.16内閣訓令1及び同2, 昭和26.5.25内閣訓令1など。 5. 24 出版法及び新聞紙法を廃止する法律(法律第95号)公布。 5. 31 文部省設置法(法律第146号)公布。※文部省官制廃止。 6. 1 中小企業等協同組合法(法律第181号)公布。 6. 3 測量法(法律第188号)公布。※同法附則により陸地測量標条例廃止。 6. 10 弁護士法(法律第250号)公布。 7. 23 日本芸術院令(政令第281号)公布。 7. 23 文部省著作教科書製造原価計算規則(文部省令第26号)・文部省著作教科書の出版料算定規則(文部省令第27号)・文部省著作教科書出版資格審査申請書規則(文部省令第28号)各公布。 8. 16 連合国工業所有権戦後措置令(政令第309号)公布。 8. 26 連合国工業所有権戦後措置登録令(政令第315号)公布。 12. 1 外国為替及び貿易管理法(法律第228号)公布。※附属命令として外国為替管

--	--

—1949年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 吉川英治の「宮本武蔵」の出版をめぐって講談社対吉川・六興出版社間に紛争起こる。※六興出版社の出版を昭和10年締結の契約をもつ講談社が押え、自社で発行を計画したが吉川同意せず、六興側は古い契約は無効と主張して出版を強行しようとし、両者より仮処分申請がなされたりしたが、結局講談社が折れ出版中止して解決、吉川英治の弟番は六興出版社の社員であったところより、吉川英治は六興と同一歩調をとったものの。 3. 17 文芸家協会、文部省において、教科書懇話会委員に対し、教科書に文芸家の作品を無断掲載することについて抗議。 3. — G・T・フォルスター、英・米・仏の出版物・レコード・楽譜の著作権の仲介事業を営むため、フォルスター事務所を東京に設ける。 5. 12 ソビエト書籍の翻訳出版の仲介を目的としてメジ・クニーガ(対外文化協会)指導のもとに、翻訳家と出版業者とにより日ソ翻訳出版懇話会発足。 5. — 外書の翻訳出版、CIEによる入札制のほか、GHQのライセンスを受けた著作権者又はエージェンシーとの直接商業契約が認められ、G・T・フォルス	この年 平事件(6.30)、下山事件(7.5)、三鷹事件(7.15)、松川事件(8.17)相次いで起こり、物情騒然。 1. — 木下順二、「夕鶴」(婦人公論)発表。 3. 29 日本出版配給(株)、閉鎖機関指定、このため戦後乱立した出版社の倒産続出。 3. — NHK、有線によるテレビ送受信の公開実験実施。 4. 1 新制度による検定教科書、この年の新学年から使用開始。 4. 18 日本自由出版協会と日本出版連盟とは発展的解消し、各会員計36社により、全国出版協会結成。 4. 28 社団法人日本音盤協会、名称を日本蓄音機レコード協会と変更、会長武藤与市、専務理事安藤稜、レコード5社、蓄針製造者団体、蓄音器製造者を会員として再発足。 5. 1 出版美術家連盟発足。 5. 12 日ソ翻訳出版懇話会発足。※ソビエト図書書の翻訳出版に関してモスクワにある対外文化協会(メジ・クニーガ)と交渉する日本唯一の団体として創設されたもの。

7. 14 オーストリア・著作権法を改正する連邦法律(連邦法律公報209)制定。
12. 16 著作権の存続する美術的著作物に関する意匠に関する登録意匠条例制定。

理令(昭和25.6.27政203), 輸出貿易管理令(昭和25.12.1政378), 輸入貿易管理令(昭和25.12.29政414)。

2. 9 文部省, 教科用図書検定基準を定める。
2. — ユネスコより万国著作権条約に関する質問書, GHQ経由で日本政府に到着。※回答書発送6月。
3. 15 総司令部民間情報教育局, 入札による翻訳出版書第6回分42点発表。※第1回よりの累計297点, 最高使用料率はカミュ「ベスト」(新潮社)の35万部まで定価の35.6%, それ以上の部数定価の36.5%。
3. 18 SCAP, ジョージ・トーマス・フォルスター(米), レオン・ブルー(仏), ルイス・ブッシュ(英)らに, 外国書の翻訳に関する取引に関する許可状を与える。
3. — 日本蓄音器レコード協会, 著作権改正に関する請願書を衆議院に提出。
4. 2 教科書懇話会, 著作権法中「教科書に関する規定」改正の請願書を衆参両院議長に提出。※著作権法第30条第1項第3号の規定の拡張を求めるもの。
5. 25 特許局, 通商産業省に移管, 特許庁に改組。※商工省廃止による。
5. — 日本文芸家協会, 文学者に関する教科書著作権改正の請願を衆参両院に提出。
5. CIE, アメリカ出版社14, イギリス出版社1, 多数の著作権をもつ個人及びニュース・エージェンシーの合計22に対し, 新たに日本の出版業者と直接交渉による翻訳取りきめの許可を与える。
6. 1 文部省の機構改正により, 社会教

ター(米), レオン・ブルー(仏), ルイス・ブッシュ(英)らが仲介業を開業, ベストセラーを目指す出版業者の翻訳権争奪戦はじまる。

6. 1 マーガレット・ミッチェル, GHQに書を寄せ, 「風と共に去りぬ」の日本版の出版は, 出版社が出版契約に違反しているとして今後の出版の中止措置を要請。
6. — 作詞, 作曲者不明として日本コロムビアより発行された「ハバロフスク小唄」の曲は, 昭和14年にキングレコードから発売された「東京バレード」(作曲者島田逸平)の曲と同一曲であること判明(歌詞は替え歌), キングレコードはコロムビアに対して原盤破棄, 製品回収, 謝罪広告, 損害賠償等請求を申し入れるとともに, 東京地裁に仮処分申請。
7. 18 レオン・ブルー(AFP東京支局長), フランス著作権の日本代表として翻訳権を取扱うため, フランス著作権事務所を東京に開設。
7. 28 文芸家協会, 映画物語等に関して映画協約の改訂を映画連合会に申し入れ。
9. 20 翻訳出版懇話会, 7月16日の政令は翻訳出版物の権利放棄を強制するものとし, GHQ民間情報教育局に陳情。
10. 24 漱石商標事件抗告事件(昭和23年(抗)181~209)に対する特許局の審決, 抗告人の申立てを却ける。
10. — マンチェスター商工会議所より, 掠奪織物の意匠侵害に対する抗議が寄せられる。
11. 4 文芸家協会, 再録小説に関し協会の態度決定, 再録小説は著作権法上は差

5. — 永井隆の諸著, ベストセラーの首位を占める。

5. 31 東京音楽学校, 東京美術学校, 合併して東京芸術大学となる。

6. 14 日本映画連合会, 映画倫理規程制定。

6. 26 日本美術家連盟美術家の職能の確立, 擁護を目的として結成され, 創立総会開催, 会長永井曾太郎。

9. — 日本出版配給K.K.(9.10), 東京出版配給K.K.(9.19), 日本教科図書配給K.K.(9.20)各創業。

10. 1 東京映画配給株式会社発足。※昭和26.3 東横・大泉両会社を合併して東映株式会社と改称。

11. 3 1949年度ノーベル物理学賞, 湯川秀樹に授与。

11. — 日本放送協会, 同協会放送準則制定。

この年 '51年にかけてアメリカン・スタイル全盛, 洋服学校激増(約2,000校生徒約20万人)。

この年 翌年にかけて翻訳出版ブーム出現。

この年 ベストセラー, 永井隆「この子を残して」, 小泉信三「共産主義批判の常識」, ミッチェル「風と共に去りぬ」等。

この年 「君忘れじのブルース」, 「トソコ節」, 「銀座カンカン娘」, 「長崎の鐘」等流行。

4. 4 米・英・仏・伊等12カ国, ワシントンで北大西洋同盟条約(NATO)に署名。

6. 14 ベトナム国独立, 元首バオダイ帝。

育局の著作権室、管理局に移されて著作権課となる。

6. 29 日本文芸家協会、教科書における無断掲載に対する著作権法の改正を、参議院議員金子洋文を通じて請願し、採択される。

7. 8 昭和23年6月開始の海外著作物翻訳権入札の本年7月8日までの結果、総司令部民間情報教育局より発表(翻訳権を与えられた件数370冊、うち既発行分45冊)。※高印税のための資金繰りと翻訳難によって契約不履行続出し、なかには倒産する出版社も現われる。

7. 20 政府、外国出版物の翻訳者の義務不履行につき、違反者に厳重な処分を加えることを発表。

7. 22 GHQは日本政府に対し、著作権侵害(アメリカ出版社の発行図書及び雑誌掲載の図案・さし画の無断使用並びに出版社名義の冒用)をした2社について、著作権使用料60万円の徴収及び責任者を刑事処分に附すべきことを指令した旨、渉外局より発表。

9. 8 CIE, ニューセント中佐、日本出版協会あて書簡において、翻訳出版にあたってはCIEの許可を要する旨を明示。

10. — 実演芸術家等保護に関する「サマダン」第1次草案、日本政府に到着。

12. 16 著作権審査会、議題 著作物使用の裁定に関する件。※申請者日本コロムビア株式会社、著作物仮称「タヒチの歌」の旋律、使用方法録音。

7. — 万国著作権条約制定準備のための著作権専門家委員会開催(ユネスコ本

支えないが、再録に際してはその旨を明記すべきこととする。

11. 18 文芸家協会・映画連合会間の映画協約、原作使用料の増額等について改訂交渉。

11. — 1946年12月締結の文芸家協会・映画連合会間の協約書改訂。

12. 10 社団法人日本著作権協議会、創立総会開催、理事長に末弘巖太郎就任(12. 20)。※著作権審議会解消。

この年 田村泰次郎の原稿「二重売り」事件問題化し、是非の論頻り。※これは田村泰次郎が「生活文化」に掲載した小説を改題して数ヵ月後の「家庭生活」に再録を認めたというもの、「生活文化」から抗議を申し入れて表面化。

この年 この頃より、わが業者の外国意匠「盗用」について、外国業者よりの抗議頻々。

この年 著作権刑事事件10件(旧受4, 新受6, うち起訴2)。

文献 ①勝本正晃「著作権法改正の諸問題」(法文社)、②城戸芳彦「音楽著作権について」(音楽芸術、昭和24. 6~9)。

3. 25 オランダ・ヘーグ裁判所, MAS S対BUMA事件において、録音許可は著作物の公衆への伝達許可を含まない旨判示。

11. 7 オーストリア・裁判所、音楽著作物の放送のための一時的録音は、著作者の放送許諾に当然含まれるとの放送業者の主張を支持。

この年 アメリカ合衆国・この年及び翌年の2年間における米国裁判所(District

9. 21 中華人民共和国成立。※正式発足は10. 1。

10. 7 ドイツ民主共和国(東独)成立。

12. 3 中国人民解放軍成都に迫り、国民政府要人、台湾に脱出、国民政府、台北を首都とする旨発表(12. 7)。

	部), 条約に包含すべき主要事項案を勧告。 9. 28 第1回ベルヌ同盟常任委員会開催(スイス国ヌーシャテル), 隣接権条約サマダン草案を各国政府に送付して意見提案を要請することを決議[～30]。 9. — ユネスコ第4回総会(パリ), 各国政府に対し, 万国著作権条約会議開催の希望の有無と, この条約に包含すべき主要事項について各国政府の見解を要請することを決議。 12. 16 イギリス・意匠法制定。 この年 ILO理事会, 興演芸能家等保護の問題を, 雇傭者及び知的労働者諮問委員会の議題とすることを決定し, かつ, ベルヌ同盟と充分な協力が必要であることを確認する決議。 この年 イギリス・王国学会(Royal Society), 全国の出版社の署名を得て, 正当複写宣言(Fair Copyright Declaration) 23年発表。※学術雑誌と論文の複写に限り, 図書館が複写サービスを行なうことを適法と認めたもの。
--	--

Court及びState Court)の著作権事件訴訟件数20件。 この年 イギリス・音楽演奏権管理団体PRS(Performing Right Society)の本年度収入1,374, 656ポンド, うちBBCよりの放送使用料596, 573。	
--	--

昭和25年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 4 日本における外国人所有の著作権の登録及び保護に関する件(総司令部民間財産管理局発日本政府あて覚書)発出。 4. 6 「外国人所有の著作権の存する著作物に関する権利侵害について」(総司令部民間財産管理局発文部省あて覚書)発出。 ※この覚書に基づいて6.10文部省管	1. 1 刑事補償法(法律第1号)公布。 1. 1 ドイツ工業所有権特別措置令(政令第4号)公布。 1. 21 連合国商標戦後措置令(政令第9号)公布。 1. 21 連合国商標戦後措置登録令(政令第10号)公布。 3. 31 相続税法(法律第73号)公布。

—1950年

著作権時事	社会・文化時事
1. 6 漫画「サザエさん」の作者長谷川町子, 同書1, 2巻をオフセット印刷によつて偽作出版した出版業者を著作権侵害で告訴。 1. 27 教科書懇話会加盟の教科書会社41社, 学習帳, 自習書などの出版社に対し, 出版中止の勧告書発送, 自習書業者よりの示談申し入れにより3月9日に一部有力社との間に示談成立。 2. — 昨年来より東宝・新東宝間に発生していた映	3. 1 民主自由党・日本民主党連立派合同して自由党結成(総裁吉田茂)。 6. 25 南北鮮軍38°線で交戦し, 朝鮮動乱はじまる。 7. 8 マッカーサー, 日本政府に警察予備隊(7万5千人)創設を指令。

理局長通牒発出。

5. 2 著作権法一部<第6次改正一§22ノ5>改正。 ※電波法(法律第131号)によって行われたもの。
7. 8 文学的及美術的著作物保護ベルヌ条約に対する加入国及び其効力発生の日告示(外務省告示第1号)。
8. 7 著作権法改正に関する件(総司令部民間財産管理局発日本政府文部省あて覚書)発出。
8. 9 著作権審査会官制の一部<題名を改めた外各条にわたる>を改正する政令(政令第257号)公布。 ※廃止昭和27.6.6(政令第178号)。
8. 17 著作権法改正案起草審議会規程(文部大臣裁定)制定。 ※本規程により著作権法改正案起草審議会設置。
10. 11 文学的及美術的著作物保護ベルヌ条約をドイツ連邦共和国に適用することの通告(在ドイツ連合国高等弁務官の通報)(外務省告示第5号)告示。
3. 4 ドイツ・パキスタン間通商仮条約<著作権条項>締結。
3. 24 イスラエル・ベルヌ条約ローマ規定に加入。
7. 20 トルコ・新聞紙に関する法律<ニュースの著作権保護§3,15>制定。
10. 5 ルーマニア・演劇的音楽著作物及び舞踏的著作物並びに著作権使用料率のための規則に関する命令制定。
12. 11 フランス・メキシコ間音楽的著作物の著作権に関する条約締結。
12. 20 チェコスロバキア・定期刊行物の出版及びチェコスロバキア新聞記者同盟に関する法律<定期刊行物の権利§3>制

4. 1 不正競争防止法改正法(法律第90号)公布。
 4. 30 図書館法(法律第118号)公布。
 5. 2 放送法(法律第132号)公布。
 5. 2 電波法(法律第131号)公布。
 5. 2 電波監理委員会設置法(法律第133号)公布。 ※廃止昭和27.7.31(法251)。
 5. 10 外資に関する法律(法律第163号)公布。
 5. 24 建築士法(法律第202号)公布。
 5. 30 文化財保護法(法律第214号)公布。
 8. 4 ドイツ財産管理令(政令第252号)公布。
 9. 1 輸出貿易管理令(政令第378号)に基き仕向国における特許権等を侵害すべき貨物を指定する告示(通産省告示第342号)。
 12. 5 放送局の開設の根本的基準(電波監理委員会規則第21号)公布。
 2. 25 外国著作権等尊重に関する注意(国管第7号)通牒、各都道府県知事、教育委員会、各大学学長あて文部事務次官発出。 ※これは一部で「五十年擬制」または「五十年フィクション」として問題視されたもの。
 3. 14 文部省管理局長、GHQ(民間財産管理局)に対し、「著作権法改正に関する請願」を提出。
- この年 法学博士勝本正晃、GHQ(民間財産管理局)あて、「ベルヌ条約の翻訳条項に対する日本の留保の経緯と日米間の翻訳自由の再現に関する要望」と題する文書を提出。
5. — CIEによる翻訳図書入札、昭和

- 画の配給に関する紛争発展し、東宝の「銀座三四郎」に対する仮差押も行われるに至ったが、3月20日に示談成立、3月22日両者連名の共同声明発表。
2. — 竹久夢二の半生を描いた松竹映画「宵待草恋日記」の映画化に対し、遺児虹之助は題名使用料ならびに歌詞使用料として金500万円請求。
 3. — 日本童画会、画家の著作権、人格権確立を期する声明書発表。
 4. — 小牧正英、谷桃子に「白鳥の湖」の振付の使用を差止める旨通告、バレ界に波紋を生ぜしめる。
 5. 31 藤森成吉、藤森成吉全集の発行所に対して150万円請求の訴を東京地裁に起す。 ※全集刊行契約の不履行による印税相当額の請求。
 5. — このときまでに行われたCIE翻訳出版入札における高率落札書は下記の通り。
 - 1回 グルー・滯日十年 36% 毎日新聞社
 - 2回 フリーマン・楽しい科学 35.5% 文祥堂
 - 3回 アンターメーヤー・ボールバイヤンのすばらしい子供 21% 高志書房
 - 4回 フィルド・レイテ湾の日本艦隊 31% 日本弘報社
 - 5回 フリーマン・楽しい化学 26.3% 文祥堂
 - 6回 カミュ・ベスト 35.5% 創元社
 - 7回 サルトル・よごれた手 32.5% 唯人社
 - 8回 ロイド・ダグラス・大いなる漁夫 22% コスモポリタン社
 - 9回 ストレッカー・ダースなら安い 21% 日本能率協会
 - 10回 バールバック・龍子 20% 労働文化社
 - 11回 ハードマン・現代への反省 13% 新潮社
 - 12回 リリエンタール・かく私は信じる 11.5% 岩波書店
 7. 1 教科書会社、自習書発行人に対し、偽作禁止等請求の訴を東京地裁に提起。 ※昭和26.9.20和解成立。
 9. — 大映映画「サザエさんのど自慢」の上映に対

8. 10 警察予備隊令公布。
10. 1 国勢調査実施、総人口8319万9637人。
10. 1 日本中国友好協会設立。
10. 13 政府、各界にわたる公職追放解除を発表。
10. — 民間企業のレッドページ盛んに行われ、11月5日までの追放者1万人近くになる。
3. 22 第1回放送文化賞、山田耕柝・宮城道雄・徳川夢声(福原俊雄)。 ※NHKの放送開始25周年記念として設置された制度。
4. — 民間放送16社にはじめて予備免許与えられる。
5. — 日本写真家協会(JPS)、写真家の職能、地位の擁護を目的として設立。
6. 1 社団法人日本放送協会解散し、放送法にもとづく特殊法人としての「日本放送協会」設置。
7. 28 新聞、通信、放送関係のレッド・ページはじまる。
8. 25 民間放送の第一声として新日本放送放送開始、9月に中部日本放送開始。
9. 13 「チャタレー夫人の恋人」の訳者伊藤整、出版者小山久二郎の両名、猥せつ物頒布罪で起訴。
9. — 民営放送を認めた電波法の施行(昭和25.6.1)により、出願者数激増して72。
10. 13 出版界、文壇の追放解除。

定。
この年 アフガニスタン・新聞紙法<著作権
権条項§39~43>制定。

この年 エジプト・著作権法改正案作成。

この年 アメリカ・イスラエル間著作権に
関する協定締結。

23年6月より同25年5月までの間に合計
12回実施。

	入札点数	落札点数	最高印税率
第1回	98	91	36%
2回	81	58	35.5%
3回	52	39	21%
4回	64	33	31%
5回	50	37	26.3%
6回	50	42	35.6%
7回	55	34	32.5%
8回	81	40	22%
9回	53	16	21%
10回	73	22	20%
11回	79	25	13%
12回	44	16	11.5%
計	853	417	

8. 28 著作権審査会開催、議題・著作権
法改正に関する米軍司令部覚書の件。

12. — 文芸家協会、国税庁長官に対し、
「著作権の価格についての意見書」提出。

5. — ユネスコ第5回総会（フロレン
ス）開催、見解要請に対する各国政府回
答の研究、次期総会に各国専門家より成
る委員会の開催等を決議。

10. 16 ベルス同盟第2回常任委員会、リ
スボンで開催、議題・万国著作権条約の
起草計画、隣接権保護の問題等〔〜10.
26〕。

この年 国際映画製作者協会同盟（I F A
F P）ベニス会議開催、欧州各国より参
加、映画著作権に関する決議及びテレビ
に関する決議。

この年 映画館所有者の国際的会合（パ
リ）、欧州各国 31,500 の映画館の代表者
参加、映画館のテレビ対策協議。

し、漫画「サザエさん」の作者長谷川町子より著作
権侵害と抗議申し入れ。

12. 12 宮田重雄、苦心考案のネクタイのデザインを
盗まれたと怒り、鋳紡東京店に抗議。

この年 本年度使用の国語教科書、検定の関係上原文
を新かなづかいと当用漢字に改めていること問題
化。

この年 本年度の作家の高額所得者は吉川英治761万、
川口松太郎576万、宮田重雄460万等。

この年 著作権刑事事件受理17件（旧受11、新受6）。

判例 ①東宝对新東宝間の「銀座三四郎」などの仮処分
事件判決〔2. 4〕。※映画著作権の帰属について判断。

③海音寺潮五郎の大地書房に対する原稿料10万円請
求事件判決〔2. 7〕、原告勝訴。

文献 ①戒能通孝「著作権」（法学理論篇102〔法律学体
系第2部〕、日本評論新社）、②国立国会図書館立法
考査調査局〔帝国議会における著作権法改正審議概
要・著作権法改正に関する主要問題〕、③城戸芳彦
「著作権法改正私案」（文部省）、④松本和夫「文学的
美術的著作物保護に関するブラッセル改正条約の
解説」（国際法外交雑誌49—2）、勝本正晃「フラン
ス著作権法および出版契約法案」（1936年第1164号法
案）（文部省）。

3. — ドイツ・音楽著作権仲介団体ゲマGEMA、
テープレコーダー製作者、販売者、劇場等に回章を
発し、ラジオ放送又はレコード演奏をテープレコー
ダーによって録音することは著作者等の権利侵害に
なると警告、テープレコーダー製造業者がこれに反
論したため、ゲマ提訴。

5. — イギリス・スポーツ・イベントのテレビ放送
に関してBBCとスポーツ著作権協会との間に一致
を欠いたため郵政長官調停し、年間のテレビ放送回
数を100回とすることで両者間に協定成立。

10. — 日中翻訳出版懇話会発
足。

12. — 日本出版美術家連盟結
成。※日本挿絵画家協会の後身。

この年 ベストセラー、谷崎潤一
郎「細雪」、辻政信「潜行3千
里」、石坂洋次郎「石中先生行状
記」等。

この年 小原豊雲・勅使河原蒼風
等による前衛いけばな興り、次
第に盛んとなる。

この年 「越後獅子の唄」、「水色
のワルツ」、「ボタンとリボン」
等流行。

2. — ヨーロッパ放送連盟（E
BU）、イギリスで設立総会を
開く。

この年 米国テレビ放送局数は
106、テレビ台数は約900万。

--	--

11. 2 イギリス・この日死亡のバーナード・ショーの遺産総額367,223ポンド(邦貨約3億6723万円)。
この年 フランス・画家モーリス・ユトリロの絵画に関する著作権事件の判決、被告3名に体刑と罰金とを併科。
この年 アメリカ合衆国・司法省より訴追されていた ASCAP, 同意判決(承諾命令)に署名。
この年 同国・ニューヨーク地方法廷、ネットワークに与えられた放送の許諾は、そのネット放送局の全部をカバーするとの判決を言渡して、ASCAPの活動を制限。
この年 同国・本年度ASCAPの総収入約11,000万ドル, BMI約480万ドル。

昭和26年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
3. 30 文学的及び美術的著作物保護に関する著作権保護条約をドイツ連邦共和国に適用することの通告(チェコ政府のベルヌ条約ドイツ加入宣言の否認)(外務省告示第1号)告示。	4. 3 文化功労者年金法(法律第125号)公布。
6. 6 文部省設置法の一部を改正する法律<著作権条項24条>公布。※著作権審査会の名称を著作権審議会と改め、調査審議事項を拡大。	4. 5 有線放送業務の運用の規正に関する法律(法律第135号)公布。
9. 8 日本国との平和条約<著作権条項§12, 14, 15>調印(サンフランシスコ)。	5. 30 文部省著作教科書の出版権等に関する法律一部改正。
2. 12 ドイツ・ギリシャ間通商仮条約<著作権条項>締結。	6. 9 民事調停法(法律第222号)公布。
2. 13 ルーマニア・印刷され易い著作物の著作権に関する命令制定。	6. 25 「講和条約の発効に伴う措置について」(文総審第108号文部大臣官房総務課長発)通達。
4. 21 ハンガリー・文学的著作物の出版に関する規則制定。	6. — 工業所有権制度改正審議会令(政令第187号)公布。
	7. 31 日本電信電話公社法(法律第250号)公布。
	10. 6 国際連合教育科学文化機関憲章(条約第4号)公布。発効昭和26年7月23日。
	11. 26 連合国財産保障法(法律第264号)

—1951年

著作権時事	社会・文化時事
3. 27 日本音楽著作権協会、アメリカ作曲家、作詩家、出版者協会(ASCAP)と相互契約締結。 ※外国著作権団体との契約の始め。	1. — 全面講和運動、文化界を中心に展開。
4. 23 翻訳出版懇話会、講和後における翻訳権の取扱いについて自重を申合わせる。	4. 11 連合国最高司令官マッカーサー元帥、トルーマン大統領より罷免され、後任にリッジウェイ大将就任。
5. — フランス著作権事務所、フランス美術作品の著作権料取立てを各方面に通知。	9. 4 サンフランシスコ講和会議開催。
6. — 日活映画「牢獄の花嫁」の新版上映に対し、原作者吉川英治、これを著作権侵害とする抗議提出。	9. 8 各連合国との間の「日本国との平和条約」調印49カ国。
6. 28 この日死去した林芙美子の著作権の相続税上の評価100万円。※死後5年間の実際の印税収入210万円。	9. 8 日米安全保障条約調印49カ国。
7. — 日本専売公社、アメリカのデザイナー、レイモンド・ローウにピース外面の意匠作成を依頼。 ※デザイン料150万円で、専売局時代を通じての最高額。このときまでのピース意匠は昭和21年当時5千円で懸賞募集したもの。	1. 3 NHK、第1回紅白歌合戦放送。
8. 5 平凡社が5月22日に発行した世界美術全集22巻に東京芸大講師加藤顕清が執筆した文章が全く書	4. 18 日本演劇協会設立。※社団法人許可昭和28年12月25日。
	4. 21 民間放送16社、始めて予

4. 21 ドイツ・エジプト間通商条約<著作権条項>締結。
5. 1 南アフリカ連邦・1916年の著作権法を改正する法律制定。
7. 5 パラグアイ・学術的、文学的及び美術的著作物の保護及び知能的権利の公の登録の確立に関する法律を認可する法律制定(〜10)。
7. 20 ドイツ・ベル間通商条約<著作権条項>締結。
8. 1 ベルヌ条約ブラッセル規定(1948年)、12カ国の批准により発効。
9. 4 パラグアイ・著作権及び登録規則制定。
11. 16 ブルガリア・著作権法制定。
11. 16 ドイツ・レバノン間最恵国条約に関する条約<著作権条項>締結。
11. 17 「実演芸術家、蓄音機レコード製造者及びラジオ放送機関の保護に関する国際条約草案」(ローマ草案)、ローマの第1回専門家混合委員会において採択。
※この草案は、「著作権に近いある種の権利または著作権に由来する権利の保護に関する専門家混合委員会」(ベルヌ同盟事務局、国際労働機構ILO)によって起草されたもの。
12. 10 トルコ・美術的及び知的著作物に関する法律制定。
12. 12 イタリア・アメリカ合衆国間著作権条約締結。
- この年 オーストリア・著作権法全面改正法案を議会に提出。 ※エフェメラル・レコーディングを認めないため放送業者反対し、他国の態度をみるため無期延期。
- ベルヌ条約ブラッセル規定加入

公布。

2. 7 国税庁、著作権相続課税評価を大幅に修正して全国各国税局に通達。
4. 5 日本音楽著作権協会及び日本音楽著作権家組合所属作家代表、著作権法第30条第1項第8号の削除を、著作権法改正案起草審議会の名においてするよう要望。
4. — ユネスコ万国著作権条約に関する見解追加要請、日本政府に到着。 ※6月回答書発送。
5. — 日本映画監督協会、著作権法の一部改正(映画監督の著作権の確立及びその保護)を請願。
5. — 最近1年間におけるCIE翻訳図書入札は2回実施、落札点数24点、入札開始以来の出版点数260。
6. — シナリオ作家協会、著作権法の一部改正(映画シナリオの著作権の確立とその保護の立法化)を請願。
8. 1 文部省の機構改革により、著作権課、管理局より社会教育局に移管。
12. — 本年度著作権出版権登録件数、著作年月日84、実名3、譲渡111、相続2、翻訳出版物の著作権譲渡一翻訳者より出版者へ116、出版者より原権利者へ167、仮差押60、出版権設定41、合計548。

著作権法改正案起草審議会開催状況

1. 19 特別委 議題 ①レコード
1. 31 “ “ ①レコード、放送
2. 9 “ “ ①レコードの自由利用
2. 12 総会 “ ①保護期間と法定

- き変えられていること判明、加藤よりの抗議に対し平凡社編集長は、正当な編集権の行使と弁明。
8. 6 文芸家協会、改造社の印税不払い問題に対処するため、改造社対策委員会設置。
8. 7 チャタレイ事件公判に、検事側より翻訳権に関するGHQの回答書(7.31付け)を証拠として申請、弁護側より本件と無関係を主張して論戦[9.8]。
8. — 一水会員高野三三男の出品画「白のシンホニー」(二人の裸婦)と全く同一の偽作画が浅草のストリップ劇場入口に掲げられていること判明、高野より抗議し、劇場はこれを撤去。
9. 1 中部日本放送及び新日本放送、民間最初の放送を開始、日本音楽著作権協会、以後放送開始の35社と逐次契約を締結。
9. — 時事小唄の石田一松が8.19の「ラジオ寄席」で特に新作として発表した「男なら」は、作曲者が現存していること判明、問題化。 ※作曲家草笛圭三、戦時中キングレコードより発売。
9. 20 教科書会社対自習書発行社間の訴訟事件の和解成立、協定書調印[10.20]。
9. — 第12回ベニス映画芸術博覧会で大映映画「羅生門」がグラン・プリを受けたことから、賞の受取人について大映と監督黒沢明との間に意見対立、映画著作権の主体の問題に発展して論争される。
12. 17 城戸芳彦に対して日本大学より法学博士の学位授与、提出論文「著作権研究」及び「音楽著作権の研究」。
12. 24 文芸春秋新社、中野五郎「第三次世界大戦図絵」(面白倶楽部掲載)は、同社が翻訳権を取得したロバート・シャーウッド「第三次世界大戦」のダイジェストであるから著作権侵害であるとして、発行所光文社に抗議申入れ。
- この年 著作権刑事事件23(旧受6, 新受17, うち起訴2)。

判例 ①地図の偽作事件に対し、原告の請求の一部を

備免許を与えられる。

4. — 東映、東横、大泉の3社合併、東映株式会社として新発足。
4. — 日本最初の長時間演奏(LP)レコード、日本コムビアより発売。
5. 10 ラジオ東京、創立総会、仮免許4月21日、テレビジョン放送予備免許昭和28年1月16日。
6. 21 ユネスコ(UNESCO)総会(パリ)及び国際労働機構(ILO)総会(ジュネーブ)、日本に対し各加入承認。
6. 28 林芙美子歿。
7. 20 日本民間放送連盟、任意団体として設立。 ※昭和27年4月21日社団法人許可。
8. 1 日本交響楽団、NHK交響楽団と改称。
9. 1 民間放送の第1声として大阪の新日本放送及び名古屋の中部日本放送、放送開始。
※ついで朝日放送(大阪)、ラジオ九州(福岡)、京都放送、ラジオ東京等年内に開局。
9. 10 日本宣伝美術会結成。
9. 11 ベニスの第12回国際映画祭で大映映画「羅生門」(黒沢明監督)、大賞を受賞。
9. 11 末弘敏太郎歿。
10. 12 日本民間放送連盟、ラジオ放送基準制定。
10. 29 全日本工芸美術家協会発足。
12. 27 法隆寺壁画の模写完成。

8. 1	フランス、ベルギー、イスラエル、モナコ、ルクセンブルグ、パチカン、リヒテンシュタイン、ポルトガル、ユーゴスラビア（ユーゴスラビアの諸国語への翻訳権留保）、南アフリカ連邦、フィリピン。	許諾 ②レコード
2. 27	特別委	①演奏歌唱 ②レコードの著作権（30条1項8号）
3. 9	〃	①編曲 ②自由利用（30条1項2号）
3. 16	〃	①自由利用（30条1項3、4号）
3. 23	〃	①自由利用
4. 2	〃	〃
4. 14	総会	①音楽
5. 30	特別委	①映画
7. 6	〃	〃
12. 7	〃	①新聞出版
12. 18	〃	〃
3. —	ベルヌ条約常任委員会第1回小委員会（パリ）、専門委員会開催準備を進め、同盟事務局に対し、条約草案の起草を求める。	
5. —	ベルヌ条約常任委員会第2回小委員会、実演家等保護のための条約草案作成に関して決議。	
6. 18	各国派遣の著作権専門家委員会開催（パリ）、ユニスコ万国著作権条約草案確定〔～26〕。	
6. 18	ユニスコ第6回総会開催（パリ）、専門委員会作成の万国著作権草案等に関して決議を採択〔～7. 13〕。	
8. —	ユニスコ第6回総会で採択された万国条約草案に対する見解要請文書、日本政府に到着。 ※日本政府回答12. 14付（§5の翻訳権法定許諾制、附属書Iに不賛成の旨）。	

認める大阪地裁判決（損害賠償は認め、謝罪広告は必要なしとして棄却）〔10. 18〕、②株式会社日蘇通信社対中里幸作（介山弟）間の仮処分異議事件につき、東京地裁、中里の異議却下〔10. 7〕。 ※「大菩薩峠」の映画化権をめぐる事件。	この年 ベストセラー、波多野勤子「少年期」、笠信太郎「ものの見方について」、谷崎潤一郎「源氏物語」等。 この年 「東京シェーションボーイ」、「ヤットン節」等流行。
文献 ①東季彦「著作権法改正について」（日本法学17—2）、②勝本正晃「著作権に関する比較法及び立法的諸問題」（法律のひろば4—7）、国立国会図書館立法考査調査局「国際関係から見た著作権問題」。	
6. — オランダ・アムステルダム法廷、放送事業者がその週刊機関誌に発表した番組予告に著作権を認める旨判決。	
9. 4 ドイツ・ベルリン労働控訴院、創造的考案をその背後にもつ舞台装置は、これを芸術的作品とみなし、保護することが適当であると判示。	
11. 26 イギリス・下院議員ウォーター・フレッチャーは、対日平和条約の下院審議中、戦前日本による不正慣行の実例として、発明特許や著作権に関する国際諸条約の違反、著作権・商標権の侵害例を挙げて日本を論難。	
12. 4 スイス・連邦裁判所、ミッキー・マウス事件で、影像については原告の請求を認め、呼称については棄却。 ※スイス国内で喫茶店がミッキー・マウスの商号を附し、店内の家具什器にミッキー・マウスの画像を附したことに對し、アメリカ映画企業ウォルト・ディズニー・プロダクションが著作権侵害として訴えた事件。	
この年 アメリカ合衆国・この1年間における同国の裁判所（連邦及び州）の著作権訴訟事件は合計187件。	
この年 スイス・著作権管理団体スイサ（SUISA）の本年度総収入2173万スイスフラン。	
この年 カナダ・カナダ放送協会（CBC）、民間放送局（CAB）のカナダ著作権協会（CAPAC）への使用料年間支払い額約30万5000ポンド。	

	10. 25 ベルヌ同盟第3回常任委員会、パリで開催、ベルヌ条約の万国条約に対する優先性を主張、隣接権条約予備草案の起草を確認〔～10. 27〕。 11. 17 著作権に近い又は著作権に由来するある種の権利の国際保護に関する専門家混合委員会開催（ローマ）、「演出、レコード製造者、ラジオ放送機関の保護に関する国際条約草案」作成〔～17〕。 4. 25 ドイツ・連邦領土内の無国籍外国人の法的地位に関する法律制定。 4. 29 スウェーデン・不正競争法制定。 9. — フランス・フランス芸能連盟（Fédération Française de Spectacle）大会開催（リール）、実演芸能家の権利擁護について決議。 11. 26 イギリス・下院で対日平和条約に関する討議の際、戦前の日本における不公正慣習の例として、著作権及び発明特許等に関する国際条約（協定）の違反、著作権及び商標権の侵害をあげて非難。 この年 ドイツ・著作権法改正のための委員会設置。
--	--

昭和27年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 6 著作権法一部＜第7次—§35ノ3＞改正。※文部省設置法の一部を改正する法律（法律第168号）による。	1. 16 国際労働機構（ILO）憲章（条約第19号）公布。
6. 6 著作権審議会令（政令第178号）公布。※施行は公布の日、適用昭和27. 8. 1. なお本政令附則により著作権審査会令廃止。	2. 28 日米行政協定調印。
6. 6 著作権審査会議事規則の名称を著	2. 28 テレビジョン放送関係諸規則（白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式—2. 28 電監委規則2号—その他）公布。

--	--

—1952年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 大阪の新日本放送、メーテルリンクの「青い鳥」の放送許可を求めているところ、ベルギー代表部より禁止の回答。※「青い鳥」の日本における放送上演等は本人の遺志により禁止されており、昭和32年解禁。	1. 19 韓国・“李承晩ライン”設定宣言。
2. — 新東宝、谷口千吉監督、山口淑子、池部良主演「暁の脱走」（昭和25年製作）を、連合軍兵士慰問用として再編集して提供。谷口より抗議を申し込み、	4. 19 日本・西ドイツ国交回復。
	5. 1 血のメーデー、皇居前広場で警官隊と衝突。
	10. 15 警察予備隊、保安隊と改

作権審議会議事規則と変更。 ※著作権審議会令の施行による。 6. 6 著作権に関する仲介業務に関する法律一部< § 3 >改正。 ※文部省設置法一部改正法律による。 8. 8 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(法律第302号)公布。 ※施行は公布の日、適用は日本国との平和条約の最初の効力発生の日。 8. 30 文部省組織令< § 28 著作権課 >(政令第387号)公布。 ※文部省組織規程昭和28. 1. 13廃止。 2. — デンマーク・アメリカ合衆国著作権条約締結。 3. 12 フランス・流行衣類類の季節的工業の製作物の不法複製に関する法律制定。 ※ドレス・毛布・リンジャリー・刺繍・婦人用装飾品・靴・手袋・皮具その他について許諾のない第三者の複製を禁ずるもの。 7. 10 ポーランド・著作権法制定。 9. 6 万国著作権条約署名(ジュネーヴ)。 ※調印国36, 日本は代表を派遣したがこのときは署名せず、翌28年1月3日(パリ)署名。 9. 6 無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書署名(ジュネーヴ)。 ※日本の署名は条約と同じ。 9. 6 ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書署名(ジュネーヴ)。 ※日本の署名は条約と同じ。 9. 6 万国著作権条約の条件付の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附属議定書署名(ジュネーヴ)。 ※日本の署名	4. 12 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸法令の措置に関する法律(法律第86号)公布。 ※本法により、昭和24政272, 昭和21内務省令31, 昭和22内務省令4, 同7など廃止。 4. 28 日本国との平和条約発効。 4. 28 日本中華民国平和条約調印。 6. 16 文部大臣の主管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規程(文部省令第14号)公布。 6. 21 ユネスコ活動に関する法律(法律第207号)公布。 8. 5 輸出入取引法(法律第299号)公布。 ※昭和28年法律第188号で輸出入取引法となる。 11. 14 日本・パキスタン文化協定締結。 1. 14 著作権審査会、放送使用のための裁定申請33件に対し、裁定保留の措置。 ※申請者、申請を取下げ。 2. 22 日本音楽著作権協会申請の著作物使用料規程の一部変更認可。 ※レコードの部新設。 3. 13 著作権審査会、裁定諮問の4件の審議に際し、「外国著作権に関する法定許諾については、連合軍総司令部の文書による指示を受けることを要する」旨を決定し、諮問案件の裁定審議を保留。 7. 21 占領下において、著作権仲介業を営んできたフォルスター、文部大臣に対し著作権仲介業務の許可申請。 8. 1 著作権課、文部省管理局より社会教育局に移管。 8. 5 日本音楽著作権協会に対し、信託約款一部改正認可。 9. 1 文部省社会教育局長、「連合国及び
---	---

新東宝映画。 3. — 日本書院、同社が著作権をもつ地図を講談社が無断で教科書に使用して著作権を侵害したとして、印刷発売等の禁止、損害賠償500万円請求の訴訟を東京地裁に提起。 6. — 日本蓄音機レコード協会・日本民間放送連盟間に、放送におけるレコード使用に関して協定成立、日本民間放送連盟より日本蓄音機レコード協会に対して「助成金」支払い。 8. — ラジオ東京のスポーツタイムのテーマミュージックを、コロムビアが「コバルトの空」と題してレコード発売の挙に出たため、両者間に紛争起る。 9. — 二科展商業美術特賞を受けたポスター作品が、「アメリカ童謡絵本のさし絵を盗用したもの」と指摘され、二科側をあわてさせる。ただし本人は「独創的なものである」ことを主張。 9. — 三笠書房、マーガレット・ミッチェルの「風と共に去りぬ」の題名を三笠書房が商標登録しているところより、同題名を使用した出版社に対して抗議、題名登録の是非が争われる。 10. — 「ひめゆりの塔」の題名をめぐる、小説の原作者、映画会社間に紛争発生。 11. 5 ラジオ東京5月〜7月放送「線のリズム」の主題歌が、作詞者に無断で歌詞改ざん、作詞者名も変更の上キングレコードより発売されたことに対し、作詞者、謝罪広告請求の訴を起す。 12. 27 レコード各社とビーム(BIEM)代理人フォルスター間に、1955年までの4年を期間とする契約(第1次)締結。 12. — アルゼンチン音楽の使用料の支払いに関し、日本放送協会とアルゼンチン音楽著作権協会SADAICと対立。 ※SADAICより使用料の支払いを請求したのに対しNHKは法律義務なしと拒否。 この年 第13回国会提出の著作権関係法案をめぐる、著作権協議会、「国会闘争」を行なう。 この年 著作権刑事事件受理件数19(旧受8, 新受11),	称、一途強化の方向に向う。 11. 10 皇太子、立太子礼挙行。 12. 21 国連総会、日本の加入を可決。 1. — 日本蓄音機レコード協会、レコード製作基準を制定。 1. 18 「チャタレイ」事件の第一審判決、東京地方裁判所言渡。 ※訴者伊藤整は無罪、出版者小山久二郎は罰金25万円、検事控訴。 2. 1 NHK、占領下禁止されていた国際放送再開。 4. 10 NHK、「君の名は」の放送開始、人気を集め真知子巻き流行。 4. 28 講和条約の発効によりGHQ廃止。プレス・コード失効、無線に関する各種統制も撤廃。 5. — 日本文学振興会(文芸春秋社内)、菊池寛賞を復活制定し、文芸春秋5月号で発表。 7. 31 日本テレビ放送網株式会社(設立発起人会)に対し、電監委よりわが国最初のテレビ放送予備免許(第1号)が与えられる。 ※10月25日創立総会、28年8月27日本免許、同28日開局記念式典の実況放送。 7. — 日本出版団体連合会結成。 8. — ラジオ受信契約数1000万突破。 10. 9 土井晩翠歿。 12. 30 中山晋平歿。 この年 独立プロ盛ん。箱根風雲
---	---

は条約と同じ。

10. 15 モナコ・アメリカ合衆国間の著作権に関する取極め発効。
 10. 23 カナダ・興行の著作権使用料に関する命令制定。
 10. 27 フランス・イタリア間著作権協定締結。
 12. 31 ハンガリー・著作権保護局の組織に関する命令制定。
 この年 カナダ・著作権に関する条例制定。
 この年 西ドイツ・法務省、著作権法改正試案公表。

ベルス条約ブラッセル規定加入

1. 1 トルコ(トルコ語への翻訳権留保)。
 2. 14 コンゴ(キンシャサ)。
 5. 22 チュニジア、カメルーン、ダホメ、マダガスカル、ニジェール、モロッコ、マリ、コンゴ(ブラザヴィル)。
 6. 9 ブラジル。

平和条約批准書寄託

1. 3 イギリス。
 3. 3 メキシコ。
 4. 9 アルゼンチン。
 4. 10 ニューゼーランド、オーストラリア。
 4. 17 パキスタン、カナダ。
 4. 18 フランス。
 4. 28 アメリカ合衆国、セイロン。
 5. 6 エル・サルバドル。
 5. 20 ブラジル。
 6. 2 カンボジャ。
 6. 6 ドミニカ。

連合国民の著作権の特例に関する法律の施行について」(文社第345号)通牒(各都道府県教育委員会、知事、国立大学長あて)。※同様のこと、各関係民間団体に“依頼”。

10. — 実演芸術家等保護ローマ草案及び一般報告書、ベルヌ国際事務局より日本政府に到着。
 11. 27 文部省主催による第1回著作権思想普及講習会、全国6地区で実施〔～28年3月〕。※この年以後毎年開催、現在に至る(名称を著作権講習会と変更)。
 12. 24 文部省社会教育局長よりフォルスター及びレオン・ブルーに対し暫定的仲介業務継続(昭和28年3月末日まで)黙認通知。※フォルスター及びブルーは占領期間中GHQの許可を得て外国著作権仲介業を営んできたもの。

本年度著作権審査会(8月1日以降は著作権審議会)開催状況

1. 25 議題 著作物使用料規程の変更認可に関する件。
 2. 9 同上
 2. 22 同上
 3. 13 議題 外国音楽著作物使用の裁定に関する件。※留保ののち申請者において申請取下げ。
 10. 12 会長及び副会長選挙、日本代表勝本正晃等より万国著作権条約会議の報告。

本年度著作権出版権登録件数

著作年月日 136 実名 4 相続 1 譲渡 8 翻訳出版物の著作権譲渡—翻訳者より出版者へ10、出版者より原権利者へ

有罪人員なし。

文献 ①東季彦、長野伝蔵「放送と著作権」(新聞研究 昭和27.5)、②荒玉義人「サービス・マークについて」(ジュリスト76)、③野村義男「放送における国際著作権制度」(電波時報昭和27.3)、④東季彦「新聞と著作権」(日本新聞協会編「新聞と自由」所収)。

1. 10 ドイツ・ゲマ(GEMA)、連邦法務省と非公式契約締結、これにより毎年帳簿を公認会計士に監査させ、その報告書を法務省に提出する義務を負う。
 2. — 同国・西ベルリン控訴院、拳闘選手権試合の主催者から映画化権を得た映画会社が、場外より望遠レンズで撮影してニュース映画を作成した他の映画会社に対して差止め命令を求めた事件において、申請人の申立てを報道の自由を理由として却下。
 この年 B I E M、ベルギー放送協会との間に、レコードの利用に関する著作権問題について争を生じたため、その管理楽曲の使用を拒否。
 この年 アメリカ合衆国・コロムビア地方裁判所、ラジオ・プログラムのアイデアを創案者に無断で使用した者に対する補償の請求を容認。
 この年 ドイツ・法廷は、拡声器によるレコード演奏について、拡声器から15米の距離で50デシベルを超えれば著作権者の許諾が必要であり、また囲いのある場所では25米を超えれば同様と判決して、原告・被告の双方より不評。

録、山びこ学校、原爆の子、真空地帯等製作。

この年 「上海帰りのリル」、「あゝ、モンテンルパの夜は更けて」、「芸者ワルツ」、「リンゴ追分」、「テネシーワルツ」等流行。

- 6. 12 エチオピア。
- 6. 17 オランダ、ペルー。
- 6. 18 ベトナム。
- 6. 19 ノルウェー。
- 6. 20 ラオス、ベネズエラ。
- 7. 24 トルコ。
- 8. 12 キューバ。
- 8. 22 ベルギー。
- 9. 10 南アフリカ連邦。
- 9. 17 コスタ・リカ。
- 11. 4 ニカラグア。
- 12. 2 ウルグアイ。
- 12. 29 シリア、リベリア。
- 12. 30 エジプト。

10. 出版権設定 9 合計178件

2. 18 国際労働機構 ILO 第2回被傭者及び職業労働者諮問委員会のジュネーヴ会議、「ラジオ放送、テレビジョン及び音の機械的複製に関する実演家の権利」について審議し、実演家の権利に関する小委員会の報告を採択。

6. — 国際俳優連盟(英・仏・独・伊その他ヨーロッパ11カ国の俳優組合により結成)のロンドン会議、実演芸能家の権利擁護について決議。

7. 1 第4回ベルヌ同盟常任委員会開催(スイス・ヌーシャテル)、隣接権ローマ草案の各国政府への送付、条約調印外交会議の1953年秋ローマ開催等を決議(〜3)。

この年 映画製作者協会国際連合会(The International Federation of Film Authors)第1回会議、フィルム製作者は映画館、テレビによるその後の利用についても権利を有すべきであると決議。

7. 19 アメリカ合衆国・特許法(意匠を含む)制定。

8. 18 万国著作権条約採択署名のための外交会議開催(ジュネーヴ)、50カ国が代表を派遣し、その中36カ国が署名、日本からは全権委員萩原徹在スイス大使、勝本正見等が出席したが、このときは署名せず、1953.1.3署名、会議では翻訳権に関する条項に関して日米対立、日本案は会議最終日の再採決で敗れる。

10. — 第7回ユネスコ総会に万国著作権条約外交会議の成果に関する事務総長の報告書提出。

10. — イギリス・著作権委員会の著作権法改正に関する報告書、委員長Sグレイリーより議会に提出。

昭和28年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 3 万国著作権条約日本署名(パリ)。※批准及び公布昭31. 1. 28。 4. 8 協議会等設置規程(文部大臣裁定)により、著作権制度調査会設置。※同時に著作権法改正案起草審議会廃止。 8. 4 日米間著作権保護に関する条約廃棄確認(外務省告示第69号)。※同時に「韓国ニ於ケル発明意匠商標及著作権ノ保護ニ関スル日米条約」(明治41年)、「清国ニ於ケル発明意匠商標及著作権ノ相互保護ニ関スル日米条約」(明治41年)各廃棄。 10. 6 著作権制度調査会議事規則決定。※第1回著作権制度調査会議決。 11. 10 日米間、平和条約第12条に基く内国民待遇の適用に関する交換公文により暫定協定成立。※告示は昭和29. 1. 13外務省告示第4号。 11. 10 日米間交換公文及びその附属書簡一平和条約第12条に基く著作権に関する内国民待遇の相互許与一の交換。※告示は昭和29. 1. 13外務省告示第4号。 1. 16 チェコスロバキア・外国より、及び外国への文学的著作物の著作権の移動の方法を決定する情報教化省の布告公布。 2. 2 イスラエル・著作権政令を改正する法律、Knesset を通過。 3. 4 同国・著作権(ベルヌ条約)命令制定。 4. 18 ルーマニア・美術著作物の製作及	3. 26 不正競争防止法改正法(法律第26号)公布。 4. 14 1891年4月14日の貨物の原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定に加入。※発効7. 8、この加入は対日平和条約附属宣言による加入義務に基づくもの。 5. 12 日本・フランス文化協定調印。 7. 31 有線電気通信法(法律第96号)・公衆電気通信法(法律第97号)各公布。 10. 28 日米間友好通商航海条約(条約第27号)公布。※工業所有権関係の条項を含む。 2. 4 隣接権条約ローマ草案に対する日本政府の見解をベルヌ国際事務局より要請。 3. — フランス著作権事務所(代表者レオン・ブルー)、文部大臣に対し仲介業務の許可申請書を提出。 3. 31 文部省社会教育局長、ビーム(BIEM)代理人フォルスター及びフランス著作権事務所に対し、昭和28年4月1日より当分の間仲介業務黙認を継続する旨通知。 4. — ドイツと「第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国との間の協定」締結。 4. — 国際労働機構事務局より、隣接権条約ILO草案に対する日本政府の見解要請到着。 6. 25 スイスと「第二次世界大戦の影響

—1953年

著作権時事	社会・文化時事
1. 12 チャールズ・E・タトル商会、翻訳権仲介業を開始。 1. 16 筑摩書房発行の現代日本文学全集第1回配本島崎藤村集の「若菜集」に対し、春陽堂より著作権所有の旨申し入れ、明治30年8月31日に譲渡登録がなされていること判明したため、印税は遺族島崎楠雄と春陽堂との間でページ数に応じて按分することを決める。 2. — 2月1日のNHKテレビ本放送開始直後、川崎市に30円の入場料をとってテレビを聴視させる「テレビ劇場」出現、著作権の見地から新しい問題を提起。 2. — 新日本文学会とチェコスロバキア作家同盟間に新翻訳協定成立、無償で翻訳出版の途開かれる。 2. — 文芸関係の著作権仲介団体設立の運動、主として使用者方面から起される。 2. — 日本映画製作者連盟、内部機関として映画法制審議会を設け、著作権法制関係を担当、第1回会議3月10日。 4. — 東映の「大菩薩峠」映画化に対し、中里介山の弟中里幸作より異議提出、中里側より映画化禁止仮処分、東映側より妨害禁止仮処分を、それぞれ東京地方裁判所に申請。 4. — 新日本放送(NJB)の人気番組「水曜日の秘密」のうち3月4日放送の「猪の牙」が、かつてリーダーズ・ダイジェストに掲載されたスリラーものの翻案であるとの読者の投書によって、リーダーズより抗議申し入れ、NJBこれを認めて陳謝。 4. — 東京商工会議所、サービス・マークについて関係団体の意見を求める。 5. 1 ラジオ東京放送中の大木淳夫作「月の物語」に	5. 12 第五次吉田内閣成立。 7. 27 朝鮮休戦協定調印。 2. 1 NHK、東京でテレビ本放送開始。※日本最初のテレビ放送という。契約台数886。 2. — 日本映画連合会、映画法制審議会設置。※3月10日第1回総会、委員長馬淵威雄。 2. 26 新たに社団法人教科書協会設立(創立総会)。※教科書懇話会、発展的解消(同日解散総会)。 4. 1 営業用街頭放送業者数全国計611。 7. 3 国立国会図書館、P Bレポート(科学技術の文献、マイクロフィルム)の輸入開始。 8. 28 日本テレビ放送網株式会社開局。※開局式典の実況放送、本放送第一声。 9. — 映画製作5社(松竹、東宝、大映、東映、新東宝)、スター引抜き防止のため、5社協定締結。 9. — 日活、映画製作及び配給の開始発表。 10. 20 全日本広告連盟結成。 10. 29 アジア文化交流出版会創立(31年、出版文化国際交流会と改称、36年社団法人許可)。 11. — 日本映画連合会、映画製

- び取得に関する契約の規則のための命令制定。
5. 5 スペイン・エクアドル間文化条約〈著作権条項〉締結。
6. 25 フランス・1953年6月25日の政令制定。 ※公開大衆伝達用の受像機の設備運用はラジオ・テレビジョン長官の許可により、特別料金の支払いを要することを規定。
7. 8 オーストリア・著作権法改正法(連邦法律公報第106号)制定。 ※全面改正。
7. 30 アメリカ合衆国・リード議員提出の著作権法改正法律案、法務委員会付託。
11. 10 アメリカ合衆国・日本人著作物に関するアメリカ大統領の布告公布。
11. 19 スペイン・ドミニカ間文化条約〈著作権条項〉締結。
12. 22 チェコスロバキア・著作権法制定。 ※施行1945.1.1。

ベルヌ条約ブラッセル規定加入

7. 12 イタリア。
10. 14 オーストリア。

平和条約批准審寄託

1. 15 パラグアイ。
4. 10 パナマ。
5. 1 ハイチ。
5. 19 ギリシャ。
9. 4 ホンジュラス。

- を受けた工業所有権の保護に関する日本国との間の協定」締結。
8. 21 実演芸術家、レコード製造者及びラジオ放送機関の保護に関する国際条約草案検討委員会(委員長赤木朝治)、2月3日より8月21日の間に15回の会議を開き、文部大臣に結果を報告。
10. 6 著作権制度調査会第1回総会開催、会長に山田三良、副会長に赤木朝治を選出、議事規則決定の後、実演芸術家等保護条約ローマ草案に対する日本政府回答案につき審議。
10. 22 デンマークと「第二次大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国との間の協定」締結。
10. 一 文部大臣、著作権制度調査会に著作権法改正案を諮問。
12. 1 著作権制度調査会第2回総会開催、日米交換公文及び実演芸術家等保護条約ローマ草案に対する日本政府回答案議決。 ※同回答は12.23ベルヌ同盟事務局あて発送。

本年度著作権出版権登録件数

著作年月日99 実名8 相続22 譲渡22
質権設定3 出版権設定3 合計157

1. 29 ベルギー・インダストリアルデザインとモデルを保護するための勅令制定。
6. 9 アメリカ合衆国・国務長官より大統領に対し、万国著作権条約に関する報告書提出。
6. 10 同国・大統領、万国著作権条約を批准のためメッセージとともに上院に回付。 ※映画業者等、加入反対運動を展開。

- 対し、東京放送作家集団より、「シャボン玉物語」の企画を盗用したものと抗議を製作者電通に提出。
5. 16 日本音楽著作権協会会長に西条八十選出。
5. 一 文芸家協会、演劇協会、美術家連盟等8団体により、日本著作権保護同盟の設置が計画される。
7. 22 小牧正英、バレー「眠れる森の美女」の編曲を無断で使用したとして編曲者グルリットから訴えられる、小牧は著作権の買取りを主張。
7. 一 この頃原稿料の不払い、遅延続出、文芸家協会のアンケート回答69のうち60名(86%)が被害、件数139、金額1000万円以上。
7. 一 日本音楽著作権協会、無断替え歌差止めを使用者方面に通知。
7. 一 レマルク「凱旋門」(翻訳権者山西英一)が共和出版社から出版され、山西より抗議したところ、出版社側は、日米間の翻訳は自由のはずと主張。
12. 一 国立国会図書館の設計図募集要項、建築家の人格権を無視しているとして、一部建築家の排撃をうける。

この年 日本音楽著作権協会、下記外国団体との間に相互契約締結。

- ① 1.19 イタリア著作権協会(SIAE)
- ② 1.20 ドイツ演奏及び機械的複製権協会(GEMA)
- ③ 3.12 イギリス演奏権協会(PRS)
- ④ 5.20 アメリカ放送音楽協会(BMI)
- ⑤ 7.7 フランス音楽作詞家作曲家出版者協会(SASEM)
- ⑥ 9.10 スペイン著作家協会(SGAE)

この年 著作権刑事事件20件(旧受2,新受18)、有罪人員なし。

判例 「大菩薩峠」の映画化をめぐる仮処分申請事件に対する東京地裁の判決(10.7)。

文献 ①野村義男「放送著作権—ラジオテレビの新課

作者国際連合に加入。

この年 昭和21年よりこの年に至る国内189社の翻訳出版に関する文部省調査結果によれば、総数3110点、国別—米726、英581、独581、ソ連247、伊55、丁37、中36、スイス33、奥16、洪11、その他112、原著物発行後の年次—10年以内759(内訳0年165、1年117、2年106、3年84、4年62、5年58、6年37、7年38、8年37、9年27、10年23)、11年～20年325、21年～30年213、31年～40年150、41年～50年187、51年～100年672、101年以上794。

この年 「五木の子守唄」、「街のサンドウィッチマン」、「マンボ」等流行。

この年 外資に関する法律施行後3年間の技術導入件数は276。

この年 映画製作者協会国際連合総会ベニスで開催、映画著作権に関して審議。 ※日本よりオブザーバー出席。

この年 米国放送局の一週間平均放送時間は113.2時間(4.7日)、レコード利用のプロは全放送時間の47%(53.2時間)。

	12. 29 世界翻訳家連盟(FIT), ベリに設立, 日本よりオブザーバー出席。
--	---

題一」(時事通信社), 城戸芳彦「著作権条約の解説」(文部省), 勝本正晃「万国著作権条約の成立経過とわが著作権法」(ジュリスト32)。 3. — イギリス・高等裁判所, BBCと専属管絃楽団との間の契約について, ラジオとテレビは全く別個の通信メディアであるから契約はラジオだけに限られるべきであるとの主張を斥ける。 11. — アメリカ合衆国・ASCAP会員のうち少数派作詞家で組織されている SOA (Songwriters of America), 放送事業者がBMI管理楽曲以外の音楽を放送しないよう共同謀議したとして (1)NAB (米国放送連盟) の解散, (2)BMIを放送事業者の所有から分離させること, (3)15000万ドルの損害賠償を支払うことなどを請求する訴訟をニューヨーク地方裁判所に提起[11]。 この年 同国ワシントン区法廷, 広告業者の考案した音楽番組のアイデアについて, アイデアが公表されて公有にならない限り, それが具体的であり, 新規なものであるときは所有権の対象となり, 著作権では保護されなくても, それを借用した者は, 不法行為又は契約, 準契約の法理により, 報酬を支払わなければならないと判示。	
---	--

昭和29年—

—1954年

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 13 日本国及びアメリカ合衆国の国民がアメリカ合衆国及び日本において著作権に関する内国民待遇を与えられていること等が公文の交換によつて相互に確認された件告示(外務省告示第4号)。 1. 13 平和条約第12条に基く著作権に関する内国民待遇の相互許与に関する日米交換公文及びその附属書簡告示(外務省	1. 9 東京都, 騒音防止条例公布。 4. 10 第二次大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定(条約第3号)[4. 10], 同デンマーク国との間の協定(条約第15号)[6. 30]; 同ドイツ連邦共和国との間の協定(条約第16号)[7. 3], 同スウェーデン国との間の協定(条約第17号)[7. 16]各公

著作権時事	社会・文化時事
1. — 映画五社協定管理委員会, 五社協定による監督・脚本家・俳優統一契約書式を決定。 2. — 国立国会図書館の設計募集要項に対する建築家の反対運動は, 1月18日の丹下健三助教授らの反対声明書発表により激化したが, 2月に至り, 図書館側が募集要項を改めることにしたので解決。 3. — 岩波書店, 検印全廃に踏み切る。 4. — 平林たい子, 離婚問題に関する架空対談記事	6. 19 防衛庁, 自衛隊発足。 ※同日の自衛隊法, 防衛庁設置法による。 8. 12 ガットに正式加入。 9. 26 青函連絡船洞爺丸転覆 1,011名死亡。 12. 10 第一次鳩山一郎(民主党)内閣成立。

告示第4号)。※公文及び書簡の日付け昭和28年11月10日。

1. 13 日本人著作物に関する合衆国大統領布告告示(外務省告示第4号)。※布告の日付け昭和28年11月10日。
2. 20 文学的及び美術的著作物保護条約をドイツ連邦共和国に適用することの通告<ベルヌ条約をドイツ地区に適用すべき旨のドイツ連邦共和国の通告>告示(外務省告示第22号)。
7. 31 日本国イタリア国間文化協定<著作権条項>調印。※公布昭和30年11月22日(条約17号)。

1. 1 チェコスロバキア・著作権法制定。
2. 8 ガテマラ・文学的、科学的及び美術的著作物の著作権に関する法律制定。〔—11〕。
3. 15 ドイツ・著作権法改正草案(ドイツ連邦司法省、ボン)発表。
6. — フランス・文学的及び美術的所有権に関する法律案(文部省美術文化総局)発表。
7. 24 エジプト・著作権保護に関する法律制定。
8. 3 アメリカ合衆国・著作権法一部改正(法743)。※万国条約批准に先立ち、同条約①条項との抵触を避けるための措置を講じたもの。

この年 ドイツ・著作権の分野における利用団体に関する法律草案(利用団体法)(1954年ドイツ司法省)。

平和条約批准書寄託

1. 7 レバノン。

布。

6. 8 警察法改正(法律第162号)。※国家地方警察と自治体警察を都道府県警察に一体化する全面改正。
4. 15 文部省(社会教育局長)、「外国著作物の翻訳出版(昭和21.1~昭和28.12)調査について」、300の翻訳出版社にアンケート実施。※総発行数3100点に対し、原著初版発行後10年以内に出版されたものは759点と判明、10年留保の効用を示す。
4. 20 文部省社会教育局、「日米関係の設定について」、関係各方面の意見を徴する。
5. 19 外務大臣、ユネスコ国内委員会に対し、万国著作権条約に対するわが国の態度について諮問。
5. 24 日本翻訳出版懇話会、日米間翻訳権取扱に関する要望書(翻訳権10年留保と同様の措置を求めるもの)を外務省・文部省その他関係方面に送付。
7. 9 映画製作者協会国際連合の1954年度会議開催(スイス国ロカルノ市)、日本映連代表(馬淵威雄)、日本における映画著作権の問題、とくにその帰属問題について報告。
7. 21 文部大臣、日本音楽著作権協会に対し、著作物使用料規程一部変更認可。※テレビの部新設。
7. 21 日本音楽著作権協会の使用料規程一部変更認可申請に対し、文部大臣、昭和30年3月31日までの期限を附し、かつ修正の上認可。※申請2.1、官報公告2.10。
7. 21 上記認可に際し、文部省社会教育局長より日本音楽著作権協合理事長に対して「テレビ放送使用料の減額規定の適

を「主婦と生活」4月号に掲載されて、「人権蹂躪」、「著作権法違反」と抗議。

6. — 全音楽譜出版社、平田義宗「ピアノ教則本」を偽造検印で発行し、印税を横取りしたとして著者から抗議される。
 7. 10 日本文芸家協会、翻訳出版協会等により、日本翻訳本協会準備会発足。
 7. — 日本放送協会、日本蓄音機レコード協会の申し入れにより、レコードの放送使用に対して、助成金名義で年額250万円を支払う契約を締結。
 7. — 文芸家協会、NHK及びNTVの劇映画のテレビ放送に対し、著作権侵害として申し入れ。
 9. — 文芸家協会、教科書への作品転載に関して教科書協会に申し入れを行ない、両協会当事者間に交渉開始。
 10. — 荒畑寒村、日本愛国党党首、愛国出版社発行人赤尾敏及び編集者を著作権法違反、名誉毀損で告訴。
 12. 13 東京新聞社の外行関係者、外国人著作権所有者の課税問題で東京国税局の担当官と懇談。
 12. 17 大塚久雄、「近代資本主義の系譜」(弘文堂発行)の偽版発行者を著作権侵害で告訴。
 12. 24 岡田紅陽、松竹映画が同人撮影の富士山の写真を無断でメイン・タイトルに使用したとして金1000万円の損害賠償と使用禁止請求の訴訟を東京地裁に提起。※訴訟進行中両当事者間に和解成立。
- この年 コロムビアが「八戸小唄」の曲を使用して西沢爽の作詞で「鶴さん亀さん」として発売したところ、八戸市役所から物言いがつく。
- この年 昭和10年(1935年)より本年末に至る20年間の著作権刑事事件数は合計375件で、その処理内容は起訴9件、不起訴224件、中止その他142件。※法務省刑事統計年報による。
- この年 著作権刑事事件受理33件(旧受10、新受23)、有罪人員なし。

判例 東京地裁、「チャタレイ夫人の恋人」の偽本出版

2. 22 NHKテレビ受信契約数1万突破。
4. 20 東芝、グラモホン建設部新設。12月、川口工場にレコード課を設け、レコード製作に着手、翌30年9月、エンゼルレコード発足。昭和35年10月1日東芝音工設立。
7. 10 日本翻訳家協会、設立総会開催。
7. — 深刻なデフレの影響により出版社の倒産、整理、新発足激増、特価本の乱売放出も盛ん。

この年 デザインへの関心高まる。

この年 工業所有権、特許出願29,369、特許7,070、実用新案出願47,665、登録13,108、意匠出願12,412、登録6,610、商標出願31,986、登録23,460、特許庁昭和29会計年度、歳入292,242,785円、歳出295,811,332円。

この年 「お富さん」、「オー・マイ・ペパ」等流行。

7. 20 ジュネーブ協定調印。米国は調印せず、7月21日単独宣言発表。
8. 4 イギリス・テレビジョン(ITA)、郵政大臣の認可により成立。

3. 13 サウジアラビア。
4. 28 チリ。
9. 23 ガテマラ。

用に関する通達」発出。 ※これは、修正の経緯にかんがみ、その運用に遺憾なきを期せられたいというもの。

11. 29 日本映画製作者連盟、「映画著作権に関する改正希望事項」を文部省に提出。

11. — 工業所有権制度改正調査審議会、商標部会、サービス・マークについて答申案を決定。

12. — 特許庁、各界の関係者を招いてサービス・マークに関する説明会を開く。

この年 関係国より政府に対し、文獻社がアメリカ及びオランダの科学書20点以上を著作権者に無断でリプリントして販売したことを指摘し、その中止方の申し入れが行われる。

この年の著作権審議会開催状況

3. 16 総会 著作物使用料規程変更認可に関する件。

3. 18, 3. 31, 5. 12, 7. 6

特別委員会 同上

7. 16 総会 同上

11. 16 同上 会長、副会長互選

この年の著作権制度調査会開催状況

4. 30 第3回総会 実演芸術家条約予備草案に対する各国政府見解について。

9. 7 著作権法改正に関する諮問(文社第279号)。

9. 28 第4回総会 著作権法改正特別委員会設置、実演芸術家条約予備草案について。

10. 12 著作権法改正特別委員会 応用美術について。

10. 26 同上 同上

者に対し、不正競争防止法違反により有罪判決。

文献 ①城戸芳彦「著作権法と著作権条約」(全音楽譜出版社)、②法貴次郎「著作権に関する国際条約と翻訳権」(ジュリスト61)、③丹下健三「建築著作権について一金森国会図書館長に教えを乞う」(朝日昭和29年1月21日)、④金森徳次郎「丹下氏の質問に答える一国会図書館の建築設計公募について」(朝日昭和29年1月27日)、⑤法貴次郎「占領政策と著作権」(ジュリスト68)、⑥安嶋弥「著作権法改正の問題点」(時の法令151)。

3. 8 アメリカ合衆国・最高裁判所は、メーザー対スティン事件において、美術的著作物に存する著作権は、ある小さな立像が純然たる工業製品のランプ台として販売されたときにも依然有効である旨判示。

5. 21 フランス・セヌス法廷の判決、放送解説に著作権を認める。

11. 26 ドイツ・通称コシマ・ワーグナー事件に関するドイツBGH判決(BGHZ15, 249)ーリヒアルト・ワーグナーの未亡人コシマの日記・手紙の権利をめぐる争いにおいて、法廷は、私的な性質をもつ文書や日記は、著作権法の保護をうけない場合にも、著作者の同意によってのみ公表されるものであると判示。

この年 著作物の続編権の問題に関するワーナー・ブラザース映画会社対コロムビア放送会社事件実演家の権利に関するリパブリック映画対ロージャース事件、なまのテレビ放送の権利を否認するカナダ国アドミラル会社対再搬送会社事件に対する各判決。

	11. 9 同 上 職務外著作, 共同著作物及び映画の著作権について。 11. 30 同 上 同 上 12. 14 同 上 映画の著作権者について。 この年の著作権・出版権登録件数 著作年月日28 実名0 相続3 譲渡6 質権設定0 出版権設定4 合計41件 5. 17 ユネスコ第1回著作権臨時委員会開催(パリ)〔～5. 22〕。※著作権臨時委員会は, 万国著作権条約に基づいて著作権政府委員会が設置されるまでの間, 同条約に関する諸般の事務を担当する機関。 5. — 国際労働機構(ILO)の知的労働者委員会, 機械的手段方法の増加が実演家の失業を招来していることに対する対策の樹立, ロイヤリティに由来する基金の設定とその管理団体の設立を決議。 6. 28 ベルヌ同盟第5回常任委員会, スイス国ルガノで開催, 万国条約におけるベルヌ条約保全の条項に関する報告承認その他〔～7. 2〕。
--	---

昭和30年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 15 イギリス・1955年の著作権及びテレビジョン展示権法案, 議会に提出。 ※議決されなかったが翌1956年の新法に趣旨が導入されている。 2. 24 ドイツ・1952年9月6日に署名された万国著作権条約に関する法律制定。	9. 6 日本国とタイ国との文化協定(条約第12号)公布。 10. 5 日本国とメキシコ国との文化協定(条約第14号)公布。 11. 22 日本国とイタリア国との文化協定(条約第17号)公布。

--	--

—1955年—

著作権時事	社会・文化時事
1. 17 文芸家協会・教科書協会間, 年来の懸案であった教科書の著作権について, 使用料額決定等を含む覚書交換。 4. 1 日本音楽著作権協会・日本民間放送連盟間に, 「公開実演の使用料に関する諒解事項」成立。	5. 26 最高裁判所長官田中耕太郎, 裁判官会同の席上, 裁判批判に対して, 「雑音に目をかすな」と訓示。 8. 6 第1回原水爆禁止世界大会広島大会開催, 約2,000名参加, 広島アピール発表〔～8〕。

6. 24 スイス・著作権法改正。
8. 19 インド・新著作権法草案発表。
※文部大臣よりインド議会に対して行なわれたもの。
8. 21 イスラエル・著作権(国際条約)命令制定。
9. 9 ドイツ・1901年の出版権法改正。
9. 16 万国著作権条約発効。※著作権政府間委員会創設。
11. 4 ノルウェー・精神的著作物の保護期間の一時的延長に関する法律制定。

万国著作権条約加入

9. 16 ドイツ、スペイン、イスラエル、モナコ、アメリカ合衆国、ハイチ、ラオス、カンボディア、パキスタン、アンドラ、チリ、コスタリカ。
10. 5 パチカン。
10. 15 ルクセンブルグ。
11. 5 アメリカ合衆国。
11. 19 フィリピン。

平和条約批准書寄託

8. 18 イラク。
12. 27 エクアドル。

3. 8 文部大臣、昭和29年7月21日認可の使用料規程の一部変更を引続き実施したい旨の日本音楽著作権協会よりの申請を認可。
3. 8 著作権審議会開催、著作物使用料規程の変更認可に関する件審議。
3. 16 文部大臣、日本音楽著作権の使用料規程の変更認可。※レコードの修正。
4. — 東京国税局、管下税務署長に対し、外国通信社(新聞社)より日本新聞社(通信社)に供給される論説・漫画・写真の対価は所得税法第1条第2項第6号所定の著作権の使用料と認められない旨通達。※源泉徴収不要。
9. 1 特許庁、関係業者にサービス・マークの立法化に関するアンケート実施。
10. 20 上記アンケートに対して、日本民間放送連盟、放送に関しては不要との意見を決定。
11. 5 ユネスコ国内委員会、万国著作権条約の批准に関する外務大臣の諮問に対し、速かに批准して昭和31年1月27日までに批准書寄託が望ましい旨答申。
11. 7 著作権制度調査会総会開催、日米著作権暫定協定が無効となる日以降の日米関係の処理に関する審議は意見区々にわたり統一的結論を出せないため、ただ「有利に解決するよう善処方」を政府に要望するとどめることを決定。
12. 9 著作権制度調査会委員山田三良、青木朝治、勝本正晃ら、政府の万国著作権条約国会提出に際し、連名で「万国著作権条約に関する意見」を政府に提出。

この年の著作権制度調査会の開催状況

4. — 新村出の「広辞苑」を岩波書店が発行する際、同一著者による「辞苑」の発行所より、商標権侵害を理由として書名の使用中止を申入れる、「広辞林」の発行所三省堂より同様の申し入れ。
 6. — 株式会社文献社、海賊版問題に関して声明書を発表し、リプリント図書を継続発行する意思を明かにする。
 7. 15 日本演劇協会・日本民間放送連盟間に、著作物使用に関する協定成立。
 7. 23 文献社の「海賊版」問題に関し、同社と米国出版社インターサイエンス・パブリシャーズほか7社(代理人丸善社長)との間に和解成立、文献社は陳謝し、かつ以後リプリント版の発行中止を約諾する。
 7. — この月現在の翻訳権に関する仲介業務の取扱者、オリオン商事、ストラミジョーリ事務所、タトル商会、日ソ翻訳懇話会、日中翻訳懇話会、フォルスター事務所、ブリテッシュ・リテラリー・センター、フランス著作権事務所、的場実、メクレンブルグ事務所、アメリカ大使館文化交流局書籍課等の11。
 9. 15 丸岡明「生きものの記録」と題名の映画作品上映の件について、文芸家協会石川理事長らは東宝森常務らと折衝、東宝側陳謝。
 10. 8 在米日本大使館は、アメリカ商務省より、日本製WALE S印魔法瓶はアメリカ製THERMOS印の意匠を侵害している旨警告を受ける。
 12. 1 東宝、東映作品「怪盗夜泣丸」につき東京地裁に仮処分命令を申請、この題名は東宝が映画化権をもつ「オテナの塔」の主要人物名と同一であるところにより
 11. 15 自由・日本民主両党合同、自由民主党結成(代理委員制)。
 1. 4 神奈川県、青少年保護育成条例制定、各地で同様の条例制定の機運強まる。
 1. — ラジオ東京、テレビ開局。
 2. 1 日本ペンクラブ、ノーベル文学賞候補に谷崎潤一郎「夢喰う虫」を推薦。
 2. 15 イギリス政府、「テレビジョン展示法案」を議会に提出。
 3. 24 マス・コミュニケーション倫理懇談会設置。
 5. 3 財団法人日本繊維センター、大阪に設立。※外国意匠の盗作防止のため。
 7. 2 日本電報通信社、電通と改称。
 10. 3 NHKテレビ10万突破。
- この年 出版点数21,653, 発行冊数14,000万部、平均定価273.85円
- この年 雑誌総計、年末雑誌数 月刊誌、週刊紙の平均1,371。
- この年 マンボ、クイズ、プロレス流行。
- この年 映画、「浮雲」、「生きものの記録」、「暴力教室」、「エデンの東」。
- この年 「りんどう峠」、「月がとっても背いから」、「しあわせの歌」等流行。
10. 26 南ベトナム共和国独立宣言、大統領にゴ・ジン・ジエム就任。
- この年 国際的に見た書籍の生産量 (1)ソ連30811, (2)日本21653, (3)イギリス19962, (4)西ドイツ16660, (5)アメリカ12589, ユネスコ調査(布川、美術「出版概論」)。

1. 18	著作権法改正特別委	映画の著作権について。
1. 25	同 上	実演芸術家、レコード製造者、放送事業者の保護について。
2. 8	同 上	無名著作物、第二次的著作物について。
2. 22	総 会	著作権法改正特別委経過報告、日米関係及び仲介業務各特別委員会設置。
3. 22	著作権法改正特別委	改作、追及権、設計図、朗読権、翻案権について。
4. 5	日米関係特別委	日米関係の設定について。
4. 19	著作権法改正特別委	朗読権、翻案権、人格権について。
4. 26	仲介業務特別委。	
5. 10	日米関係特別委	日米関係の設定について。
5. 24	著作権法改正特別委	人格権、遺著、内秘的著作物について。
5. 31	日米関係特別委	日米著作権問題
6. 14	同 上	同 上
6. 21	同 上	万国条約問題点
7. 5	同 上	同 上
7. 26	同 上	同 上
8. 9	同 上	同 上
8. 16	同 上	同 上
8. 30	同 上	日米著作権関係
9. 20	同 上	同 上
9. 27	同 上	同 上
10. 18	同 上	同 上
10. 27	総 会	日米関係特別委経過報告。
11. 7	同 上	同 上
	総 会	会長選出。

著作権侵害、営業妨害を主張。
12. 17 上記事件につき、東京地裁は「オテナの塔に関連のあることを想起させる一切の表示、宣伝を用いてはならない」と命令、東映は自発的中止。
この年 日米暫定取極め日の失効を1年後に控え、日米関係正常化の方法について論議が行なわれ、万国著作権条約の批准について、賛成論と反対論とが鋭く対立。
この年 著作権違反事件有罪人員2名。
判例 「チャタレイ夫人の恋人」偽本の不正競争防止法違反事件控訴審判決、控訴棄却(7.22)。
文献 ①山本新「無体財産権関係法令の罰則の研究」(法務研究報告書43輯1号)、②勝本正晃＝法貴次郎「万国著作権条約の◎条項と日米関係」(ジュリスト86)。
5. 18 ドイツ、ゲルマ対グルンディッグ社(ドイツ最大のテープレコーダー製造会社)事件において、被告に対し、音楽録音のためには原告の許諾を必要とする旨の広告を命ずる上告審判決。
この年 同国、ベルリン地方裁判所、放送権は頒布権及び演奏権から流出するものである旨判示。

	10. 31 日米関係特別委 日米著作権関係の設定について。 12. 27 同 上 日米著作権関係設定に関する経過報告。 この年の著作権、出版権登録件数 著作年月日32 実名0 相続2 譲渡3 質権設定0 出版権設定8 合計45件 5. 17 万国条約第1回著作権臨時委員会開催(パリ)[~5, 22]。 6. — ILO関係の5団体(国際レコード工業連合会・ヨーロッパ放送連盟・国際俳優連盟・国際バラエティ連盟等)、ジュネーブ及びロンドンで会合し、ローマ草案の改訂を検討。 7. 22 映画製作者協会国際連合会総会開催(サン・ヤバスチャン)、映画題名の登録機関の設置が議題として提出され、新たに特別の機関を事務局内に常設[~7, 23]。 9. 16 万国著作権条約発効し、条約第11条に基づいて著作権政府間委員会を日本を含む12委員国で構成。 10. 17 万国著作権条約第2回(終回)臨時委員会、今後ユネスコも隣接権に対して積極的に他の国際機関と協同して参加すべきことを決議[~10, 21]。 11. 15 イタリア、ローマ執政官、スポーツ行事には著作権がないので自由に放送できる旨決定。 この年 アメリカ合衆国・国会図書館著作権局、国会の承認のもとに、著作権法の全面的改訂作業に着手。
--	---

--	--

昭和31年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 28 万国著作権条約(条約第1号)公布。※批准書寄託1. 28, 発効4. 28, 同時に同条約第1, 第2, 第3附属議定書公布, 日米暫定協定失効。 4. 28 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(法律第86号)公布。※施行は万国著作権条約が日本国について効力を生ずる日(昭和31. 4. 28)。 4. 28 著作権法一部<第8次改正—§15, 35>改正。※「万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律」附則3によるもので, 第一発行年月日の登録を新設。 4. 28 登録税法一部<§10>改正。※前掲特例法附則4による。 4. 28 文部省設置法一部<著作権関係§28>改正。※前掲特例法附則5による。 6. 18 著作権法施行規則改正(文部省令第17号)。 2. 25 フランス・文学国民金庫に関する法律改正。 7. 17 ILO, ジュネーブ草案(ILO草案)採択。※ILOのジュネーブ専門委員会がローマ草案を改正して作成した独自の条約草案(会談は7. 10~7. 17)。 8. 11 アメリカ合衆国・著作権局規則制定。 11. 5 イギリス・著作権令制定。 ※「1911年の著作権条令及びこの法律に関係のある他の法令の規定に代えて著作権及びその関係事項に関する新規定を制定し, 著作権	3. 13 教科書法案, 第24回国会に提出。 ※5. 24衆議院可決, 参議院審議未了。 3. 22 日米科学技術協定調印。 12. 19 国際連合憲章及び国際司法裁判所規程(条約第26号)公布(外務省告示第138号)。 1. 28 政府, 万国著作権条約の批准書をユネスコ本部に寄託。※発効4. 28。 3. 23 第24回国会提出の万国著作権条約特例法案附則中の「第一発行年月日」登録制度の新設に対し, 日本著作権協議会は「違憲」として反対し, 削除の意見書を国会に提出したが, 同法案は4月28日(参議院先議, 衆議院可決)無修正で成立。 3. 31 戦時中(昭和12年12月27日), 当時の著作権者日本ポリドール蓄音器商会から海軍省に献納された瀬戸口 藤吉作曲「軍艦マーチ」, 「引継登載洩れ発見登載」として関東財務局普通財産台帳に登録。 4. 28 万国著作権条約の対日発効に伴って日米間著作権暫定協定失効。※アメリカ合衆国に対する発効は1955. 9. 16。 10. — 戦時中海軍省に献納された瀬戸口 藤吉の「軍艦マーチ」の著作権について, 遺族より返還要望の意思が伝えられ, 防衛庁あわてる。 11. 20 日本民間放送連盟, 著作権仲介業務法の一部改正に関する陳情書を文部大臣に提出。 12. 1 B I E M 代理人フォルスター, レコード録音料の値上げを文部大臣に申

—1956年

著作権時事	社会・文化時事
1. — テレビ劇場, 大阪にも出現, 観覧料1回30円, 主としてスポーツ番組を見せる。 3. 26 ロイター, 配信契約のない記事の掲載でアカハタに抗議, アカハタは事実を認めて陳謝。 3. 31 文芸家協会・民間放送連盟間に, 著作物を原作のまま放送する場合, 改作して放送する場合, 委嘱して放送する場合等に関して覚書交換。 3. 31 文芸家協会・民間放送連盟間に, 「日本文芸家協会々員の演説放送についての申合わせ」成立。 4. 26 ©記号に関する文芸家協会よりの問合せに対し, 新聞協会は, ©記号は新聞題号附近に附し, 連載小説等の著作権を管理する旨回答。 4. 28 各新聞は, 万国著作権条約の発効に伴って, 一斉に©記号を紙上に表示。 5. — 伊原宇三郎が20年前にバリで模写したアングル作「オダリスク」を東京芸大で保管中, 5月13日東京都美術館の展覧会に出品したところ, 画面が切取られたり洗い流されていることが判明, これは人為的損傷であり「著作権侵害」であるとして伊原より芸大に損害賠償を要求。 7. 4 最高裁判所大法廷, 名誉毀損事件における謝罪広告が憲法違反ではない旨判示。 7. 15 日本演劇協会・日本民間放送連盟間に, 放送脚本の委嘱及び既成作品の使用に関する覚書交換(ラジオに適用)。 7. — 札幌に「ミュージック・サブライ」を称し, 有線によってレコード音楽を供給する新商売が生まれ, レコード業者打撃をうける。 8. — この春頃, アメリカ関係著作権使用料の値上げをレコード各社に申し入れて拒否されたフォルスター, 原盤提供を取り止める旨の最後通牒を各社に送る。	4. 1 医薬分業実施。 10. 20 日ソ共同宣言, 通商航海議定書調印(モスクワ)。※12月8日批准。 12. 19 国際連合総会, 日本の加盟を承認。 この年 設備投資急増し, 神武景気と呼称される。 1. 30 日本雑誌協会設立。 2. 6 「週刊新潮」, 最初の出版社の週刊誌として創刊。※大正11年週刊朝日, サンデー毎日, 昭和26年週刊読売, 昭和27年週刊サンケイ等以後続出, 昭和32年には女性誌のトップを切って週刊女性発刊, 昭和34年ピークに達する。 3. 22 日米技術協定調印。 3. 23 日中文化交流協会発足。 3. — 全国的に映画館新築ブーム, 東京では終戦時の94倍, 452館。 4. 2 日本ポリドール株式会社, 名称を日本グラモフォン株式会社に変更, 同時に経営首脳部を一新して再発足。 4. — 美術出版デザインセンター創立。 5. 10 出版文化国際交流会創立。※アジア文化交流出版会, 発展的解消。 6. 25 宮城道雄歿。

の存する美術著作物に関係ある意匠に関する
1949年の登録意匠条令を修正し、及び、1925
年の演劇的及び音楽的実演家保護条令を修正
し、並びにこれらの事項に関連する目的のた
めの条令」施行1957.6.1。

12. 14 ノルウェー・実演家保護のための
ノルウェー基金法(ノルウェー議会暫
定布告)制定。※1957.6.1法律として発
効。

この年 アメリカ合衆国・上院議員オーマ
ホニー、ジュークボックス課税法案(オー
マホニー法案)を上院に提出。※これは、
ジュークボックスで音楽を演奏する場合にも
著作権料支払いを要するというもの、8.14の
上院立法委で可決。

ベルヌ条約ブラッセル規定加入

1. 2 スイス。

万国著作権条約加入

1. 14 フランス。
3. 30 スイス。
4. 28 日本。
7. 27 リベリア。
12. 18 アイスランド。
12. 25 ポルトガル。

平和条約批准審寄託

7. 25 フィリピン。
8. 29 イラン。

請。

12. 18 著作権審議会開催、会長・副会長
選出。

この年の著作権制度調査会開催状況

2. 23 総会 万国著作権条約批准に伴う
著作権法の特例について。
5. 29 総会 同上及び第1回著作権政府
間委員会について。
10. 29 総会 第1回著作権政府間委員会
について。

この年の著作権・出版権登録件数

著作年月日33 実名7 相続13 譲渡11
第一発行年月日10 質権設定14 出版権
設定0 合計88件

3. 26 CISAC(作詞家作曲家協会国
際連合会)、ALAI(国際文芸美術協
会)混合委員会、「作家間の原則」(実演
家、蓄音機レコード製造者及びラジオ放
送者に新しい保護を与えないならば著作
権及びその障害なき行使を擁護するとい
う原則)を採択(ベルヌ)〔～27〕。

3. 28 中間権利(隣接権の意)の国際条約
の基礎を確立する準備作業のために設け
られた国際文芸美術協会(ALAI)と作
詞家作曲家協会国際連合会(CISAC)
の合同委員会、ベルヌで開催〔～3.29〕。

3. — ILO知的労働委員会、5団体起
草委員会(ロンドン)によって作成された
ローマ草案改訂案(§4～9)を発表。

4. — ユネスコの第4回執行委員会マド
リッド会議は、1955年の第2回臨時著作
権委員会の決議を実行すべきことをユネ
スコ事務局長に命ずる決議を採択し、こ

11. 1 日本演劇協会・ラジオ東京間に、テレビ脚本、
映画原作品の委嘱及び既成作品の放送、舞台中継等
に関して協定成立。

11. — 日本音楽著作権協会の一職員の2000万円使い
こみ事件発覚、協会経理の在り方が問題とされる。

11. — 寿屋のウイスキーの新聞広告に、萩原朔太郎
の詩「旅上」が改竄使用され、遺族より抗議、寿屋陳
謝し金一封を贈つて解決。

11. — 日本民間放送連盟、日本音楽著作権協会に対
し、協会「運営の刷新及び仲介業務の適正化」に関
して8項目にわたる要望事項を提示、料金問題をめ
ぐる長い抗争の幕を切る。

12. 26 日本音楽著作権協会、日本民間放送連盟に対
し、出所不明示のレコード放送につき、第1～4年
度の4年次に分ち、約定使用料の25%～100%の
料金を請求する旨を申し入れる。

12. 28 レコード各社、BIEM代理人フォルスター
と契約(2次)を締結。※本年より1959年までの4年間
有効。

この年 アーサーキッドの「お腹の空いた洗い熊」い
わゆる「ジョージ・ジョージ」(中山晋平の「ジョージ
の狸」をRCAビクターがジーン・フルーバーに
編曲させたもの)が大流行し、日本に逆輸入。※中
山道雄には一文も印税が入らなかったという。

この年 本年度の検定教科書の著作物使用料として教
科書協会より文芸家協会に一括支払われた金額は総
計84万9800円。

この年 著作権刑事事件起訴1、不起訴1。

判例 原告富士高連印刷株式会社诉被告富田常雄間原
稿料前渡金返還請求事件につき東京地裁原告の請求
を棄却〔1.30〕。

文献 ①勝本正晃「現代文化と著作権」(雄渾社)、②
伊藤信男「著作権関係法令、判例、文献総覧」(文
部省)、③勝本正晃「万国著作権条約の実施に伴う特

7. — 「太陽族」の横行、論議の
的となり、日活映画「太陽の季
節」など、国会で取り上げられ
る。

8. 5 五味川純平「人間の条件」
(6冊—33年1月31日)刊行。

10. 30 郵政省、中部日本放送と
大阪テレビ放送の二社にテレビ
放送を許可(翌月1日、試験放
送開始)。

10. — 外国意匠の盗用防止を目
的として日本陶器意匠センター
名古屋に、雑貨意匠センター東
京に、それぞれ設置。

11. 2 徳富蘇峰歿。

12. 1 映倫管理委員会規定制
定、新映倫発足(コミッション
—高橋誠一郎)。

12. 20 NHK、カラーテレビ東
京実験局開局。

12. 30 日本広告主協会設立。
この年 映画5社協定により、新
作映画のテレビ提供拒否と映画
スターの出演拒否とを決定。

※翌32年日活参加。

この年 「哀愁列車」、「若いお巡
りさん」、「ケセラセラ」等流行。
この年 映画「ビルマの堅琴」、
「真昼の暗黒」、「太陽の季節」、
「わんわん物語」。

れに対する各国政府の見解を求めることを決定。 ※この会議には日本よりも委員(松井ユネスコ常駐代表) 参加。

5. 一 隣接権に関する研究部会、ユネスコ事務局長及びベルヌ同盟事務局長合同の招請によりパリで開催。

5. 4 ベルヌ同盟第6回常任委員会開催(パリ)、ローマ草案採択準備のため3機関(ユネスコ・ベルヌ・ILO) 合同による専門家委員会の開催を勧告〔～5. 6〕。

6. 11 第1回著作権政府間委員会、パリで開催、「隣接権」の国際協定作成準備を進めることを勧告、日本政府委員(スイス公使松井明、文部省社会教育局長内藤誉三郎ら) 出席〔～6. 19〕。

7. 10 ILO主催の隣接権専門委員会開催(ジュネーブ)、ローマ草案及びロンドン改訂案を検討し、「実演芸術家、蓄音器レコード製造者及び放送機関の保護に関する国際条約草案」を採択。〔～7. 12〕。 ※ILOはベルヌ同盟と意見を異にしたため独自の草案を作成するに至ったもの。

9. 17 作詞家作曲家協会国際連合(CISAC) ハンブルグ会議、実演芸術家等の権利保護に関する国際条約は必要ではない等の意見を表明。

9. 一 国際文芸美術協会アムステルダム会議、実演芸術家等の保護に関する決議を採択。

11. 一 ユネスコ第9回総会、1958年早期に、ベルヌ同盟・ILO・ユネスコの3機関協同で国際条約調印会議を開催することを決定。

この年 国際翻訳家連盟第2回総会(ロー

例法ならびに③条項について」(ジュリスト108)、

④高野雄一「著作権の国際的保護」(法協73—3)。

この年 アメリカ合衆国・ニューヨーク州裁判所、クリスチャン・ディオール対ミルトン事件において、身分を偽つてディオールの展示会に入場し、原告の入場条件に反してデザインを模倣し、複製し、かつそのモデルを売却した被告に対する原告ディオールの請求を認容し、被告に損害賠償を命ずる。

	マ), 翻訳者の人格権の承認を強調。
	この年 ソビエト連邦・公にされない演劇著作物に関する標準著作(プロダクション) 契約を定める(1956. 3. 24の文化相令No. 178に対する補足命令)。
	この年 イギリス・海賊放送局を通じて広告放送をする者及び海賊放送局と何らかの取引きをする者を処罰する法案, 下院に提出。

昭和32年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 28 韓国・著作権法(法律第432号) 制定。 ※権紀4290年。	2. 14 日本・ドイツ間の文化的協力に関する協定締結。
1. 28 スウェーデン・著作権法制定。	3. 20 日本・エジプト間の文化的協力に関する協定締結。
3. 1 同国・文学的及び音楽的著作物の保護期間の臨時延長に関する法律制定。	4. 16 日本・イラン間の文化的協力に関する協定締結。
3. 4 ベルヌ同盟・ユネスコ共催の実演家、レコード製作者及び放送事業者の国際的保護に関する専門家委員会、「著作権に隣接するといわれるある種の権利の保護に関する協定草案」(モンテカルロ草案) 採択[〜3. 13]。	5. 2 輸出検査法(法律第97号)公布。
3. 11 フランス・文学的及び美術的所有権に関する法律(法律第298号)制定。	5. 27 日本・パキスタン間の文化的協力に関する協定締結。
※発効昭和33. 3. 11。	6. 1 有線放送電話に関する法律(法律第152号)公布。
3. 20 イギリス・著作権(Custom) 規則制定。	6. 3 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(法律第164号)公布。
5. 17 イギリス・著作権(図書館)規則制定。 ※1956年著作権法第7条の規定に基づき、図書館による写真複製に関して商務省の制定したもの。	1. 23 モンテカルロ専門家委員会の招請状、日本政府に到着。
6. 4 インド・著作権に関する条例制	2. 5 文部省著作権制度調査会に隣接権特別委員会設置。
	3. 12 文部省、フォルスターの音楽著作物使用料値上げ申請を却下。 ※フォルスターはさらに4. 1に再申請、これも5. 10却下。

--	--

—1957年

著作権時事	社会・文化時事
2. — 大映、島田清次郎の「地上」の映画化に際し、原作者支払いのため遺族を調査した結果、金沢市に清次郎の母の姉の孫娘が唯一の遺族として居住していることが判明したので、同人に原作者料約30万円を支払う。 ※新潮社は「地上」の一部だけ著作権を買い取っている旨主張したが証拠がないため支払われなかった。	12. 6 日ソ通商条約、東京で調印。
2. — 外国科学書の海賊版、再び国内で横行しはじめ、ユネスコでも問題にされる。	1. 1 政府刊行物サービスセンター開設。
3. 5 日本音楽著作権協会、日本民間放送連盟からの使用料規程などに関する申入れ(昭和31年11月20日付け)を拒絶。	3. 9 日本書籍出版協会、創立総会開催。 ※会長に下中弥三郎就任。
4. — 有馬頼義の「少女の眼」(オール読物昭和30年9月号)が牧電介の名前で題名、本文そのまま「探偵実話」4月号に掲載されたので、文芸家協会より発行所に抗議、牧は自ら精神分裂症と名乗り、「自分の名前が雑誌に載るのを一度見たいため投稿した」と弁明、発行所は謝罪広告、謝罪金支払いを約束。	3. 13 「チャタレー」事件に対する最高裁上告審判決、上告人伊藤、小山両名の各上告棄却。
5. 16 日本書籍出版協会、著作出版権委員会設置。	3. — 東京工大教授星野愷の研究グループによって発明されたシンクロリーダー102型、正式発表。
5. 31 日本民間放送連盟、日本音楽著作権協会に使用契約改訂を再度申し入れる。	5. 9 日本映画連合会臨時総会、改組を決議。 ※名称を日本映画製作者連盟に変更。10社の退会、日活の加入承認。
6. 10 日本民間放送連盟、「日本音楽著作権協会」の	6. 15 日本出版団体連合会解散、同団体の事業は、書協、雑

定。	3. 14	アメリカ合衆国政府より日本政府に対し、日米交換公文の延長又は新たに二国間条約を締結する意思はない旨の口上書伝達。
7. 1 ノルウエー・実演家のためのノルウエー基金法制定。	3. 29	国連事務総長の日本政府あて「著作者及び芸術家が受取る著作権使用料に対する二重課税に関する質問書」(3.29付)、日本政府に到着。※日本政府回答書、国連事務総長あて6.4付発送。
8. 28 ニーゴスラビア、著作権法制定。	4. 17	日本蓄音機レコード協会、台湾におけるレコードの海賊盤横行に対し、通産省を通じて外務省に善処方要望。
ベルヌ条約ブラッセル規定加入	10. 5	文部大臣、日本音楽著作権協会に対し、定款改正認可。
1. 6 ギリシャ。	この年の著作権制度調査会開催状況	
12. 15 イギリス。	2. 5	総会 隣接権に関する専門家会議について(隣接権特別委員会設置決定)。
万国著作権条約加入	2. 5	隣接権特別委員会 隣接権に関する専門家委員会について。
1. 24 イタリア。	2. 8	2.11 2.13
5. 12 メキシコ。	同上	同上
6. 5 ニクアドル。	2. 19	総会 同上
6. 18 キューバ。	4. 23	同上 モンテカルロ
7. 2 オーストリア。	で開催された隣接権専門家委員会の報告。	
9. 27 イギリス。	9. 20	同上 隣接権に関する日本政府の見解要請について。
	10. 25	隣接権特別委員会 同上
	11. 1	11.5 11.19 12.6
	同上	同上
	12. 10	総会 会長、副会長選出。
	この年の著作権、出版権登録件数	

運営に関し要望申しあげた案件」と題する文書を同協会に発送して、同協会の業務執行を批判する。	6. 22	NHK、日本民間放送連盟その他放送関係団体によって放送連合会設立。
6. — 三角寛、自己の造った山窩言葉を福田蘭童が別冊小説新潮(6月発行)掲載の小説中に159カ所にわたって“盗用”したとして同人に抗議、仲介者の斡旋案をのみ、出所を明示し、謝意を表することで解決。	7. 13	東京地方裁判所、「検事長と女秘書」名著毀損事件判決言渡し、宮本幹也、丸尾文六(面白倶楽部編集長)各罰金5万円。
6. — 戦地死刑囚の遺書集「世紀の遺書」のダイジェスト版「死と栄光」(長島書房発行)の出版権をめぐって紛争発生。	10. 22	郵政省、民放テレビ34社36局に予備免許下付。
6. — 日本ローマ字会編「ローマ字国語」の著作権をめぐって、その発行所教育出版株式会社との間に紛争を生ずる。	この年 NHKと日本テレビのカラーテレビジョン実験局、各予備免許を受ける。12月28日運用を開始。	
7. 4 ビーム(BIEM)の日本代理人フォルスター、蓄音機レコード協会との間におけるアメリカ楽曲録音料値上げ要求を撤回し、この旨をビーム本部に通知。	この年 出版物総数25,299、総発行冊数14,300万部、平均定価288.33円。	
8. 22 勝本清一郎編「透谷全集」の発行に関し、岩波書店と宝文館との間に紛争を生じたが、宝文館が著作権侵害を認め、出版を中止することによって解決。	この年 「有楽町で逢いましょう」、「船方さんヨ」等流行。	
9. — 日本音楽著作権協会の経営を杜撰として非難攻撃する無署名の怪文書、一部に流れる、同時に、民放がBMI構想をもち、山田耕作を会長とする新団体設立の計画も一部に伝えられる(〜10)。	この年 映画「明治天皇と日露戦争」、「戦場にかける橋」ヒット。	
9. 末 イギリス政府の招待でロンドン入りした藤山外務大臣はホテルで内外記者団と会見した際、イギリス記者より、日本業者の“意匠盗用”に関して詰問され、このことが全国に放送される。新聞にも日本黒倒記事掲載。	3. 25	欧州経済共同市場(EEC)条約調印。
10. 5 文部大臣、日本音楽著作権協会に対し定款一部改正を認可。	10. 4	ソ連、人工衛星スプートニク1号打上げに成功。
11. 12 「天長節」の作曲者奥好義の遺族が著作権使用料がとれるかどうかと日本音楽著作権協会に問い合せてきたと報道される。		
11. 20 日本音楽著作権協会、新定款に基づいて役員		

著作年月日60 実名7 相続2 譲渡24
第一発行年月日11 信託20 質権設定14
出版権設定8 出版権を目的とする質権
設定1 合計 147件

3. 4 ユネスコ、ベルヌ同盟の協力によ
ってモンテカルロに隣接権専門家委員会
開催、「著作権に隣接するといわれるある
種の権利の保護に関する協定草案」(モナ
コ草案又はモンテカルロ草案)承認〔〜
3.13〕。※日本よりの出席者、在スイス大使
萩原徹及び野村義男。

10. 7 第2回著作権専門家委員会、ワシ
ントンで開催、デザイン保護の問題の研
究をベルヌ同盟と共同で行なうこと並び
に海賊版に関する調査を行なうこと等の
決議採択〔〜10.11〕。※日本よりの出席者
文部省社会教育局長福田繁ら。

7. 23 アメリカ合衆国・下院法務小委員
会委員長ウイリス議員、デザイン保護法
案(下院第8873号法案、のちに一部修正
され上院に回付され上院第2075号法案と
なる)を、「有用な物品の装飾的デザイ
ンの創作を奨励するために」下院に提
出。

8. 1 カナダ・特許権、商標権、意匠権、
著作権に関する委員会、「著作権に関する
報告書」(8.1付け)を公表し、カナダ
が1948年のブラッセル条約に加入するこ
とを差し控えるよう勧告。

8. 8 メキシコ・著作権使用料率、政府
官報に公告。

の改選を行ない、新役員を決定、同月末会長指名に
より専務理事菊池豊三郎、常務理事金川義之就任。

11. — 木下順二、コロムビアのレコード「夕鶴」発
売に対し、「民話劇「夕鶴」の作者として」抗議。

12. — 日本棋院、棋譜を新聞から雑誌に転載(クレ
ジット入り)した雑誌社に対し、不法転載として抗
議。

12. — フォルスター、ビーム(BIEM)の代理人
を解任される。※昭和33.1.1より有効。

この年 文芸家協会の税務対策委員会よりの要望が検
討された結果、原稿料及び作家印税については、
50万円まで50%、50万超100万まで45%、100万以上
40%、が必要経費と認められ、また、同協会会員は
「業とする者」とみなされる旨、東京国税局より同協
会に通知。

この年 日本映画製作者連盟、日本文芸家協会間に、
原作使用契約書(映画)覚書交換。

この年 「背い鳥」の上演、メーテルリンク未亡人から
人形劇団ブークに対して許可。※戦後はじめてのメ
ーテルリンク作品上演の正式許可といわれる。

この年 河出書房倒産、債務約7億2,900万円、うち著
作関係4451件、1億7,240万円。

この年 著作権法違反事件有罪人員なし。

判例 ①ミュージック・サブライ事件仮処分申請事件
の判決(札幌地裁)、申請却下〔4.19〕、②同事件一審
判決、原告一部勝訴〔11.29〕。※被告控訴。③カタ
ログ写真の盗用に関する不法行為事件に対する京都
地裁判決〔9.30〕。

文献 ①高橋武「芸能家に対する保護の問題」(世界の
労働昭和32.11)、②内田晋「米国における著作権登
録制度について」(レファレンス)。

2. 9 フランス・セーヌ下級裁判所、ミュージック・
ホールの早替の芸を真似した者に罰金刑を言渡す。

--	--

昭和33年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 27 著作権に関する仲介業務に関する法律施行規則(文部省令第5号)改正。	1. 20 インドネシアとの平和条約調印。
5. 15 著作権法中一部改正法律<第9次改正—罰則強化§37～40, 42, 45>(法律第155号)公布。※施行は公布の日、第28回国会、提出者野本晶吉ほか3名、参議院修正可決4. 18, 衆議院可決4. 23。	4. 21 日本国とパキスタン国との文化協定(条約第6号)公布。
5. 22 スイス・著作権使用料徴収に関する連邦調停委員会規則制定。	1. 末 ユネスコ、日本政府に対し海賊版についての情報を提供するように要請、海賊版問題深刻化の兆により、政府、防止策を検討。
7. 23 イギリス・1958年の演劇的及び音楽的実演家保護条令(1959年の演劇的及び音楽的実演家保護条令を修正する1956年の著作権条令の規定を統合する条令)制定。	2. 13 アルゼンチン政府、同国の万国著作権条約加入以前の同国著作物を日本国内で保護された旨、日本政府に申入れ。※文部省、各団体の意向調査の上、この申入れを拒絶。
この年 ベルギー・1886年の著作権法に第	4. 30 「著作権法の一部を改正する法律について」(文社著第136号)通標。※文部省社会教育局長より都道府県知事、同教育委

11. 15 ドイツ・法廷(BGH—BGHZ 26, 52)は、「シャーロック・ホームズたりし男」という題名の映画に対する事件で、本映画は内容においてコナン・ドイルの原作とは別のものであり、著作権の侵害はないが、この題名はコナン・ドイルのものと混同される虞れあり、不正競争法違反が考えられる旨判示。
11. — イギリス・文豪モーム、自分の手紙が死後出版されることがないように、友人、同僚、家族に対し手紙をすべて焼き捨てるよう要望する手紙を送る。
- この年 ソビエト連邦・コナン・ドイルの著作権継承者ハーバート大学教授ハロルド・バーマン、ソビエト文化省を相手取って、ソ連裁判所に、シャーロック・ホームズ物のソ連語訳による収入に対し、著作権料を請求する訴えを出したが、一審より最高裁に至るまで全部却下。

—1958年

著作権時事	社会・文化時事
2. — 昭和30年より本年2月に至る間の海賊版(外国図書は無断翻刻版)発行点数は合計18点で、その国別内訳はアメリカ159点、ドイツ9点、イギリス7点、オランダ4点、他1点。※海賊版の売価は大体原書定価の $\frac{1}{3}$ ないし $\frac{1}{4}$ 程度。	1. 29 赤線廃業はじまり、東京「鳩の町」など赤線97軒廃業。
3. — 新東宝が故溝口監督作品「西鶴一代女」を、題名を「花ごよみ女一代」と変更して再上映したので、シナリオ作家協会及び映画監督協会、新東宝及び映画連に対して抗議。	7. 25 日本貿易振興会(JETRO)発足。
3. 7 翻訳版問題有志懇談会(岩手大学各学部有志で編成)、翻訳版対策に関するアンケートを261カ所に発送。	この年 岸内閣、警察官職務執行法の改正法案を国会に提出、野党および民間諸団体の猛反対を受け、法案は審議未了。
3. 22 外国文献複製(いわゆる海賊版)	この年 世界的景気後退により、不況となり、金融引締め表面化(ナベ底景気)。
	1. 11 日米教育交換計画に関する公文に署名。
	1. 26 日印文化協会発足。
	1. 27 米ソ文化協定、技術交換協定調印。
	2. 26 横山大観歿。
	4. 10 全国有線放送電話協会設立。
	5. 16 テレビ契約数100万台を突破。

21条の2(テレビに関する準備的規定)を加える単行法制定。

ベルヌ条約ブラスセル規定加入

10. 21 インド。

万国著作権条約加入

1. 21 インド。

2. 13 アルゼンチン。

員会, 国立大学学長あて。

5. 1 各レコード会社, B I E Mに対し, 契約破棄の正当の理由はない旨回答。

5. 15 海賊版防止策として, 議員提案により体刑の新設, 罰金額引上げのための著作権法の一部改正行なわれる。

5. 10 「著作権法の一部を改正する法律の制定について」(法務省刑事第7378号)通牒。※法務省刑事局長より検事総長, 検事長, 検事正あて。

5. 20 「著作権法の一部を改正する法律について」(文社第136号)通牒。※文部省社会教育局長より公立大学学長, 私立大学学長あて。

5. 20 同上通牒。※文部省社会教育局長より図書館団体, 各図書館あて。

5. 27 B I E M問題に関するフランス大使館よりの口上書, 外務省に到着。

7. 31 日本製洋食器のアメリカ・デザイン「盗用」問題につき, アメリカ合衆国國務省より在米日本大使館に対して抗議, 善処要望の申入れ。

9. 3 B I E M問題に関する在日フランス大使館の口上書(第2次), 外務省に到着。

11. 11 著作権制度調査会, 著作権記号(©)表示の方式を確定。

12. 24 B I E M問題に関する日本政府のフランス政府に対する回答書, フランス側に送付。

12. 29 B I E M問題に関するフランス政府よりの第3次口上書, 日本政府に到着。

この年 文部省主催著作権講習会に民間団体(NHK, 日本民間放送連盟, 日本蓄音機レコード協会, 日本音楽著作権協会)の協賛行なわれる。※この年以後恒例

業者20社, 海外学術書の合法的出版並びに普及発展に寄与することを目的(規約2条)として, 日本学術図書出版協会を結成し, 創立総会を開催。

4. — 学習研究社発行「高校コース」4月号「豪華附録」重要英単語熟語集が旺文社発行の英語基本単語熟語集とほとんど同じであることが判り, 旺文社より抗議, 学習研究社は謝罪して雑誌回収。

4. — 帝国書院, 自社教科書の自習書を発行した文理書院に対し, 著作権法違反として抗議。

5. — 日本音楽著作権協会, 北海道バス会社に対し, バス・ガイドの歌唱に対する使用料を請求。

6. — ラジオ東京の名作アルバムの主題曲放送に対し, 作曲者米川敏子より使用料を請求し, 著作権買取りを主張するラジオ東京と対立。※のち示談で解決。

7. 10 日本文芸家協会と日本映画製作者連盟との間に, 「映画化下交渉」に関する申合わせ成立。

7. 16 日本書籍出版協会, 出版契約書のひな型を作成。

8. 19 日本音楽著作権協会・日本民間放送連盟間における昭和31年以来懸案の音楽著作権使用料に関する交渉まとめ, 覚書交換。

9. 19 日本新聞協会整理部長会, ©記号の表記を統一し, 昭和34. 1. 1付け紙面から実施を決定。

9. — 日本音楽著作権協会の9月23日の会長選挙をめぐって協会の運営を非難する怪文書が飛び, 協会内部の対立表面化。会長には西条八十再選。

10. 6 日本音楽著作権協会, カナダの著

5. 17 大阪テレビ, 日本ではじめてビデオテープ・レコーダー使用(VTR)。

5. — 日本書籍出版協会, 国際出版連合(International Publishers association)に加入。

10. 1 文部省, 小学校学習指導要領中学校指導要領を告示。

10. 10 日本新聞協会, 同協会加盟の日報紙発行部数, 2,405万345部と発表。

10. 31 「私は貝になりたい」(橋本忍原作 岡本愛彦演出), ラジオ東京より放送。
※1961年3月23日西独ハンブルグ放送局より放送。

12. 1 日本民間放送連盟, テレビ放送基準を制定。

この年 五味川純平「人間の条件」全6巻で240万部を記録。

この年 広告費1,000億突破。

この年 年末雑誌総数1,651うち週間誌48種, 発行部数月2,800~3,000に上り, 週間誌ブームを現出。

となり、各関係団体より講師派遣。
この年 昭和33年度レコード用諸印税支払いに要する外貨資金、年間130万ドルと決定。

この年の著作権、出版権登録件数
著作年月日55 第一発行年月日7 実名
3 相続1 譲渡16 出版権設定27
合計 109件

この年の著作権審議会開催状況
5. 26 総会 著作物使用料規程の一部変更認可申請の件。

6. 9 著作物使用料規程特別委員会
同 上

7. 7 総会 著作物使用料規程特別委員会委員長の報告、同規程一部変更認可申請に関する件。

この年の著作権制度調査会開催状況

3. 10 総会 外国図書の無断翻刻について、著作権記号特別委員会設置について、その他。

5. 27 6. 10 6. 17 6. 24 7. 8
各著作権記号特別委員会

7. 15 総会 第3回著作権政府間委員会について、著作権記号特別委員会中間報告。

10. 11 著作権記号特別委員会

10. 21 同 上

11. 11 総会 著作権記号特別委員会報告とその採択、第3回著作権政府間委員会の経過報告。

8. 18 ベルヌ同盟常任委員会第7回会議、ジュネーブで開催、隣接権に関する決

著作権管理団体CAPACと相互契約締結。

10. 20 日本音楽著作権組合、日本民間放送連盟に対し、「作者名(出所)明示に関する申入れ」書を送付。

11. 26 ベン・ホーガン著「近代ゴルフの基礎」の日本語版仲介業者、同書のオフセット印刷による海賊版発行者を築地署に告訴。 ※本書の題名は「モダンゴルフ」ともいう、発行者は東京簡易裁判所で罰金刑。

12. 1 陶芸作品のデザインに印税制度がとられることになり、京都在住の陶芸作家と業者との間に協定成立。

12. 3 日本雑誌協会、©表示の記載について会員に勧奨の文書を送送。

12. — 11月コロムビア発売レコード「妻恋道中」(西条八十作詞、上原げんと作曲)の題名が、昭和12年ポリドール発売レコード「妻恋道中」と同一であることについて、後者の作詞者藤田まさとよりコロムビアに対し、道義上の問題、一言挨拶あって然るべしと抗議。

12. 17 松岡洋子、同人と衆議院議長加藤鍬五郎との対談中における加藤議長に対する質問の一部が本人に無断で削除されたと抗議。

12. 19 本年度芸術祭奨励賞を受けた堀田善衛のラジオドラマ「日本の天」再放送の際、原作者に無断で台詞の一部が削られたとして、文芸家協会よりNHKに警告。

この年 日本文芸家協会・教科書協会間に第3次覚書成立、部分的再版に対する支払、俳句短歌の使用料率増加を決定。

この年 本年秋の毎日音楽コンクールに作曲部門一位入賞作品(山内忠作品)、剽窃か模倣かで問題とされる。

議採択〔～8.23〕。 ※日本より文部省著作権課長大田周夫ら出席、本年以降、本委員会と著作権政府間委員会とは同時に同所で開催されることになる(合同審議)。

8. 18 著作権政府間委員会第3回会議、ジュネーヴで開催〔～8.23〕。 ※日本出席者はベルヌ常任委と同じ。

10. 6 工業所有権パリ同盟条約リスボン改正会議開催、改正規定調印〔～10.31〕。
※調印国31, サービス・マーク保護規定新設。

12. 15 ヨーロッパ評議会、本年1月に法律専門家委員会作成の「テレビ・フィルムによるテレビ番組の交換に関するヨーロッパ協定」を正式に取り上げ、各国代表署名。

12. 22 カナダ・著作権使用料率に関する政府告示。 ※カナダ作曲者著作権者出版者協会(CAPAC)の使用料金が著作権訴訟裁判所によって認可されたことを国務省より告示したもの。

この年 ドイツ・司法省草案「人格および名誉の私法上の保護の新秩序のための法律案」発表、報道関係者より烈しい非難を受ける。

この年 アメリカ合衆国・上院議員フルブライト、使用自由の楽曲の著作権を政府の所有とし、その実演料の取立てを行ない、これを音楽の創作と鑑賞を奨励する目的に使用する法案を国会に提出。

この年 本年度教科書の著作物使用料として、教科書協会より日本文芸家協会に対し、約83万円を一括支払う。

この年 著作権法違反事件33(旧受10, 新受23), 有罪人員1名。

判例 ①「チャタレイ夫人の恋人」偽本の不正競争防止法違反上告事件に対する最高裁判決、上告人の上告棄却〔3.27〕。

文献 ①大田周夫「著作権のはなし」(旬刊公報7.11号より10回連載), ②伊藤信男「テレビ著作権の基礎知識」(日本民間放送連盟), ③杉林信義「意匠と美術の法的限界」(日本法学24—4)。

3. 13 フランス・セヌ民事裁判所、グラモフォンレコード会社がシャリアピンと独占契約のもとに、同人の「ヴォルガの船唄」をレコード「巨匠の声」中に収めて発売したところ、コンサーテアム社がこれを複製してLPレコードに録音したので訴えを起こした事件において、録音権侵害として、レコードその他一切の関係物の破棄を判決。

4. 21 台北の本屋2社は、21日の新聞広告で、エンサイクロペジア・ブリタニカ1959年版全24巻の「海賊版」を売り出すと発表。 ※米国では500ドルのものを50ドルで販売すると。

昭和34年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. — アメリカ合衆国・第86回議会にジュエックボックス課税法案提出。	4. 13 特許法(法律第121号)公布。 ※大正10年の特許法に代わるもの。
3. 11 ソビエト連邦・最高ソビエト常任委員会の命令。※同国の全ロシア中央執行委員会及び人民委員評議会の著作権に関する1928.10.8の合同決議に修正を加えたもの。	4. 13 実用新案法(法律第123号)公布。 ※大正10年の特許法に代わるもの。
5. 26 ドイツ・著作権及び隣接権保護に関する法律の法務省草案発表。※1954年報告書草案を修正したもの。	4. 13 意匠法(法律第125号)公布。 ※大正10年の意匠法に代わるもの。
6. 1 「テレビ放送の保護に関するヨーロッパ協定」成立。	4. 13 商標法(法律第127号)公布。 ※大正10年の商標法に代わるもの。
この年 アメリカ合衆国・著作権規則制定。	7. 10 新「送りがなのつけ方」, 閣議決定。
ベルヌ条約ブラッセル規定加入	10. 15 輸出品デザイン法(法律第106号)公布。・※本法に基づき「デザインの登録の区分を定める省令」(通産省令第108号)公布。
7. 5 アイルランド。	3. 7 日本音楽著作権協会, 著作物使用料規程の一部(レコード録音に関する部分)変更認可を申請。
万国著作権条約加入	4. 15 B I E M 問題に関する在日フランス大使館よりの口上書に対する回答の政府口上書, 同大使館に送付。
1. 20 アイルランド。	6. 16 JOC(日本オリンピック委員会), 五輪マークと標語を, 公共, 教育, 報道以外の団体, 商社, 個人には使用を拒否する基本態度を決定。
1. 22 リヒテンシュタイン。	8. 13 日本特許協会, 著作権法改正に対する意見書を文部省に提出。※「意匠権と著作権法との関係を明確にすること」など4項目より成る。
10. 17 レバノン。	10. 1 著作権制度調査会開催, 議題「第4回著作権政府問委員会について」。
	10. 15 五輪マーク保護に関する国際会議が10月中にアテネで開催される予定であ

—1959年

著作権時事	社会・文化時事
1. 1 日本新聞協会加盟各社, ©著作権表示を一斉に実施。	9. 12 大蔵省, ドル為替の自由化を実施。
1. 17 フランスの音楽著作権管理団体 S A C E M の会長ジョルジュ・オーリック(G・Auric)ほか2名, 日本の音楽著作権事情視察のため来朝, 関係方面と懇談。	この年 日本経済の実質成長率17% (岩戸景気)。
1. 23 昭和33.10.31放送ラジオ東京昭和33年度芸術祭受賞テレビドラマ「私は貝になりたい」(橋本忍作・岡本愛彦演出)に対し, 元戦犯死刑囚加藤哲太郎なる者, 「著作権」及び「題名権」を主張して, 日本著作権協議会に仲裁斡旋を申し立てる。	1. 10 NHK東京教育テレビジョン開局。
1. 24 著作権協議会仲裁委員会名義をもってラジオ東京に対し, 上記事件に関し答案書請求の文書送付, 同時に新聞発表行なわれる。	5. 1 毎日, 読売両新聞社, 札幌で漢字テレ・モノタイプ式による印刷発行開始。
1. 28 ラジオ東京, 著作権協議会の事件取扱い態度を不満とし, 仲裁斡旋を受けることを拒否, 事件は紛糾のきざしを見せる。	6. 1 朝日新聞社, 札幌でファクシミリ電送受信による印刷発行開始。
1. 31 日本民間放送連盟及びラジオ東京, 著作権協議会に対し, 「私は貝になりたい」事件の取扱いに関する連名の質問書を送付。	6. 10 国立西洋美術館開館式。
1. 30 日本著作権協議会, B I E M よりのレコード使用料率問題に関する照会に対し, 同事務局長あて中間報告の回答書発送。	7. 21 日本放送協会, 国内無線基準及び国際無線基準実施。
2. 5 日本蓄音機レコード協会, 1月30日の著作権協議会の中間報告の趣旨に関し, 同協議会に質問書を送付。	9. 9 朝日ソノプレス社創業, 翌年12月10日, 朝日ソノラマ刊行開始。
2. 4 新聞テレビ映画社, 日本教育テレビが2月4日放送した「しかし, 私は考える」の番組が, 勝手に編集し直したため見ても何が何だか判らないものになってしまったとして, 編集権と原作権の侵害を主張, 抗議, 放送責任者の処罰を要求。	10. 6 コダマプレス社創業, 11月10日, わが国初めてのフォノシート開発。
	10. 10 日本新聞協会, 加盟日刊紙総発行部数23,742,895部と発表。
	10. 18 テレビ契約台数, 300万突破。※NHK調べによる実際の台数は400万を超える。
	10. — 財団法人日本輸出雑貨センター設立。
	11. — 日本機械デザインセンタ

ったところ、主催国のギリシャより会議延期の通知が外務省に到着、同省より体協に伝達。※ギリシャの発議で40カ国に出席を要請、条約案文も既に到着していたもの。

11. 4 ベルヌ同盟事務局より、保護期間の延長に関する質問書(「貴国は保護期間の延長を考慮しうるか」等)、日本政府に到着。※政府は関係団体の意見を求めた上、1960.8.18付け回答書発送。

12. 16 ユネスコ・ベルヌ同盟・ILOの3団体より、隣接権に関する専門家委員会開催の予定及び委員会メンバーの候補者推薦の希望、日本政府に通知。

この年 著作権法改正に関し、文部省が音楽的著作物のレコード録音について法定許諾制採用の意向を明らかにしたところより、作詞、作曲家の専属制揺らぎ、作曲家優位の態勢になるとして作詞家の一部で反対。

この年の著作権・出版権登録件数

著作年月日71, 第一発行年月日5, 実名7, 相続69, 譲渡28, 出版権設定1, 合計191件

4. 20 応用美術及びデザイン保護国際研究部会、パリで開催、21カ国から代表出席、ほかに関係国際団体も参加〔〜4.23〕。※この研究部会は著作権政府間委員会・ベルヌ同盟・工業所有権パリ同盟によつて採択された勧告に基づいて設置されたもの。

9. — ベルヌ国際工業所有権事務局、ニュースの保護を不正競争防止の見地から取り上げ、新聞情報に関する不正競争行為の禁止についての約定案を研究することを目的とする専門家委員会をジュネー

2. 11 B I E Mより各レコード会社に対し、フォルスターの解任とレオン・ブルーの新任を通告。

2. 12 日本書籍出版協会、出版物印刷用の写真銅版の所有権帰属問題について、東京高裁に鑑定書提出、その所有権は印刷者ではなく出版者にあるとの結論を出す。

2. 17 橋本忍、「私は貝になりたい」事件の仲介斡旋を受諾。※同人監督による映画化計画推進のためと弁明。

2. 18 「私は貝になりたい」事件の和解成立し、加藤哲太郎は申立てを取り下げる。※和解条件は、ドラマの原作者は橋本、ただし遺書部分は加藤に著作権が属するというもの、「題名権」には触れていない。

3. 1 文芸家協会・電通間に、作品使用(放送)契約成立、有効期間昭和34.3.1〜35.2.28。※文芸家協会の代理店対策の第一歩。

3. 7 日本蓄音機レコード協会、日本著作権協議会に対し、同協議会よりB I E Mに送付されることが予想される回答書に関して申入れを行なう。

3. 10 日本著作権協議会、B I E M事務局長に対し、B I E Mよりの質問に対する回答書を送付。

3. 18 日本蓄音機レコード協会・日本民間放送連盟、東季彦・戒能通孝・勝本正晃・城戸芳彦らは連名で、日本著作権協議会の各代表理事に対し、同協議会の運営の改善を求める要望書を送付、3月中に改善の具体案作成を求める。

3. — ラジオ東京、「放送と著作権」座談会開催、出席者は戒能通孝・布川角左衛門・長野伝蔵・河口静雄・森田正典・野村義男・伊藤信男の7名。

※速記記事「調査時報」4月号に掲載。

4. 2 ヨーロッパ盤レコードを製作している国内レコード会社8社、在パリのB I E Mより4月1日までに規定の使用料を支払わないときは契約を無効とし、再契約をしない旨の最終的通告を受ける。

4. 6 ベストセラー「人間の条件」(五味川純平作)に、軍歌「曉に祈る」の3小節が叙景のため挿

一発足。※11月11日より特定輸出品の登録業務開始。

11. 10 シンクロリーダーの発売を契機として「音の出る雑誌」時代を現出、月刊「KODAMA」[11.10]、「朝日ソノラマ」[12.16](創刊)、「マイニチ・ニコ」(サンデー毎日に添付、近く発行予定)等発売、又は発売計画。

11. 18 日本放送作家協会、作家の利益擁護等を目的として結成、創立総会開催。※会長に久保田万太郎就任。

12. 21 ソン科学技術交流協会設立総会開催。

この年 31年創刊の「週刊新潮」の成功により、33〜34年に週刊誌ラッシュが起こり、34年5月には週刊誌発行部数1,200万部に達する。

この年 船橋聖一「白い魔魚」名誉毀損事件、岐阜地裁で原告の請求棄却の判決。

この年 「黒い花びら」、「南国土佐を後にして」等流行。

この年 映画「荷車の歌」、「にあんちゃん」、「さすらい」、「24時間の情事」等。

1. 2. — ソビエト連邦・自動式宇宙ステーションをのせた宇宙ロケットの打上げに成功。

- ブで開催。
10. 12 ベルヌ同盟第8回常任委員会開催(ミュンヘン)、日本より文部省社会教育局長福田繁ら出席〔～10.17〕、同時に、第4回著作権政府間委員会開催。
9. 4 中華民国・大英百科辞典の海賊版に対して発禁処分。
9. 4 デンマーク・不正競争ならびに商品表示に関する法律公布。

- 入使用されていることにつき、作詞者野村俊夫は発行者三一書房に対して損害賠償金10万を請求し、これを拒絶されたため著作権侵害として告訴。
4. 15 日本蓄音機レコード協会・日本民間放送連盟、日本著作権協議会に対する質問書の回答がないため、協議会運営改善の見込みなしとして協議会のメンバーより脱退、それぞれ声明書発表。
4. 18 各レコード会社、BIEMより契約破棄の通告を受ける。
4. 27 日本音楽著作権協会、本年度通常総会において、著作物使用料額の是正と著作権法30条1項8号の規定の即時撤廃を決議。※物価は戦前の400倍、使用料は50倍という。
4. 30 同日死亡の永井荷風の著作権の相続税課税のための評価に、東京国税局頭を悩ます。
6. — 講談倶楽部賞の当選作として同誌6月号に発表された有城遼二「殉教秘聞」、盗作であることが判明して授賞を取消される。
6. 1 日本放送協会、効果団以外の楽団・合唱団・劇団の構成員の契約方式を、従来の専属制より諸負的な優先出演契約に切り換える。
6. 27 警視庁北沢署、外国図書館の無断複製事件につき、数物科学研究会の家宅捜査を行ない、海賊版21種を押収。
7. — 東京新宿の劇場で、原作者三村伸太郎に無断で「伊那の勘太郎」を上演し、原作者の名前も表示しなかつたため、原作者より抗議し、プログラムその他の印刷物に原作者氏名を表示すること、上演料を支払うことで解決。
7. 12 帝国ホテル旧館の取壊し計画が樹てられていることに対し、設計者ライトに学んだ一部建築家より反対運動が起こされる。
7. — 北海道放送が取材した札幌大サーカス大火のテレビニュース・リールを、米国の二十世紀フォックスがUPIを通じて入手、「世界ニュース」に編集して日本に逆輸入、各地で上映されたため、北海

--	--

道放送よりUPI及び二十世紀フォックス社に抗議、2社側において陳謝。

8. 26 日本音楽著作権協会、日本書籍出版協会及び日本雑誌協会に対し、著作物使用料規程の改訂(50%値上げ)その他を提示。

8. — 日本音楽著作権協会、著作物使用料規程変更案を発表、最高6倍にも上る大幅値上げを計ったため、出版・映画・放送の各業界より激しい反対を受ける。

9. 7 日本書籍出版協会及び日本雑誌協会、日本音楽著作権協会に対し、5項目の要望書を提出。

9. 8 中部観光株式会社代表取締役山田泰吉名義で発行されたパンフレット「音楽著作権の紛争について」、日本音楽著作権協会の不当を訴える。

9. 10 日本音楽著作権協会、日本民間放送連盟間に契約更改成立。 ※全体的に約3割値上げ、曲別契約に統一を計ったもの。

9. 10 日本音楽著作権協会・日本蓄音機レコード協会・日本放送協会・日本民間放送連盟の4団体の協力によって、著作権資料研究所設立されて業務開始。

9. 25 北海道新聞社、実業之世界北海道特集号(8月号)に同新聞社発行物より多数の写真・記事・広告等が無断転載されていることを取り上げて抗議、日本著作権協議会の仲介斡旋成らず、新聞社側東京地検に告訴したため実業之世界社事実を認め、謝罪広告を出す。

9. — 昭和30年に松竹が映画化してヒットした柴取三義作「二等兵物語」の続編第8部の製作を松竹が企画したため、原作者より中止方申し入れ、松竹は題名を「新二等兵物語」と改め、主人公名も変え、著作者名を削除して企画を進行させる。

9. 30 昭和32.1.1～同34.9.30間におけるデザイン等の“盗用”に関する海外からの苦情申入れ件数は、合計112件。

10. 10 日本音楽著作権協会、東京のキャバレー6店に対し、無断演奏の理由で東京地検に告訴。

10. 10 尺八都山流出版協会田中理事長, 尺八読本を偽造されたとして全音楽譜出版社(関係者)を告訴。
10. 23 安部公房が2年前にCBC中部日本放送の依頼により芸術祭参加作品として著作, ラジオ放送された「兵士脱走」を, 10月9日NHKテレビ(大阪)から同じく芸術祭参加作品として「日本の日蝕」と改題の上放送させたことに對し, 朝日新聞・週刊朝日等は「焼き直し」・「二重売り」の表現を用いて報道, これに對し文芸家協会は, テレビ・ラジオは表現上別個のものであるから安部公房の態度は正当であるとして記事訂正に関する希望を申し入れる。
10. — 「二等兵物語」の作者桑取三義, 松竹映画「新二等兵物語」に對し, 著作権侵害の抗議を提出し, かつ東京地裁に仮処分命令を申請。
10. — 婦人公論第2回女流新人賞に入選した西村みゆきの「針のない時計」, フォークナーの「サンクチュアリ」の一部を“盗用”したことを指摘されて問題化し, 授賞を取消される。
10. — 久保田万太郎作として9月の新橋演舞場で上演された「一葉伝」に對し, 制作者青江舜二郎, 自己の作品と抗議申入れ。 ※示談成らずして一旦は青江より提訴したが, のち解決。
11. 28 日本音楽著作権組合, 第1回「著作権を守る音楽文化の集い」を日比谷公会堂で開催。 ※第2回昭和40年10月開催。
12. 5 著作権法学会, 著作権問題懇談会開催。
12. 15 日本音楽著作権協会, 著作権侵害を理由に名古屋のキャバレーに對して楽器等使用禁止の仮処分命令を受け執行したところ, キャバレー側より営業妨害で告訴される。
12. 17 警視庁, 榎方志功の版画を偽造したえくらん社及び富士見出版社関係者を, 著作権法違反及び印章偽造行使の疑いで書類送検。
12. — 名古屋観光社交事業協会著作権問題対策委員会, 「あなたは音楽を買わされる・音楽著作権協会紛争について」と題するパンフレット発行し, 音楽

著作権協会の“暴挙”を訴える。

この年 教科書協会は文芸家協会に対し、同協会関係昭和34年度教科書掲載料として、合計金1,280,592円を一括支払う。

判例 ①ミュージック・サブライ事件控訴審判決、札幌高裁より言渡し、1審判決一部変更[5.29]。サブライ側上告、レコード会社側附帯上告。②「訓話の事典」をめぐる著作権侵害損害賠償請求事件につき東京地裁、著作権侵害は認めるも損害額の証明なしとして原告の請求を棄却する判決[10.6]。③日本音楽著作権協会・中部観光株式会社間の仮処分申請事件につき名古屋地裁、申請人管理の音楽著作物の使用禁止の決定を出す[12.11]。④日本音楽著作権協会・中部観光株式会社間の間接強制申立事件につき名古屋地裁、申立人の申立認容[12.24]。

文献 ①伊藤信男「綜合近代著作権文化史年表」(文部省)、②特集「音楽著作権について」増沢健美・伊藤信男・紙恭輔(音楽芸術、昭34.7)、③特集「ビーム問題とその背景」松井正道・中島健蔵・染野義信・沢木敬郎(ジュリスト、6月10日)、④阿部浩二「著作権の基礎構造」・東季彦「出版契約の意義及び性質」・法貴次郎「万国著作権条約の成立」(以上「現代私法の諸問題(下)」所収、有斐閣)、⑤大田周夫「統著作権のはなし」(旬刊公報、34.1.1より10回連載)、⑥同「著作権と企業との関係について」(特許管理、9-9)。

2. — ドイツ・隣接権管理有限責任会社(Gesellschaft zur Verwertung von Leistungschuttsrechten m. b. H. 在ケルン)、国際蓄音機工業連盟ドイツ支部とドイツ交響楽団連盟とによって設立。

12. 8 スイス・連邦裁判所、1936年の同裁判所の判決を覆えして、実演芸術家及びレコード製造者の権利はスイス著作権法上著作権として認められていた

--	--

昭和35年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 22 ヨーロッパ評議会(Council of Europe), ストラズブールで会議を開き, 「テレビ放送の保護に関するヨーロッパ協定」を採択。 この年 スウェーデン・著作権法及び写真の権利に関する法律の各改正案発表。 万国著作権条約加入 1. 6 チェコスロバキア。 1. 13 ブラジル。 8. 31 ベルギー。	12. 3 日本・イギリス文化協定締結。 1. 22 文部省, 著作権保護期間の延長について民間25団体の意見要請(雑社第15号)。 2. 12 文部大臣, 日本音楽著作権協会に対し, 業務執行方法(著作物管理手数料の料率)の変更認可。 2. 20 日本書籍出版協会, 文部大臣に対し, 日本音楽著作権協会の著作物使用料規程改正案について反対の意向を表明して善処方要望。 2. 23 著作権制度調査会総会開催。 3. 5 日本音楽著作権協会の業務に関する質問書, 春日一幸(民社)より国会に提出。 3. 11 著作権審議会総会開催。 4. 15 第1回隣接権特別委員会開催。 5. 30 著作権審議会総会開催。 5. 31 文部大臣, 日本音楽著作権協会に対し, 著作物使用料規程一部変更認可。 ※全面的に約20%料金値上げ実現。 8. 11 隣接権条約ヘーグ草案に対する見解要請(ユネスコ・ベルヌ同盟・ILO

い旨判決。 12. 22 アメリカ合衆国・ジョセフ・フォン・スタンバーグ監督, 20世紀フォックス映画「嘆きの天使」は同人が30年前マルレーネ・デートリッヒ主演で作った同題名の映画を盗用, 改作したものとしてフォックス社, 出版社, プロデューサーなどを相手取り, 100万ドルの損害賠償請求の訴訟を起こす。	
--	--

—1960年

著作権時事	社会・文化時事
1. 20 文芸家協会理事会, 文芸家協会勧奨出版契約書案を承認。 1. — このころ中国で日本書籍ブーム起こり, 年間輸出約2億円に達する。 2. 29 文芸家協会・映連間に, 原作使用に関して, 契約書を使用すること, 契約と同時に使用料額の最低40%を支払うこと等の申合わせ成立。 4. 1 日本蓄音機レコード協会・日本民間放送連盟間に, レコード使用に関する協定成立。 4. 14 日本新聞協会の新聞マイクロフィルム懇談会, 新聞紙面をマイクロフィルムに撮影し永久保存を図ることにつき, 国立国会図書館と契約することを了承。 4. 16 大藪春彦の原作「火制地帯」による東宝映画「顔役傭に死す」(4.16封切)に対し, 東京創元社より, 同原作は米国のハードボイルド作家ロス・マクドナルドの「憂愁の町」(同社出版)の盗作とのクレームつく。 5. 31 文芸家協会, 著作者の死後30年以上50年未満の文芸関係出版物について, 特に50%の印税支払を新潮社・講談社・中央公論社等6社に要請, 出版社側は6月8日日本書籍出版協会にこれを移し, 同協会が解決にあたることを決定。 6. 7 日本美術家連盟は, 連盟ニュース91号(3月	1. 19 日米新安保条約, 改正日米行政協定, ワシントンで調印。 5. — 安保条約改正阻止運動各方面に起こる〔〜6〕。 6. 19 日米新安保条約, デモ隊の国会前座り込みの中で自然承認となり, 批准書交換発効〔6.23〕。 10. 1 中間集計総人口9346万6830人。 4. 30 ソニー, 世界最初のトランジスターテレビ発表。 5. 1 共同通信社, 漢字テレタイプによる配信開始。 8. 11 テレビ受信契約総数500万突破。 9. 10 NHK, 日本テレビ, ラジオ東京, 朝日放送, 読売テレビ等カラーテレビ本放送を開始。 9. 13 日本蓄音機レコード協会, レコード製作基準管理規定

発翰), 日本政府に到着。

10. 11 著作権制度調査会開催, ヘーグ会議日本代表石川吉右衛門東大教授より報告。

11. 一 B I E M, 日本代表者ブルーの名義で著作物使用料引上げの認可申請。

11. 10 日本雑誌協会, ヘーグ隣接権条約草案に対する文部省よりの意見要請に対し, 同草案は時機尚早で研究段階にある旨の見解提出。

12. 1 C I S A Cより, 著作権法30条1項8号の規定廃止の要望書, 日本政府に到着。

12. 9 第2回隣接権特別委員会開催, 続いて第3回12月16日・第4回12月20日開催。

12. 15 フランス政府のB I E M問題に関する口上書に対する日本政府の回答書, 外務省より発送。

12. 27 文部大臣, 日本音楽著作権協会に対し, 信託約款一部改正認可。

この年 レコード会社対ビーム (B I E M—国際機器刊行事務局) 間のレコード録音使用料率の解釈 (日本音楽著作権協会の著作物使用料率は「法定料率」であるか否か) をめぐる両者間の紛争は, 再三にわたるフランス政府よりの口上書に加えて民間団体の介入があって混乱を生じ, 日仏両国政府間の問題にまで発展する様相を示すに至る。

この年の著作権出版権登録件数

著作年月日50, 第一発行年月日7, 実名15, 相続1, 譲渡31, 抹消19, 質権設定19 合計142件

発行)に「著作権協議会改革の必要」と題する一文を掲げたところ, 同協議会は連盟に対して総会の通知をなさず, かつ会員名簿より連盟を削除する処置をとったので, 連盟は抗議書及び理由書を同協議会に発送。

6. 8 日本書籍出版協会著作権出版権委員会, 文芸家協会よりの著作権消滅作品への印税支払要請は, 直ちに受け入れられないと議決, 理事会〔6.29〕, これを承認。

6. 一 私立大学図書館協会, 「マイクロ写真サービス相互利用規約」を作成。

7. 1 日本音楽著作権協会・日本民間放送連盟間に, 昭和34年11月28日付け申請の著作物使用料規程変更案に関する合意成立し, 覚書を交換, 同日付け諒解事項(1)及び9月1日付け諒解事項(2)成立。

7. 5 フジテレビが7月5日より放送を始めた「にっこり右門」に対し, 「むっつり右門」の作者佐々木味津三の亡亡人より「著作権侵害」と抗議, このためフジは, 2回目(7.12)より企画を全面的に変更。

7. 15 日本書籍出版協会, 文芸家協会要請の拒否を全会員に通知。

8. 11 「この道」, 「赤とんぼ」等を含む「山田耕作童謡百曲集」その他15曲の著作権, 著作権者日本ポリドール蓄音器株式会社より作曲者山田耕作に返還され, 譲渡登録完了。※当時の新聞報道に「無条件返還」とあったのは誤りで, 相当の代償が支払われたという。

8. 一 大藪春彦「街が眠る時」(講談社発行・日活映画化), 米国作家フランク・ケーンの「特ダネは俺に任せろ」の盗作として問題化。

9. 1 日本音楽著作権協会・日本民間放送連盟, 著作物テレビ使用契約を締結。

9. 13 日本書籍出版協会の著作・出版権問題委員会, 出版美術協議会よりの「原画を著作権法に基づいて尊重せよ」との申し入れに対し, 慣習上直ちに解決することは困難との意見をまとめる。

10. 8 東京の青木書店社長, 医学書の海賊版を出版

制定。

9. 20 総理府, マスコミと青少年に関する懇談会を設置, 委員66名発表。

10. 14 日本放送協会長に阿部真之助就任。

10. 16 日本広告主協会, 10項目の広告倫理基準「正しい広告」を制定。

11. 29 ラジオ東京, 東京放送(TBS)と改称。※TV時代への移行, 「ラジオ」を冠した社名をもつ各社の社名変更続出。

12. 31 テレビ受信契約総数1,500万突破。

この年 低俗出版物, テレビ番組に対する腐正の声強くなり, 各業界対策に大わらわ。

この年 教科書, 採択総部数21,762万冊, 総生産額18,509百万円。

この年 出版点数23,682, 総発行部数19,300万部, 平均定価441円36銭(新刊)。

この年 映画製作本数548本, 全同映画館数7457館, 史上最高。

この年 「豚と軍艦」, 「裸の島」, 「ベンハー」, 「チャップリンこの独裁者」等。

この年 「潮来笠」, 「誰よりも君を愛す」, 「ありがたや節」流行。

10. 一 米国, 軍用最初の通信衛星「クーリエ」衛星を打上げ。

この年 世界各国書籍出版点数, 日本23,682, 米国15,012, 英国

5. 9 隣接権条約草案作成の専門家会議開催(ヘーグ)、国際条約草案(ヘーグ草案)を採択[~5.20]、日本より東大教授石川吉右衛門出席。
10. 31 第9回ベルヌ同盟常任委員会と第5回著作権政府間委員会との合同会議、ロンドンで開催[~11.4]、文部省著作権課長大田周夫ら出席。

この年 中華民国・国民政府、台湾から外国語の図書を輸出することを禁止する旨の命令を布告。※これはアメリカ国務省の嚴重抗議にもとづく「海賊版禁止令」といふべきもの。

- したと判明、著作権法違反容疑で逮捕される。
10. 17 日本放送作家協会、RKBが本年度芸術祭参加作品として執筆させた「南のくに」の製作中止を不満とする作者西島大の要請によりRKBと交渉、同社より陳謝の意を表して解決、協会は「台本執筆依頼書」の全面的採用をRKBに申し入れる。
10. — 7月5日ビクター発表の佐伯孝夫作詞、吉田正作曲「グッドナイト・東京」に対し、宝塚歌劇より、同歌劇6月公演の主題歌とそっくりのメロディーを使用していると抗議、吉田正は自分の方が先に作っているとして強硬な声明書を発表した上、12月26日宝塚歌劇の関係者を名誉毀損で神戸地検に告訴。
11. 18 日本音楽著作権協会、創立20周年記念式典挙行、祝賀パーティを開く。
11. 25 日本雑誌協会・宮内庁、皇族の写真雑誌表紙に使用する場合の扱いに関して協定締結、さらに宮内庁の事前審査を受けることを諒承[12.7]。
12. — 昭和31年のミュージック・サブライ事件の判決以後、同種の有線放送業者関西に発生して次第に東上の途をたどり、12月にはついに東京新宿に開業する者出現。
- この年 花巻観光協会、高村光太郎の「一億号泣」の詩碑建立を計画、これを実現させたが、高村記念会の反対によって除幕式を挙行するに至らず。
- この年 “音の出る雑誌” といわれるソノシート出現して好調、このため日本蓄音機レコード協会は各社文芸部長会議で取り上げ、対策を研究し始める。
- ※中田喜直「雪の降る町」が20万枚売れたことより問題化、録音権侵害との見解を生ずる。

判例 ①簿記仕訳盤事件第1審(神戸地裁姫路支部)判決[2.29]、原告の請求を認容して簿記仕訳盤の著作権を認める、②中部観光対日本音楽著作権協会間の音楽著作物無断使用に関する間接強制抗告事件に対する名古屋高裁の判決、抗告棄却[4.27]、③名古屋

23,783, ソ連76,064, 仏国12,072, 西独21,103, 伊国8,111。

--	--

昭和36年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
1. 12 フラグ連邦共和国(シリア)・スイス連邦政府に対しベルヌ条約廃棄を通告。 ※発効1962年1月12日。 7. 1 スウェーデン・新著作権法施行。 7. — アメリカ合衆国・著作権法の全面的改正に関する著作権登録官の報告。下院司法委員会に提出。 10. 26 実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約(隣接権条約)署名(ローマ)。 ※賛成36, 棄権3。日本は議定書にのみ署名。 この年 ソビエト連邦・著作権に関する基本原則(中央執行委員会及び人民委員協議会合同決議)及びソビエト社会主義共和国連邦及び連邦国民法の立法の原	1. 23 日本・ブラジル間、新文化協定締結。 4. 1 所得税法<§42 I>改正施行。 ※原稿料等著作権使用料の源泉税率を15%より10%に引下げ。 8. 8 国際電気通信条約(条約第15号)公布。 1. 1 東京地方裁判所、工業所有権部(民事第29部)を設ける。 ※著作権、工業所有権、不正競争事件を専管。 3. 14 著作権審議会総会開催、会長に赤木朝治を互選。 5. 1 文部省社会教育局に新たに著作権相当の審議官設置、妹尾茂喜就任。

屋高敷、名古屋市街地区の偽作による著作権法違反事件の控訴棄却。 ※一審は名古屋地裁有罪判決。 文献 ①布川角左衛門「出版権・出版契約・出版契約書の話」〔著作権シリーズ第8集〕(文部省)。②日本民間放送連盟編「放送著作権の手引き」(神出七郎・戒能通孝・野村義男・伊藤信男その他)。 6. 20 アメリカ合衆国・同国作家ギルドVGAとテレビジョンフィルム独立制作者間に、テレビフィルム基本契約締結。 7. 23 オランダ・在オランダのドイツ商社対オランダ商社間におけるプラスチック花瓶の無断複製に関する訴訟事件で、フルンヘム簡易裁判所は、その花瓶に対する同国著作権法及びベルヌ条約による保護を確認。	
---	--

—1961年

著作権時事	社会・文化時事
1. 1 八戸小唄事件につき、この日のデーリー東北紙は、従来は神田市長と市政記者会との合作とされてきたが、実際は法師浜直吉の作詞である旨報道。 1. 1 日本音楽著作権協会、ゲマ(GEMA)との間に従来の演奏権契約のほか、新たに機械的複製権(録音権)に関する双務契約を締結。 3. — キングレコードは、作者不明だった「北帰行」を法定許諾の手続きをとらないまま発売したところ、約半年後に東京放送勤務の宇田博、作詞・作曲者として名乗り出て、レコードの全面的回収のほか、「かなりの損害賠償金」を支払わせる。 4. 1 各レコード会社、前契約の満了により、この日以降、BIEM管理楽曲の使用不能に陥る。 4. 16 東宝、フランス国内で上映中の同国映画「カミカゼ」が昭和17年東宝製作の「ハワイ・マレー沖	4. 18 大蔵省、資本取引自由化の措置を5月1日より実施する旨発表。 6. 20 国際オリンピック委(IOC)総会、オリンピック東京大会の会期を10月11日～25日と決定。 11. 27 公明政治連盟結成、昭和37年の公明会を経て、昭和39年11月17日公明党を結成。 1. 17 日ソ民間文化協定、モスクワで調印。 2. 1 深沢七郎「風流夢譚」(中央公論1960.12)に関連し、小

則<第4章著作権>各制定。

ベルヌ条約ブラスセル規定加入

7. 1 スウェーデン。

万国著作権条約加入

7. 1 スウェーデン。

8. 16 ニカラグア。

5. 23 著作権制度調査会総会開催、隣接権条約ヘーグ草案に対する審議結果報告を承認(〜5. 25)。

5. — B I E M, 使用料率の値上げ申請を取上げる。

6. 16 日本音楽著作権協会, 30条8号撤廃促進委員会を設置し、会長西条八十、顧問山田耕作その他5名の幹部により荒木文部大臣に法の改正によつて著作権の権利を守るよう著作権法30条1項8号の即時撤廃を陳情し、陳情書を提出。

7. 7 国際工業所有権保護協会日本部会(A I P P I)第5回サービス・マーク研究会の席上、"サービス・マークについてのアンケート"の結果報告行なわれる。330社対象、回答54社(16.4%)、現在では不十分43 現在でよい6 保留5。

7. 25 文部大臣、日本音楽著作権協会に対し、著作権使用料規程の一部変更認可。

9. 22 文部大臣、著作権資料協会に社団法人許可。

9. 22 隣接権条約ヘーグ草案に対する日本政府の回答書、ベルヌ同盟事務局に発送。

9. 29 著作権者団体協議会、著作権保護期間延長に関する請願を衆参両院議長及び文教委員長に提出。

10. 26 著作権制度調査会委員 国塩耕一郎、文部省社会教育局長斉藤正に対し、「音楽出版社と著作権仲介業法との関係について(御照会)」と題する文書を提出。

12. 8 国塩耕一郎委員の上記照会に対し、斉藤社会教育局長より回答。

12. 11 京都市染織試験場内林太功の图案

海戦」より相当のフィルムを盗用していることを発見し、セース裁判所にフィルム差押えを申請したが却下され、パリ控訴院に控訴して差押命令を受ける[6月3日]。

4. 26 日本蓄音機レコード協会理事会、B I E M問題に関し、レコード製造業者としては非合法な手段を採らないことを確認、印税率4%の要求に応じないことを決める。

4. — 著作権資料協会、機関誌「コピライト」創刊。
8. 22 旧作映画のTV放映に関する日本映画監督協会・新東宝間の覚書交換。

9. 3 榛村専一歿。※「著作権法概論」の著者。

9. 25 文芸家協会と東京放送・日本テレビ・フジテレビ3社との間に新東宝旧作映画のテレビ放送に関する交渉まとまり、覚書に調印。

10. 1 日本放送作家協会と在京民放テレビ4社との間に、脚本料の引上げを含む協定成立。

10. 12 文芸家協会、日本書籍出版協会作成の出版契約書雛形に対して抗議、12月21日に両者間で懇談。

10. 19 東洋大学教授鳥羽正雄、東京工大教授藤岡道夫の「日本の城」は、鳥羽と東北大学名誉教授大類伸との共著「日本城郭史」から無断引用しているとして、藤岡を警視庁に告訴。

10. — 「森繁の世界漫遊記」の企画をNETに盗まれたとする藤善平、事件を日本放送作家協会に持ち込んだが、同協会は著作権の範囲を超えるものとして、これを受理しないことに決定。

12. 21 文芸家協会委員と書籍出版協会委員とは、書籍出版協会案の出版契約書ひな型について懇談、第2次使用については出版者の承認を要するとの点について意見対立。

12. — ヒット歌謡曲の出版権をもつ全音楽譜出版社、無断使用の伊豆下田の旅館や土産物屋を相手に嚴重抗議して、多額の違反料を支払わせる。

この年 いわゆる音楽出版社、とくに下請け出版社(サブ・パブリッシャー)、続々誕生、この頃水星社・

森七郎なる少年、中央公論社長嶋中鵬二宅を襲い、夫人に重傷を負わせ、家政婦を殺害(嶋中事件)。

3. 15 有田八郎、三島由紀夫の「宴のあと」(新潮社刊)をプライバシーの権利の侵害として損害賠償、謝罪広告請求の訴えを東京地裁に起こす、日本ペンクラブ、「告訴の不当」を確認。

7. 24 在京新聞4社及びオリエンタル写真工業の5社協力により、電子写真製版の実用化に成功。

8. — NHKテレビ800万突破(普及率39.4%)。

9. 11 音出誌の出版社によりソノシート出版協会設立。

11. 1 国立国会図書館新館開館式挙行。

この年 「用心棒」、「悪名」、「ウェストサイド物語」。

この年 出版物の輸出10億を超える(昭和26年4億、昭和33年19億、昭和36年21億)。

この年 書籍出版総点数、日本21,849、米国18,060、英国24,893、ソ連73,999、仏国12,705、西独21,877。

この年 「上を向いて歩こう」「スーダラ節」等流行。

家の著作権確立に関する請願、参議院受理。

この年の隣接権特別委員会の開催1月1回、2月2回、3月1回、4月2回、5月2回。

この年の著作権出版権登録件数。

著作年月日27 第一発行年月日5 相続1 譲渡22 質権の譲渡1 合計56件。

9. 25 第10回ベルヌ同盟常任委員会、及び第6回著作権政府間委員会、マドリッドで開催〔～30〕、日本より妹尾茂喜、江川英文、野村義男ら出席。

10. 10 隣接権条約外交会議、ローマで開催、参加国39カ国中18カ国により署名、日本は条約には署名せず、最終議定書にのみ署名、出席者高橋通敏、妹尾茂喜、江川英文、野村義男ら〔～10.26〕。

この年 ジュネーブ無線会議に対し、デンマーク等北欧諸国より海賊船禁止を提案し、満場一致で採択、新ジュネーブ無線規則7条1項として成立。

7. 10 アメリカ合衆国・著作権法の全面的改正に関する著作権局長の報告書発表。

9. — ホンコン・ホンコン政府はホンコンを通じて東南アジア各地に流れる海賊盤レコード取締りを開始、9月末1万～2万の台湾製海賊盤レコードを乗せた船が台湾から入港した際臨検して没収。

この年 アメリカ合衆国、合同図書館委員会の「公正利用に関する勧告」発表。

IMP・新興楽譜・OMP・アババック東京・ヤマハミュージック・EMP等出揃う。

この年 本年中の東京地裁29部(工業所有権部)の著作権通常事件受理は2件。

判例 「科学クラブ」掲載画をめぐる印税等請求事件の東京地裁判決(10.25)、原告等の請求認容。

文献 ①伊藤信男「出版録音・著作権早わかり問答」(大日本印刷株式会社)、②日本民間放送連盟編「最近の著作権問題の研修」(大田周夫・野村義男、伊藤信男、佐野謙吉、金川義之、清水俊夫)、③東季彦「著作権法をめぐる一、二の問題」(日本法学26—6)、④渋谷敬三「全面改正気運の著作権法」(時の法令405)、⑤野村義男「欧州テレビ放送保護条約」(電波時報昭和36.2)、⑥野村義男「著作権の研究」(パテント14—5—7)、⑦阿部浩二「隣接権と外国法制」(法経学会雑誌二—三)。

この年 バルチック海の公海上に海賊放送船「ラジオ・ノルト」号出現。

5. 27 スイス・バーセル法廷、スイス著作権法4条(2)の規定は、海賊盤からレコード製造者を守るのが目的であり、レコード自体の公演権を認め実演家を保護するものではない旨判示、上訴審としての連邦裁判所も、12月19日の判決でこの見解を支持。

5. — アメリカ合衆国、米国レコード工業協会とニューヨーク州ナサウ区地方検察庁との協力活動の結果、ナサウ区司法当局によって一群のレコード偽作者が検挙告発され、全国新聞紙に一斉に報道、ライフ誌の全ページ記事となる。

この年 同国・機器録音著作権印税取立団体としてアメリカン・メカニカル・ライツ・エージェンシー・インコーポレーションがこの方面の専門家のハロルド・オレンシュタイン弁護士によって設立され、ゲ

昭和37年—	
著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
2. 16 著作権法中一部改正法律案、議員提案により国会に提出、文教委員会に付託。※著作権保護期間の暫定延長を規定するもの。	5. 15 不当景品及び不当表示防止法〔法律第134号〕公布。
3. 29 著作権法一部<第10次改正— §36ノ3>改正。※文部省設置法中一部改正法律(法35)により、著作権審議会を著作権制度審議会と名称変更。	9. 15 行政不服審査法(法律第160号)公布。
3. 29 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律一部改正。※上記文部省設置法の改正による。	11. 6 日米通信衛星協定調印。
3. 29 著作権に関する仲介業務に関する法律一部改正。※上記文部省設置法の改正による。	2. 3 著作者団体加盟各団体代表者、社会党文教政策委員会委員と会見、保護期間50年の要望を強調、2月9日には自民党総務会長以下に陳情、更に2月12日文部省社会教育局長らに陳情。
3. 31 著作権法施行規則一部改正(文部省令第7号)公布。	3. 1 著作権法学会設立、会長に東季彦就任。
4. 1 著作権制度審議会令(政令第117号)公布。	3. 3 日本書籍出版協会、著作権保護期間延長問題について衆議院文教委員会に陳情、さらに日本雑誌協会、日本民間放送連盟に著作権使用者団体の提携を申し入れ、3.24再陳情。
4. 5 著作権法中一部改正法律(法律第74号)公布。※著作権保護期間暫定延長、公布の日より施行、法律施行前著作権消滅の著作物には不適用。	3. 31 文部省社会教育局長、関係各団体に対し、「著作権制度の改正に関する意見」の提出を求める。
5. 16 著作権法一部<§22ノ5,27>改正。※行政事件訴訟法整理法(法140)の施行による改正。	4. 13 文部省社会教育局長、各関係団体に対し、「著作権法の一部を改正する法律の施行について」の説明文書発送。
9. 15 文部省著作教科書の出版権等に関する法律一部<§15>改正。※行政不服審査法整理法(法161)の施行による改正。	5. 一 日本著作者団体協議会、著作権制度の全面改正に対する要望書を文部省に提出。
	7. 18 著作権法学会、創立記念著作権セミナー開講〔～7.20〕。

—1962年	
著作権時事	社会・文化時事
1. 1 「女性自身」1月1日号掲載の浩宮のモニター・写真(4枚の合成写真)のグラビヤ特集に対し、宮内庁、人権無視も甚だしいと怒る。	1. 12 歌会始め実況、はじめてテレビ中継放送実施。
1. 9 宮内庁、日本雑誌協会に対し、浩宮のモニター・写真に関し申し入れ、1月25日、同協会の取材委員会、今後慎重に扱うことを申し合わせる。	2. 6 東映・日本ビクター・NET共催、アイドホールによるカラーテレビの劇場撮写実験公開。
1. 12 この日発表の宮中歌会始の入選歌中、岡山県倉敷市井上章の詠進歌が昭和36年7月13日付け新週刊掲載の長野県伊那市の戸枝弘の作品と殆んど同一であること判明、井上は盗作の意思を否定し記憶の歌と弁明したが、1月15日入選を辞退し陳謝文発表、宮内庁入選取消し。	4. 7 日本コマーシャルフィルム連盟創立総会開催。
1. 上 映画俳優協会・新東宝の間で、新東宝映画のテレビ放映に関する覚書交換、新東宝は「俳優の人格権」を認めて、映画監督、シナリオ作家両協会に準じた内容の金額を渡す。	この年「王将」、「可愛いベビー」等流行。
1. 15 甲府市在住の一弁護士、詠進歌盗作事件の井上章を詐欺の疑で東京地検に告発、告発状を発送。	9. 7 吉川英治歿。
1. 末 芥川賞受賞作「鯨神」(宇能鴻一郎作)、メルビルの「白鯨」(田中西二郎訳、新潮文庫)の模倣だと一部で騒がれる。	12. 9 朝日の1000万円懸賞小説入選作品、三浦綾子「氷点」、連載開始(～65.11.)。
2. 3 ビーム(BIEM)との契約問題に関し、日本蓄音機レコード協会の安藤会長、局面打開のため活躍、昨年末BIEM代理人レオン・ブルーと会見して契約案を提示、修正確認、1月24日の協会理事会承認の上、2月3日各レコード会社署名の契約書をブルーに手交。	この年 テレビ攻勢で映画館、激減の傾向を示す。
2. 28 「北帰行」の作詞・作曲者宇田博、日活映画「渡り鳥北へ帰る」の主題歌として「北帰行」を挿入	この年「椿三十郎」、「雁の寺」、「世界残酷物語」、「史上最大の作戦」。
	この年 レコード製造枚数、43,737,560、金額、17,258,711,117円。
	2. 20 米国初の人間衛星フレンドシップ7号、打上げに成功。
	3. 30 テレビ受信契約総数1000万突破。
	7. 11 アメリカ合衆国・テルスター1号、欧米間のテレビ中継

7. 11 アメリカ合衆国・ジュエックボックス課税法案, 下院に提出。※下院議員セラーの課税法案が86回議会で否決されたため, 各種の提案を盛り込んで提案されたもの。
9. 19 同国・著作権保護期間延長法案, 第87回議会で議決 (LP 87—668) された後ケネディ大統領の署名により成立。
※1965. 12. 31までの間に消滅するすべての著作権を1965. 12. 31まで延長する暫定措置。
- この年 ドイツ・著作権及び隣接権に関する法律草案作成。

ベルヌ条約ブラスセル規定加入

1. 1 象牙海岸。
2. 19 デンマーク。
3. 26 ガボン。
8. 25 セネガル。

万国著作権条約加入

2. 9 デンマーク。
2. 14 ナイジェリア。
3. 11 バラグアイ。
8. 10 カナダ
8. 22 ガーナ
10. 17 パナマ

隣接権条約加入 (効力発生1964. 5. 18)

6. 29 コンゴ (ブラザビル)。留保 §5 III, 16。
7. 13 スニーデン。留保 §6 II, 16 I (a), 16 I (b), 17。

11. 7 著作権使用者団体協議会, 著作権制度の全面改正に対する要望書を文部大臣に提出。

この年 法定許諾 1件。

この年の著作権制度審議会開催状況

5. 16 会長に赤木朝治互選, 文部大臣より著作権法改正に関する諮問 (諮問第1号)。
6. 7 諮問第1号についての総括的審議
6. 22 諮問第1号についての総括的審議
7. 6 小委員会 (第1〜第5) の設置について。

この年の著作権登録件数

著作年月日90 第一発行年月日6 実名2 相続3 譲渡37 合計138件

3. 8 ミソ文化交流協定調印。
6. 1 国際出版者協会第16回会議開催, (スペイン国バルセロナ), 著作権材料の公正な使用についての国際的処理検討。
10. 9 フランス特許局長を議長として, 1959. 11. 19発足した工業所有権協力委員会, ヨーロッパ特許法案発表。

この年 アメリカ合衆国, ハンダーストリアル・デザインに関する委員会の報告書 (ジョンソン・レポート), 議会に提出。同国, 著作権局の年次報告によれば, 1962年度 (1961. 7. 1〜1962. 6. 30) の登録件数は, 総数 254, 776 で内再登録は 19, 274。

したことは, 歌の作者の名誉を毀損するとして, 日活に対し損害賠償100万円請求の訴訟を東京地裁に提起。

2. 1 米国カリフォルニア大学教授アディブレ・ミューラー教授による著作権セミナー, 早稲田大学で開催, 聴講者多数 (〜3)。
4. 1 新発見の佐野乾山の楽焼について, 真贋騒動起こる。
5. 1 長野県の某女, 著名作詞家歌手その他合計35名を相手取って著作権侵害による損害賠償 (金200万円), 原盤破棄 (約400種) 請求の訴えを東京地裁に提起, 訴状を送達された「被告」たち, 大いに戸惑う。 ※間もなく訴えを取下げ。
6. 5 文芸家協会理事会の席上, 石川達三, 「原作を歪めたテレビや映画が多すぎる」と発言, 被害届けの発言続出。
6. 29 文芸家協会・シナリオ作家協会・放送作家協会・演劇協会の各委員懇談会を催し脚色の限界について研究, 7月23日に放送関係者等を加えて第2回懇談会。
7. 5 米年度新年歌会始詠進の要綱, 宮内庁より発表, 盗作を防止するため規定変更。
7. 22 文芸家協会・教科書協会間の第5次覚書交換, 使用料を14%引上げ, 著作人格権の尊重を謳う。
8. 1 日本演劇協会・日本民間放送連盟間, 放送契約2款(1), (2)を含む覚書交換, 同日付け了解事項も成立。
8. 31 著作権使用者団体協議会結成され, 創立総会開催, 20団体参加。
8. 1 山崎豊子, 自作小説「ぼんち」の脚色上演に際し, 俳優たちの大阪弁は聞くに堪えないと苦情。
8. 1 テレビ声優たち, 各放送局にアテレコ (声の吹替え) に再放送料の支払いを求めたが無視され, 新劇団協議会が代って各局と交渉。
9. 10 神田署, 約50種類のアメリカ医学書を不法複製した海賊版業者4人をこの日までに逮捕, 9月20

に成功。

この年 ケネディ米大統領, 「62年通信衛星法」を2月議会に送り, 8月末に成立。

日までにさらに2名逮捕、海賊版約4000冊押収。

10. 1 日本音楽著作権協会、音楽出版業者（サブ・パブリッシャー）との間に成立した了解に基づき、外国曲の出版権と映画録音権をも直接管理開始。
10. — 2 不動産業者の土地分譲宣伝パンフレットに、天皇と三笠宮の歌を掲載、宮内庁、責任者に嚴重注意を与え、業者は今後使用しないことを約す。
10. 24 日本音楽著作権協会、「海賊版、無断出版物の取締りに関する御注意」と題する文書を各取次店、販売業者等に送付。
11. 8 久保田万太郎より「歿後、慶応大学に著作権全部を寄附したい」との申出があつた旨、同大学理事池田弥三郎より発表。
12. 20 声の出演者久松保夫らは連名で、日本民間放送連盟著作権委員会に対し、日本語版再放送に関する要望書提出。

この年 椎名良一郎、論文「我著作権法と実演芸術家の保護」により、阿部浩二、論文「隣接権の研究—著作権法における特殊問題の研究—」により、それぞれ法学博士の学位を授与される。

この年 この1年間における東京地裁29部（工業所有権部）の著作権通常訴訟事件、受理3件。

判例 ①原告杉山良吉・被告国際ラジオセンター間の映画「ブラジルは招く」に絡まる契約金等請求事件の東京地裁判決、原告の請求棄却〔7.25〕。※原告控訴。②原告三浦辰次被告一ツ橋書店間の損害賠償事件につき東京地裁判決、就職用受験作文指導書の著作権を否認して原告の請求棄却〔7.25〕。

文献 ①「著作権法学会創立記念著作権セミナー講演集」（城戸芳彦・長野伝蔵・田中和夫・野村義男・東季彦・勝本正晃・伊藤信男・松井正道）、②東季彦「著作人格権について」、城戸芳彦「団体著作物と著作権」、伊藤信男「放送著作権制度の基本問題」に

--	--

昭和38年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
12. 12 文部省著作教科書の出版権等に関する法律一部< §14>改正。 ※義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(法182)附則による。	2. 21 第43回参議院通信委員会で須藤五郎議員、参考人NHK会長前田義徳に対してNHKの作曲料の過少を衝く質問、前田参考人答弁〔～3. 14〕。
5. 1 ソビエト連邦・新著作権法施行。	6. 3 俳優団体連絡会、著作権で俳優の演技を保護せよと意見書を文部省に提

関する若干の研究」(以上、日本大学法学会編「民法学の諸問題」所収)、③大田周夫「著作権法によつて著作権を保護している国の関係法令と判例」(A I P P I 7—10)、④染野義信「著作権保護の新しい課題」(コピライト17—19)、⑤「著作権制度の改正に関する関係団体の意見」(1～4)(文部省)、⑥伊藤信男「著作権事件と著作権判例」(文部省著作権シリーズ10集)

3. 30 バリのC I S A C第3連盟(機械的複製権協会連盟)の事務局会議、日本音楽著作権協会の加入承認。 ※第2連盟(演奏権協会連盟)には昭和35年に加入済み。

7. 30 アメリカ合衆国・ソートレーキ市にあるテレビ局は、CATV(共同聴視アンテナ)の所有者を不正競争とコモンロー上の著作権侵害とで訴え、アイダホ州法廷判決。

この年 ホンコン・海賊盤出廻りはじめる。

この年 フィリピン・1年間に30万枚の海賊盤レコードが各所で販売されていると週刊誌報道。

この年 イギリス・ロールス・ロイス会社対ジェフレイ事件で、裁判官 Lord Radcliffe は、ノウハウを「資産と表現することに異論はない、これは無体物である。しかし、著作権など独立の法律上の権利と比較することは容易でない。」と判示。

—1963年

著作権時事	社会・文化時事
1. 10 歌会始の入選歌に3年連続の盗作事件発生、大阪住吉大社の観月祭献詠入選歌二首をつなぎ合わせたもの。問題の入選者は山梨県山下源作、本人入選を辞退し、宮内庁も入選取消し。	1. 26 通商産業省、前年度の輸出47億8700万ドルで戦後最高と発表。
1. 20 放送作家協会、正月3週上映の松竹映画「咲子さんちちょっと」に脚色著作権侵害の疑があるとし	2. 28 名古屋地裁、吉田石松の再審で大正2年の強盗殺人事件につき無罪を判決(昭和巖窟王

この年 ケニヤ・著作権法施行。※イギリス
1956年著作権法の適用。

ベルヌ条約ブラッセル規定加入

1. 28 ノルウェー、フィンランド。
8. 19 上ヴォルタ（西アフリカ）。

万国著作権条約加入

1. 23 ノルウェー。
4. 16 フィンランド。
8. 24 ギリシャ。
10. 16 ベルギー。

隣接権条約加入（効力発生は、1964.5.18）

10. 5 ニジェール 留保\$5Ⅲ,16。
10. 30 イギリス 留保\$5Ⅲ,6Ⅱ,16Ⅰ(a)。
12. 19 エクアドル。

出。

7. 12 文部大臣、日本音楽著作権協会に対し、著作物使用料分配方法の変更許可
※協会創立以来の分配規程を国際的標準方式に変更したものを。

7. — C I S A Cより著作権法第30条第1項第8号の撤廃を政府に申入れ。

9. — オリンピック東京大会を控え五輪マークの“無断”使用が増加したので、之を防ぐためマーク保護の特別法案を国会に提出することが自民党内で計画されたが、法的に疑問ありとして取止めとなる。

11. 4 著作権制度審議会総会開催、文部大臣より、著作権仲介業務制度の改善に関する諮問（諮問第2号）及び第1～第5小委員会の審議中間報告。

11. 8 文部省社会教育局長、著作権仲介業務制度の改善に関する各団体の意見要請の文書発送。

11. — 著作権法30条1項8号に関し、放送についてはベルヌ条約が適用されるべきことを指摘するドイツ政府の口上書、日本政府に到着。

この年 著作権法30条1項8号はフランス人著作家の利益を害するとして善処方を要望するフランス政府の口上書、日本政府に到着。

この年の著作権出版権登録件数

著作年月日232 第一発行年月日5 相続
162 譲渡65 質権設定1 出版権設定
1 その他38 合計 504件

6. 1 スウェーデン国政府及びB I R P I
の代表より成る研究部会、ストックホルム

て、松竹に対して謝罪文と脚本料要求の申入れ。

1. — 映画俳優協会、新東宝映画のテレビ放送問題について、新東宝・NHK・民放3団体に著作権料請求の意見書を送り、新東宝より150万円の著作権料が支払われることとなる。

1. — 田端義夫の“奇蹟のリバイバル”といわれた「島育ち」の歌詞（有川邦彦作詞）に関して無断改作問題が起こり、“改作者”と称する牧喜代司の名を有川と共にレコード盤面に掲げたキングレコードに対し、有川の遺族より発売禁止の仮処分申請、キングレコード誠意を示し、和解で申請取下げ。

2. 5 串田孫一の随筆「錆びたビッケル」（婦人画報37年12月号掲載）が牧竜介の名前で「ハイカー」に掲載され、調査した結果、牧は過去数回にわたって盗作を発表していること判明、文芸家協会理事会は牧を告訴することを決定するとともに著作権協議会が牧を文芸家協会会員として掲載していることに対し訂正申し入れをすることも決定。 ※2月25日牧を東京地検に告訴したが家族、親族一同の陳謝により取下げ。

2. 8 警視庁は、日本エンゼル・レコードの事務所、工場を商標法違反の容疑で捜査し、証拠品押収、代表取締役長島正巳を取り調べ。 ※長島はイギリスのグラモフォン所有登録商標エンゼルレコード名を借用して昭和37年9月までに10億円相当のレコード、ソノシートを売り捌く。

2. 14 日本歌手協会発足、会長に東海林太郎就任。

2. — 東宝・黒沢プロの3月1日封切映画「天国と地獄」のアイデア（特急列車を使った誘拐事件）が三好徹の推理小説「乾いた季節」に使われていることを新聞記者に語ったところ、“盗用”、“抗議”などと報道（2.20）されたため、三好は名誉毀損で21日藤本（東宝）、菊島（黒沢プロ）を告訴、文芸家協会よりも菊島に抗議申し入れ、菊島も3月7日シナリオ作家協会に申し出るとともに三好に対する著作権侵害の告訴を東京地検に提出、告訴合戦となる。

事件)。

2. — 国策会社として米国通信衛星会社（コムサット）設立。
※通信衛星設備をもち、内外の通信企業体にチャンネル賃貸をするもの。

9. 12 最高裁、松川事件の上告棄却判決言渡し、14年目に被告全員の無罪確定。

11. 22 アメリカ大統領ジョン・ケネディ、テキサス州ダラスで暗殺。

4. 7 日本近代文学館創立総会。

9. 19 日本映画俳優協会、低俗週刊誌などの取材方法、編集態度に対し、人権を守る会結成。

12. 23 音楽之友社主宰により、レコードアカデミー賞設置。

この年「古都」、「天国と地獄」、「太平洋ひとりぼっち」、「アラビアのロレンス」、「鳥」、「地下室のメロディ」等封切り、この年の映画観客数最盛期の半分以下になる。

この年 米国放送局の一週間平均放送時間は122.7（5.1日）、レコード利用プロは97.8時間、全放送時間の80%（同年、4月6日号のビルボード）。

ム改正会議のためベルヌ条約改正予備草案を作成。

6. 5 ローザンヌのIOC(国際オリンピック委員会)実行委員会の席上、東委員は五輪マークと標語の商業的利用による意匠侵害を防止するため、日本は著作権法で保護したいと発言、ブランデーIOC会長の委任状を得る。

8. 5 ユネスコ・BIRPI共催のアフリカ著作権研究会議(ブラザビル)、新興国国民における著作物利用の必要と効果に関する勧告を採択〔～8.10〕。

11. 18 国際専門家委員会、ベルヌ条約改正予備草案を審議〔～11.23〕。

1. — デンマーク、隣接権管理機構GRAMEX(著作権法47条に規定されているレコード製作者、実演家の合同団体)、1月開催の第1回総会で規約を採択、9月に文化省より著作権法上の正式団体として認可を受ける。

5. 2 アメリカ合衆国・ジュエックボックスに年額5ドルの著作権使用料を課税するというセラー下院議員の法案に対する聴聞会5.2より開催。

6. — 同国・上記セラー法案(H. R. 5174)、6月末の著作権小委員会では否決。

12. 2 第11回ベルヌ同盟常任委員会及び第7回著作権政府間委員会、ニューデリーで開催〔～7〕、日本より文部省著作権課長佐野文一郎ら出席。

この年 ソビエト連邦・ロシア、ウクライナ、ウズベックなどソビエト連邦を構成する15の連邦共和国は、1961年の「基本原則」第4章著作権に関する条項に一致させながら、それぞれの民法典中

4. 20 大和食糧株式会社、日清食品株式会社のチキン・ラーメンの包装の図案が自社の著作権を侵害するとして、損害賠償1億円請求の訴訟を東京地裁に起こす。※別件特許侵害訴訟の終結に伴い本件についても示談成立、9月7日訴えを取り下げる。なお本件は、損害金8億4000万円で1億円を取りあえず請求したもので、訴訟において著作権訴訟史上最大のケース。

5. 6 出版文化国際交流会と台湾中華伝播公司、海賊出版の追放を目的として、日本出版物の複製方法につき協定を締結。

5. 11 NTVが折り紙によるくじゃく、りすなどの動画を放送したところ、折紙作家寺沢明なる者、自分の創作折紙がほんの少し折り変えられただけで無断使用されているのは、著作権又は「紙像の意匠」の侵害だと申し入れ、NTV拒否。

5. — 民放連調査によれば、最近1年間における民間放送の生音使用回数^なは76万曲、レコード音楽は約425万曲。

5. — 新名丈夫、文芸春秋5月号掲載の林克也「東郷元帥、神の座より墜つ」は、自分の著作物(「神様でなかつた東郷元帥」・「日本海軍を誤つた東郷元帥」等)と内容が同じであると主張。

5. 28 NHK(CK)第2放送で放送予定の平塚芳雄作「夕鶴幻想曲」(自演)に対し木下順二よりCKに抗議、本人にも詰問状、CKは放送中止。※木下は題名より「夕鶴」を除けば認めると表明、また「夕鶴」の題名は文部省に登録済みと主張。

6. 7 大映のお盆映画「風速五十米」に対し、有馬頼義、企画(映画で使う台風のプラン)に対する作家として踏みつけられた名誉のためとして1,000万円を請求。

6. 10 日本放送協会著作権課、機構改正により著作権部に昇格。

6. 16 堀田善衛作「広場の孤独」(独立プロ作品)をNTVが原作者に無断で放送、文芸家協会7月7日NTVに申し入れ、NTV原料料支払で解決。

に著作権に関する新しい条項を設ける〔～1965〕。

この年 中華民国・国民政府、著作権政令を改正し、レコード海賊盤取扱者に対し罰金（累犯者は体刑との選択刑）を科することにしたため、海賊盤下火となる。

6. 28 著作権制度審議会長赤木朝治歿。
6. — 瀬戸内晴美、婦人雑誌の依頼で書いた原稿の題名を「拝啓池田総理大臣夫人殿」に変えられて掲載され、「恥ずかしく不愉快になる」と抗議。
7. 1 日本訳詩家協会・日本民間放送連盟間の覚書交換、7月10日民放連発協会宛「確認文書」。
7. 5 森繁久弥、光文社発行「二人自身」掲載の同人名義の手記につき、捏造であると文芸家協会に訴え問題化、協会、光文社に削除等要求、光文社責任者処罰、謝罪文掲載。※森繁の数冊の著書からの抜き書きを綴り合せて作成したもの。
7. 16 文芸家協会、東京放送「柔道一代」31話「風にそよぐ葦」に対し、同一題名の小説の作者石川達三の申し出によりTBSに抗議、TBSはこの題名を新約聖書マタイ伝から取った旨回答、文芸家協会再抗議。
7. 30 川崎市の映画館、日本テレビのプロ野球オールスター戦中継放送をアイドホールで公開、NTVは放送権侵害と抗議。
8. 5 昭和36年1月1日より本年8月5日までの間における東京地裁民事29部（工業所有権部）の著作権仮処分申請事件受理17件、処理、認容決定2、和解6、取下4、却下1、未済4。
著作権訴訟事件、受理件数17件、処理、原告勝訴2、原告敗訴2、和解3、取下2、未済6。
8. 24 旧作映画のテレビ配給に関して映画監督協会より、ついで文芸家協会より10月5日、シナリオ作家協会より10月25日、映画俳優協会より10月29日、それぞれ映連に申し入れ行なわれる。
9. 5 文芸家協会理事会、文芸家協会原作使用（演劇）基準を承認。
9. 13 池田隆政、光文社発行「女性自身」9月9日号掲載の「わが妻癒える日を」につき、実際の談話と相違すると怒る。※記事の最後に「これは隆政氏の談話を構成したものです」との断り書きを附していたが、本人が談話をしたのは1、2分だけという。

9. 20 東京オリンピック委員会, NHKに東京オリンピック大会のテレビ放送権を譲渡。
9. 22 日本放送芸能家協会発足, 理事長に徳川夢声就任。
10. 5 この日選考の第23回オール読物新人賞に入選した原英作「星のない男たち」が文芸春秋昭和36年10月号掲載の「われ自爆す, 天候晴れ」を原本としていることが判り, 受賞の辞退を求め, 本人より辞退。
10. 29 大阪地検, レコード会社6社の日新録音株式会社代表者等に対する告訴(著作権侵害)に基づき, 同社を家宅捜査し, 証拠品押収。
11. 9 日本映画製作者連盟理事会, 5社の旧作映画をテレビ局に配給する方針を決定。
11. 12 日本新聞協会の編集委員会, 新聞著作権小委員会作成の報告書「新聞に関する著作権上の諸問題」を新聞界の考え方の基準とすることを了承。
11. 13 演歌の著作権を明確にすることを目的として, 演歌著作権会議開催, 神長瞻月, 添田さつきその他の演歌作者, 各レコード会社, 放送局の担当者ら出席。
11. 25 NHKみんなの歌「牧場の小道」の編曲者小林秀雄, 自己の編曲を「編曲者若松正司」の表示でキングレコードよりレコード発売されたとして, キングレコード及び若松正司に対し損害賠償及び謝罪広告請求の訴えを東京地裁に起こす。※昭和39.5.26 緒井三郎の斡旋により和解成立。
12. 12 日本コロムビア, 五月みどり・北島三郎及び日本クラウンを相手取って東京地裁に仮処分命令を申請した旨発表。 ※11月28日申請。
12. 28 日本音楽著作権協会, 業務従事中の協会出張所職員を連行して取調べをした岡山県倉敷署員を特別公務員職権濫用・業務妨害として岡山地検に告訴, のち柏村警察庁長官に要望書提出。
- この年 ベストセラー「反抗期」の映画化に対し, 茨城県の中学校教頭より, 同人が昭和31年9月の文芸

雑誌に掲載した「宿題」の盗作ないし改作であるとして抗議、映画化中止。

この年 日本ビクターのレコード「男ならやってみな」は、作詞・作曲とも石田一松として発表されたところ、実際の作曲者は草苗圭三であったため同人より抗議、「第二の島育ち事件」として注目されたが、石田一松遺族の手落が認められて解決。

この年 「姿三四郎」の作者富田常雄、週刊誌連載の「風雲講道館」を脚色してTBSよりテレビ放送の「柔道一代」に対し、これは同人の小説中の主要人物、内容の重要な部分に巧妙な改変を加えたもので、これが許されることは「原作著作権の危機」として文芸家協会に申出をし、同協会に取り上げて抗議追求することを決定。

この年 1年間における東京地裁民事29部（工業所有権部）の著作権通常事件受理件数4。

判例 ①ミュージック・サブライ事件の最高裁判決12月25日言渡（大法廷及び第2小法廷）、大法廷は著作権法30条1項8号の規定は公共の福祉のためのもので憲法違反ではない旨、第2小法廷はほぼ原審判決支持の判決、②大阪高裁、簿記仕訳盤事件1審判決を破棄し、被控訴人（1審原告）の請求を棄却〔6.6〕、③東京地裁、原告三浦辰次・被告天王寺殿々堂間の就職用受験作文指導書事件につき、原告の請求棄却の判決〔11.30〕。

文献 ①椎名良一郎「我著作権法と実演芸術家の保護」（隆工社）、②日本民間放送連盟編「直面している著作権の諸問題」（妹尾茂喜、戒能通孝、野村義男、伊藤信男、安田欣弘ほか）、③日本書籍出版協会「著作権の保護期間と翻訳権の問題」〔著作権法改正問題シリーズ第2集〕、④久々湊伸一「アメリカにおける建築著作権」（日本建築家協会）、⑤特集・著作権の利用と限界（阿部浩二、野村義男、松井正道、妹尾茂喜、久々湊伸一、伊藤信男）（ジュリスト

--	--

昭和39年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
7. 18 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律施行令(政令第259号)公布。※公布の日施行。	1. 22 五月みどりの「温泉芸者」・「ご想像に任せます」及び北島三郎の歌唱の著作権が日本クラウンに譲渡され、その譲渡登録の公告、官報に掲載。※実演芸術として初めての譲渡登録。
5. 18 隣接権条約、下記6カ国の批准により発効。 イギリス、スウェーデン、エクアドル、メキシコ、コンゴ(ブラザービル)、ニジェール。	1. — 実演家の演技著作権に関する俳優団体連絡会の意見書、文部省に提出。
7. 20 アメリカ合衆国・セラー下院司法委員長、著作権局長の要請により全面改正法案(H. R. 11947)を第88回議会(下院司法委員会)に提出。	2. 4 日本文芸家協会、「著作権に関する仲介業務改善についての意見書」を文部省及び著作権制度審議会長あて提出。
9. 11 南アフリカ共和国・著作権法施行。	2. 5 在アメリカ中川代理大使より外務大臣に対して「映画著作権者に関する照会越の件」と題する報告。※アメリカのテレビ会社が国会図書館著作権局、司法省に没収日本映画の使用を申し出たところ、対敵取引法の改正により著作権者の許諾を必要とするに至ったので大使館に著作権者の氏名、住所を照会してきたことに関するもの。
万国著作権条約加入 9. 11 ニュージーランド。 10. 28 グアテマラ。	3. 3 文芸家協会・児童文芸家協会・児

282)、⑥特集・映画著作権の問題点(シナリオ昭和38.9)、⑦佐野文一郎「著作権法改正の動向」(時の法令482)、⑧野村義男「著作物論」(コピライト23～)、⑨植林弘「ラジオ・テレビの出演契約」、黒木三郎「広告放送契約」(以上「契約法大系Ⅵ、特殊の契約(2)」所収)、⑩法貴次郎「著作権法改正の根本問題」(東海大学出版会)、⑪「著作権制度の改正に関する関係団体の意見書」(文部省)、⑫「外国著作権法令集」(文部省)、⑬「映画の著作物の国際的保護に関する研究部会の報告書」(文部省)、⑭伊藤信男「著作権事件と著作権判例(改訂版)」(著作権シリーズ10集、文部省)。	
--	--

—1964年

著作権時事	社会・文化時事
3. 1 日本音楽著作権協会、BIEM(機械的刊行国際事務局)との間に録音権管理契約を締結。	10. 1 東海道新幹線(東京—新大阪間)営業開始。
3. 5 文芸家協会理事会、副読本使用料規程を決定。	10. 10 第18回オリンピック東京大会開催〔～24〕。
3. 31 共同印刷の役員その他7名、地球儀偽作による著作権法違反の疑で東京地検に書類送検。	12. 11 経済企画庁、昭和38年度国民所得を1人当り18万9248円、前年度比14.1%増、実質成長率12.1%と発表。
3. — 子供商品にマンガ・ブーム、文房具から寝具まで、鉄腕アトム・8マン・狼少年ケン・0戦はやと・ブウフウウーなどのテレビ・マンガのキャラクターが子供向け商品に氾濫。	3. 1 協同組合日本放送作家組合結成、創立総会開催、理事長に大林清就任。
3. — 昭和初年のプロ作家岩藤雪夫の名前で文芸春秋3月号に随筆が掲載され、「二人岩藤」の真贋争いを生じたが、関係者の証言により、「ニセモノ」と判明。	3. 5 電通発表、38年度広告費2,982億円(前年比22.5%増)テレビ899億(30.3%増)、ラジオ171億(1.2%減)。
4. 20 文芸家協会、原稿料等値上げ要望に関して決議、5月4日決議書及び依頼書を各新聞・出版・雑誌社約200社に発送。	4. 4 全国有線商業放送連合会発足。
4. 22 日本コロムビアが同社より日本クラウンに移った高石かつ枝を相手取った訴訟の第1回口頭弁論	4. 12 日本科学技術振興財団テ

隣接権条約加入

2. 17 メキシコ(効力発生5.18)。
5. 13 チェコスロバキア 留保 §16 I
(a)(効力発生8.14)

- 児童文学者協会、文部省初等教育課長に対し、小・中学校用「道徳指導資料」の刊行について申し入れ。
3. 31 昭和38年度(38.4.1～39.3.31)の法定許諾(裁定)なし。
5. 26 文部大臣、日本音楽著作権協会に対し、著作物使用料規程の一部変更認可。※外国映画の上映使用料を上映者から徴取できることにしたもの。
5. — 著作権制度審議会(第2期)委員発令、5月13日第6回総会開催、会長に江川英文選出される。
5. — 協同組合日本映画監督協会、映画は映画監督の単独の著作物であることを主張する「映画著作権に関する見解」を著作権制度審議会に提出。
6. 1 文部省著作権課長より日本映画製作者連盟に対し、「著作物使用料規程の変更の認可について」と題する通知書送付。
6. 20 文部省社会教育局長より関係各団体に対し、「アルゼンチンの著作権について」照会。
7. 2 警察庁、音楽著作権を無視し、興行で莫大な利益を得ている暴力団に対する「強い取締り」を各警察本部に指示。
7. 23 「万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律施行令の施行について」と題する文書、文部省社会教育局長名をもって関係各方面に発出。
9. 14 著作権法30条1項8号はイタリア人著作家の利益を害するとして善処方を要望するイタリア政府の口上書、日本政府に送付される。
10. — 著作権相続の場合における著作権の評価方法変更。

開廷。※契約違反を理由として高石の歌唱禁止、レコード発売禁止、損害賠償等の請求。

4. — 日本橋白木屋で開催された北大路魯山人陶器書画遺作即売展に贋作が多数出品されていたこと判明、白木屋買戻しを行なう。
5. 8 日本法令様式販売所(東京)、日本法令出版株式会社(名古屋)製造販売の法令様式を著作権侵害として、損害賠償、謝罪広告請求の訴訟を名古屋地裁に提起。※昭和42.3.6和解成立。
5. 14 日本書籍出版協会、「著作権法改正問題についての決議」、慎重かつ公明な審議と、関連する民間団体の実情と意見に対する十分な配慮を要請。
5. — 三曲界の雑誌「日本音楽」(3.4合併号)、宣言・公告として、故宮崎春昇の名前は遺言によって一代限りとすること、同人の新曲の著作権を放棄する旨を、遺族等の名で掲載。
6. 25 日本コロムビア対日本クラウンの訴訟事件、コロムビアの取下げによって終結。
7. 3 文芸家協会著作権委員会、「新聞社、雑誌社、出版社、放送局、通信社等に対するインタビュー、演述、資料提供などの基準料金」(案)を決定。
7. 10 文芸家協会・映連間に、旧作テレビ映画提供に関する覚書成立。
7. 20 高橋翔太郎を発行人、藤間哲郎を編集人として、「音楽著作権公論」発刊。
7. — 金沢市の土産物屋で室生犀星の詩の一行をノレンに使用して販売していることを遺族発見、ノレン1枚につき定価の8%の使用料を支払わせることとして解決。
8. 1 昭和40年の歌会始の詠進歌の選者と応募方法を宮内庁より発表、盗作歌防止のため失格条件を厳しくし、詠進者の身分を明示させることを定める。
8. 25 日本作曲家組合・日本詩人連盟・日本作曲家協会有志一同の名で、「日本音楽著作権協会々員各位に訴えます」と題する文書、同協会々員に配布される。

レビ局(東京12チャンネル)開局。

9. 28 「宴のあと」事件に対する東京地裁判決、プライバシー権の侵害を認め、三島由紀夫に損害賠償金80万円の支払いを命令。※原告有田八郎の請求は100万円と謝罪広告。
12. 15 日本漫画家協会発会式、理事長近藤日出造。
12. 21 協同組合シナリオ作家協会、創立総会開催。
この年 新書版流行はじまる(カッパブックス、ミリオンブックス、ロマンブックス等)。
この年 日本人の外国への特許等出願件数、特許8,935、実用新案1,071、意匠37、商標1,364計11,407(特許局年報)。
この年 雑誌総数月刊48,864万部、週刊68,066万部、合計116,930万部。
この年 「お座敷小唄」、「東京五輪音頭」等流行。
この年 「赤い殺意」、「怪談」、「白日夢」等。

4. 7 米国の呼びかけで日・英・仏など19カ国、ワシントンで世界通信衛星会議開催。
4. 11 西独テレビ加入者数9,677,653、12月ソ連1,200万台。
4. 12 米、有線による共同アンテナ・テレビ(CATV)、全国で1,449、契約世帯数160万。

12. — 著作権法30条1項8号に関し、放送についてはベルヌ条約が適用されるべきことを指摘するオーストリア政府の口上書、日本政府に送付される。

12. 31 東京地方裁判所工業所有権部（民事29部）の昭和36年以来4年間の取扱い件数

著作権事件 本訴30 仮処分22

工業所有権事件 本訴323 仮処分336

この年の著作権出版権登録件数

著作年月日151 第一発行年月日7

実名4 相続82 譲渡66 出版権設定68 その他235 合計613件

5. — 世界知的所有権機構条約案作成のための作業部会、ジュネーヴで開催。

7. 1 スウェーデン政府及びBIRPIの代表より成るスウェーデン・BIRPI研究部会、一般報告書を作成。※この報告書は1965年の政府専門家委員会の討議の基礎となったもの。

9. 1 映連とNTV・TBS・フジ・NETの在京テレビ局との間に、「映画芸術家、技術家のテレビジョンへの出演等に関する申合せ」成立。

9. 3 米国出版社の告訴により、欧米の物理・化学・医学書等の海賊版業者を摘発検挙、練馬署、主犯2名を逮捕、7カ所を捜索、「戦後最大の文化窃盗」と報道される。

9. 9 日本音楽著作権協会、日本作曲家組合委員長服部正を名誉・信用毀損で告訴。

9. 10 日本作曲家組合、日本著作権協会側を背任、私文書偽造等で告訴。

9. — 日本音楽著作権協会、会長西条八十以下全役員の名前を掲げた「御挨拶」と題する文書を会員に配布し、先に日本作曲家組合等3団体有志一同の名前で会員に配布された文書に対して反論するとともに、協会の業務執行について説明。

10. 1 大映・NET間、旧作制映画のテレビ上映に関する交渉妥結、この日より実施。

10. 15 日本音楽著作権協会の内紛は、同協会・日本作曲家組合ともに告訴を取り下げ協会内に刷新委員会を設けて業務の刷新改善を図ることとして両者間の話し合い成立、協会会長西条八十・組合委員長服部正の連名の共同声明発表。

11. 1 新規開店の東京新宿京王百貨店、アメリカのソウル・バスのデザインを印刷した包装紙使用、デザイン料150万円。

11. 5 日本文芸家協会理事会、日本文芸著作権保護同盟の再建を決議。

11. 11 日本書籍出版協会、「著作・出版権相談室」設置。

11. 13 天皇ご一家の写真をズラリと並べたカレンダーが、宮内庁貸下げの写真を無断で使用して作製され市販されたので、宮内庁、業者を呼んで事情を聴取、善処方要望。

11. 14 石川県警、日本音楽著作権協会の告訴により、金沢観光会館で北島三郎ショーを開催した暴力

6. — 中国で文化革命運動高まる〔〜7〕。

8. 2 アメリカ国防総省、トンキン湾で駆逐艦が魚雷攻撃を受けたと発表（トンキン湾事件）、報復として8月5日米海軍機、北ベトナム基地爆撃。※後、米軍の捏造と判明。

8. 12 「世界商業通信衛星機械に関する暫定的制度を設立する協定」成立、政府署名、通信事業体（日本は国際電々）署名の特別協定成立、これによってインテルサット設立。

9. 15 万国郵便条約署名。

11. 1 アジア放送連合（A B U）、シドニーで結成。

--	--

- 団幹部を逮捕。
11. — 林芙美子原作「うづ潮」(NHKテレビ放送で人気)のレコード化をめぐる、コロムビア・ビクター・キングの各社間に紛争起こる。コロムビアが「うづ潮」の題名を商標登録したため独占権を主張し、他社の使用を遠慮させようと試みたのによるもの。
11. — 高村光太郎の詩碑「一億号泣」は花巻観光協会の手によって昭和35年9月に完成したが、高村記念会の申し入れにより板囲いのまま今日まで経過し、20日除幕式の運びとなったが再び高村記念会より取止め方申し入れ、取り毀しに至る。
11. — 放送作家協会、"ふえる一方の無断放送"を防ぐため"協約"の準備を進め、これに反対する民放連と対立。
12. 5 著作権法学会、著作権問題懇談会開催、著作権関係団体代表者たち、改正法案に対する意見を開陳。
12. 10 東宝、去る10月にローマで上映されたイタリア映画「ひとにぎりの金のために」が、東宝黒沢プロ作品「用心棒」に酷似しているため、著作権侵害の疑ありとして抗議書を製作者ジョリー・フィルムに送付、同時に国際映連・ベルヌ同盟事務局・駐日イタリア大使館などにもこの旨を通告。
12. — 放送作家協会、静岡放送など地方テレビ局に対し、外国映画日本語版の再放送について、翻訳著作権料の支払いを請求。
12. — 元海軍大佐、自己が編纂した「和英海語辞典(水交社発行)の海賊版が戦争中カリフォルニア大学その他で発行されていたことを、昭和21年12月シンガポールの日本軍捕虜収容所で発見、このほど発行所に印税の支払いを請求したが支払われず、諦めてしまう。 ※12月20日付け週刊読売、「アメリカの海賊版を訴えた元軍人」と題して報道。
- この年 実演家が東京放送のため声の吹替えをした映画が業者間の契約に従って外国映画業者に返却され

たのち、フジテレビの番組に入れられたので、放送作家協会等より「著作権法違反」と抗議。

判例 ①日本コロムビア対五月みどり・北島三郎・日本クラウン間の移籍歌手の契約解除の効力を争う仮処分申請事件に対する東京地裁の判決、日本コロムビアの申請を却下[3.30]、②日本提灯輸出協会对日本体育協会間の仮処分申請事件に対する東京地裁の決定、申請却下、五輪マークと標語の著作権否認[9.25]、③東京都高速道路地図をめぐる国際情報社対新潮社の謝罪広告請求事件につき、東京地裁、地図著作上の協力者国際情報社の著作権を否認して同社の請求を棄却[12.26]。

文献 ①「著作権法学会昭和38年度著作権講演集」〔城戸芳彦・東季彦・戒能通孝・勝本正晃〕、②松井正道「レコードの有線放送事件」(ジュリスト292)、③安倍正三「レコードの有線放送事件」(法曹時報365)、④山中康雄「レコードの有線放送と著作権侵害の有無」(判例時報362)、⑤伊藤信男「レコードの有線放送に関する著作権法上の諸問題」(日本法学30—1)、⑥法貴次郎「新聞社における週刊誌の著作権表示」(東海大学紀要(文学部)5輯)、⑦勝本正晃「オリンピック標章の保護」(法律時報36—8)、⑧橋本恭一「隣接権条約と放送業者」(コピライト34—41)、⑨佐野文一郎「万国著作権条約に基づく翻記物の発行の許可制度の実施について」(コピライト42—47)、⑩伊藤信男「著作権覚え書き」(1—52)(日本経済新聞昭和39.8.24—同40.8.17(毎週月曜日))、⑪「著作権制度の改正に関する関係団体の意見(付〜七)」(文部省)、⑫「外国著作権法令集Ⅱ」(文部省)、⑬「ベルヌ条約改正専門家委員会討議報告(仮訳)」(文部省)、⑭「万国著作権条約に基づく翻訳物発行の許可制度について」(文部省)、⑮法貴次郎「万国著作権条約に基づく著作権表示」(著作権シリーズ11集、文部省)。

--	--

昭和40年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
5. 18 著作権法中改正法律<附則§52>(法律第67号)公布。 ※著作権保護期間の暫定延長(2年間)。	3. 5 文部省社会教育局長蒲生芳郎より日本音楽著作権協会会長西条八十に対し、「定款改正及び経理の改善について」通知。
2. — アメリカ合衆国・著作権法の全面改正法案、第89回議会で提出。 ※本法案は前年提出のセラー法案に多少の修正を加えたもの。	3. 31 昭和39年度(昭和39.4.1～昭和40.3.31)法定許諾(裁定)件数16件、録音(山男の歌、スキー小唄、松の木小唄、番外地小唄、網走エレジー、グングン節その他)。
3. 25 チェコスロバキア・新著作権法制定。	6. 1 日本音楽著作権協会、機構改革のため定款変更の認可を申請、文部大臣より認可(6.26)。
9. 9 ドイツ・著作権及び隣接保護権に関する法律制定。 ※施行1966.1.1。	著作権制度審議会(総会)開催状況
9. 9 同国・著作権及び隣接保護権の管理に関する法律制定。 ※公布9.16, 施行1966.1.1。	5. 17 第1(出版等)、第2(美術)、第3

3. — イギリス・イングランド東南沖合にラジオ・カロラインと称する海賊ラジオ局出現。	
3. — アメリカ合衆国・全米芸能家連盟、CATV(テレビ共同視聴施設)を著作権侵害で訴える。	
この年 イタリア・ヒット曲の海賊盤レコード、このころより姿を見せ始め、レコード会社は訴訟を起したり、海賊盤レコード販売業者に警告書を発送したり、その対策に追われる。	
この年 イタリア・ミラノ法廷、ラジオアナウンサーの表現が映画中に利用されても、音声は保護をうけないと判示。	
この年 アメリカ合衆国・ニューヨーク法廷、ケネディ大統領暗殺のラジオニュースをレコード会社がレコードに利用した事件において、原告の請求を認める。	

—1965年

著作権時事	社会・文化時事
1. 25 日本放送芸能家協会はじめ俳優団体連絡会加入の6団体、日本民間放送連盟及び全国23社の商業放送会社に対し、再放送に関して申し入れ。	3. 8 東京地裁、国鉄入浴事件に判決、鉄道公安員の写真撮影は職員のプライバシー侵害として23被告に無罪言渡。
1. 31 兵庫県警、神戸市国際会館で音楽ショーを開催した暴力団本多会幹部を、無断興行で逮捕。	3. 20 映画「東京オリンピック」、東宝系で公開、8月末までに約2千万人動員、日本映画史上空前のヒットという。
2. 15 マヒナスターズの和田弘が広島のパークで採譜したとしてビクターより発売された「お座敷小唄」は忽ちにして全国的に流行したが、その歌詞につき自己の作詞の一部が使われていると主張する埼玉県の大藤一郎、ビクター及び和田弘に対して損害賠償請求の訴訟を横浜地裁に起こす。	4. 1 文部大臣、日本書籍出版協会の社団法人許可。
3. 10 東京地裁、地球儀の偽作事件で共同印刷の重役を逮捕。 ※共犯関係の社員2名は2日に逮捕済み。	6. 12 家永三郎、教科書検定違憲訴訟提起。 ※44.8結審。
3. 15 日本書籍株式会社等7社、日本教育図書出版株式会社発行の「毎日の勉強」は教科書の著作権・出	6. 26 東京地裁、産業スパイ事件判決、恐喝、業務妨害等被告事件、被告人ジョーシ・テレン

9. 9 同国・出版権法改正。※新著作権法による改正。
9. 13 ドイツ民主共和国(東独)・著作権及び隣接保護権に関する法律制定。※施行1966.1.1。
11. 26 アメリカ合衆国・著作権法一部改正。※著作権請求の登録料の引上げ。

万国著作権条約加入

6. 1 ザンビア(旧イギリス保護領)。
10. 26 マラウイ(旧イギリス保護領)。

隣接権条約加入

6. 23 デンマーク, 留保§6Ⅱ, 16Ⅰ(a), 17。(効力発生9.23)
6. 29 ブラジル。(効力発生, 9.29)

(音楽), 第4(映画)各小委員会審議結果報告。

5. 21 第5(隣接権制度)小委員会審議結果報告及び第6(著作権仲介業務)小委員会審議結果中間報告。
11. 17~12. 15 この間5回開催し, 各小委員会(第1~第5)の審議結果報告について審議。

この年の著作権出版権登録件数

著作年月日238 第一発行年月日16
相続19 譲渡45 実名3 出版権設定5
合計326件

3. 22 世界知的所有権機構条約案を審議する第1回政府専門家委員会, ジュネーブで開催〔~4. 2〕
7. 5 政府専門家委員会, ジュネーブで開催, ベルヌ条約改正基礎案を審議〔~7. 14〕。※35カ国出席, 日本より野村義男, 文部省著作権課課長補佐神出七郎出席。
11. 15 第12回ベルヌ条約常任委員会及び第8回著作権政府間委員会, パリで開催, 日本より宮地茂ら出席。
1. 22 「領土外の放送局から送信される放送の防止に関するヨーロッパ協定」, ヨーロッパ会議の加盟国に対し, 署名のため開放される。
7. 1 ソビエト連邦, 工業所有権保護条約(リスボン条約)に加入。
8. 1 フランス・商標法施行

- 出版権を侵害するものとして, 偽作物発売頒布禁止仮処分命令を東京地裁に申請。
3. 31 日本音楽著作権協会の刷新委員会, 3月末に任務を了えて解消。
5. 25 日本映画監督協会, 著作権制度審議会第4小委員会審議結果報告に対して声明を発表し, 反対の意見を明らかにする。
6. 3 日本書籍出版協会の著作・出版権問題委員会, 出版契約に関するアンケートの結果を発表, 出版権設定を明記するもの66%に達すること判明。
6. 24 鈴木道明のヒット曲「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」はアメリカ曲の剽窃であるとして, 同曲の著作権者を主張する音楽出版社IMP, 鈴木及び日本音楽出版株式会社を被告とする著作権不存在確認訴訟を東京地裁に起こす。
6. 29 鈴木道明, IMP及び同社社長北川陽告に対し, 名誉毀損による損害賠償1,000万円及び謝罪広告請求の訴訟を東京地裁に提起。
6. — 日本放送芸能家協会, 「忘れられている著作権一芸能人は法律でどのように護られているか」と題するパンフレットを作成し, 各関係方面に配布, 放送芸能家の権利保護の確立を訴える。
7. 2 放送作家協会・シナリオ作家協会・日本演劇協会, 民放各社に対し, 物価高の理由で脚本料の一律25%引上げを要望し, 運動を展開。
7. 3 日本音楽著作権協会西条会長, 野村, 金川両常務理事辞任(専務理事菊池豊三郎は4. 12辞任)。
7. 12 日本新聞協会新聞著作権小委員会, 報道を目的とするテレビ画面の自由利用が好ましいとの結論を出す。
7. 19 美術出版社, 学習研究社著作発売の「中学生の美術史」のカラースライドは自社のスライドの無断複製として東京地裁に製作発売禁止の仮処分命令を申請。※学習研究社, 陳謝して損害金を支払う。
7. 29 日本放送作家協会・日本民間放送連盟間に「ラジオ・テレビ放送に関する基本協定」成立, 協定

- チェフほか6名有罪。
7. 30 谷崎潤一郎歿。
8. 10 この日現在の民放ラジオ46社(単独13, 兼営33)141局, テレビ(単独13, 兼営33)279局, 合計62社420局(沖縄3社3局を含む)。
9. 1 国立国会図書館, 明治以降発行の各種新聞(約700万ページ)のマイクロ化に着手。
9. 28 第1回日本インダストリアル・デザイン会議開催〔~9. 29〕
10. 6 協会の日本出版百年史年表実行委員会, 編集大綱を定め, 布川角左衛門を編集責任者に決定。
12. 29 山田耕作歿。
- この年 わが国の「レジャー消費」40年度は10年前の2.8倍, 5年前の1.6倍。
- この年 ビンク映画流行, 「東京オリンピック」, 「赤ひげ」, 「わかれ道」, 「サウンド・オブ・ミュージック」。
2. 7 米軍, 北ベトナム南部基地を爆撃(北爆開始)。

--	--

審判印、同時に了解事項成立。 7. 31 日本音楽著作権協会に2億6千万円の不正費消があるとして、宮本旅人・長谷川堅二らの「200人会」、常務理事ほか5名の理事を告訴。 8. 5 日本文芸家協会、映画に対し「映画の海外輸出に関し、従来その解釈上不明瞭のまま契約してきたものにつき申入れ」を行なう。 8. 5 日本書籍株式会社等教科書会社、「毎日の勉強」に対する仮処分申請を東京地裁より却下されたので東京高裁に抗告を申し立てる。※別件において本件をも含んで和解成立のため昭和44.2.6取下げ。 9. — 日本歌手協会、創立3周年を記念して会長東海林太郎以下のベテラン歌手35名を集めて「思い出のなつかしのメロディ集」のレコード作製の予定を立てたが録音権をもつレコード各社の同意を得ることができないため流産。 9. — 韓国で日本の小説や学術書の無断複製版ブームが起こされており、朝日新聞1,000万円懸賞小説「氷点」も、連載中に早くもソウルで出版されたので、同新聞社は出版社に対して抗議。 9. 15 日本音楽著作権協会、新定款の施行に伴い評議員選挙の上、会長に堀内敬三を選出。 10. 12 日本音楽著作権協会理事会、理事長に春日由三を選任。 10. — 日本美術家連盟、絵本について10月より買取りでなく印税制度とし、契約書を必ず交すなど、出版社に対する待遇改善運動を開始。 12. 2 西東社と8人の著者は、同社発行「新技法によるマブナ釣り」等6冊が相互日本文芸社「マブナ釣り」など5冊に盗作されたとして、同社代表者を著作権法違反で東京地検に告訴。 12. 7 日本芸能実演実団体協議会発足、会長徳川夢声。 12. 17 元著作権審議会会長山田三良歿。 12. 23 東海林太郎、記者会見で、NHK発行「昭和の記録」中の「麦と兵隊」が他の歌手により歌われ	
---	--

ていることを取り上げ、自己の持ち歌が何の挨拶もなく歌われていることを不満とし、「歌唱権」を主張。

この年 ビクターのレコード「お座敷小唄」(マヒナスターズ)に関し、テイチク専属作曲家陸奥明、日本音楽著作権協会に対し、自己の「籠の鳥エレジー」と同一曲であることを申し出。同協会で服部良一ら5名の作曲家に委嘱して調査した結果、同人の作曲と殆んど同一との結論を得たため、ビクターより同人に使用料支払い(他社も同様の取り扱い)。

判例 ①東京地裁、海賊版事件に対し刑事判決(3.26)、懲役1年執行猶予4年1名、懲役6月執行猶予3年2名、②東京地裁、船荷証券事件原告小谷武男、被告ジャパンライン株式会社に対する判決、船荷証券用紙の著作権を否認して原告の請求を棄却[8.31]。※原告控訴。③東京地裁、「毎日の勉強」仮処分申請事件に対し、却下の決定[8.13]。※申請人ら直ちに東京高裁に抗告。

文献 ①著作権法学会「著作権法改正問題懇談会」、②布川角左衛門、美作太郎「著作権出版権問答」(出版タイムズ社)、③鈴木敏夫「校正、印刷と著作権」(日本経済団体連盟弘報部)、④日本放送芸能家協会著作権委員会「忘れられている著作権」、⑤特集、「知的創作」の権利と保護[安達健二・半田正夫・沢木敬郎・植林弘・阿部浩二](ジュリスト329)、⑥勝本正晃「著作権法第30条第1項第8号は憲法29条に違背するか」(民商法雑誌51—4)、⑦勝本正晃「権利の善用について—著作権法上のFair useの理論を機縁として—」(愛知学院大学論叢法学研究8)、⑧安達健二「著作権法改正について」(ジュリスト329)、⑨伊藤信男「ニュースと著作権」(新聞通信調査会報30)、⑩伊藤信男「意匠権と著作権の関係について」(工業所有権法研究11—4)、⑪「著作権制度審議会第1～第6小委員会資料集」(文部省)、⑫「著作権

制度改正に関する関係団体の意見(内、外)(文部省)、
 ⑭「著作権制度審議会第1～第5小委員会審議結果報告」(文部省)、⑮「ベルヌ条約改正準備専門家委員会討議報告(仮訳)」(文部省)、⑯伊藤信男編「著作権法判例学説総覧」(文部省)。

6. 29 ベルギー・アントワープ法廷、美術品売立てのため21点を無断でカタログに収録して頒布した事件において、著作物売立ての広告を構成しているとして原告勝訴判決。

9. 11 アメリカ合衆国・シカゴで開催のジューク・ボックス設置業者大会で、会長ピアースは、印税は演奏権協会の手を通じない方法を目下研究中と言明。※この言明は、直接著作権者に支払えば手数料分だけ節約できるということを意味する。

12. 中 アメリカ合衆国・法務省、BMIは独占禁止法違反容疑ありとして連邦裁判所に訴える。

12. 22 イギリス・イギリス著作権評議委員会(BBC会長が会長)、国務大臣ジョージ・ダーリングに対し、海賊放送船に著作権法を遵守させない場合は、それらの局を廃止するよう強硬に申し入れる。

この年 フィリピン・フィリピン作詞、作曲家、出版者協会(FILSCAP=Filipino Society of Composers, Authors and Publishers)設立。

この年 アメリカ合衆国・バレー「顔死の白鳥」の振付け者シッセル・フォーキンの嗣子ヴィタール・フォーオン、CBS、エド・サリヴァン等を相手取って著作権侵害の訴訟を起こす。※ポリショイ・バレー団公演のため、興行元のソル・ヒューロックは1万ドル支払って示談。

昭和41年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 30 著作権制度審議会令改正(政令第136号)。	3. 31 昭和40年度(昭和40.4.1~昭和41.3.31)法定許諾(裁定)件数20件、録音(アリュージョン小唄、網走エレジー、まつの木小唄、山の情歌、チンタラ節、ネリカン数え歌その他)
10. 22 著作権及び隣接権に関する法律草案(文部省文化局試案)公表。	3. — 自由民主党文教調査会に著作権制度小委員会設置。
4. 1 ケニア・著作権法施行。	4. 11 国際工業所有権保護協会(AIPPI)第26回東京総会開催、48カ国の代表1350人東京に集まる。開会式上野東京文化会館、総会ホテルヒルトン、総会でソ連の加入承認(〜4.16)。
10. 12 アメリカ合衆国・著作権法全面改正法案、第89議会に提出。※下院司法委員会、修正案承認、前年度法案に若干の手直しを加えたもの。	4. 20 著作権制度審議会開催、諮問第1号に対する答申及び第6小委員会の仲介業務制度の改善に関する審議結果報告。※著作権法の改正に関し、政府は43年1月施行を目指して次回国会提出を予定して法案作成に着手と報道される。
この年 ネパール・著作権に関する事項を規制する法律制定。	5. 1 文部省に文化局新設。著作権課、社会教育局より文化局に移る。※初代局長に瀬生芳郎就任。
この年 アメリカ合衆国・ニューヨーク州議員サウスオール、同州議会に、作詞、作曲家、楽譜出版社対レコード会社の関係を改善するための5法案を提出。	9. 28 文部省、ストックホルム改正案に対する各関係団体の意見を求める。
ベルヌ条約ブラッセル規定加入	10. 18 日本音楽著作権協会会長堀内敬三ら5名、文部大臣を訪れて、著作権法改正の早期実現を陳情。
10. 10 ドイツ。	10. 18 文部大臣より社団法人日本著作権保護同盟に対し、定款変更を認可。※名称を社団法人日本音楽著作権保護同盟と変更。
万国著作権条約加入	10. 22 著作権制度審議会総会開催、著作権及び隣接権に関する法律草案(文部省
5. 11 ユーゴスラビア。	
9. 7 ケニア。	
9. 30 ベネズエラ。	
隣接権条約加入	
10. 21 ドイツ、留保5Ⅲ、16Ⅰ(a)。	

—1966年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 従来民謡と考えられていた「八戸小唄」の作詞者は自分の父法師浜直吉であるとの申し出が音楽著作権協会になされ、調査の結果申し出を認定、この旨協会よりレコード各社に通知。	8. 16 厚生省、前年の平均寿命を発表。男67才は73才まで、女72才は75才まで。
2. 1 放送作家協会・民間放送連盟間に「演芸著作物に関する諒解事項」成立。	12. 9 建国記念の日を2月11日とする政令公布。
2. — 日本放送作家協会、東京12チャンネルに対し、同局放映中の外国ドキュメンタリー「世紀の星」日本版が「監修者の著作権」を無視していると抗議、東京12チャンネルは監修者の名前をテロップで入れる旨回答。	12. 20 経済企画庁、昭和40年度統計発表。(国民総生産31兆3448億円、1人当たり国民所得25万5234円)
2. — サンケイ球団、1月はじめニック・ネームをスワローズからアトムズに変更したので、ベットのマークとして鉄腕アトムの絵をユニホームにつけることにしたところ、鉄腕アトムの著作権をもつ虫プロダクションから「待った」がかかる。	この年、死傷者を出した交通事故、42万1445件、死者1万3895名、負傷者49万7090名、いずれも史上最高。
3. 10 放送・映画における著作権者の権利を守るために結成された著作権者実演家懇談会、沖縄で放送されるNHK制作番組の第2次使用料の配分問題をめぐって著作権者団体と芸能実演家団体とが対立。	この年 法曹人口、各一人当たり国民数。
3. 13 日本芸能実演家団体協議会、NHKに対して全出演者の出演料一律30%以上の引上げを要望。	裁判官 検察官 弁護士
3. — 東京渋谷駅前の忠犬ハチ公の模造像が近くの大盛堂書店の8階入口に据えつけられたため、ハチ公の制作者及び忠犬ハチ公銅像維持会より撤去を申し入れ、にせハチ公は書店社長宅に隠棲。	日 37,987 53,294 12,783
3. 31 日本文芸著作権保護同盟の本年度収入(委託手数料)、739,819円。	英 2,342 2,229
4. 1 日本音楽著作権協会・日本民間放送連盟間に了解事項(1)(ラジオ)・同(2)(テレビ)成立、テレビ契約に付帯する細則その他の細部協定付随。	米 3,678 627
5. 14 元日本音楽著作権協会理事宮城衛、恐喝容疑	西独 4,426 23,332 2,829
	仏 15,575 58,105 5,572
	伊 3,805 59,856 1,616
	注、年度は国により多少異なる。1957~1963年の間の統計。
	4. 4 NHKテレビ「おはなはん」放送開始。大人気(平均視聴率50%)。
	7. 1 特殊法人国立劇場発足、11月1日開場。
	11. 28 「宴のあと」事件、東京高

文化局試案)を報告、会長に中川善之助互選。 ※試案公表、通常国会提出予定という。

11. 21 文部省文化局、著作権改正草案につき関係各団体を招いて説明、研究会を開催。

著作権制度審議会(総会)開催状況

1. 26～3. 30 この間9回総会を開催し、各小委員会(第1～第5)の審議結果報告について審議した。
4. 12 著作権法等の改正に関する答申案について
4. 20 著作権法等の改正について答申(江川会長より中村文部大臣に)。
第6小委員会(著作権仲介業務)審議結果報告。
6. 29 会長(中川善之助)の選出等について
10. 22 著作権及び隣接権に関する法律草案(文化局試案)について
11. 7～12. 9 この間3回総会を開催し、文化局試案等について審議。

この年の著作権出版権登録

著作年月日187 第一発行年月日2 相
続1 実名2 譲渡29 出版権設定26
合計247件

10. — 第14回ユニエスコ総会開催(パリ)、万国著作権条約の改正に関して決議[11. 一]。 ※本会議の結果に基づいて、12月30日付けユニエスコ事務局より各国政府あて、新興国の国民の著作権の保護に関して見解を求める文書発送。

で逮捕。

5. 19 日本書籍出版協会の著作・出版権問題委員会、美術著作権連合の申し入れにより、出版物の挿画の著作権問題につき懇談。
6. — 日本音楽著作権組合、詩、曲の著作権(録音権)をレコード会社が独占することに反対し、専属契約の条件について各レコード会社の文芸部長との会合を6・7月中2回もつたが、具体的結論を得るに至らず、その後も進展をみないままに了る。
7. 14 文芸家協会・日本書籍出版協会・教科書協会等著作権関係の93団体、自由民主党の申し入れにより著作権法改正問題につき同党政務調査会文教部と懇談。
7. 18 文芸家協会、学習書協会に対し、入学試験に出題された作家の文章を編集した入学試験問題集の出版につき、著作権の確認と使用料の支払いを申し入れる。9月26日学習書協会は本件を書籍出版協会に移す。
7. 26 日本書籍株式会社等教科書会社7社、日本教育図書出版株式会社発行「毎日の勉強」は教科書の著作権を侵害するものとして、同社代表者役員等5名を東京地検に告訴。 ※昭和44. 2. 6検事の勧告により示談成立、告訴取下げ。
7. — ガン征圧記念切手図案1位入選作が米人作品と酷似しているとして不採用となり、繰上げで1位になるはずの次位作品も同様の理由で問題化し、これもまた不採用決定。
8. 1 文芸家協会・日本民間放送連盟間に、「既成演芸著作物中に使用される原著作物の取扱い」に関する合意成立、「メモ」に両者調印。
8. 19 日本書籍出版協会の著作・出版権問題委員会と日本雑誌協会著作権委員会との著作権法改正問題に関する合同対策委員会開催。 ※以後数回開催。
8. — ユニバーシアード組織委員会が東京大会のポスターの入賞第1位として発表した作品に盗作の疑がかけられたが、同委員会は「盗作や模作」とは考え

裁の控訴審で和解成立。

- この年 漫画「オバケのQ太郎」、
「おそ松君」人気。
この年 「紀の川」、「白い巨塔」、
「琴の湖」、「戦争と平和」、「ミ
クロの決死団」封切り
この年 「骨まで愛して」、「バラ
が咲いた」流行。
1. 31 ソ連の無人月探査機ルナ9号発進、月に軟着陸。
 8. 1 中共中央委員会11回総会、文化大革命に関する16条決定、これより文化大革命始まる。
 8. 8 中国共産党中央委員会、「プロレタリア文化大革命に関する決定」を発表。
 12. 15 ウォルトディズニー死去、65歳、1923年に動画制作を始め成功を収める。

10. 12 アメリカ合衆国・著作権法改正法案発表。

この年 インターナショナル・ライターズ・ギルド (IWG—放送作家の世界的連合体) のロスアンゼルス国際会議、ベルヌ条約改正に反対の決議。

られないとして1位入賞を確認。

9. — 二科展の入選作に、3年前のアメリカ雑誌掲載のさし画と酷似したものがあつたことを女子高校生が発見、二科当局は入選を取り消す。

9. 5 文芸春秋9月号掲載の山本茂美「野麦峠を越えた明治百年」の内容が岐阜県の郷土史家が5年前に郷土史誌に発表した「野麦峠」と表現の似ている所があつたとして、郷土史家より文芸春秋新社に抗議。

9. 16 日本音楽著作権協会の運営をめぐる恐喝事件を捜査中の警視庁、詩人宮本旅人、作曲家長谷川堅二の両名を書類送検(宮本は恐喝と名誉毀損、長谷川は名誉毀損)。

9. 30 日本放送作家組合・日本シナリオ作家協会・日本演劇協会と日本民間放送連盟との間に、各ラジオ、テレビ放送に関する基本協定(シナリオ協会はテレビ協定のみ)成立、各協定書に調印、同時に諒解事項成立。

10. 1 全日本写真著作者同盟、著作権制度審議会の答申を不満として、「写真著作権をまもる全国集会」開催。

10. 6 日本書籍出版協会の著作・出版権問題委員会、翻訳権10年留保の撤廃に反対する出版者の主張を解説したパンフレット「国民文化と翻訳権」を作成し、各方面に配布。

10. 21 日本放送作家組合、「三匹の侍」、「特別機動捜査隊」の出版社に対し、原作者である脚本家の承諾をうけていないこと等の3点の理由をあげて、損害賠償を請求。

11. 14 タカラヤ貿易株式会社、ねずみの操り人形「トッポ・ジョー」を自社意匠権を侵害するものとし、その商品化権の代理人である小学館を債務者として、意匠類似品製造販売禁止仮処分命令を東京地裁に申請。 ※12. 24当事者間に和解成立、申請取り下げ。

11. 15 警視庁、日本音楽著作権協会前会長役職員5名を業務上横領の疑で書類送検。

11. 22 日本音楽著作権協会臨時総会において、過年

度経理処理委員会の答申に関する報告, 昭和34~38年度の5年間特別会計を実施して協会に不当な損害を与えたとみられる総額は約9,237万円, 前役員4名に対して損害賠償請求の訴訟を提起した旨報告。

11. 22 日本放送作家組合、民放テレビ8局・日本書籍出版協会・日本雑誌協会・日本出版協会・日本映画製作者連盟等に対し、テレビ・ドラマの出版、映画化に伴う放送作家への事前許諾、使用料支払いなどを守られたき旨申し入れ。

11. 29 英・独・米などの科学専門書の海賊版業者3名、神田署に逮捕、7種類2,000部の現品押収。

12. 15 日本書籍出版協会の著作・出版権問題小委員会、文部省担当官を招いて改正案につき研究会開催(以後5回開催)。

12. 23 高村光太郎詩集「智恵子抄」の発行所竜星閣、編集著作権を所有するとして文部省に登録したうえ高村家に無断で発行を続けたため、著作権侵害として遺族高村豊周より東京地裁に訴えを提起。

12. — 放送作家生田直親の脚本「凍原」をNETより放送する際、主役芦田伸介が勝手に改変したとして作者より放送作家組合に申し出、同組合よりNETに抗議、NET陳謝して製作し直すことで解決。

文献 ①長野伝蔵「著作権で損をするな—やさしい著作権のはなし—」(新興楽譜出版社), ②春日由三「音楽著作権の話」(アルプス), ③シヴァン・ドライコヴィチ「著作権人格権の史的展開」(著作権資料協会), ④日本書籍出版協会「国民文化と『翻訳権』」, ⑤特集、映画の著作権は誰か(シナリオ昭和41.2), ⑥法貴次郎「著作権法改正の根本問題」(民商法雑誌54—3), ⑦「著作権制度審議会第6小委員会審議結果報告」(文部省), ⑧「著作権制度審議会答申説明書」(文部省), ⑨「著作権制度の改正に関する関係団体の意見(付)」(文部省), ⑩「著作権制度審議会審議記録」(文部省)。

--	--

昭和42年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
6. 12 登録免許税法(法律第35号)公布。 ※別表第一(課税標準及び範囲)中,九(著作権),十(出版権)を規定。	5. 14 不当景品類及び不当表示防止法(法律第134号)公布。
7. 27 著作権法中改正法律<第14次—§52>(法律第87号)公布。 ※著作権保護期間の第3次暫定延長。	8. 1 予約出版法廃止(法律第12号)
1. 17 アメリカ合衆国・セラー下院司法委員長,1966年法案に若干の修正を加えた著作権法改正法案(H. R. 2512)を第90回議会に提出。	1. 14 日本書籍出版協会,著作権及び隣接権に関する法律草案に対する意見書を文部大臣に提出。
	1. 27 日本印刷工業会,著作権改正について文部省に要望書提出。
	1. 27 日本文芸著作権保護同盟,仲介業務許可及び著作物使用料規程認可を文部

1. 1 ドイツ・音楽演奏権仲介団体ゲマ(GEMA),新著作権法の施行によって政府の監督下におかれ,その運営はすべて政府の許可に基づいて行なわれることになる。	
5. 23 アメリカ合衆国・CATV(共同聴視テレビ施設)が遠隔放送局の放送する映画などを無断で,その加入者に対して有線放送することに対し,映画業者側より著作権侵害として損害賠償と差止め救済の訴えを提起,1審原告勝訴。	
8. 1 イギリス・テレビ放送局,この日限り,レコードを演奏して歌手に口だけ合わせさせる放送を,楽士組合の申し入れによって中止。	
11. — アメリカ合衆国・「鉄人28号」を米国内で放送中,自己の企画であると同国テレビ・プロデューサーが名乗り出て注目を集める。制作プロダクションと電通では,勝利を見越して応訴の態度を固める。	
この年 同国・米国及びカナダの2,300の楽譜出版社の代表として全世界より録音印税の取立てを行なっているハリー・フォックスの本年度総収入は約2,500万ドル。	

—1967年

著作権時事	社会・文化時事
1. 14 阿川弘之の小説「山本五十六」のミッドウエー海戦の部分は,戦記「ミッドウエー」からの無断引用が多く,著作権侵害の疑いがあるとして,戦記の著者奥宮正武より抗議,さらに告訴,また山本未亡人よりは名誉毀損とプライバシー侵害で告訴したが,前者は和解,後者は不起訴となる。	3. 15 日本万国博覧会場の起工式挙行。
1. 17 NETより「日本の教育」第250回として「著作権制度をめぐって」テレビ放送,回答者として安達健二・佐野文一郎出席。	4. 15 東京都知事選挙,革新派の美濃部元吉当選。
1. — 4月よりNET放送予定の山崎豊子原作「白い巨塔」に作者山崎より,原作イメージを損ねてい	6. 6 閣議,資本取引自由化基本方針決定。
	6. — 自動車保有台数100万。
	10. 20 吉田茂没,国葬。
	この年 国民総生産1140億ドルで資本主義国第3位。

4. — 同国・同法案修正の上、下院通過上院審議未了。 ※このため本年中に保護期間満了となる作品に対して更に1年間延長の措置。
2. 10 南アフリカ連邦・文学的及び美術的著作物の実演家保護に関する法律(1967年第11号)制定。
5. 18 オーストラリア・下院に著作権及び他の目的に関する法律案提出。
6. — マレーシア・著作権法案(第2391号)提出(1967.6.14官報)。
7. 14 ベルヌ条約改正ストックホルム規定(開発途上にある国に関する議定書を含む)署名。 ※署名国—ベルヌ条約35, 最終議定書63, 日本署名—国際知的財産機構(WIPO)を設定する最終議定書。
10. 16 アメリカ合衆国・著作権を付与された著作物を新しい科学技術に使用することに関して検討する委員会設置法案(S2216), 上院可決, 下院法務委員会に送付, 下院は措置をとらず審議未了。
10. 20 ノルウェー・教育目的の著作物自由利用令制定。 ※教育目的のための放送番組の録音を対象とするもの。
10. 22 アメリカ合衆国・対敵取引法改正<41条新設>。 ※敵国著作権の返還について規定。
11. 16 同国・大統領, 「若干の場合に関し著作権の保護期間を延長する決議」(パブリック・ロー90—141)に署名, 直ちに発効。 ※現に更新期間中で1968.12.31以前に消滅する著作権を1968.12.31まで延長するもの。
11. 17 ソビエト連邦・ハンガリー間著作権相互保護条約締結(ブダペスト)。 ※1968.1.1発効。

大臣に申請。 ※使用料規程案, 2.20の官報に公告。

2. 17 国立近代美術館長より日本映画製作者連盟会長あて, アメリカよりの返還映画のプリント作成につき, 著作権者の許諾を連盟で一括して得られるよう配慮希望の文書発送。
2. — 劔木文相は予定していた著作権法の全面改正法案の特別国会提出を断念し, 特別国会には保護年限の延長法案だけにとどめる方針を固める。 ※12月召集の通常国会提出の予定。
3. 31 昭和41年度(昭和41.4.1~同42.3.31)の法定許諾(裁定)件数 12件。
4. — 文部省, 「道徳指導資料」の刊行につき, 4月中に掲載料を支払うことを日本文芸家協会等3団体に約諾。
6. 7 日本書籍出版協会の著作権委員, スtockホルム改正会議に日本代表として出席する文部省文化局審議官安達健二に対し, 翻訳権10年留保の堅持を要望し, さらに全権団に要望書を手交。
7. 19 フランス関係出版社及び日本書籍出版協会は国税庁に対し, 翻訳使用料の支払に関して二重課税防止条約に基づく軽減料率適用の取扱いにつき上申書を提出。
7. 20 文部省, 著作権関係団体代表者を招いて, スtockホルム改正会議の説明会を開き, 安達審議官より翻訳権留保規定は改訂されなかったことその他を報告。

この年の著作権制度審議会(総会)開催状況

- るという理由で物言いがつく。
2. — 日本書籍出版協会, 翻訳出版物の実態調査(昭和42年2月現在)のアンケート回答(18社)をまとめる。使用料, 原著者244, 663, 749円, 翻訳者1, 217, 693, 403円。
3. 6 作品中に流行歌等の歌詞の一部を使用する場合の料金問題につき, 文芸家協会丹羽会長・源氏理事, 日本音楽著作権協会に春日理事長・吉田常務理事を訪ね, 考慮方を要望。
3. 22 日本書籍出版協会, 入試問題集の著作権問題に関する日本文芸家協会よりの申し入れに対して回答, 著作権法30条1項2号の適法引用に該当するとの見解を示す。
3. 25 半田正夫, 「著作権の一元的構成について」により法学博士の学位を受ける。
3. 27 名画を複製したカレンダーの残品を捨て値で買取り, 適当な大きさにカットして「現代名画」と名付けて安値で売る業者, 大阪に出現, 日本美術家連盟より抗議文発送。
4. 6 日本文芸家協会, 日本書籍出版協会に対し, 話し合い解決まで作家の文章を入試問題集に収録することを遠慮された旨申し入れ。
4. 16 国立西洋美術館が3年前に買入れたドラン・デュフィ, モジリアニの名画が偽作品ではないかとの疑いをもたれ, 山田館長は参議院文教委員会で, 真偽を現在調査中と答弁。
4. — 洋画の巨匠の作品の偽作大量に出廻り, 市場を混乱させる。東京の日動画廊に売込みに来る洋画の半分までが梅原・林・中川・小糸・岡等の画家の偽作品であるという。
5. 8 フジ・テレビ「眠狂四郎」の8日放送「無明剣」に対し, 大映より「勝新太郎」の座頭市のイメージを甚だしく傷付たと抗議。 ※勝新太郎ソックリの人物を盲目のザクザに扮せしめたもの。
5. 25 日本訳詩家協会と日本民間放送連盟との間に, 原作者の許諾を受けていない訳詩著作物の放送

2. — マヒナスターズを脱退した佐々木政一を中心として, ハワイアンコーラスグループ「マハロエコーズ」結成。
 3. 27 電通, 昭和41年度日本の総広告費(最終推定)を総額3831億円と発表。
 4. 11 日本近代文学館開館。
 5. 23 日本芸能実演家団体協議会, 社団法人許可, 会長徳川夢声。
 6. 23 家永三郎, 教科書行政訴訟を起こす。
 6. 26 通信衛星を利用する国際テレビ宇宙ナマ中継放送, 日本を出発点に史上始めて成功。
 7. 17 帝国ホテルを守る会設立(12月1日取り壊し始まる)。
 7. 19 東京地裁, 黒い雪(武智鉄二監督, 日活配給)事件に無罪判決, 8月2日検事控訴。
 11. 9 米軍押収の原爆記録映画返還, 公開をめぐる論議。
- この年「上意打ち」, 「日本の一番長い日」, 「アルジェの戦い」グランプリ。
- この年 音楽分野の入場者数2560人, 昭和38年度との対比約2倍半, レコード事業はアメリカ(5億枚)について第2位(1億枚)の成長ぶりを示す。
- この年 テレビ受信契約数2000万突破, 普及率81%。
- この年 明治百年記念出版相次ぎ盛況。
- この年「ブルーシャトール」, 「世

ベルヌ条約ブラスセル規定加入

- 6. 10 アルゼンチン。
- 6. 11 メキシコ、留保翻訳権。
- 7. 10 ウルグアイ。

万国著作権条約加入

- 6. 22 オランダ。

- 1. 18. } 第6小委員会(著作権仲介業務)審議結果について
- 2. 9. }
- 3. 10. }
- 4. 26. 著作権仲介業務制度の改善に関する答申案について
- 5. 10. 著作権仲介業務制度の改善について答申〔中川会長より剣木文部大臣あて〕
- 9. 19 スtockホルムにおけるベルヌ条約改正会議の結果について
- 10. 24. スtockホルム規定の批准について

この年の著作権出版権登録件数

著作年月日59 第一発行年月日5 相
続1 実名2 譲渡65 出版権設定6
合計158件

- 1. 23 ニューデリーで東アジア著作権セミナー開催(ベルヌ同盟主催)、日本より野村義男、文部事務官大山幸房出席〔～1.30〕。
- 1. 31 ドイツによるベルリン地区への隣接権条約の適用に対する反対通告が下記の国によってなされた旨、国連回状。
1966. 9. 18 抗議通告 ソビエット
// 9. 27 白ロシア
// 10. 21 チェコスロバキア
- 1. — BIRPI・ベルヌ条約著作権実体規定改正案(ストックホルム改正案)に対する各国政府の意見を取りまとめ、資料S113として発表。
- 3. 14 BIRPI・ベルヌ同盟常任委員会特別会期、ジュネーヴで開催、日本より安達文化局審議官、オブザーバーとし

使用に関して合意成立し、覚書作成。

- 5. 25 日本書籍出版協会昭和42年度通常総会、著作権法改正問題について、「出版権の正当なる地位の確保」と「翻訳権10年留保規定の撤廃反対」とを決議。
- 5. 26 詩人宮本旅人、雑誌「全貌」に、「日本音楽著作権協会の黒い霧、私は断乎爾正を要求する」と題する原稿を載せることによって同協会役員を困惑させ、金員を喝取したとして起訴される。※書類送検昭和41. 9. 16, 第1回公判昭和42. 10. 25。
- 5. 27 日本放送芸能家協会、事業協同組合として発展的改組、5月27日設立総会を開く。
- 6. 21 日本音楽著作権協会役員を恐喝した疑いで東京地裁の審理を受けていた小野衛(元宮城姓)に懲役1年(3年間執行猶予)、宮城靖男に懲役3年の判決言渡、両人とも即日控訴。※控訴審判決(昭43. 7. 2)で小野無罪、宮城懲役3年(執行猶予5年)になる。
- 6. 21 日本文芸家協会と日本書籍出版協会、入試問題集の著作権処理に関して会談両者の見解対立して難航。※昭和43. 3. 1より具体的交渉に入る。
- 6. — 東京12チャンネルによるNHK、民放番組の再放送に関する日本芸能実演家団体協議会とNHK、民放5社との話し合い妥結して各覚書交換。
- 6. 22 5月に新聞月報社が主要新聞10社のコラムを無断編集して発行した「こらむ百花」に対し、新聞協会新聞著作権小委員会、著作権侵害の疑いがあるとして抗議することを決定。
- 6. 30 業務上横領の疑いで書類送検された日本音楽著作権協会旧役員及び職員ら、東京地検の取調べの結果不起訴処分となる。
- 7. 17 日本音楽著作権協会の西条前会長ら元役員に対する損害賠償請求事件、和解成立。
- 7. — 東京12チャンネルで放映中のニューヨーク・サンダーバードを中心とする「ローラーゲーム」が人気を集めたため12チャンネルと提供者共同企画エージェンシー(代表者嵐田三郎)において9月に同チームを招へい興行の準備中、アート・ライフ・アソシ

界は二人のために」等流行、グループサウンズに人気集まる。

て出席〔～3.16〕。 ※万国著作権条約改正問題(新興国問題)。

5. 24 国際蓄音機工業連盟(日本加盟)、パリで評議委員会及び総会を開催。隣接権の拡大に協力することを目的とするもの〔～27〕。

6. 11 知的所有権会議(ベルヌ条約改正会議)、ストックホルムで開催、ベルヌ条約改正規定に署名、著作権及び工業所有権双方をカバーする世界知的所有権機関(WIPO)の創設を決定、日本代表スエーデン大使高橋通敏・特許庁長官川出千速・文部省文化局審議官安達健二・代表代理文部省著作権課長佐野文一郎・顧問野村義男〔～7.14〕。

6. 11 ベルヌ条約改正ストックホルム会議、日本政府の予想に反して、29対1(棄権11)で、翻訳権留保の規定の存続を認める〔～7.14〕。

10. 2 IFA(The International Federation of Actors)第7回総会、チェコスロバキア国の首都プラハで開催、19カ国より23の俳優ユニオン、オブザーバー9ユニオンのほか、ILO・ニネスコ・BIRPIよりもオブザーバー出席。

12. 12 第13回ベルヌ同盟常任委員会及び第9回著作権政府間委員会、ジュネーヴで開催、(万国条約改正問題、委員国改選問題)安達文化局長出席〔～12.15〕。

この年 楽譜出版者シンディケート国際組合(Union International des Chambers Syndicates d'Editeurs de Musique)軽音楽部門のパリ会議開催、日本訳詩家協会提出の外国曲の日本語訳詩に対する印税支払要求の件も議せられ、同協会が外国曲に日本語訳詩を附する許可を原出版社

エーション(代表者神彰)が先手を打って“アメリカン・ローラーゲーム”の興行をNETとタイアップして8月に実行することとしたため、両者間に紛争発生、アートの宣伝ポスターに使用した選手の写真がサンダーバード各選手の写真であったことより、12チャンネル及び共同企画ではアートとNETに抗議、著作権侵害で仮処分命令申請・本訴提起も準備したが、NET・12チャンネル間に示談が成立したため、そのまま終わる。

7. 31 マヒナスターズの「男の夜曲」(作曲者不明)を東芝より法定許諾の手続をとって発表したところ、中山晋平「神風だから」の曲と同一であることが判明、相続人中山卯郎の代理として日本ビクターより申し入れ、東芝は供託金を超える部分について印税を支払うこととして解決。

8. 3 学校図書株式会社、株式会社光文書院に対し、「新版光文の国語」は教科書の著作権侵害であるとして、発売頒布の差止、損害賠償請求の訴訟を東京地裁に提起。

8. 11 衆議院決算委員の水野清(自民)、軍艦マーチの著作権の管理が杜撰ではないかと同委員会調査官に実態調査を申し入れる。

8. 12 従来国有財産として無償使用が認められてきた文部省唱歌、小学唱歌の中62曲について、文部省の要請によりNHKは7月1日より、民放は9月1日より、それぞれ使用料を支払うことになる。

8. 28 戦犯刑死者の遺族7名、遺書を「ふるさとヨ聞イテクレ」に収めて無断出版した東潮社代表者を著作権法違反の疑いで告訴。 ※東潮社陳謝し、残本を提供したため告訴取下げ。

8. — 名古屋在住の“新進女流画家”として一部に知られていた古川登美子・児島善三郎・中川一政等6名の著名画家の作品と称して画を売ったところ、いずれも贋作であること発覚して問題化。

8. — “東大歌手”加藤登紀子のLP「加藤登紀子ヒット・アルバム“赤い風船”」(ポリドール・7月発

から得ている場合に限り考慮することが決議される。

3. 21 アメリカ合衆国・レコード諸会社は議会（目下著作権法改正案審議中の上院法制小委員会）に対し、著作権法を拡大してレコード音楽の使用者たちにも、レコード会社並びに演奏家に印税を支払わせるよう要求。
10. 12 ソビエト社会主義共和国連邦・WIPO(世界知的所有権機関)条約及びパリ工業所有権条約署名（今後の批准につき留保）。
11. 16 白ロシアソビエト社会主義共和国・ウクライナソビエト社会主義共和国・WIPO条約及びパリ工業所有権条約署名（今後の批准につき留保）。

売)の14曲中3曲の訳詩が無断であるとしてBIE Mより抗議、発売中止。

9. 7 福井県の国体ポスター1位に入選した商業デザイナーの作品、オリンピック写真を裏焼きにしたものと判明、デザイン専門委員会は審査のやり直しを決定。
9. — 日本民間放送連盟、放送契約基準制定。
9. — ベストセラー多湖輝「頭の体操」(パズルの本)、盗用や借用のパズルが余りにも多いとして、一部より非難される。
9. — フランスの彫刻家ジャン・ビエール・ダルナ製作のマネキン人形の手の偽物が東京都内に出廻りはじめ廉価で売行き良好のため、同人より"盗作"と抗議。
10. 3 平凡社の国民百科事典中の図版と酷似する図版が小学館の日本百科大事典中に使用されたため、平凡社より日本著作権協議会に仲裁斡旋を申し立て、小学館の謝罪広告に平凡社が連名にするという珍らしい形式の広告を各新聞に掲載することで解決。 ※文章も謝罪広告としては意味不明。
10. — 美空ひばりの芸能生活20周年記念レコード「真赤な太陽」、作詩・作曲にコロムビアの独占権がなかったため、東芝が黛ジュンを起用してレコード製作、ひばり激怒、コロムビアの懇請により東芝発売停止。
11. 15 帝国ホテル、解体のためこの日正午で閉館、新築のため取壊し発表らいライトの建築を保存せよとの世論強く、保存方法について種々論議が交されたが、結局愛知県犬山の明治村へ移築のため解体と決定、光輝ある歴史を閉じる。
11. — 中村八大作曲の万博ソング「世界の国からこんにちはわ」、フランスのシャンソン「カナダの私の小屋」に酷似していることが指摘され、高木東六、"盗作"と判断する。
12. 21 大原富枝「ひとつの青春」(群像掲載)について"盗作"という指摘者出現し、高知県教職員組合の名

--	--

で記者会見をして発表、文芸家協会では、盗作ではないと判断。

判例 ①「千円札模造事件」(通貨及び証券模造取締法違反事件)1審判決(6.)、東京地裁、被告赤瀬川原平(画家)に有罪宣告。 ※千円札の表面図柄を一色刷りの写真製版で「模型」化し、裏に個展の通知を印刷して発送及び千円札模型の全紙をボルトでベニヤ板に貼りつけた作品を個展に展示、赤瀬川控訴。 ②「お座敷小唄」事件に横浜地裁判決[4.27]、原告大藤一郎・訴訟参加人国光祥太郎の各請求棄却、③キャバレーにおける楽団演奏の著作権侵害事件、大阪地裁判決[8.21]、原告日本音楽著作権協会の請求認容、④日新録音事件2審判決[11.13]、大阪高裁、控訴人の控訴棄却(1審の有罪判決支持)、控訴人上告、⑤原告小林正樹被告松竹株式会社間の契約金支払請求事件判決[11.15]、東京地裁原告の請求(1140万円の支払請求)を認容。 ※被告控訴。 ⑥外国テレビ映画吹替事件に対する東京地裁判決[11.22]、原告の請求認容。

文献 ①H・フーブマン著久々湊伸一訳「著作権法の理論」(中央大学出版部)、②野村義男「国際条約と電気通信・放送・著作権」(インパルス)、③土井輝生「工業所有権・著作権と国際取引」(成文堂)、④入江啓四郎「国際不正競争と国際法」(成文堂)、⑤入江啓四郎・大平善悟監修「無体財産権の国際的保護」(日本国際問題研究所)、⑥著作権研究1号(勝本正晃・著作権法の改正について(1)、野村義男・ベルン条約における基準保護期間の研究、佐野文一郎・ベルン条約とストックホルム改正の概要、久々湊伸一・映画著作権決定のための一考察、半田正夫・蓄音機レコードに関する著作権法改正、土井輝生・実演家の権利の保護、松井正道・外国文献目録、伊藤信男・著作権関係文献・資料目録、同・最近7年間著作権小年表)、⑦東秀彦「出版権について」(日本法学33—3)、

--	--

⑧土井輝生「アメリカ合衆国著作権法改正法律案の基本的特色」(ジュリスト362), ⑨安達健二「ヨーロッパ各国の著作権事情」(コピライト62~67), ⑩座談会<著作権法の改正>〔我妻栄・宮沢俊義・鈴木竹雄・布川角左衛門〕(ジュリスト362~363), ⑪半田正夫「出版の法理(北大法学論集18-1)», ⑫「著作権制度の改正に関する関係団体の意見書」(文部省)。 3. 3 イギリス・同国音楽出版者協会・作曲家ギルドはBBCと会談し, BBCがその放送用委嘱作品の出版に対して要求している印税の分け前の提案を緩和するよう申し入れる。 3. 6 フィリピン・同国著作権協会FILSCAP, 1月16日テスト・ケースとして起こしたクラブ経営者に対する公開演奏使用料請求の訴訟で勝訴の判決を受ける。 5. 11 アメリカ合衆国・上院議員ハリスン・ワイリアムズ, 放送業者に対する講演の中で, レコード演奏権の確立を説く。 5. 22 同国・CATV(テレビ共同聴視施設)事件第二審判決, はは第一審判決を支持。※第一審判決はCATVを著作権侵害とするもの。 この年 同国・サム・フォックス楽譜出版社, パラマウント映画会社を相手取り, 音楽著作権問題を解決しないで劇映画をテレビ局に売り渡した件につき連邦裁判所に訴訟を提起。 この年 ドイツ・ゲマ(GEMA), テープレコーダー製造会社5社に対し, 売上げ1台につき5%を支払うよう要求して訴訟を出していたが, 5社が毎年400万ドルを支払うことを承諾したため解決。 この年 アメリカ合衆国・ASCAPの本年度総収入55,238,079ドル, うち国内分49,115,579ドル, 外国より6,122,500ドル。 この年 イギリス・PRSの本年度総収入6,823,864ポンド。	
---	--

昭和43年—

著作権立法・条約	関係参考法令・行政事項・国際会議
4. 12 著作権法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第10号)公布。※登録免許税法の施行に伴い登録税を登録免許税に改めたもの。 6. 15 文部省設置法一部改正(法律第99号)。※文化庁設置。 6. 15 万国著作権条約の施行に伴う著作権法の特例に関する法律施行令改正(政令第170号)公布。※公布の日施行,文化庁の新設に伴い文部大臣を文化庁長官と改めたもの。 6. 15 著作権制度審議会令一部改正(政令第170号)。 6. 15 著作権法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第20号)公布。※文部大臣を文化庁長官と改め,かつ,実名登録を除く各種登録について官報公告を廃止。 3. 5 フランス・領土外の放送局から送信される放送の防止に関するヨーロッパ協定(海賊放送防止協定)の批准書をヨーロッパ会議に寄託。 6. 27 オーストラリア・新著作権法制定。 7. 20 ユーゴスラビア・新著作権法制定。 8. — アメリカ合衆国・カリフォルニア州刑法改正。※レコードの移調複製海賊盤に対する制裁規定新設。 9. 1 同国・ニューヨーク商事法改正。※美術商の保証責任に関する規定新設。 10. 4 ソビエト連邦・世界知的所有権	12. 4 日本韓国間商標権の相互保護に関する口上書(覚書)交換。 1. 24 文部省, 27日再開の通常国会提出予定法案をまとめて発表, 新著作権法案も外国人学校法案等8件とともにこの中に含まれる。 3. 31 昭和42年度(昭和41. 4. 1~昭和42. 3. 31)法定許諾(裁定)件数 14件 録音。 4. 2 閣議, 著作権法案を決定。※この決定にもかかわらず, ついに上程されずに終わる。 5. 29 佐藤首相招待芸術文化団体代表者懇談会の席上, 首相は著作権法案の次期通常国会に上程を約諾。 6. 14 文部大臣, 日本音楽著作権協会の著作物使用料規程の変更(録音テープの規定追加)認可。 6. 15 文化庁発足, 著作権課は文化部に属してこれに移る。長官今日出府, 次長安達健二就任。 7. 5 日本文芸著作権保護同盟の著作物使用料規程(42. 2. 20官報公告)に対してNHK・民放連・映連等より反対が表明されたため, 同盟は規程の改訂を理事会で決定。※改訂規程提出, 7. 22官報公告。 7. 8 日本文芸家協会, 著作権制度審議会委員の選任につき, 著作権者が利用者に比較して少数であるとして今文化庁長官に要望書を提出。 11. 15 文化庁長官, 日本文芸著作権保護

—1968年

著作権時事	社会・文化時事
1. — 五味康祐, 小説新潮昭和31年5月号に発表した小説「指さしていふ」の冒頭部分が奈良県の詩人の作品とソックリと指摘され, 文章の借用を認める。 2. — 山崎豊子の婦人公論連載小説「花宴」, レマルクの「凱旋門」(山西英一訳)の訳文と酷似している部分(10カ所)があることを指摘され, 同人は「秘書任せの資料集めの手違い」と弁明。 2. — 山崎豊子の「花宴」, 芹沢光治良の「巴里夫人」及び中河与一の「天の夕顔」からの「盗作」も問題とされ, 非難の声高まる。 2. — 東芝音工が2月21日発売を予定していた「イムジン河」のレコード(作詞, 作曲者不明)に対し, 在日朝鮮人総連合会より, 朝鮮人民共和国の歌曲で作詞・作曲者もハッキリしているとして抗議申し入れがあったため, 東芝は発売取り止め。※その後各社食指を動かすが歌詞が問題で結局実現せずに終わる。 3. 25 星新一の「福の神」中の「太郎稲荷」が朝日ソノラマ発行水木しげるの漫画集「猫又」の中で無断使用され, 星より抗議, 同書絶版, 陳謝して解決。 3. 28 山崎豊子の「花宴」問題を取上げた文芸家協会, 同人に自発的退会を勧告, この日丹羽会長より同人の退会発表。 3. — 本年度中わが業界が海外諸国のデザイン, 商標を模倣したとしてクレームを持込まれたもの20件, 海外諸国によるわが国商品, 商標の模倣116件。 4. 1 元読売記者三田和夫, 松本清張「深海潮流」を自著の「盗作」であるとして東京地検に告訴。※7月5日不起訴決定。 4. 1 日本音楽著作権協会・日本民間放送連盟間に契約, 諒解事項(1)ラジオ及び同(2)テレビ成立。	1. 29 東大医学部自治会, 無期限ストに入る。東大紛争はこれより, 医局長カン詰め(2. 19), 入学式中止(3. 28), 安田講堂占拠(4. 12), 機動隊導入(6. 17), 大河内総長辞任(11. 1), 文学部長耿禁(11. 4), 44年度入試中止決定(12. 29)と次第にエスカレート。 3. 3 反代々木系学生, 王子野戦病院反対デモで警官隊と衝突。基地反対闘争これより佐世保事件(5. 6), 米機墜落九大事(6. 4), 新宿デモ(8. 8)と拡大。 3. 31 1967年度(1967. 4~1968. 3)の国民総生産43兆1000億円を超え, 自由主義国では米・西ドイツに次ぐ世界第3位と推定。※1968年度は国民総生産では世界第2位, 国民所得は世界第20位。 4. — 東京国税局による約20億円の「脱税」摘発を発端として, マンモス日大, 紛争に入る。 4. 5 日本政府, 米國との間の小笠原島返還協定に調印。 4. 25 東名高速道路一部開通, 事故続出。 8. 8 札幌医大教授和田寿郎, 宮崎信夫に対し, 日本最初の心臓移植手術執刀。※患者は10月29日死亡。

機関を設立する条約に加入。

10. 25 イギリス・意匠著作権条令(ある種の製品のデザインの著作権に関する法を改正するため、並びに関連目的の法律)制定。 ※1956年イギリス著作権法中、インダストリアル・デザインに対する特例を規定している§10の修正。
- この年 マレーシア・シンガポールの現行著作権法を修正する法律案公表。 ※同国では現在1911年イギリス著作権法適用。

万国著作権条約加入

11. 19 マルタ。

同盟に対し、著作権仲介業務法による仲介人許可、同時に著作物使用料規程、業務規程、著作物管理手数料規程、著作権信託契約約款に対しても認可。

この年の著作権制度審議会(総会)開催状況

2. 7) 著作権法の全部を改正する法律案(第3次案)について。
2. 14) 著作権法案について。
4. 4 著作権法案について。
6. 11 日本音楽著作権協会著作物使用料規程一部変更認可について。
9. 11 会長(中川善之助)の選出等について。
11. 13 日本文芸著作権保護同盟の業務実施の許可ならびに著作物使用料規程の認可について。

7. 15 ミソ新文化協定締結。

7. 1 ユネスコ・BIRPI(知的所有権保護国際合同事務局)共同主催で、著作物の写真複製に関する専門家委員会開催(パリ)、専門家として野村義男、顧問として佐野著作権課長出席[~7.5]。

7. 6 アムステルダムで開催の国際出版者協会第18回会議、未開発諸国の著作権使用料を無償とする議定書に反対し、各国政府に対し批准を行なわないよう申し入れることを満場一致で決議。

9. 23 1966年第14回ユネスコ総会で採択された翻訳家の権利に関する専門家委員会開催(パリ)、「勧告」作成、日本翻訳家協会専務理事森川宗興出席[~9.27]。

9. 24 第6回同盟調整委員会開催(ジュネーヴ)、在ジュネーヴ代表 部坂井一等書記官等出席[~9.27]。 ※この委員会

4. 1 新潮社発行ジャン・ジュネ全集第4巻所収「四人たち」は自分の翻訳によると抗議した者があり、翻訳者もこれを認めたので、新潮社は本を回収。

4. 30 日本映画監督協会、鈴木清順問題に関する会議で、鈴木事件は、文化的財産の侵害であり、広くいえば表現の自由を弾圧し、著作権を侵害するものであると決議。 ※鈴木清順問題とは、日活が鈴木清順監督を不当解雇し且つその作品を封鎖したというもの。

5. 3 日本美術家連盟会員である松坂康ほか26名の画家・彫刻家たち、戦争画を無断複製して「大東亜戦争絵画美術集」を発行した清風書房(代表者長嶋正己)を被告として、著作権、人格権侵害による損害賠償及び謝罪広告請求の訴えを東京地裁に提起。

5. 30 日本放送作家協会・日本民間放送連盟、「ラジオ・テレビ放送に関する団体協約書」に調印、付属諒解事項、契約書式。

6. 7 元日活監督鈴木清順、不当解雇と名誉毀損を理由に、日活株式会社に対し損害賠償及び謝罪広告を請求する訴訟を東京地裁に提起。

6. 21 大山倍達「ジス・イズ・カラテ」(日本出版貿易株式会社発行)のフランス語版が著者・発行者に無断で出版されたので、著者よりパリのジュード・インタナショナル社に照会並びに損害金を請求、同社は著作権侵害の事実を認め、賠償金を支払う。

7. 11 文芸家協会、使用済み原稿の返却を新聞・雑誌・出版社に求めることを決め、その旨の文書を関係各社に発送。

7. 一 料飲社交業者より成る著作権法改正反対期成同盟、レコード二次使用料阻止のため各業者店頭掲示用の「改悪反対ポスター」を作成。

7. 24 蓄音機レコード協会、長崎市を中心に北九州一円にカートリッジ・エイト・テープの不法複製品が出廻っているとの情報に基づき実情を調査、製造者を探知した上内容証明により警告文を発送。

8. 6 静岡大学助教授藤本治、旧制静岡高校戦没者

10. 25 最高裁、八海事件被告4名に無罪判決を宣告。

10. 17 ノーベル文学賞、川端康成に決定。12月10日授賞式。
"川端ブーム"起る。

この年「徳川女刑罰史」に始まるエロ・グロ映画氾濫。

3. 31 アメリカ大統領ジョンソン、北爆の一方的停止を発表。

4. 4 米国黒人運動の指導者暗殺され、各地に黒人暴動勃発、暴動拡大のため政府はシカゴやワシントンに連邦軍を派遣して大量検挙(6.6)。

5. 一 フランスに"5月危機"発生、学生デモの警官隊との激闘(5.4)、パリの労働者の工場占拠(5.16)、銀行の閉鎖・パリの10万人のデモ(5.29)からヨーロッパ各地でフラン売り拡大。

7. 15 ミソ新文化協定調印。

8. 20 ソ連・東欧軍、チェコスロバキアへ抜打ち侵入。

はBIRPIの管理等に関する事項について
スイス政府に助言することを目的とするもの。

10. 14 BIRPI事務局長招請により、
衛星通信の著作権問題に関する作業部
会、ジュネーブで開催。専門家として安
達健二、技術顧問として野村義男出席
〔～10.16〕。

11. 25 IFPIアジア太平洋会議、ホン
コンで開催。会議の目的は(1)この地区の
レコード二次使用権の確立と(2)海賊盤レ
コード問題、日本蓄音機レコード協会長
安藤稔出席。

遺稿集「地のさざめごと」を著作権及び著作人格権
侵害とし、発行所講談社に販売中止その他を要求。

10. — 青木信光、謝国権の「愛」は「医学カード」のデ
ザイン(モデルのポーズ)盗用といきまき、謝は「元
祖は私の“人形”使用」と反撃。

10. 13 有線テレビ会社、東京新宿で営業開始、加入
金25,000円、会費月額500円、テレビ局の諒解が得
られなかったため“臨時施設”として開業したが、11
月13日NHK・民放とも了解。

11. — 川端康成のノーベル賞受賞後、韓国に“雪国
ブーム”出現、受賞の翌日出版し、たちまち10万部
突破、1ヵ月以内に20余種出版(全部無断出版)。

11. 17 川端康成、ノーベル文学賞の賞金(邦貨約
2,400万円)に対する課税問題起こり、文学は“学術”
かが問題となったが、結局非課税ときまる。

11. 18 布川角左衛門、“長年にわたる著作権、出版
権の擁護に活動”その他により菊池寛賞受賞。

11. 20 シナリオ作家協会・民間放送連盟間に、テレ
ビ放送に関する団体協約締結、了解事項成立。

11. 20 日本文芸著作権保護同盟、著作物使用料規程
認可に伴い、NHK及び民間放送連盟との間に、著
作物使用に関する実務協定(付属、諒解事項)締結
(NHKは11.25付け)。

11. 25 童画家・洋画家(初山滋ほか22名)、小学館を
被告として、著作権及び人格権侵害を理由とする損
害賠償、謝罪広告請求の訴えを東京地裁に提起。

※第1回口頭弁論期日12月4日。

11. 29 蓄音機レコード協会会長安藤稔、台北におい
て汎台湾レコード協会会長と会談、海賊盤レコード
問題について話し合うも、汎会長は「台湾に海賊盤
なし」と返答。

12. 11 新著作権法案国会の上程促進大会開催、「新著
作権法案の国会の上程促進に関する陳情」を採択、全
国会議員に陳情することを決議。

12. — 日本書籍出版協会、翻訳権10年留保に関し、
学者、翻訳家等に対するアンケート実施。※回答を

まとめてパンフレットを作成，各関係方面に配布(44. 2)。

12. 31 昭和36年～43年の8年間に於ける東京地方裁判所民事第29部(工業所有権部)の工業所有権事件及び不正競争事件数

	本 訴	仮処分
工業所有権	661	668
不正競争	63	103

判例 ①東京地裁，「大東亜戦争絵画美術集」の複製販売等禁止仮処分命令を決定，申請人松坂康ほか26名。相手方清風書房(代表者長嶋正己)，②東京地裁，ワン・レイニイナイト・イン・トーキョー事件，(原告インターナショナル・ミュージック・パブリッシャー，被告鈴木道明・日本音楽出版株式会社)，別件名誉毀損事件(原告鈴木道明・被告北川孫次ほか)いずれも原告の請求棄却の判決[5. 13]。

文献 ①宮田昇「東は東，西は西一戦後翻訳出版の変遷一」(早川書房)，②長野伝蔵「わが国著作権法制の沿革」(著作権資料協会)，③シドニー・ジュメル著佐々木能理男訳「ミュージック・ビジネス」(著作権資料協会)，④伊藤信男「著作権事件と著作権判例(改訂版)」(文部省)，⑤法貴次郎「著作権法案論評」(東海大学出版部)，⑥松井正道「著作権契約法」(著作権資料協会)，⑦野村義男「米国最高裁のCATV判決について」(著作権資料協会)，野村義男「流動化する世界の著作権事情」(著作権資料協会)，⑧松井正道「音楽著作物の同一性が争われた事例(その他)」(判例タイムズ225)，⑨牛木理一「インダストリアルデザイン—その保護と美の研究」(パテント昭和43. 9～11. 同44. 1. 3)，⑩「ストックホルム知的所有権会議報告書」(文部省)。

1. 21 フランス・カンヌ市で第2回国際音楽及び楽譜出版市開催[～27]。 ※目的はアイデアの交換，新契約の締結等，約4000点の新歌曲が紹介され希望者がそれぞれ新契約を締結。

昭和43年(1968)

--	--

(348)

昭和43年(1968)

6. 17 アメリカ合衆国・CATV事件最高裁判決、
下級審の判決（1審1966.5.23, 2審1967.5.22）を
覆えし、CATVは著作権侵害ではないと判示。
この年 同国・ASCAP本年度総収入59,102,631ド
ル, うち国内使用料51,338,814ドル, 外国団体より
の収入7,763,817ドル。

(349)

著作権100年史年表

昭和44年12月発行

編者 伊 藤 信 男

発行者 文 化 庁

印刷所 第一法規出版株式会社

電話 東京(404)2251(大代表)

(非 売 品)
